

勞働全集

R366.059-R64-Kウ
R64
K⑦
1200800312850



始



勞働年鑑

R366 059-R64-Kウ



•1200800212850•

R366.059

264

K⑦

1961

昭和三十六年版

労働年鑑

財団法人

桂労働関係研究所



R



U 75133

発刊のことば

前年版の「発刊のことば」の中で、私は、「階級政党たることを積極的に拒み、且つ、階級闘争の行きすぎにひどく警戒的な西尾末広氏の新党運動が展開され、労働組合戦線の再編成にまで波及するものと予想され、大体に於て、広く世論の支持を受けて居るようである。吾々も亦、この運動によつて、階級意識、階級闘争の行きすぎ、議会主義の軽視など、戦後の無産運動が各方面に於て冒してきた数々の誤が正されることを期待したい。」と述べた。しかし其の後の内外の情勢は益々きびしい。折角雪解け路線の大きな伸長を予想された東西首脳会談は、U2機問題にからんでみじめな最後をとげ、コンゴ問題の紛糾は東西衝突の最尖端を示すものとして、危機の並々ならぬことを思はしめる。

この世界的規模に於ける東西の対立激化は、国内にあつては安保改定をめぐる広汎な改定反対国民会議の成立を促し、岸内閣の強引な措置は、国民会議の強力な直接行動を激発し、院内も院外も全く秩序が失はれ、可憐な一少女の犠牲をもたらした。三池争議の実力行使も死者一人と多くの負傷者を出し、岸、河上両氏に対する右翼テロは終に浅沼社会党主刺殺のクライマックスに達した。どうしたら内外のこの危機から日本国民は自分を護りおおせるだろうか。国民はどの途を択ぶであろうか。それは来るべき目前の衆議院議員総選挙を通じて、国民が自ら之れを決定しなければならぬ。その結果として、世界平和と、国民生活の安定と、本道の民主政治の確立に一步でも近づくことを衷心から祈念しつつ、本集を世に送る。あたかも衆議院解散の日に直面する。寔に感慨無量である。

一九六〇、一〇、二四

財団法人 桂労働関係研究所
理事長 桂 梶

労働年鑑 (昭和三十六年版) 目次

第一部 日本

特集Ⅰ 貿易自由化と労働問題

- 一 「貿易自由化」の意味……………三
- 二 貿易自由化の条件と背景……………五
- 三 貿易自由化と産業近代化……………九
- 四 自由化をめぐる社会・労働問題……………二六
- 五 自由化の労働政策 (むすび)……………三〇

特集Ⅱ 第二組合論

第一篇 労働経済

- 一 労働経済概観……………五九
- (一) 日本経済分析の盲点……………五九
- (二) 二重構造の実態……………六三
- (三) 二重構造解消へのプロセス……………六六

四 三十四年労働経済の諸特徴

二 雇用・失業

- (一) 概況……………七
- (二) 労働力状態と就業の動向……………八
- (三) 雇用労働力の動向……………八
- (四) 失業の動向……………九
- (五) 近代化する労働市場状況……………一〇
- (六) けわしい完全雇用への道 (むすび)……………一七

三 賃金

- (一) 概況——賃金構造は改善されたか……………二〇
- (二) 名目賃金水準の動向……………二五
- (三) 給与構成の動向……………二九
- (四) 最低賃金の決定状況……………三三
- (五) 混乱する賃金論争 (むすび)……………三五

四 勤労者家計

- (一) 概況……………一八
- (二) 消費者物価の動向……………一六
- (三) 世帯収入の動向……………一五

- 四 世帯支出(実支出)の動向……………一六六
- 四 家計収支の状況……………一七〇
- 六 低所得層の家計状況……………一七三
- 七 住宅事情の推移……………一七四
- 八 今後の家計の問題点(むすび)……………一七七
- 五 労働条件……………一八〇
 - (一) 概況……………一八〇
 - (二) 労働時間の動向……………一八四
 - (三) 労働災害の動向……………一八七
 - (四) 時間と安全への正しい態勢へ(むすび)……………一九〇

第二篇 労働行政……………一九二

- 一 一般労働行政……………一九二
 - (一) 概況……………一九二
 - (二) 労政行政の動向……………一九五
 - (三) 労働基準行政の動向……………一九五
 - (四) 職業安定行政の動向……………一九七
- 二 労働委員会……………一九九
 - (一) 労働委員会(中労委・地労委)……………一九九
 - (二) 公共企業体等労働委員会……………二〇六
 - (三) 船員労働委員会……………二〇〇

第三篇 労働運動……………二〇二

- 一 概観(運動の高揚と後退)……………二〇二
 - (一) 安保斗争への集約……………二〇三
 - (二) 産業別組織化への動き……………二〇六
 - (三) 荒れる労働戦線……………二〇三
- 二 労働組合組織の動向……………二〇七
 - (一) 労働組合の結成状況……………二〇七
 - (二) 組織労働者の分布状況……………二〇九
 - (三) 労働協約その他の締結状況……………二〇九
- 三 労働争議の動向……………二一一
 - (一) 概況……………二一一
 - (二) 労働争議の構成的動向……………二一四
 - (三) 主要労働争議の動向……………二一六
- 四 労働組合運動の動向……………二一五
 - (一) 一般的動向……………二一五
 - (二) 三十五年春斗の動向……………二一七
 - (三) 秋季年末斗争の展望……………二二〇
 - (四) 深刻化する総評・全労の抗争(むすび)……………二二三

第四篇 経営者団体と労務管理……………二二六

- 一 経営者団体の活動……………二二六

四 日本共産党の動向……………二二七

第七篇 農家経済と農民運動……………二二三

- 一 転機に立つ日本農業(概観)……………二二三
- 二 農家経済の動向……………二二六
- 三 農民運動の動向……………二二九

第二部 海外……………二六一

第一篇 世界労働情勢概観……………二六三

- 一 世界政治・経済の動向……………二六三
- 二 世界労働の主要問題……………二六九
 - (一) 労働時間短縮問題の動向……………二六九
 - (二) 窮迫する欧州の労働市場……………二七二

第二篇 アメリカ合衆国……………二九六

- 一 概況……………二九六
- 二 労働経済……………二九六
 - (一) 概観……………二九六

第六篇 無産政党政運動……………三〇三

- 一 一般的動向(試練を受ける社会主義政党)……………三〇三
- 二 民主社会党の動向……………三〇四
- 三 日本社会党の動向……………三〇一

第五篇 労働生産性問題……………三〇三

- (一) 三十四年十月の日経連臨時総会……………三〇六
- (二) 三十四年度における経営者団体の活動状況……………三〇八
- (三) 第十三回日経連定時総会……………三一一
- 二 労務管理……………三一一
 - (一) 従業員関係の管理……………三一九
 - (二) 人間関係の管理……………三〇一
 - (三) 組合関係の管理……………三〇三
 - (四) 労務管理諸制度の実施状況……………三〇五

一 労組と生産性向上運動(概観)……………三二二

- 二 労働生産性の動向……………三二六
- 三 生産性向上運動の現況……………三三一
 - (一) 五周年の成果と問題……………三三一
 - (二) 労働生産性と賃金斗争……………三三三
 - (三) 生産性本部の新年度事業計画……………三三五

- (一) 一九五九年の雇用 四〇〇
- (二) 労働力化率と失業 四〇一
- (三) 労働時間 四〇三
- (四) 二つ以上の職業を持つ者 四〇四
- (五) 賃金 四〇六
- (六) 物価 四〇六
- (七) 物価 四〇六
- 三 争議 四〇九
- (一) 概観 四〇九
- (二) 鉄鋼スト 四二一
- 四 労働災害 四二四
- 五 AFL・CIO大会 四二五
- 六 組合の汚職不正行為 四二七
- 七 労働関係立法 四二八
- (一) 労使報告および公開法 四二八
- (二) 臨時失業手当法の延長 四二九
- (三) 連邦公務員健康保険法 四三〇

第三篇 英連邦

四三

イギリス

四三

- 一 一般経済情勢 四三
- (一) 需要の動向 四三

- (一) 生産の動向 四四
- (二) 物価の動向 四五
- (三) 国際収支 四五
- 二 労働経済 四六
- (一) 雇用および失業 四六
- (二) 賃金および物価 四七
- (三) 労働時間 四七
- (四) 労働災害による死亡 四七
- 三 労働組合の動向 四八
- (一) 組織状況 四八
- (二) T・U・C年次大会 四九
- 四 労働争議 四九
- (一) 争議統計 四九
- (二) 主要争議 四九

オーストラリア

四〇

- 一 経済の動向 四〇
- 二 労働情勢 四一
- (一) 雇用と失業の動向 四一
- (二) 賃金の動向 四三
- 三 労働組合および労働争議 四四
- (一) 労働組合 四四

- (一) 労働争議 四五
- カナダ 四六
- 一 経済の動向 四六
- 二 雇用および失業 四八
- 三 労働条件 四五〇
- (一) 賃金の動向 四五〇
- (二) 労働時間の動向 五一
- (三) 有給休暇 五一
- 四 労働組合と労働争議 五一
- (一) 労働組合の動向 五一
- (二) 労働争議 五一

第四篇 フランス

四五

- 一 概況 四五
- 二 労働経済 四五
- 三 労働争議 四九
- 四 労働組合の大会 四六
- 五 労働関係法令 四六

第五篇 西ドイツ

四六

- 一 概況 四六
- 二 生産活動 四六
- 三 需要面の主な動向 四七
- (一) 製造業新規受注 四七
- (二) 貿易の動向 四七
- 四 物価動向 四七
- 五 雇用ならびに失業の動向 四七
- 六 労働時間の動向 四七
- 七 賃金の動向 四七
- 八 家計の動向 四七
- 九 労働争議 四七

第六篇 イタリア

四七

- 一 概況 四七
- (一) 貿易と観光収入 四七
- (二) パノニー計画の成果と修正 四八
- 二 労働経済 四八
- 三 労働関係法令 四七

第七篇 ソ連および東欧諸国

四九

- 一 一般情勢 四九二
- 二 労働経済 四九三
- 三 労働組合の活動 五〇三
- 四 労働関係法令 五〇五

第八篇 中華人民共和国 五七

- 一 軌道にのる中国経済 五七
- 二 都市人民公社の実態 五三
- 三 労働経済・労働組織の現況 五五

第九篇 A・A諸国 五九

(アジア・アフリカ・中近東)

- 一 概況 五九
- 二 労働経済 五三
- 三 組合活動 五二
- 四 労働関係法規 五四

第十篇 ラテン・アメリカ諸国 五五

- 一 一般情勢 五五

- 二 労働経済 五七
- 三 組合活動 五九
- 四 労働関係法規 五六

第十一篇 国際労働機関(ILO) 五三

- 一 概要 五三
- 二 第四十三回国際労働総会 五五
- (一) 採択された条約と勧告 五五
- (二) 放射線対策その他 五七
- (三) 総長報告と一般討議 五九
- 三 産業委員会 五八
- 四 その他の諸会議 五八

第三部 資料 一

注一 第三部は左横組で巻末から始まる。

- 第一篇 労働日誌 三
- 一 国内労働日誌 三
- 二 海外労働日誌 二

第二篇 労働関係団体 四二

- 一 日本 四二
- (一) 主要労働組合系統表 四二
- (二) 各種上部団体 四三
- (三) 主要労働組合代表者その他一覧 四六
- (四) 主要経営者団体 五一
- 二 海外 五七
- (一) 労働者団体 五七
- (イ) 国際組織 五七
- (ロ) 各国全国的組織 五七
- (ハ) 経営者団体 五八
- (ニ) 国際組織 五八
- (ヘ) 国別経営者団体 五八

第三篇 労働関係官庁と法規 六七

- 一 労働関係官庁 六七
- (一) 労働省機構並びに組織一覧 六七
- (二) 中央労働委員会 六八
- (三) 公共企業体等労働委員会 六八
- (四) 船員中央労働委員会 六九
- (五) 中央最低賃金審議会 七〇
- (六) 中央労働基準審議会 七〇

第四篇 労働統計表 五

- (七) 中央職業安定審議会 七
- (八) 労働保険審査会 七
- 二 労働関係諸法規制定改廃一覧 三
- 第四篇 労働統計表 五
- 一 国内労働統計表目次 五
- 二 海外労働統計表目次 六
- 労働統計表 二

第一
部
目
本

いま日本の経済界は、「自由化」という名の「妖怪」に振り回されているといわれている。一見、まことに奇妙な表現ではあるが、わが国で実質的な自由化措置がとられはじめたのは昨五九年下半期以降、とくに暮以降のことで、きわめて急テンポに自由化が進められているようにみえながら、その中身は予想外に空虚であり、各方面で一生懸命その正体をつかもうとしているものの、群盲象をなでるの域を脱していないようであるし、しかもこの自由化が、いまや経済界を動かす「最大の力」となりつつあることは、なにびとも否定できなくなっている。経済ジャーナリズムの世界で、この一カ年「自由化」の言葉を見なかつたり耳にしないことは一日もない。それが昨年十月、東京でガット総会が開かれるまで、ほとんど表面化しなかつたことを思うと、昨今の「自由化ブーム」、という若干語弊はあるが、「自由化」の是非、方法、内容、さらにその

特集 I 貿易自由化と労働問題

一 「貿易自由化」の意味

背景や影響等の問題をめぐる政財界、産業界、労働界、それに学界、評論界までも含めての、各界それぞれ内部での論争のかまびすしさはまことに対照的であり異常でさえある。まさしく、自由化の「妖怪」に、日本経済の各界はみんな振り回されている感であり、しかもこれほど各方面の利害の錯綜する問題はまれであるといつていい。

では、そもそも「自由化」とは何か、そしてそれが何故これほど問題にされるのか、ということから本題に入ることにしよう。

いわゆる自由化問題が、とくに日本経済の問題として登場したのは昨五九年春頃からで、彌来一年半後の今日では、なんでもかんでも自由化といわれ、むしろ正常化と呼んだ方がよい事柄まで含めて、かなり広義に乱用されている嫌いがあるが、厳密には、貿易の自由化、つまり輸入数量制限と為替管理（この両者が外貨割当制—F A制—によって実施されている）、対米輸入差別待遇、双務協定など、政府によって貿易・為替取引に課せられている直接統制を撤廃し、完全な自動承諾制（A A制）に移行するこ

と、と解すべきであつて、自由化という言葉からすぐ連想されるような、経済の一切の活動が古典的な自由主義の世界にかえるというような非歴史的な考え方から区別することが、まず必要であろう。ただここで貿易・為替の管理撤廃といつても、その底には当然産業の国際競争の問題があり、またそれと結びつく通貨信用体制の問題、つまり資本取引の自由化に問題の範囲が及んでくることはいうまでもない。

しかし、右のように自由化問題を一応貿易自由化、つまり貿易・為替及び資本取引の自由化の問題として限定する場合においても、なおその意味は必ずしも十分ではない。実際問題として、今度のわが国の自由化は、初めから自由諸国・資本主義諸国の貿易の自由化を指向するものであつて、ソ連や中国との貿易の再開とは全く関係がない。またコム（輸出統制調整委員会）やチンコム（コムムの諮問委員会の一つで、対中共貿易の統制に当る）の廃止もしくは緩和は、まさに貿易自由化にちがいないのだが、こんどの自由化の概念には初めから含まれていないからである。そこに、明らかに体制的ないし地域的な限定がおかれているという事は、自由化は世界の大勢であるといつても、世界資本主義における自由化潮流に他ならないし、この潮流との関係において日本経済の自由化問題が観念されねばならないということになる。

さらに、いま一つ重要なことは、自由化問題における日米関係ということで、昨春秋以来わが国で急激に自由化問題が登場したのはアメリカの強い要求によるもので、第二の黒船の来航のようなものだといふ人もあり、また同時に、日本が資本主義国である限り、それに参加せざるを得ない何か内部的誘因が無ければ、政府や財界の主脳といえども、まだ準備の十分でないこの時期に、自由化に踏み切る積極的な理由はあるまい、という人もあるほどで、この特定の時期における日本の自由化発足の特殊な意味が、仲々問題であるということである。

このようにしてみると、貿易自由化の意味は、理論的にも実際的にもかなり複雑である。そこにいわゆる自由化論議が、すでに政府の自由化政策が発足して、いよいよ本格化しつつある今日、なお依然として各方面で取上げられている理由もあろうが、以上のことの要約として、ここで一応、貿易自由化とは何かということについていえることは次の如くであろう。

①貿易の自由化は資本主義世界市場の内部における貿易・為替及び資本取引の自由化である。それは社会体制の如何をとわず、どこの国とも自由に経済交流をやるということを示すも意味しない。

②貿易の自由化は主として輸入貿易について、国家管理をやめ、相手国や通貨種別による差別待遇や、輸入禁止な

一一 貿易自由化の条件と背景

いし抑制などの人為的統制を廃止し、内外資本による自由競争を認めることである。そしてそれは日本では、外貨予算のなかでの為替割当（FA制）による輸入品目をへらし、自動承認（AA制）品目をふやすという形で行われる。

③為替の自由化は、為替相場の自由化によつて、通貨価値が国際取引に反映できるようにするとともに、貿易取引など經常取引にもなる資金の移動を自由化し、さらに進んで資本の移動の自由をめざすものである。したがつて、為替自由化が本格化すれば外資の流入や資本の流出は自由になる。

④こんどの日本の貿易自由化政策は、何よりも「アメリカの圧力」によるものであるが、それと同時に日本産業の近代化のための前提条件でもあり、至上命令であるともいわれているところに問題がある。

⑤したがつて、日本における自由化政策の実施に当つて各界でのさまざまな論議が絶えず、たまたま安保改定問題とも絡みあつて、純経済問題としての政府のあわたたしい取上げかたには、農民、中小企業者及び労働組合などから、ますます多くの不安や疑念が惹き起こされるに至つて

日本における今次貿易自由化の意味するところが、単にその経済的な一つの政策としての操作ないし方法それ自体の問題としてだけでなく、むしろそれ以上に国の内外にわたる政治的並に社会的な問題をも広く包摂しているかの如くであるとすれば、そもそもこの自由化政策がどのような条件と背景の下に必然的に打出されざるをえなかつたかについて、日本の場合に焦点をしぼつて、もつと深く追求してみる必要があるようである。

まず、自由化の世界的潮流についていえば、周知のように、戦後の世界的なドル不足に苦しんだ西欧各国が、これを解決するため一九四七年、欧州経済協力機構（OEEC）を作り、加盟十六カ国内の輸入制限緩和に乗り出したのが自由化のはじまりといわれているが、その後一昨五八年末、西欧十五カ国の通貨は一斉に交換性を回復し、欧州共同市場が事実上結成されるに及んで、昨五九年一年間は世界中いたるところで「貿易の自由化」が論議され、欧州諸国の為替自由化、関税引下げは著しく進展するに至つたこと、とくに昨五九年秋から、イギリスを初めとして、フランス、デンマーク、イタリー、ドイツなどの各国のドル商品の輸入の自由化率が大きく高められたが、それはたまた

たま同年秋のIMF（国際通貨基金）の総会（ワシントン）やガット（関税貿易一般協定）の総会（東京）でアメリカ代表が世界の他の国々に強く要求したものであること、とくにガットの東京総会ではデ・ロン国務次官は、アメリカの国際収支の赤字が四〇億ドルにのぼっていることを指摘してドル商品の輸入制限の撤廃を要求し、もし輸入制限が存続するならばアメリカは外国からの輸入を引締めることになるだろうと強硬態度を示したのみでなく、この機会に宿願のガット三十五条対日援用の撤回を期待していた日本は逆に、①日本の産業はあまりにも政府の保護を受け過ぎていて、②貿易制度、とくに輸入制度のなかに複雑で差別的な特別外貨割当て、リンク制、バーター制などが多く、自由化がおくれている。③特に対米差別一〇品目の自由化がおくれている、などの諸点について各国の集中攻撃を受けたこと、そして、このようにして「貿易自由化の波は日本の岸にも押し寄せてきた」といわれる事態が出現したことであつた。

しかも右のような事態について、「今次の貿易の自由化は、過去の苦い二回にわたる大戦と世界恐慌の経験から学びとつた新しい国際経済協力機構IMFやガットの下での自由化であり、各国内部の国際収支や雇用事情、経済の安定と発展、国内均衡と国際均衡との適度の結びつきを配慮した上での商品及び資本の国際的流通の円滑化を目的とし

ている。無理をせず、漸次段階を追つて自由化を進めればよいのであつて、一挙に急激な強行を命じている訳ではない」と、政府及び自由化政策の提唱者ないし積極的推進者は自由化への理解を国民に訴えるのである。

だが、どうしてこれまでアメリカがIMFやガットの精神に忠実であつたし、今後もそうであるという保障や裏付けが与えられるかは別としても、一般に、一国の貿易の自由化は、それに見合つて他国が自由化を進め、相互の貿易量全体を増大させる方向に向うという条件がなければ、その国の経済成長に必ずしもプラスになるものではない。いま日本が貿易の自由化をしたからといって、他国がその輸入を自由化し拡大する条件があるかを考えてみるがよい。アメリカは輸入を自由化するどころか、むしろ対日輸入制限を強化しようとしており、その国際収支の悪化を日本及びその他の西欧諸国の輸入自由化によつてカバーしようとしていることは明らかである。日本政府は、アメリカのこれ以上の輸入制限強化をおそれて、一方的な輸入自由化に応じたものとみてよい。昨五九年十一月、ビジネス・インタナショナル社の主催で対日投資に関する日米円卓会議が東京で開かれたときも、第二の黒船の来航のようだという声がかかれたほど、日本の為替管理や外資法の自由化をアメリカは強く要請しているし、今六〇年になつて、対ドル輸入制限六品目のうち、屑鉄、牛脂、ラードなどを四月以

後自動承認制に移すことなどの自由化基本方針を決め、その決定を携えて岸首相が安保条約改定調印のために渡米したときにも、それはアメリカへの手みやげのようなものだといわれたのである。

このように最近におけるアメリカ側の貿易自由化の要永は、とくにわが国に向つて強く向けられているにもかかわらず、政府及び自由化積極論者は、それが世界の大部分であり、またそれによつて日本経済の体質が改善されると、この二つのキャッチ・フレーズを繰返えし流布してきた。そして自由化をやればアメリカその他の相手国でも輸入制限を緩和してくれるであろうし、原料の輸入はますます楽になる。そうすれば例の「比較生産費」の原理によつてわが国に有利な商品生産の特化が行われ、輸出も盛んになるし、経済成長も促進される。自由化は一般消費者の立場からみても悪いことではない。幸いに、わが国の外貨保有は十三億ドルを超えてかなり豊富になつている。いまが自由化にふみ切る絶好の機会である——といったような追隨的な楽観論もかなり多いようである。しかし、右のように貿易・為替自由化の問題を、単にFA制からAA制へとか、「自由化率」とかいったような技術的な概念だけに解消してしまう考え方とか、また比較生産費、経済成長、経済安定、完全雇用といったような「近代経済学」の概念でこの問題を処理しようとする態度は、前掲のようなアメリカ資本

主義の要求に基いて起つた「自由化」の具体的な、また歴史的な意義や背景をはじめからみようとしていないのである。

ただ、自由化が世界の大勢であり、バスに乗り遅れてはならないといわれるのは、さきにも触れたように西欧諸国の自由化の予想以上に急速な進展である。五八年末西欧諸国の通貨の交換性回復、資本取引の大幅な自由化が達成されて、貿易自由化についてもマーシャル・プランの発足以来十年をかけてOECE加盟諸国はその平均で九〇%に近い水準に達したのである。しかしこの西欧諸国の自由化の場合には、それと同時に地域化の形成がなされていることが極めて重要なのである。即ち仏、西独を中心とした六ヶ国の「欧州共同市場」と、イギリスをはじめとするOECE内の他の七ヶ国の「欧州自由貿易地域連合」の成立がこれである。この地域化は、たとえば共同市場に属する西独を例にとるならば、西独巨大企業にとつてその販路の組織化と拡大を保証するものであり、まずこの第一段階の成果の上に企業は大量生産化、合理化、オートメ化など次々と技術革新の採用を可能にした。また逆に、この広域市場化は新しい飛躍的な技術進歩、生産力の新しい水準に照応した市場形態でもあつた。しかも、この地域化の形成とその内部における自由化の成熟によつて強められた力は、さらにその地域の外部に向つて自由化を訴え、また外部からの

自由化圧力に選択的に応ずることができる。それは貿易の自由化が結び目となつて共同市場内の企業の国際的なカルテル化や、縦の系列化が急速に進行したからである(例えば、仏独白伊の四航空会社の連合によるエア・ユニオンの結成、電力部門での大団を結ぶ送電線整備計画、弱電部門でのフリッツプス、ラジオテクニク、バルボなど、フランス、西独の三社の真空管製造協定など)。このことは、端的にいつて、西欧商品がアメリカ商品とほぼ対等の競争を挑みうる水準に高まつたことを意味するわけであり、ここにアメリカの自由化圧力に対して西欧諸国が選択的態度をとりながらも、なお基本的方向において自由化を受け入れる主体的条件をもつに至つてゐることを示唆している。かくて、自由化が世界の大勢であるといわれる場合、前述のように、①地域化を跳躍板とする新しい西欧諸国の自由化要求と、②今までのから、そして最近自らの国際収支の逆調によつてさらに強まつたアメリカの自由化要求、との二つがその実体をなしているわけであり、わが国の場合、とくに現段階でのアメリカの、端的にいつてそのビッグ・ビジネスの切実な要求に端を発していることは、さきにふれた昨年のガッド東京総会でのアメリカ代表の発言によつても明らかなることであらう。そしてここに日本の貿易自由化問題の国際的背景を窺ふことができるのである。だが、それにしても、アメリカの自由化要求の基礎とな

つてゐるものは何かということである。たしかに、当面の問題としてはアメリカの国際収支の逆調があげられるであらう。即ち、アメリカの国際収支は一九五七年までは黒字だつたが、それ以後は赤字になり、金の流出が目立つてふえてきた。五八年は三四億ドルの赤字、五九年は三七億ドルの赤字で、金の流出も五八年中に二三億ドルに上り、五九年は一月―九月の間だけで一〇億四、二〇〇万ドルの流出であつた。そしてアメリカの金保有高は五九年末一九六〇億ドルとなつて二〇〇億ドルの大半を割つた。そのことは、より具体的にいえば、アメリカのビッグ・ビジネスがその巨大な生産機構のなからつくり出す生産物が、海外市場で思うように売れなくなつたことを意味する。同時にそれは他方での、これまで「所得革命」にもとづく莫大な消費需要と、「公私二重経済」による大きな政府購買とを二本の柱とする広大な国内市場の「神話」が漸く限界にきたことと相俟つて、アメリカが最近、グローバルな規模で貿易の自由化を要求するようになったことの現実の基礎であるといわれている。明らかに、そこにはまた、自由諸国の結合の強化、国際的財貨流通の復活、各国の完全雇用の達成、未開発地域の開発とその住民の生活水準の向上等々の尤もらしい理由がついてゐるが、実際はそうしなければアメリカの大企業が困る、というのも事実といつてよい。かくてアメリカ側の貿易自由化の要求が、とくに「自由化

率」の低いわが国に向つて強く指向されていることも背かれないわけでない。しかし、アメリカの国際収支の赤字は、それが世界資本主義におけるアメリカの相対的地位の変化とみることはできても、それを以て直ちにアメリカの優位性の後退とみることは当らないようである。自由化はもともとアメリカ独占資本の活動―支配領域の拡大であり、さきにふれた欧州経済協力機構(OEEC)の成立それ自体が、マニシヤル援助の受入れ機関として、アメリカの自由化要求を初めから背負わされながら発足したものであつたし、さらに最近では、西欧投資ラッシュ・ブームといわれるほどのアメリカ民間資本の西欧向け、それも製造工業投資の急増が、近年のアメリカの国際収支を逆調させる要因となつてゐるといわれているのである。だとすれば、前述の、アメリカの西欧諸国に対する対ドル差別待遇の撤回、自由化の要求と並んで、日本に対する貿易・為替の自由化の強い要求も、単に貿易収支を好転させる必要に迫られてゐるというだけのものでなく、究極の狙いが資本取引の自由にあることは、さきにもふれたように、昨五九年十一月、東京で開かれたビジネス・インターナショナルの円卓会議が、何よりもアメリカのビッグ・ビジネスの日本に対する民間投資のなみなみならぬ熱意を示すものであつたことにおいても、明かに看取されるところであらう。もちろん、このこと

が、昨五九年九月のキャンプ・デービッドの会談(アイク・フルシチョフ)を転機として始まつた両体制間の経済競争において、さらに今六〇年夏に予定されたアイクの訪ソ、東西首脳会談(いずれも中止ないし失敗に終つた)を前にして、何としても資本主義世界をグローバルな規模において自分の側に固く抱きこみ、政治的・軍事的にだけではなく、経済的に一体化しておきたいというアメリカの世界政策に通ずるものであつたといわれる所以のものは、恰も新安保条約の時を同じくして「自由化」が促進され、しかもその急がれた自由化の実質的内容が、他ならぬ新安保条約の第二条の「日米経済協力」と、まさにシノニムであることによるものであらう。

三 貿易自由化と産業近代化

わが国の貿易自由化問題の国際的な条件ないし背景は以上の如くである。しかしそれを以て、日本の「自由化」が、偏に「世界の大勢」という名の外来的な圧力、とくにアメリカの強請のみに係わるものであると結論するものと解釈してはならない。何故なら昨五九年秋以来岸政府が推進せしめて来た自由化政策は、それまでの極めて消極的に対応していたのに比べて、かなり積極的かつ強引であり、西欧諸国の場合に比べてはるかに急激である。とく

に今六〇年一月十二日に発表された貿易・為替自由化促進閣僚会議の自由化具体策と基本の方針は、今後三年以内に西欧諸国なみの九〇%の自由化を実現する断固たる決意をばつきりと示すものであつたとすれば、日本の自由化を海外からの圧力、外圧としてのみ捉えることは十分でない。日本政府は、いかに強い外圧があつたとしても日本に不利益に作用するのが自由化の主要な側面であるとしたら、これを積極的に受け入れないであろうし、まして自由化問題が前面に登場するにつれて慎重論ないし反対運動をいよいよ強めて行つた日本の一部の独占資本の意向を無視して、強力に自由化政策を推し進めることはできないからである。即ち政府の自由化政策は、基本的には日本独占にとつても有利なのだし、それどころか自由化しなければならぬ矛盾が、国内で現に成熟しているものであり、したがつて一部独占の自由化反対は当面の何らか目先の利害関係から発しているにすぎず、大局的には、政府と独占の自由化への意向は相反してはいないばかりか共同歩調をとりうるし、現にとつているのだ、と考える方が、むしろ適當であるかに見えるからである。

では、自由化が大局的には、日本の独占に有利でもあり、必然でもあると判断しうる国内的な条件なり基盤とは具体的にはどのようなものであるか。この問題は、いけば、自由化政策を採用しつづつある日本の主体的条件の検討

を意味し、なお多くの論議や異見のあるところであるが、

まずこれについて、一般ジャーナリズムではほほ次のような二つの見方が行われている。その一つは、通貨交換性回復後の西欧の自由化の歩みが、予想外に順調で、かつ急速であることが、次第にハッキリして来たこと。それが「バスに乗り遅れる」という空気を政財界に強めて「自由化」への危惧を払拭するに至つたことであろう。それは、事態の本質的重要性を感じながらも、交換性維持の可能性について疑問を持ち、交換性維持のためには貿易制限が強まる恐れもあるから、自由化は急ぐべきでないという意見が外務省あたりから流布されていた昨年初めの空気とは全く大きい違いである。もう一つは、いわゆる「岩戸景気」の持続が経済力にある程度の自信を与えたことである。一部の企業を除いて、大企業の収益は「神武景気」を上回る好調をみせ、輸出の好調によつて、外貨準備高は三十二年九月の四億五千五百万ドルから三十四年十二月末の十三億二千万ドルへ二年三カ月で八億七千万ドルの増加となつたことから、「自由化の問題は、その必要性や具体化の項目について実施の可否を検討する段階をすぎている。丁度世界経済は新たな好況に向い、わが国の国際収支も予想外の好調を続けていることは絶好の機会だ、この機会を失つては自由化が困難になり工業国中で唯一の不自由国になる。われわれはそれが国内不均衡の根本的解決を延ばし、対外競争

力を減殺し、経済の長期発展のうえに大きなわざわいになることを心配する」。だから「この際政府は思い切つた自由化を実施せよ」という経済同友会の昨三十四年十月十九日の声明は、この辺の日本財界の空気を典型的に物語つているといえよう。

しかし、このようないわば世俗的な自由化への樂觀論は、自由化が現在の好況日本経済にとつて有利だというだけ、どうしてそれが国内不均衡の根本的解決を早めることに役立つのであるかは、必ずしも明かでない。そこで、これを、政府の自由化政策の理論的指導者といわれる有沢広巳氏が、昨五九年十二月、彼を含む六名の人たちの連名で行なつた「貿易・為替自由化への提案」の中の言葉で要約して言い直すと次の二点になる。第一に世界の工業国が今のように自由化の大きな運動をはじめたときに、日本だけが従来の為替管理を続けていると、日本だけが孤立状態におかれる（あたかも日本が為替管理によつて国内の市場を保護し、その保護のもとに外国市場へ進出していく、しかも日本の昨今の海外市場への進出が、非常に目ざましいので、いろんな非難が日本の輸出に加えられることになる）。したがつて世界の大勢として、日本もこの自由化の波に乗らなければならない。第二に、終戦以来日本経済は、嚴重な為替管理にもとづく保護を受けてきた。いわば温室の中に育つてきた産業経済である。それはかなり高い成長率を

示しているが、資本主義的に考えてみても、合理性に欠ける点が多々ある。そこで、ここらあたりまで大きくなつてきたからには、国内産業の体質を強固にするために、自由化をして外からの冷たい風にあてる必要がある。ということになる（傍点筆者）。即ち、自由化への日本の主体的条件は、さきにもふれた「世界の大勢」に加えて、「国内産業の体質改善」であり、それらを一貫して「資本主義的合理性」への信奉という考え方である。それは資本主義生産がここまで回復してきた以上、資本主義世界市場の統一性も何らかの方法で回復するのが当然である。というように、問題を資本主義的に考えた結論であつて、そこから一種の自由化崇拜が生れ、それが唯一の歴史的発展の道であるかのような論理となつて現われるのではあるまいか。

なるほど資本主義世界の工業生産は回復したが、同時に国家独占資本主義のもとでは経済内部の諸矛盾も累積されてきた。だから今日の資本主義的自由化運動は、プロック化と裏表であり（帝国主義的対立の激化）、アメリカ帝国主義のロール・バック政策が主導的な意義をもち、また日本資本主義に即していえば、対米従属による帝国主義復活政策の経済的側面になつていともいわれるのである（現在、日本の資本家の間では、自由化は単なる貿易・為替・関税の自由化としてではなく、とくにアメリカ資本導入の自由化と考えられていることについては、さきにもふれた如

くである。明らかに今日の世界経済は、一方では資本主義生産の内的矛盾が累積され、市場問題の尖鋭化を通じていつそう大がかりな不況の予感におびえているがゆえに、そしてそれは軍拡経済を、失業、恐慌、生産の無政府性などの資本主義の病気の「唯一の救済手段」(レオニードフ)にするわけにはいなくなつてはいるがゆえに、また他方では、社会主義諸国の経済建設が急激な発展を示し「買入れ国として無限の需要と確かな支払能力」(同上)を持つて、帝国主義諸国をして、いずれも何らかの方法で東西貿易の回復という緊急の課題を解決する方向に向わしめていく(ところが実際は、冷戦体制と軍事経済への固執が、日本を含めて、世界の独占資本を依然として支配している)。さらに今日、アジア、アフリカ並に中南米の植民地・従属国に起つている独立運動の決定的な発展を促進している所以のものは、従来あつたような植民地主義的方法による植民地市場(帝国主義的な特殊権益をもつた市場、モノカルチユアの強制、ヒモ付き援助等々)ではなく、低開発状態に対する植民地人民の克服斗争への協力を含めた新市場の形成と新しい国際的な協力関係の実現が、いよいよ緊急の必要となつてはいるからである。だが、これらの緊急の課題に対して、「世界の大勢」といわれる資本主義的自由化運動は、果してこれが解決を担当して、資本主義世界市場

にすぎず、この点、西独、イギリス、フランスに比べて全く対照的である。これらの諸国では輸出の発展テンポは工業生産の発展テンポを上回つてはいるからである。

日本における市場問題の特殊性(一九五八年)

	日 本	西 独	フ ラ ン ス	イ ギ リ ス
戦前基準	一九三四 六二一〇〇	一九三六 一一〇〇〇	一九三六 一一〇〇〇	一九三七 一一〇〇〇
鉄工業生産	二六一	二二三	二二三	一五〇
輸出数量	九九	三一〇	二九三	二九九
輸入数量	一一七	三〇九	一七七	一〇七
自由化率	二五・一%	九四%	〇	六二%

(注) 国連貿易統計年鑑、世界経済白書(経済企画庁)参照、日本の自由化率は下期外貨予算、西欧諸国は対ドル自由化率

しかも、日本のこのような工業生産と輸出の不均等発展は、何よりも高度な為替と貿易の管理に基いている。それは輸入の自由化をおくらせ、外国商品の競争を制限してきた結果として、工業生産は高まり、国内市場は拡大されたが、国際市場競争ではいじり立遅れたからである。したがつて、この国際市場戦における立遅れを克服し、深刻化する市場問題の解決を海外市場の拡大の方向で解決しなければならぬかぎり、貿易為替の自由化は、当然、日本独占資本自身の要求でなければならない。日本独占資本が

の統一性を回復しうるかが問題なのである。

さきにもふれたように、戦後のアメリカの自由化要求の基礎となつてはいるものは、何としても資本主義世界をグローバルに、政治的、軍事的にだけではなく、経済的に一体化しておきたいというアメリカの世界政策であり、その一環としての、日本の貿易・為替したがつて資本取引の自由化への要求であつた。それは明かに、日本の自由化にとつての外的契機である。そしてこのような外圧があつたからこそ、地域化の形成などの準備不足で、しかも急激な自由化という日本の自由化の特徴が生じたわけであつた。にもかかわらず、日本政府と独占資本は、この外圧を「世界の大勢」と観じ、これに順応しながら、しかも自ら積極的に、国内産業の体質改善のために、ドラスチックな自由化に踏み出したのは何故であらうか。

これについては、「それというのも、日本における生産力と市場との矛盾がいじり立鋭化し、日本資本主義が深刻な市場問題に直面しているからにはかならない」(土岐強、「貿易為替の自由化の矛盾」)といわれている。たしかに、日本の場合、工業生産の発展がいじり立にもかかわらず、輸出の回復がはなはだしく立遅れているという特殊性をもつてはいる。即ち左の表のように、工業生産は五八年にすでに戦前の二・六倍になつてはいるにもかかわらず、輸出はようやく戦前水準(九九%)に復帰した

原則として貿易為替の自由化に反対せず、とくに一昨五八年来の西欧通貨の交換性回復以来自由化のための態勢をつくろうとつとめてきたのは、このためであつたといえるのである。

だが、貿易の自由化は、それが国際競争力強化の手段になるといふ認識に誤りはないとしても、日本の独占資本にとつては、実際上容易なものではない。それは、貿易の自由化がかえつて独占資本の経済的困難を増大させる危険をもつてはいるからである。それは何故であるか。

一般に、自由化はどういう国が主張するのか、を考へてみるがよい。それは外国の競争を恐れる必要のない国であり、自国の開放と引きかえに外国にも同様の条件を要求し、それによつて自由な競争を行なえば市場を拡大しようとする国である。周知のように、十九世紀にはイギリスがそういう地位に立つた。第二次大戦後はアメリカがその地位に立つた。したがつて、他国の自由化要求に対して管理をもつて防衛するということは、その国の資本主義国としての弱さの表現である。それぞれの国が資本主義世界における最優の地位にのしあがり、世界を支配したいという要求と衝動は、いわば帝国主義諸国の基本的要求であつて、不均等発展の法則というのも、このことの表現にはかなない。この面からするならば、これまで管理体制を採用している諸国は、単に強国の自由化要求に追随するのではなく

て、自由化に踏み切れるほどに自国を強化したいという点で、自由化を指向する政策はその国の内的要求をも表現しているといえるのである。英国のポンド自由化は、米国の強い要求であつたと同時に、支配的な国際通貨としてのポンドの地位を回復したいという英帝国主義の基本的な要求でもあつた。「つまり、みんながアメリカになることを望んだ」のである。この点からいえば、現在の段階では、西欧の多くの国がいわばアメリカになつてゐる。それらの国は自由化を自己の国の利益とみなして追求している。したがつて日本に対する自由化の外圧も、その中心はアメリカであるとしても、決してアメリカだけでなく西欧諸国の内的要求でもあつたのであり、さらに一歩進んで明確にしておく必要があるのは、このような外圧を受けた日本自身も、決して不均等発展法則の例外ではありえないということである。日本が帝国主義国であることを否定しない限り、このことは当然であろう。この意味では、日本の自由化は、基本的には「いわば世界資本主義の運動法則が日本をとらえ、その日本におけるあらわれ」として把握されるべき面をもつてゐる、ともいえるのである。

しかし、前述のように、自由化によつて競争力を強化しよう(有沢式にいえば、温室育ちの日本産業に競争という外からの冷風をあてよう)という日本独占体の要求は、そ

れ自体としては、いわばあらゆる独占体に共通の一般的要

求ではあるが、それにもかかわらず、日本独占体には実際上そうした要求を現実政策に転化しえない種々な弱点があるといふことが問題なのである。その弱点とは何か、それはまず第一に、自由化によつて日本の輸出市場が拡大するどころかかえつて縮小する危険をもつてゐるからである。

即ち、貿易の自由化が市場拡大の効果をあげるのは主として工業国間の貿易であるが、戦後日本の輸出市場の大半(五七年度では六六%)は、東南アジアその他の非工業国によつて占められており、日本が輸入の自由化を実現したからといつて、これらの後進諸国が日本商品の輸入をふやすという保障はない。貿易の自由化はかえつて日本独占資本がねらつてきた東南アジア諸国からの輸入をへらし、これら諸国への輸出を低下させるおそれがある。第二には、日本が植民地市場を失い、独占的な経済圏を確保していない結果として、自由化に伴う犠牲を転嫁する道を制約されているからである。そこで、日本資本主義の現実政策としては、自由化が国際競争力を強化する手段となりうるにもかかわらず、その自由化プログラムを仲々に実行しえない、という自己撞着の立場に立たされてゐる。それは昨年秋以降における岸政府のテンポの早い自由化施策にもかかわらず、自由化率にみる実績の少しも高まつていないことによつて(たとへば、昨年九月の第一次自由化では百五十

品目の自由化を行いながら、自由化率は逆に低下したり、十一月に百八十品目、今三十五年一月に四百三十六品目という大量の自由化を発表しているのに、自由化率の実績はきわめて緩慢である)中身の無い「みせかけ」の性格を云々されてゐるほどである。

しかも一方、それにもかかわらず、日本資本主義にとつての市場問題はいよいよ深刻さを増大してきてゐる。いまやこれを解決する方向は、単なる貿易の自由化ではなく、まず東南アジアなどを地域化して経済圏として確保する以外に道はない。そのためにはこれらの地域に対する資本輸出を強化しなければならない。ところが日本は逆に資本不足なので、これを補うためにアメリカ独占資本に依存しながら資本輸出を強化し、地域化の形成を目指して東南アジアとの経済的結合を強化することにならざるをえない。つまり、市場問題を解決しようとする日本の独占体の対外経済政策は、一方では貿易自由化を、実質的にサボリながら、他方では資本取引の自由化を推進するということになる。ところがまことに複雑なことではあるが、資本取引の自由化を推進し、アメリカ資本に依存するためには、国際収支の逆調下にあるアメリカの当面の要求たる貿易の自由化にも、実質的に順応しなければならぬ。即ち、日本の独占体は、国外市場確保の唯一の道を進むため、この目的でアメリカ資本に依存するために、やりたくなかつた貿易の自

由化を、アメリカの圧力に屈して承認したというわけである。(このような事態は、まことに矛盾にみちたものであつて、新安保条約の調印とともに表面化した「日米経済協力」と不可分のものとしてみない限り、当面する自由化問題の性格を明かにすることはできないのであるが、ここではこの問題に關説することを省略する)。ここにまた一転して、日本の独占資本は貿易の自由化に伴う犠牲を最小限に食い止めるために、いなこの犠牲を国外にでなく、不可避的に国内に転嫁する道として、「国内産業の体質改善」(II産業近代化II二重構造の解消)の名において、「合理化」をいよいよドラスチックに推進せざるをえないという、自由化と合理化との矛盾にみちた関連が、いまや日本産業の各部門に亘つて、あわただしくも展開されてゐるといふことなのである。

かくて、「貿易自由化と産業近代化」は、いまやわが国での、時代の合言葉となりつつある。今次三十五年度経済白書(三十五年七月十九日発表)は、「三十四年度経済の回顧」に続いて、特に「貿易・為替の自由化と日本経済」の一項目を設けて、「日本経済における自由化の意義と特殊性」と「産業構造の前進的再編成」について、きわめて楽観的にして大胆な政策の方向づけを与えてゐるが、「日本経済の成長力と国際競争力」という今次白書の副題が示すように、いまや「高成長期の一つのおどり場」を迎えて

いる日本経済が今後も高い成長力を維持し、競争力を強めようとするならば、自由化を進めながら、産業構造を前進的に再編成していく必要がある。その基本的な方向は、産業や企業の体質を改善して、将来のより高い段階での国際分業に参加できるようにすることである。という考え方は、日本独占体の進路を示唆する前掲有沢氏の資本主義的な考え方と全く軌を一にしたものに他ならない。いうところの「自由化を進めつつ産業構造を前進的に再編成すること」は、産業構造の再編成ということが、これまで封鎖体制の中でできなかった経済秩序を打ち破って新しい秩序をつくることを意味すると共に、他方わが国の自由化政策が上に述べたように西欧諸国の場合と異なり、矛盾にみちた特殊な方向づけをもつものであるだけに、その推進過程におけるいろいろな過渡的なまきつにどう対処するかを考へることなしには、単なる独善的な構図にとどまらざるをえないであろう。

ともあれ、日本の独占体、個々の巨大企業ビラッセル企業の自由化に対応する活動は、すでに着々と進められている。果して、有沢氏が「日本産業の課題」(現代日本産業講座第八巻)で説くところの「現代資本主義における技術進歩の担い手としてのビッグ・ビジネスのいつその巨大化こそ、資本の論理であると同時に、それが日本産業近代化の基調でなければならぬ」とする基本理念において、「日本産業近代化

のための前提条件であり至上命令である貿易の自由化によって、企業結合を強化し、国際競争力を強化することだけが、日本の経済成長をささげ、雇用を吸収し、二重構造を解消していくであろう」という楽観的な考え方は、現実の過程のなかでどのようにして成立するのであるか。

四 自由化をめぐる社会・労働問題

以上にみたところで明かなように、日本の貿易自由化をめぐる国際的要因は、きわめて複雑かつ微妙である。自由化が直接にはアメリカ及び西欧からの圧力であるにしても、これを早晚必至とする要因は、すでに日本経済の内部において醸成されていたのである。主要産業における日本の巨大企業は、すでにこれに耐えるだけの成長力と国際競争力をもつに至っていたし、市場問題では貿易・為替の枠をもちや極格と感じはじめていたといつていい過ぎではないであろう。

かくて、日本の自由化は、内部においてもはやさげがたい方向である。すでに資本参加とか技術提携とか、原材料確保のためとか、販路協定のためとかいつて彼我財界人の往来は今年以来とみに頻繁であり、巨大企業の国際的結合国内問題としては、その関係業界に対する直接的な施策を別としても、自由化に伴なう雇用面での過渡的な摩擦についての考慮や、農林漁業の体質改善および中小企業の近代化など、一般に自由化によつてマイナスの影響を受ける部面についての対策が提示されているだけに、一応注目に値するものであったからである。しかし、それらの対策はいずれもこれまで公式・非公式にいわれできたことの寄せ集めに近く、計画とか対策と名付けるに値しないほど抽象的な内容のものに過ぎないとの印象を与えるにとどまったということは、外資導入や技術提携など内外の巨大企業間の話合いが急速に現実の日程へと進んでいる今日、まことに奇妙なことではなければならぬ。そこで、ここではこれまでの自由化過程にみる実態的な動きを中心にして、国内問題のうち、とくに社会・労働問題に焦点をおいて、日本における自由化の与える影響について若干の要約を試みよう。

(一) 自由化のバランス・シート

まず、国民経済的観点からの総合的な問題として、自由化は日本にとつてプラスかマイナスか、という一般にいわれている問題から始めよう。尤もこういう問題の提起の仕方自体にすでに問題があるのであつて、日本という国民経済の主体をどこにおくかによつて著しく異なつてくること

は急速に活発化してきている。少くとも巨大企業に関する限りでは、明らかに自由化は、産業近代化のための、かつてない強力なテコ入れとなつているといえるであろう。

しかし、他方、国民経済的観点に立つてみた場合、自由化がそのバランス・シートにおいてプラスなのかマイナスなのか、また自由化による巨大企業の近代化も、国内問題として果して、楽観論の如く、雇用を吸収し、低賃金や二重構造を解消する方向に動いているかどうか、に眼を向けると、あまりにも多くの問題が残されたままになつていふことを思わずにいられない。とくに、予定を一カ月延ばすなど遅々として進まなかつた政府の貿易・為替自由化計画の大綱も漸く六月二十四日、貿易・為替自由化促進閣僚会議で決まり公表されたが、その前日この閣僚会議の議長である岸首相がすでに辞意を表明したあとだけに、折角の、今後長期にわたつて日本経済政策の支柱となるべき貿易・為替の自由化プログラムの決定を、まことに気の抜けた存在たらしめた事態は、それが七月四日からはじまるIMF(国際通貨基金)の対日協議会(コンサルテーション)に対する政治的配慮からのものであつたとしても、各方面からの失望を買うに十分であつた。というのは、もともこのプログラムの内容は、わが国の自由化政策の基本方向と対策、商品別、為替面の自由化の手順を初めて総括的にまとめた自由化実行の指針といふべきものであるが、

はいうまでもないが、ここでそれらを一応問題外として、したがって単なる抽象としても取上げるとは、一般の常識に従う所でもあるからである。まず第一に、今日、貿易や為替の統制のために、消費者は世界的な価格とくらべて非常に高いものを消費させられ、企業は高い原材料を買わされている。自由化によつて、これが原則としてワールド・コストで手に入るはずである。一番いい例は砂糖である。目下のところ砂糖の輸入を政府が統制しているの、業者は巨額の独占利潤が生じているが、もしこれを、もつと国内需要に合わせて十分に輸入するということになれば、いまの半分ほどの価格で消費者の手に入るはずである。また企業に例をとると、たとえば紡績業者などは、原綿或いは原毛などの原材料を、現在よりずっと低価格で仕入れることができる。従来は、割当制によつて人為的に繊維の値段が比較的高水準で維持されていたのである。鉄鋼業の立場からいっても、原料炭の輸入が自由になれば、オーストラリアの原料炭が、国内炭よりトントン千五百円くらい安い値段で入手できる。こういう事情のために、いままで商品の輸入割当のために大なり小なりプレミアムがつき、輸入すれば必ず儲かる。つまり輸入する権利を獲得して他人に転売するだけで、たいへんな利益をあげることができた。自由化によつて、このようなプレミアムは当然なくなり、それだけでも各産業のコストが安くなる。これが自由

化による大きなプラスであることは自明である。しかし実際は、自由化になつても、必ずしもそのような結果になるとは限らないのである。たとえば、砂糖のように、指定輸入業者が独占利潤を貪つている場合、たいていこれと既成政党の政治資金が結びついていて、自由化品目の中に入ることは最大限遅らされるであろうし、誰でも輸入できるような時になれば、その前に大手輸入商人のカルテルが結成されて値段の引下げは極力阻止されるであろう。原料炭の場合には、国内炭鉱業者に甚大な打撃を与え、さらぬだに、エネルギー産業として斜陽に立つ炭鉱業から失業者が続出することになれば、その失業者の転職、救済等の社会政策的出費が逆に増大することになつて、自由化への道は決して平坦ではない。これについて機関紙「総評」は、「いわゆる自由化について」なる解説記事で次のように書いている。

「朝のラジオである評論家はいいです。『貿易や為替が自由になると、世界中どこからでも安くてよいものが輸入でき、外国への旅行も自由になる。また国際的な分業が行なわれるから資源が一〇〇％活用できるようになる。たとえば日本のようにいい耕地の少ない国では、米や麦をつくつても外国に比べてコストが高つくから、工業化をうんと進め、工業製品を輸出し、それで得た金で安い食糧を輸入する方がとくだ』この評論家の講演をきかされてなるほ

どもつともだと思ひながら出勤すると、今度は工場長の訓示があります。『わが社はいままでは何の波風も立たない平穏な海を航海してきた。しかし今や自由化の嵐が吹きはじめた。独占を誇るわが社の製品は、アメリカA社、イギリスB社の製品が無制限に日本の市場に流れこんでくるのに対抗しなくてはならない。いままで甘い顔ばかりして、組合のいい分を呑んできたが、もはやそれは許されない。さし当つて今春の三千円の賃上げ要求など、到底容れることはできない。むしろ今春以降は生産体制を整備し、職場の規律を確立して、生産性を飛躍的に高められるよう、諸君の協力を望んでやまない』。

まことに右の事例は、自由化についてとまどつた今日このごろの労働者の気持を巧みに把えているといつてよい。自由化によつて廉価な舶来品が手に入ること、労働者の暮しが楽になるだろう、などというのは、多くの場合、全く世を惑わすものだとい切つても過言でない。労働者は消費者であるよりもまず生産者、直接的生産者である。この労働者にとつて自由化が何をもたらすかは、右の工場長の訓示に明らかであろう。自由化、国際的競争の名の下にコストの低下、賃金の据えおき、いな切下げ、さらに配転、職転、人員整理、失業こそ、自由化によつて資本の法則、経済の論理の作用するところであり、またそこに資本のねらう体質改善のメドがあるといえるのである。

もちろん、日本のように輸入の六七％までを原材料が占め、国際的に原料輸入割合の最も高い国では、自由化によつて安い原材料が輸入されることは国民経済上親迎すべきことであるが、他方製造消費財の輸入割合は二％で国際的に最も低いので、自由化によつて輸入が激増する蓋然性が多く、輸出の伸び悩みに対し輸入のみ増加するということになれば、国民経済的にはマイナスということになる。したがつて自由化によつて輸出が果して伸びるかが、最も大きい関心事となるわけである。これについてはこれまでの日本の貿易構造からみて、かなり悲感的な見方が強い。

即ち、日本の西欧市場への輸出は全体のわずか六％で、それほど重要な変化はないが、問題はアメリカ市場にある。昨五九年中に対米輸出は五〇％も伸び、対米輸出の比重は全体の三二％にもなつている。その質はトランジスタ、カメラ、シン、電気機械、自動車部品などで、大部分労働集約的近代化商品であるが、それらは同時にアメリカの下請品、別の言葉でいうと技術提携、資本提携の形をとつて、今後の日米経済協力の実質内容をなすものであるだけに、企業の合理化、コストの低下を促進される可能性があり、しかもそれが、アメリカの同業者の存立を脅かすほどになれば、アメリカは、これまでの事例にもみるように、日本品の輸入に対し差別的な制限措置をとることに決して容赦するものでない。他方アジア市場への輸出は全体

の三五%であるが、これまでのバーターの性からして、自由化によつて何ら拡大の期待はかけられず、かえつて収縮する可能性の大きいことが、自由化への大きな難点をなしている。とくにアジア諸国がその工業化過程において最も欲している機械類は、日本産業の中で自由化によつて最も打撃の大きいものであり、またアジア諸国の対日輸出品たる農産物及び原料は自由化によつて他の諸国及び日本農業と衝突する可能性が大きい。日本がこれらの諸国から輸入しなければ輸出することも難しい。このような関係の貿易は自由化によつて萎縮していく心配があるのである。

右のように、自由化のバランス・シートは決して前望的とはいえない。それは、貿易の自由化は単に輸出入品の価格からみた量及質の問題だけにとどまる問題でなく、それから貿易品の生産国の産業構造に必ず何らかの変動的な影響をもち易いからである。したがつて、日本の自由化によつて日本自体の産業構造の変動が必至であるように、日本と貿易関係ある国の産業構造の変化も併わせ考慮に入れて、じっくり検討してみる必要がある。

(二) 自由化をめぐる雇用問題

政府は自由化自体のプログラムをつくつただけで、自由化に即応する経済政策は甚だしい立遅れをみせているのではないかと非難されているが、日本の自由化がプラスかマ

イナスかを公正に判断して、マイナスに対する対策をもつ

とはつきり打出さないと、そもそも自由化そのものが、いな、政府や御用学者のいう「国内産業の体質改善」や「産業構造の再編成」という看板が、はたして日本の国民経済のそれなのか、日本の一部の独占的大資本のそれなのかという区別が、ますますあいまいになるおそれがある。

周知のように、新安保の批准を押し切つた岸政府は、無責任にもその退陣声明直後の六月二十四日、自由化計画の大綱を発表したが、労働情勢や雇用にも大きな影響のあるこの重要政策の決定に、労働省は全く置き去りを食つていたし、七月初めに開かれた自由化関係各省次官会議にも労働次官は含まれていなかった。もともと今度の自由化大綱発表は七月四日から東京で開かれるIMF総会をめぐれた大ざっぱな方針発表とも受け取れるが、総評はじめ労組側は早くも「独占体制の強化」として、労働強化や企業整備による失業などには断固抵抗するという姿勢をとつており、労働省としても放置しておけないところなので、右の自由化関係次官会議からはずされた中西労働次官は、「こんな問題を労働省と一言も相談せずきめるとは」と強引に次官会議に出席して、「自由化により産業が発展すれば勢い雇用も拡大する」といつた抽象論ではだめだ。自由化計画の中に、各産業の雇用、失業対策を具体的に織り込むべきである」と強硬に主張したと伝えられている(七月三日付

「東京新聞」。

即ち、前記「貿易・為替自由化計画の大綱」では、「基本方針」に続いて「政策の方向と対策」を指示しているが、その中で「雇用の拡大と流動性向上に努める」という項目で「雇用面は、長期的にわが国経済の高度成長の過程において解決されると予見されるが、わが国経済は、なお不完全雇用状態にあるので、自由化に伴う雇用面の過渡的な摩擦について、西欧諸国の場合以上に深い考慮を払わなければならない。したがつて自由化に伴う雇用面の対策は、基本的には、経済の高度成長の持続による雇用量の増大を期するとともに、当面特に問題のある産業分野については、労働の流動性の向上に努め、職業訓練、広域職業紹介など、所要の施策の強化拡充を図る。」とあるのを見ると、明らかに、貿易自由化がわが国の雇用構造に与える影響と変化については、政府は、日本には完全雇用状態にはないが、といながら、経済の高度成長の持続によつて雇用吸収力はいまより一段と増大するという、楽観論の上に立っていることがわかる。これは、一方において西欧諸国の完全雇用状態に対する無理解を意味するとともに、他方において、わが国の巨大企業の理論的指導者ともいわれる下村治氏(国民金融公庫理事)らの「補償説」の誤りをお

かしているものと考えられる。

自由化による雇用問題の日本における最も典型的な事例

は、三井三池にみるような炭鉱合理化問題であるといつて

よいが、西独の「ヴェストドイッチェ・アルゲマイネ」紙記者は「こんどの三井三池事件の背後にどんな政治的、経済的なきさつがあるのかよく知らないが、ドイツではこんな流血の惨事はとても考えられない。ドイツでも石炭を安い石油に切り替えようとする傾向があり、すでにたくさんの炭鉱が閉鎖された。西ドイツ全体では約一万人の炭鉱労働者が失業し、まだまだ休止鉱山が出そうな情勢だ。これに対して深刻な問題になつていないのは、国の経済が急速に発展しており、現実に失業問題が出ないのが一つの理由だ。炭鉱をクビになつても、簡単に他の工場へ移れる。

日本のように、経営者と労働者が正面きつて対決するのは、西欧諸国では十九世紀ごろにおしまひになつた」(三十五年三月二十九日付「朝日新聞」による)と至極当り前のように割り切つている。この「炭鉱をクビになつても簡単に他の工場へ移れる」こと、つまり完全雇用の状態が西欧諸国では、この七、八年普通のことなのである。これに引きかえて、日本の労働市場に完全雇用の状態が訪れたことはかつてないし、またこれを補う完璧な社会福祉政策はどこを探してもない。貿易や為替の自由化ということは、実はこうした西欧のような完全雇用の状態になければ、円滑にことは運ばないのだ。自由化の最も基礎的な条件は、まさにこの完全雇用にあるといつてよい。何故なら、完全雇

用の状態になつた場合には、相対的に競争力が強くなり、その結果として高い賃金が支払える企業に労働者が移動することとなる。したがつて国内的にも国際的にも分業化と専門化が進んでゆく。この国際分業化をさらに推進させるために、各国の生産を高め、貿易を拡大する唯一最大のやり方が貿易の自由化ということになる。つまり、自由化とはウラハラの関係にある国際分業では、不利な弱い業種は企業整備してしまつて他国に依存し、そのかわり有利な強い業種を育成して国際的なものにしてゆくわけだが、この場合企業整備される業種の労働者は、完全雇用の状態にあるからこそ、有利な強い業種に就労の機会をもつことになる。

こうした完全雇用と労働者の移動の自由と企業の相対的な競争力の強化と国際分業と自由化と完全雇用という循環を通じて、高度の自由化をなした地域が西欧諸国なのである。もちろん西欧諸国が現在みるような完全雇用状態に到達したのは、共同市場或いはOEECという経済圏の形成など、自由化のための有利な条件をもつていたことにあつたのだが、同時にその自由化過程が、産業循環の資本主義的好況局面の発展と平行していったという条件が、大きく作用していたからだとみられている。

ところが、日本がいま直面している自由化措置は、既にふれたように西欧のような地域化形成の条件をもたない

えに、産業循環の好況の終焉と、世界市場の条件がいまや非常にきびしいものとなつてくる時期に、いよいよ本格的に行われようとしているのである。そこに日本においては完全雇用状態にないことのゆえに、なお一層自由化に伴う雇用の過渡的摩擦が重大視されねばならないことになり、同時に「補償説」のいう雇用吸収力の増大など到底所期しがたいことにもなる。

即ち、輸入の自由化によつて、海外の安い原材料や製品を輸入することができれば、それを使う産業のコスト低下になり、それだけ国際競争力が強化される。またそれを起点にして国内産業の競争が激化することによつて企業の体質改善が行なわれ同じく国際競争力が強化される。かくして世界市場における日本の獲得物を増加させ、それによつて日本の経済成長率が高くなればなるほど、国内における労働力に対する需給関係が変化して、労働の条件をよくするように変つていくことは間違いない、この場合、内外の競争激化に耐えてゆける産業と企業の分野での雇用吸収率が、駆逐されてゆく産業・企業の分野での雇用反撥率を上回るであろうというのが、下村氏らの「補償説」であるが、果して、このような補償説が成立するような条件に日本がおかれているかどうか問題なのである。恐らく日本では、さきにもふれたように、アメリカ自身の要求などからみて、今後自由化によつて資本集約的な産業よりも、労働

集約な産業に「特化」してゆく傾向が強いとみられるが、前者は比較的労働条件の有利な部門であり、後者は依然労働条件の劣位にある部門であつて、前者の雇用需要の伸びが鈍化したり縮小したりすれば、かりに後者の雇用需要がかなり伸びるにしても、全体としての雇用のプラスは限られたものになるか、或いはむしろマイナスになるといふこともありうるわけであり、むしろその可能性の方が強い。このように労働条件の高い分野の雇用が縮小し、低い分野が拡大することは、労働条件のよい労働需要が縮小することを意味するので、低賃金部門の労働条件を改善する力は、上からの逆流をうけて抑えられるであろうし、このことは同時に男子壮年層にとつての雇用事情が悪化することを意味するわけである。しかも、一般に「補償説」が実現する可能性のあるのは、景気循環の上昇局面において自由化措置が行なわれる場合であるが、日本は、西欧諸国が一九五二年以来自由化と取組んでいるのに対して、既述のように、循環性好況のままに終焉せんとする時期に、この問題に取組みつつあるということを考えてみても、上のような補償説の成立つ条件は欠けていると思わざるをえない。

(三) 自由化をめぐる賃金問題

さらに下村氏は、日本の低賃金と二重構造問題に対する貿易自由化の影響について、次のように説いている。「日

本の低賃金はどのような形で解決されるだろうか？ 自由化されればされるほど、解決の条件が多くなるということとは間違いない。日本国内の自由化よりもむしろこの場合は外国の自由化が問題であるが、外国市場が自由化されればされるほど、日本の低賃金に対する解決の糸口が大きくあらわれてくる」(「金融財政事情」三十五年三月七日号)と。果してそうだろうか。前項にみるように、自由化によつて日本はむしろ労働条件の低い分野の雇用が拡大する傾向にあることを予測せざるをえなかつたのであるが、もともと、外国資本とりわけアメリカ資本にとつては、日本に対する自由化要求の狙いは、日本ではもつとも安いのが労働力であり、最も高いのが利潤及び金利である、ということから、直接的に日本の低賃金労働力と結びつこうとする資本取引の自由化にあつて、対日輸入制限はむしろ強化しようとしており、また西欧諸国は、アメリカとは別な意味で、日本の輸入自由化率の低さよりも、むしろ日本の低賃金を理由にして、対日輸入制限をつよめているのである。したがつて、アメリカにしろ、西欧諸国にしろ、日本が輸入を自由化したからといって、これに應ずるものではない。したがつて日本の貿易自由化は、相手方の輸入の自由化、即ち貿易量の増大に役立たないとすれば、下村氏のいうようには、日本の低賃金問題に対する解決の糸口は、求むるに由なきものとならざるをえないであろう。

そもそも、今日の日本の自由化問題は、何よりも日本の低賃金問題に端を発し、本質的にはそれを基軸として旋回しているといつても過言ではない。一昨五八年秋、西独経済相エアハルトが来日したとき、日本の財界では彼から支持と激励を与えられるものと期待したが、案に相違して彼は、日本輸出商品の低価格はその低賃金にあると断ずることによつて、我国の資本家たちの心胆を寒からしめたことは、国内に多くの反響をもたらした。翌年春のラジオ経済放談で中山伊知郎教授が賃金を直ちに倍増し、それで立つていけない経営者は脱落するがよいと言ひ、それに続いて、かつて、「貧乏人は麦を食え」といつた池田通産相（当時の）が「賃金倍増論」（これはあとで「所得倍増論」にすりかえられたが）を言ひ出したのもその一例であるが、ここで極めて興味深く重要な例は、さきにふれた如く、昨五九年十月から十一月にかけて東京で開かれ、自由化の促進について強い対日要求を決めたガット総会において、日本が宿願のガット三十五条の対日援用撤回を求める資料として提出したのが「日本の労働条件」という外務省報告であつた。日本はヨーロッパの諸国など十四カ国から低賃金の「特殊構造国」としてガット最低関税の適用から除外されてきているので、そのため輸出増進の道が塞がれていたのである。

このように報告書は述べているのである。だがガット総会では右のような理由での対日三十五条援用撤回の要求は、極めて冷やかに、軽くかわされたといわれている。果して外務省の主張するように、日本の賃金が低賃金ではなく、極めて公正な、国際的に何ら非難されることのない賃金であるとすれば、日本経済の異常な成長率、輸出の成長率、国際収支の黒字継続、外貨準備の累積などは一体どうしてなのであるか。日本が不当な貿易制度をとつているか、或いは現行の三六〇円レートが均衡水準から乖離して大きく円安であるのか、何れかでなければならぬ。即ち輸入の量的制限を撤去して貿易を自由化するか、或いは為替レートの切り上げをするかが経済の論理として導かれねばならないのである。一昨年エアハルトは日本に対してそのレートの切上げを示唆したといわれているが、ガット総会では当然の帰結として貿易自由化率の引上げを迫つたのである。

現行三六〇円為替レートが日本経済の実勢からみて円安であるか、円高であるかについては、学者の間にも意見が

国に比べて低い。一九五七年製造工業時間給はアメリカ二〇・七ドル、カナダ一・六七ドル、イギリス〇・六四ドル、西ドイツ〇・五二ドル、フランス〇・四四ドル、イタリア〇・三三ドル、シンガポール〇・二五ドルに対して日本は〇・二六ドルで、日本の工業平均賃金はアメリカの八分の一、イギリスの四割、西ドイツの五割という水準である。しかし、日本の労働者の実質賃金は決して低くない。かつて一九五〇年にOEECのM・ギルバート氏がやつたと同じ方法で、一九五二年スタンフォード大学の渡辺経彦、東京大学の小宮隆太郎両氏が算出した結果によると「日本人の日常生活では、円の実質購買力は対ドル為替レートで換算した場合の倍もある」。アメリカで一ドルで買える商品は日本ではいくらか買えるかをみると、食料については二六・九円（六六％）、煙草二〇四・三元（五七％）、衣料履物一七四・〇円（四八％）、クリーニング二三五・一元（六五％）、美容一六九・八円（四七％）、運輸サービス九六・五円（二七％）、レクリエーションサービス一一〇・九円（三〇％）、保健雑費一一六・三元（三二％）、全平均で一八八・五円（五二％）である。かくて①日本人の家計支出の主な項目である食糧、衣料等の消費財やサービスの価格は極めて低廉である。②日本では現金給与の外に昼食その他の現物給与を支給し、廉価な寄宿舎、社宅、病院等の厚生福祉施設を提供している事実、および退職時に相当額

分れており、多数の要因が複雑に絡んでいて一義的に判断し難いが、ここで問題とされねばならないのは、レートが高いか、低いかではなく、日本の低賃金を肯定するか、否定するかにある。さらに問題は、レートを政策的に円通貨価値を減価するか、或いは引上げるかの論議ではなくて、現実には公定レートをそのままにしておいて、通貨の貿易および資本取引の自由化に、問題が方向転換されたことであらう。

さきにふれた下村氏流の楽観説は、日本における貿易自由化の具体的背景や条件についての検討がきわめて乏しいという弱点をもつているが、しかももつと基本的な問題が忘れられている。それは、生産性の上昇が、決して自動的により、雇用の増加と労働条件の改善をもたらすものではないということである。生産性の上昇によつて世界市場での獲得物が上昇しうるのは、ごく限られた期間だけであつて、やがて世界市場恐慌によつてそれが中断される。恐慌時には雇用の大量の反撥が起るであろうし、労働条件は悪化する。さらに世界市場が煮つまつてきて、勢力圏をめぐる斗争が激化してくると、軍事力の強化によつて勢力圏の打開をはかるうとするに至るだろうし、そうなれば、一層の労働条件の悪化である。資本主義世界市場における生産性競争のゆきつくところは、これである。そこまでゆきつく前にいても、世界市場における競争戦に優位を占めるといふこ

とが、そのままその国の労働条件のプラスになるわけでは断じてない。むしろその国の労働条件の低位こそが不均等発展の一つの有力な積杆となつている場合には、発展のなかで、資本はこの有利な条件をしっかりと握つて離そうとはしない。現に西ドイツは、すでにイギリスを生産性において追い抜いているにもかかわらず、その賃金水準は、相変わらずイギリスをかなり下回つていのである。雇用と労働条件の改善は、生産性の上昇によつてというよりも、むしろ右のような「資本の論理」に抗して行なわれる労働者階級の斗争によつて、実現の契機を与えられるのである。自由化によつて、賃金面での上昇を阻止する力が強くならざらうことは、すでに日経連タイムス（日経連の機関紙）が、企業の体質改善と結びつけてしばしば主張するところである。しかし、だからといって、大勢が賃金低下のみにだけ働らくとみるのは、若干行き過ぎであらう。いわゆる自由化、国際的競争の名の下に、コストの低下に賃金の据え置きないし切下げを唱える企業の体質改善なる論理の貫徹は、現在の労働組合の組織力からだけでなく、賃金下方硬直性からして、特殊の衰退産業の場合を除いて、一般には困難であらう。

また自由化の波にのる企業の間では、とくに外国資本の流入によつて、賃金の平準化の作用がはたらき、企業規模別格差の解消へ向かうであらうという楽観論もある。たしか

に個別企業の立場から考えてみても、競争企業の低賃金は、使用者にとつて必ずしも歓迎できることではなく、むしろ賃金水準を同一にし、公正競争の上に利潤の増大、蓄積の増高を希望する面も生れるであらう。現に、最近において、日本の産業労働力需要が旺盛化し、とくに成長産業では深刻な労働力不足の状態のため、日本の賃金構造の特質といわれる企業間の賃金格差が、少なくとも初任給の面において、殆んど解消しつつあることは事実のようである。しかし、これを以て、直ちに企業全般の賃金水準の平準化が強まるものとみることは早計であらう。資本移動の自由化に伴つて資本利子率の平準化は起るであらうが、賃金の平準化は起るとは限らない。それは労働力の自由な移動によつて初めて起りうるのであつて、入職時における就職者の選択の自由（移動の自由）を除いて、年功序列賃金や終身雇用制などが根強く堅持されて、労働力の自由移動が阻止されているような日本の企業においては、企業間の規模別賃金格差は拡大こそすれ、縮小する可能性はいまのところ存しないとみる方が事実と合致する。平準化のためには、むしろ労働市場は流動的でなければならぬし、政府もこれを対策として取上げてはいるが、それがもつばら中小企業に対する巨大企業の、熟練工ないし熟練技術者のスカウトの自由という意味で、全く大資本本位の雇用の流動性がまかり通つていからである。

日本産業の国際的競争力の強化ということは「経済白書」が指摘するまでもなく、国民的要請である。したがつて衰退産業から技術進歩の速かな将来性のある成長産業への転換、したがつて労働力の産業間の配置転換もまた必要であらう。しかし今日政府及び巨大企業が考えている自由化プログラムは、それを前進せしめるよりも、むしろ後退せしめる蓋然性が大きいようである。すでにふれたように西欧諸国における自由化は概ね完全雇用に近い条件をもつてい。しかるに日本では、大きな失業および潜在失業をかかえており、その上に自由化による合理化の推進のため、はけのない新しい失業群を積み上げようとしている。一部輸出産業への傾斜も必ずしも労働者の賃金と素質の向上の道を所期せしめてはいないのである。

たとえば、女子労働者が全体に占める比率は繊維関係が最高で七六%、次の製菓の六五%、トランジスタ一五九%、陶磁器、時計それぞれ五〇%、ラジオ、テレビの組立て四五%の順となつてい。このうちで製菓を除いて、みな輸出産業であり、新産業でもあるのだが、それらがすべて女子労働者の極度に低い賃金の上に立つていのである。日本産業に対する国際的非難は、何よりもまず日本の低賃金にあつたし、今後も結局はこの点にあるのである。しかるに自由化は賃金を引上げる方向ではなく、それを膠着せしめ、さらにそれを引下げる方向へと強く働らく蓋

然性が大きいとすれば、労働者をはじめ、広く勤労国民の、これに対する抵抗もまた必然の宿命として予定されざるをえないことにならう。それは、有沢氏流の自由化による巨大企業本位の体質改善よりも、その先にまず為されねばならないことは、国民経済的にみて自主的な、自主性を失わない総合的産業構造政策の確立であり、賃金水準の引上げであること、経済の、労働者の体質改善が先であつて、しかる後にはじめて企業の自主的な自由化、体質改善が推進されうること、などを示唆している。経済の運営が、いまや切実に政治の知恵を必要としていといわれる所以なのである。

(四) 自由化をめぐる農業問題

自由化が日本産業に与える影響について、もつとも困難な諸問題の発生を、すでに十分に予定されているのが農業と中小企業である。いうまでもなく、自由化は国際分業の強化に外ならないとすれば、対外的に競争力の強い産業にはプラスするが、不利な産業にはマイナスとなり、場合によつては自然的に減じられることであろうし、さらに何らか意識的計画的に「日本経済の体質を改善し、合理性を強化する」という名の下に、その衰滅の運命をいつそう促進されることにもなりかねない。問題はその間の時間的な余裕と、自由化が行われていく過程で、どこに、どのようなシ

ワが寄せられていくか、ということである。
まず、日本の低賃金労働力の給源といわれる農業の分野
について、自由化問題の投じつつある波紋の行方を概観し
よう(具体的な分析については、本年鑑所収、日本の部、
第七篇の「農家経済と農民運動」参照)。

「貿易自由化の黒船」がいよいよ日本の岩壁に横付けに
されたならば、日本経済のもつとも弱い一環である農業部
門に壊滅的な打撃を与えるのではないかと不安が、今
年(六〇年)に入ってから急激に農村にひろがりつつあ
る。さしあたりは今年の十月から自由化される予定の大豆
がクローズアップされているが、今後自由化の品目に麦
類、砂糖、酪農製品などが加えられてゆけば、政府が畑作
振興のスローガンにかかげているでん粉糖化、てん菜糖裁
培の普及、酪農振興等々は、みじんうちに砕かれてしま
う可能性があるからである。とくに農村では、昨秋のガ
ト総会に來日したデ・ロン米國務次官が、対ドル輸入差別
の撤廃を強く要求してから、今年の一月十二日、大豆をは
じめとする対ドル輸入制限六品目の自動承認移行が閣議
決定されるまで、僅か二ヶ月あまりの時日しかなかつた
というそのテンポの速さに、底知れぬ不安をかくせないよ
うである。

国会でも農村に地盤をもつ国会議員たちは、自由化のわ
が農村に及ぼす影響について、競ってテーマを取上げ政府

としてきた。

この農林当局の狙いは、対外的には「自由化」の形式を
とりながら、国内的には「農業保護」の実質を残そうとす
ることにあるようだが、右の大豆の問題についても大蔵省
及び通産省と三者三つ巴の意見の食い違いがあり、またわ
が国輸入総額の約三割を占める農産物輸入について門戸開
放を強く求めているガット加盟諸国の「黒船」が、そのよ
うなごまかしの「開国」で果たして満足するかどうかも、
大いに問題のあるところなのである。

しかも、このように農村は、貿易自由化によつて海外の
安い農産物から脅威を受けるばかりでなく、自由化に伴な
う「日本経済の体質改善」の名において早くも国内独占体
制からの締めつけに直面しているのである。即ち、最近財界
の一部には、国際的にも国内的にもこれまでのような農業
「保護」政策をいつまでも続けられない情勢だとすれば、
この際旧い農業構造そのものを改めてはどうかという問題
意識が漸く前面に現われつつあつたが、昨年十一月、経済
同友会は興銀副頭取中山素平氏を中心に「農業政策研究グ
ループ」をつくり、日本商工会議所もまた「日本経済の体
質改善には農業の近代化が必要である」旨の意見を公表し
ており、またこうした情勢のなかで昨年七月、内閣に設け
られた農林漁業基本問題調査会(会長東畑精一氏)は、同
年十二月十五日に至り「農業基本問題に対する検討事項」

当局に質問の矢をあげているが、彼らの心配は、貿易管
理、食糧管理、財政支持(食糧増産補助金)を三大支柱と
してきたわが国の農業保護政策が、自由化という高潮の前
に、あだかも伊勢湾台風でまつさきに決潰した農林省直轄
の防波堤の如く、一挙にくつがえつてしまうのではないか
ということにあるようで、これに対し農林省当局は、今年
の十月から自動承認制にされる予定の大豆にしても、野放
しの輸入を許すのではなく、輸入した大豆は一たん政府が
食管特別会計で全量(約百万トン)を買い上げ、輸入価格
より高い国内価格で市場に放出(いわゆる「瞬間タツチ方
式」)する、と共に、政府が徴収する輸入価格(六〇kg当
り五八年度平均二千二百円)と国内価格(五八年度平均三
千九百円)の差益で国産大豆の買入れ(基準価格五八年度
六〇kg当り三千五百円)を行なうなど、大豆生産農家
(販売数量約二十万トン)の保護政策を検討していると言
い、またその他の農産物についても「米麦等の主食は国内
自給が望ましいので、小麦についても自由化せず、管理制
度をとる。酪農製品は将来の振興目標であるから自由化し
ない。問題の砂糖についても、てん菜糖、ブドウ糖産業を
育成し自給化政策をとる。自由化するものはコーヒー、中華
料理の材料など国内産と競合しないものに限る」と国会答
弁をくり返えし(二月二十二日付「毎日新聞」、福田農相
答弁)、農村にひろがる「自由化パニック」を極力防ごう

という甚大な資料を提出し、農業の現状と将来を、農産物
需給見通し、農業構造、所得政策の三つの点から分析検討
したいわば「農政白書」ともいうべきものを示したが、さ
らに今年に入つて五月十日、「農業の基本問題と基本対
策」を農業部門の答申として岸首相に提出し、「貿易自由
化の傾向に対処して長期的には農業構造の改善と生産性の
向上を期して海外農業に対する競争力を強化しなくてはな
らない」といういわゆる生産政策的「農業近代化政策」を
打出した(これが分析は、後掲、第七篇参照)。これと前
後して、前掲の経済同友会も今年に入つて四月八日の総会
で「日本農業に対する見解」を発表した。財界の代表が農
業問題について積極的な発言をしたのは、これがはじめて
であるが、「経済の安定した発展のために、農業の近代化
による生産性の向上が必要であり、経済性を貫いた農業の
発展を図るべきである」としていることは、右の農林漁業
基本問題調査会の答申書の結論と大体軌を一にしていると
いつてよい。

問題は、その近代化をいかに進め、農業の体質改善を図
るかであるが、右の諸提案の問題意識はいずれも、昔なが
らの自給自足的性格を多分に残している今の日本の零細農
構造を改革して、農業を「産業」として確立」する道を求め
ることにあるようである。即ち日本農業の国際的な低生産
性(農業就業一人当り生産額はアメリカの十六分の一)

と低所得（農業就業者一人当り所得は、非農業の約三〇％）は、その基本的な要因が農業経営規模の零細性（農業就業者一人当り耕作面積はフランスの十分の一、アメリカの八十八分の一）にある。だから農業所得を工業なみに近づけるためには、この際、農地改革でさえ手をつけなかつた伝統的な零細農構造を改革しなければならぬ、という問題提起である。

さらに、右のような農業構造の改善を達成するためには、何よりも約四百万人といわれる農村人口の過剰を、他産業へ排出することが必要とされ、これが右の「構造政策」遂行上の最大の障害となるものと予想されている。ところが、わが国の人口動態では一九六〇—六五年の間に労働力増加が年平均百万人（戦前水準の約三倍）を超え、産業界では、これら新規労働力の雇用問題が、もつとも深刻化することが予想される（「人口白書」一九五六年刊より）。このような時期に、非農業部門が農業部門から排出される労働力を順調に受け容れられるかどうかは楽観を許さない。そこで貿易自由化をこの構造政策推進の契機にしようという論議も、農業関係者の間に起つてくる（たとえば農林漁業基本問題調査会事務局長小倉武一氏）。

しかし、貿易自由化に伴う日本経済の構造改善という問題に取組みはじめた財界は、とくに構造政策を農業に適用した結果として生ずる労働力排出の要請には、早くも警戒

の念を強くしている（たとえば、経済同友会の「農業政策研究グループ」といわれ、農業構造の急激な変化にはかなり慎重な態度をとつているのも、財界の農業問題への関心も、結局は「自由化」を国内独占体制の強化に利用せんとしているにすぎないと批判される所以であらう）。

(五) 自由化をめぐる中小企業問題

前述のように、自由化に伴なう「農業の近代化」といつても、結局国内独占資本強化の線に沿う「構造政策」の一環として、従来とかわりなく低賃金労働力の給源たる役割を担う可能性において、極めて前途多難の状況におかれておけると同様に、低賃金と二重構造という芳しからぬ特徴を日本経済に与えてきた本元といわれる中小企業も、自由化の冷風にさらされ、政府の「自由化計画」という「近代化」の方向づけの中で、複雑な戸惑いをみせているようである。

もちろん、ここに中小企業といつても、資本の大小や従業員の多寡による規模別では、仲々に同じ範疇で扱われるものでなく、成長的な新産業と衰退的な旧産業という業種別では、むしろ全く異なる時代的性格でみなければならず、さらに自由化にならうとなるまいと、すでに中小企業自体が本質的に内在させている問題点があるということになる。自由化によつて中小企業はどれも小さいから、大きいをもつて限定を与えていることが窺えるのである。即ち右「計画」の説明では、「自由化に関連した業種」について、「設備、技術、経営の近代化、組織力の強化、金融の円滑化」などに関する従来の諸対策の改善強化に努める、というのである。

しかし右のような「近代化」の諸条件が、何故にこれまでも中小企業において欠けていたかを知る者にとつては、いまやそれらが「自由化」を契機として、政府によつて推進されようとしている具体的な方法について、多大の不安と疑惑をもたざるをえない。

ここで、今までの政府の中小企業対策なるものが、いわゆる二重構造の解消、つまり中小企業問題の発展的解決を含めた日本経済の近代化に対して、一体何ほどの意味をもつていたかと、改めて問うことは別としても、少なくとも戦後の対策は、その場その場の応急手当の集積であつて、形の上では一応の整備にはなつたが、他面では単に独占支配の強化を助けるにとどまつた。つまり対策は整つたが、構造的危機はむしろ増大しているのではないかというわけである。もちろん、時として中小企業の痛みが緩和されることもないではなかつたが、それは対策が功を奏したというよりも、むしろ景気の好転に救われたという方が事実に近いのである（たとえば中小企業安定法、中小企業団体組織法の不況対策立法としての実際を見よ）。そしてい

打撃を受ける、というような断定を下すことの誤りであることはいうまでもない。殊に、自由化の結末が国際間の産業特化、すなわち一物一価の分業の明確化にある以上、この線に沿わない産業では、大資本企業といえども自由化によつて大きい打撃を受けることはもとよりである。ただ、技術革新に追いついて行けないとか、国内消費構造の変化ですでに斜陽化しているとかの理由で停滞している産業では、自由化が行われると、中小企業では二重の打撃を受けるということがありうることは、資本や施設など経営規模の大小による企業の抵抗力、即ち競争力の如何に係わるわけで、今日のような国単位の国際経済では、この大企業の競争力が国民の競争力におきかえられて、つねに擁護されてゆくというしくみにおいて、大資本の不利は中小資本にシワよせられ、大資本の直接、間接の支配が強まらざるをえないということが、中小企業というものの地位や範疇をおのずから規定していることは、ここに冗言するまでもない。したがつて、ここでの中小企業ということも、法律でいう「従業員三〇〇人以下、資本金一千万円以下」という便宜的な定義を一つの形式的な枠として、実質的には、資本金に対して、労働者の数が相対的に多い企業、労働集約的な企業ということが、その典型的な範疇とみてよい。そこに政府の「自由化計画」の中で「中小企業の近代化に努める」という表現が、すでに何らか特定の意味

まや、中小企業庁の岩武前長官の「新しい構造」を受けついで「中小企業の業種別振興に関する臨時措置法案」が、「貿易自由化の嵐」とともに、強い照明を与えられて登場してきた（「世界」三十五年五月号参照）。この法案の特徴は、先ず第一に業種の指定に当つて、自由化をめぐりその影響を強く受けるもの、輸出産業、独占の系列業種などが選ばれるだろうということ、第二に振興といつても二重構造の解消よりも、合理化に重点が移されるだろうということである。つまり、自由化即応体質改善の大義の下に、官僚的「必要な指導」によつて結果としては、この法案が実現するものは、自由化をのりきろうとする独占体制を下から支える柱を打ち立てるにあることは明らかである。五年間に百余の業種で合理化体制が目指されるといふことが、独占にとつて少なからぬ意義をもつことは疑う余地が無いからである。

いずれにせよ、自由化措置はまだその緒についたばかりであり、中小企業に影響の及ぶのも一部商社（例えば大阪地方の綿花商の倒産）を除いて、恐らく明年に入つてからであろうし、同じ自由化に関連する業種でも、①自動車、造船、電気機械などのように主として機械工業の部品製造にあつている大企業の下請部門、②織物、自動車、マシン、農機具、鋳物、皮革、石けん、塗料などのように大企業と競争関係に立つ部門、③食料品や雑貨などのように中

小企業独自の活動分野で輸出競争力のある部門、など三つの分野に応じてそれぞれ自由化の影響は異なるであろう。

しかしながら、自由化の中小企業に及ぼす影響は、中小企業の使用する原材料や生産する同品目の製品が外国から自由に流入してくることによつて受ける、自由化のいわば直接的な影響のみに止まるものではない。より重要な影響は、むしろ自由化による経済体制の変動から中小企業が受ける間接的な影響のうちに見られるのである。日本経済が、内には二重構造をもつており、また外には国際的に中進国と呼ばれる微妙な地位にあることは、中小企業に対する自由化の影響をかなり強いものにするともみてよいであろう。

(六) 自由化に対する労働組合の態度

自由化の進展とともに、日本の産業界は自由化対策に大わらわとなつていゝが、他方、これに対する日本の労働組合の方針及び対策には著しい立ちおくれと混迷が指摘されている（季刊日本経済分析5、第二部参照）。しかし、問題は単に立ちおくれである、というばかりではない。わが国の代表的な労働組合の上部団体である総評と全労の自由化に対する態度には大きな相違がみられるのである。たしかに貿易自由化が、労働者の生活や労働組合の活動に与え

る影響は、極めて大きなものであらうと考えられるのであるが、それが具体的にどの程度のものであるかは、わが国の実際では、いまだなお暗中摸索の範囲を出ないからであらうか。

今一九六〇年九月ブラグで開かれる国際貿易拡大の世界労働組合会議に関連して、世界労連の機関誌「世界労働組合運動」の四月号は次のように書いている。「貿易の発展は労働者の経済的社会的諸問題をすべて解決できるわけではないが、おたがいに協力しあつていゝる国々の経済に利益をもたらしうることができる。…貿易の発展は失業をへらし雇用を安定させ、労働者の生活水準を高めることに役立つことができる」と。しかし、同誌は、この場合「関係する国々の相互の利益を考慮しなければならない。資本主義国同士の貿易の場合ですら、強い方が弱い国にいろいろな条件をおしつけている」と指摘し、「独占資本家が外国貿易をどのように労働者の生活水準改善の口実にしようとしているかを検討し、国際貿易が労働者に最大の利益をもたらすような諸条件をどのように確保するかを討議すべきである」と書いている。さらに関税率と輸入制限の問題について「これは事情によつてさまざまな働きをしている。つまり、先進資本主義諸国が従属的市场を確保するためには、こうしたものを利用して、他方関税率や輸入制限は発展途上にある国の生れたばかりの就業を保護するうえ

で一定の役割を果たしているのである。この問題については、会議は事情に応じて保護政策だとか自由主義という理論をふりかざしている陰で、資本家がどのような利益をあげているかを示すことができる。会議はこうしたことに反対して、それぞれの事情のもとで、労働者の利益のために何を要求すべきかを示すであらう」と述べている（「経済評論」三十五年七月号参照）。この世界労連の考え方は、今日労働組合が貿易自由化に対する態度や運動の方向をきめる上に極めて示唆的であるといえる。

ここでは立入つて論及する余裕はないが、周知のように、自由化の労働面への影響は、すでにさまざまな形で現われはじめており、これについての組合側からの見通しも楽悲両様に分れるが、労組でいち早くこの問題に取組み、当面の対策を打ち出した全織同盟は、長期雇用協定による雇用の確保をはかる方針を決めた。それは繊維産業では原綿、原毛の輸入が明六一年の四月から自動承認制になり、自由化の実質的な先陣となつていゝる関係上、影響は早くあらわれ、しかも予想される事態は工場閉鎖、操業停止などの人員整理を伴う暗いものだといふので、いまのうちに①完全雇用、その他労働条件の維持改善を中心に二年程度の長期雇用協定を結ぶ、②集中生産体制確立のための工場閉鎖、操業停止などは事前に労使が協議、善処しようというわけである（これは六月二十七日からの全織同盟静岡大会

に提案、賃金引上げ、労働時間短縮などを含めた自由化総合策を打ち出した。さらに、大阪の日本羊毛工業が一月以来全面操業停止をやり、次いで根来織布が内整理し、また大和毛織も工場閉鎖計画を立てているほか、その他の織維関係大企業で系列化、合理化などの目立つた動きを見せはじめたため、全織同盟の上部団体である全労会議でも、早晩全労働者の直面する問題として、近く恒久的な自由化対策を打出すが、方向としては自由化は今日の国際経済の傾向であり、反対するよりむしろ積極的にこれに取組み、予想される事態を有利に解決すべきであるという判断から、生産性向上運動をさらに進め、労働時間を短縮し、雇用の増大をはかり、さらに賃金の引上げを実現する心構えのようである。

これに対し総評は、現在本格的な自由化対策を検討中であるが、今年三月十日に発表した「自由化問題に対するわれわれの態度」では、自由化は全面的に反対という態度を明かにしているが、その主張は「自由化は資本主義世界体制の新しい矛盾の激化にもとづいて生れたものである。それは国際的規模における独占資本の強化・再編成のために行なうもので、このためわが国の低賃金構造は改まるどころか、そのまま固定化され、雇用構造はいつそう悪化する。このような立場から自由化には断固反対する」というものである。

こうした全労と総評の自由化問題に対する態度の相違は、すでに生産性向上運動に対するときの態度でもはつきりしているが、条件つきで生産性向上運動に協力している全労の行き方と、全面反対の立場をとる総評の行き方は対照的であり、しかも現実では総評の反対の基本方針にも拘らず総評翼下の民間単産が結果において協力している事象からいろいろと矛盾が生じている。同じことが自由化対策についてもいえるようである。たとえば同じ総評系でも合化労連の立場で、そこでのカメラ製造部門では自由化によつて輸出は増加する見込みである。というのは三五ミリカメラの国際価格は有利だからである。ところが同じ合化労連のなかでも化学部門をみると、反対に自由化による影響は深刻である。なかでもカセイソーダ、純ベンゾール、トルオールなどのタール製品、それを原料とする合成石炭酸、アセトン、ブタノールなどの有機合成品の価格は国際水準からみるとはるかに割高で、タール製品などは米国の五割高という不利な立場にある。それだけ自由化の圧迫は多大で、自由化に臨むには企業の合理化を促進しコストの低下をはからねばならない。さらにこの動きが傘下の中小企業に及ぼす影響はいつそう深刻であり、そうだとすると総評が全面反対を唱えるかぎり、自由化のスケジュールに入っている化学産業関係の合化労連では問題の解決に苦慮しなければならない。

いずれにしても、自由化の影響は次第に賃金、雇用の両面に濃くなり始めており、その程度は産業によつてまちまちだとしても、こうした労働条件へのシワよせが一般に推測されるとすれば、労働組合としてもその対策は慎重にかつ具体的でなければならぬ。西欧諸国で自由化が実行されたといつても、それ等の国々の労働組合と日本の労働組合との間には、決定的な違いがある。すでにふれたところでもあるが、第一に西欧は完全雇用体制下に在る。第二に日本のような二重構造にもとづく賃金格差が存在しない。第三に労働組合は常識的な動きをするが、根本的には強力であり、また産別組織である。第四に、政府の経済政策ないしは産業、企業の運営に対する労働組合の発言力が、西欧の共同決定、英国の労使協議制のような形で制度化されている。第五に、最低賃金制はもちろん、各種の社会保障制度が整備されている。これらを日本の労働組合の現状と比べると、思い半ばにすぎるといつてよい。

それだけに、わが国の労働組合としては、徒らに公式的な実情調査に基いて、具体的な対策を早急に検討する必要があり。最近、総評、全労とも「今後の労働運動を前進させるためには産別化以外に道はない」とする点では共通の目標を、一九六〇年度の新しい運動方針に掲げるに至っているが、その根本の原因となつているのが、政府の打ち

出した貿易・為替の自由化政策であり、労組側としては自由化による企業の体質改善、合理化の結果は、労働運動全体が大きな影響を受けることになるとし、これを乗り切る対策としての組織の強化を産別組織化に求めるに至つたわけであると伝えている(「日本経済新聞」三十五年七月十八日号)。

五 自由化の労働政策(むすび)

さて、いよいよ自由化の本番がはじまる。すでに今春来、経団連も同友会も自由化対策の委員会を作り、各業界もそれぞれ委員会やその他の組織で、自由化対策を練りはじめた。政府もさきに見たように総合的な自由化計画をおそまきながら発表して、なお抽象的ではあるが、自由化措置の遂行に固い決意を示した。政財界を通じて態度は漸く真剣の度を加えている。解決さるべき問題もいよいよ深刻かつ複雑なものになつてくる。いま労働面にあらわれる基本的な方向及び問題点を摘記すれば、およそ次のようになろう。

第一に、賃金面では、賃金低下の圧力が一般に強くなるだろう。少なくとも賃金上昇への抵抗は強くなる。日本商品の国際競争力の一つが、欧米に比べての賃金の低さにあることは否定できない。将来の自由化に際して、企業

が、その有力な武器を失いたくないと考えるのは、当然である。今年の春斗でもすでに明らかのように、自由化に備えるための体質改善が緊急であるから、たとえ好況であっても野放図な賃上げはできぬ、という態度を経営者は一般にとつていた。

第二に、これまでの年功序列的な賃金体系は、維持できなくなると考えてよい。雇用面では、従来の終身雇用制も、企業として必ずしも歓迎すべきものでないことになる。自由化による景気変動の波に適応してゆくためには、年功序列賃金や終身雇用制のような非弾力的な制度は得策でないからである。すでに今日までの技術革新でも、年功賃金の不利が指摘され、同一労働同一賃金への移行が進んでいる。これは今日の労働組合が直面している最も困難な問題の一つだが、自由化は、この傾向を促進するだろう。

第三に、賃金格差は拡大するだろう。企業間の競争が激しくなり、同じ大企業間でも優劣の差がはつきりする。大企業、大商社による中小企業へのしわよせもはなはだしくなる結果、中小企業では、賃金その他の労働条件が、放つておけば悪化する傾向をたどる。また自由化によつて有利になる産業と、不利になる産業がはつきりし、産業再編成が進む。有利になる産業の大企業では、これまで以上に賃金上昇が可能となるかもしれないが、不利になる産業では労働条件が低下する。これは労働組合の統一行動をむすか

しくする要因となる。

第四に、体質改善のための工場閉鎖、集中生産が行われよう。これは繊維産業で現に進行中である、それに伴つて人員整理も起るであろう。自由化政策は、段階的に、慎重に行なわれるであろうが、それでも雇用面への影響は避けられまい。日本の企業では、事務系の従業員が多過ぎると一般にいわれているが、これも事務オートメーションが急速に進む結果、過剰人員が顕在化することにもなる。むろん、その半面では労働集約的産業が、自由化の下では有利になり雇用の吸収に役立つとも考えられる。

第五に、労働組合に対しては、企業間の競争が激しくなる結果、企業組合的傾向が恐らく強くなるであろう。企業はそれを要求し、従業員自身もその気分が強くなる。これは産別組合へという今日の労働組合の目標と逆行するわけである。

以上のような、一応考えられる方向と問題点は、日本の労働界をかつてない混乱と苦悩に陥しいるであろう。本年五月四日付の日本経済新聞によれば、通産省は自由化後の雇用・賃金政策として次のような新方向を打出すという。即ち、それによれば、①わが国の雇用構造には労働力の移動を阻害する要因が多いが、自由化により雇用の増大する産業と縮小する産業が生れるので、労働力の可動性を高める必要がある。②このため企業、地域、職種間の労働

移動を促進する対策を確立する。③自由化により一時的に失業対策も再検討する必要がある。④同時に著しく失業をふやさないうような生産性や雇用吸収力の大きい産業を保護、育成し、雇用の増進を図らねばならない、などがこれである。とくに前記の労働力の可動性促進に重点を指向して次の五つの対策を示している。(1)職業再訓練、(2)低家賃の労働者住宅の建設、(3)失業保険給付期間の延長、社会保障制度の拡充、労働時間の短縮、(4)職業安定所の拡大と広域的運用、(5)失業多発地域への工場誘致、などがこれである。右の(1)(2)については、恐らく現在の予算編成事情のもとでは、完全に無視されてしまうであろう、むしろこの要求は労組として大々的に取上げられるべきものとなるであろう。若干の試算によると、貿易自由化スケジュールが完全に行きわたる場合には、それだけで約百万人の失業者を増やすことになるだろうといわれているが、政府は本腰を入れて失業対策に乗出さざるをえなくなるであろう。それにしても前述のように賃金低下の圧力が一般に強まる今後の方向において、政府はいかにして低賃金の汚名を返上して、ガット三十五条の対日援用の撤回を求めようとするのであろうか。池田政府はその面目にかけても「所得倍増論」の実現プランを作成せねばならないであろうが、事態はむしろそれをいよいよ困難にしているかに見えるのである。



(旧 浅野セメント)

日本セメント株式会社

取締役社長 井上 英熙

本社 東京都千代田区大手町一ノ四
大手町ビル六階

特集Ⅰ 第二組 合 論

国鉄労組と並んで総評の二大支柱といわれる炭労、その炭労の中でも最強の拠点といわれてきた三井三池労組が、昭和三十五年三月十七日、争議の重大局面でついに分裂し、第二組合を生むに至つたといふことは、かなり衝撃的な事件であつた。船の中で船員が対立すると危険なのと同様に、地下労働という危険な仕事をする炭鉱夫の組合なのだから、分裂することは会社にとつても利益ではない。それに三池労組は組合員の生活も集団住宅で行なわれており、組合には職員が含まれず、去る二十八年の指名解雇ストも百十三日の「英雄なき斗争」を分裂することなく斗い抜いた経験を持ち、爾來職場斗争を精力的に行い、学習活動をして風雪に堪えてきたばかりでなく、炭労や総評、全通など職種をこえたカンパを含め、これまでにない厚みのある支援態勢もあつたので、まさかこう簡単に割れるとはなにも予想しえなかつたからである。とくにこの争議

が安保問題ともからんで、今年度労使対立の最大のヤマとみなされていただけに、その後の推移をみても、分裂の余波はかつてない重大性をはらむに至つてゐる。

もちろん大争議のまつただ中における組合の分裂という事態は、決して珍らしいことではなかつた。いなそれは争議の過程で、かなり高い確率で現われてくる現象でさえあつた。すでに日鋼室蘭のストや王子製紙のストのように総評がバックになつた大斗争においても、第二組合（スト中は争議団はこれを「青組」とか「青帽」とか称して組合内の脱落分子の集団として扱つてはいたが）が、スト中に結成せられ、その強行就労によつてストが破られた経験があつた。しかし、日鋼や王子の場合は、争議の主役たる第一組合は三池の組合ほどに強い団結だとは考えられていなかつたし、総評の支援態勢も遅れて樹立された。だから三池組合が恐らく日鋼や王子の組合の轍をふまないで、かつての百十三日の斗争の際のように団結を守りぬくであろうと期待される理由もあつたのである。その三池においてさえも、経営者の意識的な切り崩しの有無は別としても、とも

角も三分の一の脱落者を生じ、第二組合が結成されたといふことは、いわゆる第二組合論を、その根底から新たに重要な問題として提起することを必要ならしめるにいたつた所以でなければならぬ。

ただ、この場合注意を要することは、「第二組合論は日本労働組合論でもある」といわれるほど、戦後の日本の労働運動史はこれまでのところ第二組合史として特徴づけられ、またわが国の労働事件はその大部分が直接間接に、或は潜在的顕在的に第二組合をめぐる提起されておられ、したがつて問題としても労働組合論の基本的な課題のすべてが含まれるとみられているものであるが、それだけにこの問題の取上げかたにおいては、当面の三池労組の事態に捉われることなく、かなり広い範囲から見なければならぬ。とともに、いわゆる「第二組合」的性格なるものが、いかなる意味で問題視されるべきかについての論理を明確に打出すことが、いよいよ必要とされるに至つてゐるということである。

広い範囲から第二組合の問題をみたいといふのは、これまでの多くの論者は、組合の分裂という事態が惹起される根拠を日本の労働組合の体質、いわゆる企業別組合にまつる特質に求め、第二組合を戦後労働運動の宿命的な課題としてだけ片づける傾向があつた。いかにも、第二組合は戦後の企業別組合に発生する特有な現象ではあるが、同時

にいつの時代いずこの組合運動にも普遍的に現象する「統一と分裂の問題」をかかえてゐるのである。したがつてこの問題は当然に、組合の在り方の問題に発展し、統一戦線の問題を包含し、政党と組合の問題を伴ひ、かくてわが国における特有の労働組合運動の前進にまつる困難を現わしているからである。しかも終戦直後における、そして民同時代における第二組合問題と、総評の結成を経て総評と全労の対立が背景となつて発生する第二組合問題とは、かなりその意味も違つてきてゐるようであるし、さらに最近の中小企業争議に発生しがちな分裂現象と、大企業単産ないし企業連に生まれつつある批判勢力現象とは、これを一括して扱えないそれぞれの特質も看過すべきではないからである。

次に第二組合が問題となるその性格上の共通点といわべきものについて、もつと精緻な論理的考察が必要とせられる所以のものは、多くの論者によつて組合分裂即第二組合結成という、両者の混同ないし同一視が意識的ないし無意識的に行われることによつて、いわゆる第二組合問題のもつ根本的な課題が見失われがちであり、その結果として問題処理の態度なり方向について、組合間ないしその上部団体に、かなり違つたものの現われる理由をあいまいにし、或いはそれを単なる戦術上の差異に解消してしまふ一般的先入感が存在するからである。

以上のような諸点を重要な予備前提として、第二組合問題についての最近の問題点、その具体的事例など解明のに入らう。

一一

最近における第二組合発生の根拠は何か、という問題については、これを日本の労働組合の体質といわれる企業別組合という特質に求める見解が一般に支配的であるかに見える。それは、要するに企業の従業員を職員、工員を問わず、丸抱えにしているのが国の組合では、一般に組合員特にその上層部分の企業への心理的、物質的からみつきが強く、さらに従業員たる組合員の階層別・職種別の利害やものの考え方の対立が根深く存在しており、それが第二組合発生の可能性の根拠をなしているという見方である。特に最近の企業合理化と技術革新の影響によつて、企業別組合を支えていた年功制労使関係が解体し再編成されていく過程で、組合員の階層別・職種別・年令別の現実的利害の差やものの考え方のずれが、むしろ拡大しており、それらが日常的に十分に調整されていない場合には、組合分裂の潜在的可能性が、何らかの契機で現実化してしまうというのである。

たしかに、このような見方は、かなり現実的に事態の核

心をついていようである。たとえば王子争議の場合には、職員と工員の階層的分裂と役付から現場下層を含めた縦割の分裂が苦小牧支部と春日井支部のそれぞれにみられたし(藤田若雄「組合とストライキ」参照)、三池の場合でも新組合に走つた人々は、保安、発破、検炭、人事係など鉱員といつても職員に近い中間層や、地域別にみると戦前入社組が戦後入社組に比べて大きいところに多いとも報ぜられていのである。そこで、このような組合分裂の可能性を除き、組織の結合を強化するために、企業別組合からの脱皮というスローガンが、すでにここ三年来すべての労働組合に共通し、わが国の労働団体にして、これを指向しないものはないといつてよい理由でもあろう。

だが、このことは他面、個々の労働組合の運動が、いかに企業別組合たることに執着して、つねに、このスローガンに逆行することの多いかと云う隠れている事実をものがたつていともいえるのである。周知のように、企業別組合の特徴ともいべきものは、企業の業態と組合の組織が、表裏の関係になつていこと、したがつて、経営の労務管理の上に組合の運営が乗つて、組合活動の基本的なワタが企業内に限定されていることである。もちろん企業を超えて、政治や経済の諸活動が産業別、地域別或いは全国的に連携することはあつても、そこにいる大衆の直接的利害に関する組合の基本的な活動になると、宿命的といつて

よいほどに企業内にくぎづけされ、外への行動の発展も企業内での利害に制約されてしまい、欧米諸国にみるような横断的な力を発揮することはできない。それは、総評も全労もまたほとんどの単産もこれが例外ではない。このことはまた大衆の組合意識が、企業意識と表裏の関係をなしていることでもある。つまり企業別組合とは従業員組合的性質を本質としているものなのである。

このような性格の組織が、戦後のわが国労働運動に定着したことについては、だれでも指摘しているように、何よりも終戦時の占領軍の民主化政策という特異な動機と条件の下での、企業を単位とした一夜づくりの組合の簇生に求められるが、さらにそれだけでなく、日本社会に伝統的な特質の一つとしての、完全雇用の欠如、つまり膨大な潜在失業者群の存在によつてこの企業別組合が支えられてきたということである。失業即生活不安にたえず脅かされてきた労働大衆にとつては、ひとたび雇用された企業にしがみついて自己を保全することから、解放される道を見出しえないとすれば、そこでの雇用関係は、雇う者の発意といわんよりも、より以上に雇われる者の要請によつて長期に固定された「生涯雇用」ないし「終身雇用」として根をおろさざるをえない。このような傾向は、凡そ昭和の初期からすでに強まっていたのである。

そこで、このような社会的環境にとりまかれた企業別組

合では、必然的に次のような内在的矛盾がたえずまとわりつくということになる。即ち①労働者は自らの意欲と努力によつて組合をつくつたのでないから、組合を自分のものとして実感することができない。組合幹部と組合員大衆との断層が当初から開いており、幹部が専従者になると、この断層がいつそう超えがたいものになる。②企業を超えた職種別・産業別ないし地域別などの統一行動には、一般組合員は企業内就業規則を破つてまで参加しようという熱意をもたず、なかなか労働者の力の結集体としての機能を發揮しえない。③国労、全電通、全日通といったような全国一企業の業態に乗つた組合でも、組合活動を企業のワタから外しえない、ということである。

これに加えて、さきにもふれたように、わが国の企業別組合では、年功序列型によつて、従業員間の利害が各段階のグループ別に喰い違いをみせており、それが最近の技術革新と作業の変化による再編成の過程を通して、組合分裂の発生する主要な原因とみられているが、このような年功制労使関係を構成する要因としては①本工(基幹従業員)計画採用Ⅱ標準入社者、即ち学校卒業と同時に入社した従業員と中途採用者との二層から構成される)・臨時工・社外工という階層構成、②終身雇用と年功的賃金(定期昇給制と退職金制度)、③従業員相互の昇進競争における恭順と疎外の関係、という三つに分解され、それぞれ歴史的ない

し伝統的なからみあいによつて、労使関係の近代化を根強く阻んでいるのである。

だとすれば、このような企業別組合の内在的諸矛盾をそのままにして、一片の方針や決議などで、企業別組合の脱皮ということが簡単にできるものではない。また統一行動とか、産業別ないし業種別の交渉や、地域共闘を数多く重ねてゆくことだけでもできることではない。のみならず企業別否定の強い方針や計画が組合幹部によつて独走的に実践されるような場合には、企業別組合の脱皮ということよりも、むしろ逆に企業別組合への執着を深からしめるような結果を招くことを、戦後の労働運動はしばしば経験してきたのである。斗いは、必ずといっていいほどに第二組合の発生をみる、といわれてきたのも、そのことの論理上の誤りにもかかわらず、そのような結果を実際において示してきた事例の多くが、上述のような企業別組合に内在する諸矛盾の解決をとかく軽視ないしは度外視したことに基くものと考えられる。ここに正しく、企業別組合の矛盾は、これを脱皮しなければ克服できないのではなく、それを克服しなければ脱皮は不可能なのである、といえるようである。

では、いかにして企業別組合の本質的な矛盾を克服するか。この問題は同時に、いかにして第二組合の発生を阻止するか、という当面の問題と表裏の関係に立つのである。

る。

二

組合の分裂・脱落・第二組合の結成といった現象をもたらす宿命な要因が、わが国の労働関係の中に、とりわけわが国の労働組合の体質といわれる企業別組合自体の中に存在していることは、まさしく否定しえないところであり、これが「質的転換」ないし「体質改善」のために、企業別組合からの脱皮の方向が、左右を問わずすべての労働組合によつて提起されていることも、決して偶然の一致ではない。だが、この脱皮をいかにして実現するかについては多くの異見の存するところであつて、しかく単純でないことは上述の如くである。

ひと口に組合の「質的転換」とか「体質改善」とかいつても、真空のなかでやれるものではない。何よりもまず考慮されねばならないことは、第一に資本のうごきから離れた労働運動といったものは考えることはできないし、第二に労働者の統一と団結を強めるといつても、ナマ身の労働者の生活と利害、気分と意識を離れては、労働組合の本来の存立の意義はありえないということである。この二つのいわば現実の側面をつねに意識し、これに解決・対応するところにまた現実の組合運動の困難と前進への途が存する

わけであるが、この二つの側面は、実際問題としては、つねに競合的に現われ、いずれにより重点的に解決・対応すべきかは、組合としても仲々に判別しがたいところでなければならぬ。ここにいわゆるイデオロギーの差異から、まず資本に対決することによつて組合員の要求を逐次実現していこうとする総評系の左派的労働組合と、まず組合員の要求を現実的に充すことを前提として資本の側の要求にも対応していこうとする全労系の右派的労働組合の、運動における戦術上の差異として示され、後者がつねに労資協調主義であるのに対し、前者が非協調的な斗争第一主義といわれる所以であるが、ここ両三年来、労働運動の「転換期」ということがやかましくいわれるようになったのは、左右いずれの労働組合の運動においても、前掲の二つの側面に対決・対応してその機能を發揮することがいまや著しく困難になつたからに他ならない。それは「運動が行詰まり、弱さを露呈したから」ということよりは、むしろ組合が企業別組合であることの自己認識において、その矛盾の解決や限界の突き破りのために、どれだけの方針と努力をもちえたかに係ることのようである。そしてこのことへの反省が、最近における一連の組織分裂と第二組合の結成、そして第一組合を主動とする争議の敗北という事態において、急速に表面化してきたのである。

さきにふれたように企業別組合自体に内在する組合分裂

の可能性は、ただちに組合分裂の直接的な契機ではない。この点については、これまで総評や炭労に批判的な右派的勢力からは、組合幹部の階級斗争第一主義の破綻とか、組合員に対する行きすぎた統制への反撥とかの理由があげられ、反対に第一組合支持の側からは、会社側の分裂政策的攻勢とか、それに連係した職制や分裂主義者の画策とかの理由があげられるのが常である。三池の場合についても、民社党や全労などは「向坂理論に基づく革命的斗争至上主義に立脚し、事態の現実的解決にきわめて消極的であつた」こととか、争議中の組合の行過ぎた集団統制とかに分裂の理由を求めているのに対し、社会党や炭労の側は、その理由を「会社側の金力と権力による組織の切りくずし」とか、「一部幹部が会社に踊らされたもの」とみている。このような両者の見解についての是非の判断はここでは一応措くとしても、明らかに問題として指摘せざるをえない若干のことは、まず当面の斗争をつみあげてさえゆけば「体質改善」がおのずから行われることになるのではないということである。斗争には自然発生的な性格がつきものであるが、運動が当面の斗争だけに追われるようになる、階級斗争が激化するにつれて統一を強めるかわりに、逆に内部の矛盾が表面化し、相手側に利用されるようになる。そして要求をかちとるためにも組織を守るためにもいよいよ統一して斗わなければならないにもかかわらず、統

一して斗わうとすればするほど、組織の分裂が起る、といった悪循環におちいることさえ生ずるといふことである。このように斗争が激化し分裂問題が起れば、無原則統一におちいるか、斗争激発主義におちいるしかない。さきにふれた企業別組合の実体を変えない限り、丸がかえの組織のまま、資本の丸がかえの政策と対決して斗うことはできないからである。

けれどもすべての組合の斗争が、例外もなく第二組合を発生せしめるわけではない。また強い斗争のすべてが、この危険にさらされるのではない。第二組合を発生させた争議をみると、いくつかのケースに分かれるが、第二組合の発生が危険が内在し、斗争時に赤信号としてあらわれているにもかかわらず、これを過小評価し、或いは少なくとも、これを未然に防止する努力を、平時の運営と活動において怠っている場合が多いようである。企業内の統一を維持し得てこそ、より強い組合の機能が發揮されることは、すべての幹部において先刻承知のことであるのに、これに十分の配慮がなげななされないのであるか。つまり、恐らく日本の組合の中でも最も強烈な階級的戦闘性を誇る三池労組の中から、しかも水ももらさぬ集団統制の中をぬつて、全中央委員の二八%に当たる六十九人の中央委員を先頭として、全組合員の約三分の一に当たる三千から四千の組合員が分裂していつたという事実をどう考えるか

ある。

資本の側は、組合が手ごわいかり合いだとみれば、いつでも組合の分裂をくだてるであろう。それは資本の論理として当然のことであるとともに、組合側にとつても十分に予知しうることなのである。だからこそ、その分裂政策と斗つて、組合を一つに守ることこそ、労働運動の主要の任務の一つでなければならぬのだ、負けられぬ闘いという口実で、また正しいという思い込みだけで、第二組合発生を根拠を軽くみる限り、わが国の労働運動の最大の弱点である企業別組合の実体を変えることもできないし、独占資本の分裂支配をうち破ることもできないであろう。第二組合ができてしまえば、どんな強い組合でも、強い組合たりえなくなるのである。組合分裂の直接的な契機を偏に会社側の分裂策動に帰着せしめようとする主張は、この意味において、自らの組合の内部矛盾の処理の仕方の手際を他に転嫁する詭弁にほかならない、ともいえるであろう。

四

それはともあれ、社会党から西尾派が分裂し、民社新党を結成して以来、組合の組織分裂は、いわば連鎖反应的に拡大し、止まるところなき組織の動揺は、単産にせよ全国

ということである。

もちろん争議中の敵しい統制は当然のことであるし、若干の行過ぎもやむをえないであろう。したがって第二組合の発生は責任はすべて第一組合の負うべきところということは誤りであるが、しかしすべての批判勢力を分裂主義者としてきめつける方針や態度からは、統一への何ほどの建設的な結果をも招来しないのである。

最近における一連の組織分裂の傾向が資本の側の分裂政策と多分に関連のあることは、何びとも否定しえないところであろう。とくに最近での安保改定と合理化に新たな展開をとげることを目指す独占資本の、労働者階級に対する分裂支配の集中攻撃が、さきにふれた年功制労働関係の再編成を通じて、とみに積極化されるに至っていることは蔽うべくもない。資本の発展は、一方では労働者階級が階級として団結する要因をつくりだすと同時に、他方ではつねに労働者階級を分断し、資本の支配に従属させる要因を再生産する。資本の側は、こうしてつくり出された労働者階級分断の要因を、資本主義発展の曲折点で全面的に利用し、新たな発展のコースへと進もうとするのである。それは、かつて総評の出現が産別会議の第二組合として、また全労の出現が左翼化した総評の第二組合として、それぞれ資本の側によつて積極的に歓迎され、或いは何らか利用価値あるものとみなされてきたことにおいても周知の如くで

団体にせよ、すべての労働組合に異常な不安と衝撃を与えているようである。とくに総評と全労が対立する現状では、第二組合問題は統一戦線問題に係わるところがきわめて大きい。それは企業別組合を基礎としているだけに、理由の薄弱な団体間の対立を生み、繩張りを生み、ひいては下部組織間の動揺を常態的なものとする傾向が強いからである。第二組合結成の現象は、かつては産別会議に、現在は総評系にひん発するところのものであるが、全労ととも今後この問題から例外たりうるわけではない。それはすでにふれたように、組織の実体とその運営方針との間に矛盾があらわれる場合には、どの組合においても組織分裂の可能性をはらんでいるのが、企業別組合という日本の労働組合に特有の体質であるからである。

しかしこのような「体質」を自己認識することは、それを宿命的なものとして受取ることを毫も意味することではない。この体質はあくまで「改善」されねばならないし、企業別組合から産業別組合への「脱皮」は、すべての組合の自主的に実現すべき当面緊要の方向なのである。そして、それが何よりも組織の分裂を回避し、第二組合の発生を阻止するために必要な条件であるとすれば、これまでとかく軽視されてきた第二組合の本質的な性格について、立入った考察と認識を改めて問題とする必要があるように思われる。

ところが、さて第二組合とはどういう性格のものか、即ちいわゆる「第二組合的性格」がどういう意味で問題なのか、ということ、なかなか単純に捉えにくいのである。それは第一、組合それ自体の中にも多少とも内包されている何らか共通的なものであるからであろうか。一般に「第二組合」が「裏切り」とか「ごまかし」とか極端な言葉をもつて非難されがちなのは、その御用性ないし労使のアベツク性格に着眼されてのことであることは疑いない。単に並列する別個の組合がいくつあつても第一・第二といった番号がつけられることはない（もつともA組合がスト中にB組合がスト破り就労するとBを第二組合と呼ぶこともあるが）。また企業のワクを超える横断組織たる全国単産や全国的組合中央たる総評などに分裂が起り、別の組織が分裂者によつて結成されても、それを第二組合とは呼ばないようである。また近江絹糸のように既存の組合の御用性が明白であつて、自主的組織活動がその中から起り、それがストを呼び自主的分子を中核として集団的脱退と新組合の結成に向つたような場合にも、通常その新組合を第二組合とはいわないようである。したがつて、労働界において、また一般社会においても普通そう呼ばれる「第二組合」という概念は、企業別組合（多くは従業員が一括加入している単位組合或いは企業連）からの分裂者による組織であつて、反組合的理由以外にたいして分裂の合理的理由

なしに分裂（従業員を縦割りにするのが普通）して生れた組織だといふことができよう、もつとも企業別組合でもあり、同時に産業別組合でもあると考えられるような公労協（三公社・五現業）の組合や国公労組関係でも第二組合の問題が起りうる。たとえば国鉄には国鉄職能別労組（組合員八千余）のほか新潟地方（五千余）や百人余の組合員しか含まないような地方的「第二組合」が十数組合も結成されており、郵政にも林野・教員・国税庁などにもいわゆる第二組合が若干生れているがこれらは必ずしも職員団を縦割りにしているものばかりではない。国鉄の動力車労組も分裂当初は第二組合とみられていたが、今日では第二組合的性格が失われたものとみられている。一般に企業別連合会内の一構成メンバーたる単位組合が企業連を脱退しても、これを第二組合になつたとはいわないが、企業連を縦割りにすると、単位組合の中から分裂する場合に第二組合と呼ばれるようである。

ところが右の「反組合的理由による分裂」ということは「第二」たる性格にとつて決定的な意味をもつものといわれている（沼田稲次郎「第二組合をめぐる法律問題」、季刊労働法三六号参照）。つまり、ここで反組合的という場合の「組合」はもとより自主的な組合ということ、この組合が実質上、より自主的な団結として行動しようとするときに分裂の危険があり、そのような自主的行動を抑止す

る志向の下に行われる分裂を契機とする組合がまさに第二組合といわれるのである。そして、組合の行動として、その自主的性格が端的に示されるのが争議行為であるとする、スト中ないし斗争中の分裂と労資協調的な第二組合の結成という姿が、もつとも典型的なものとされてよいわけである。

もちろん団結の性格は何ら固定的なものでなく、第一組合もスト中は自主的ではあつても、日常の職場にかえれば「第一」と「第二」の自主性やアベツク性がそれほど差異を示すものとも限らないし、第二組合の中にも自主性を志向する芽も生じうるのであり、したがつて「第一」、「第二」の性格の差が薄らぎ、並列する組合とみられるようになることも稀れでない。だから「第二組合」という問題は、偏に自主的組合たる第一組合（典型的にそういふるのはスト中であるが）の自主的活動を抑圧することが組織活動の主要な動機となつている組合の問題といふことになる。

このようなスト中の分裂——集团的・共謀的な組合脱退——が、直接間接の、明示的或いは以心伝心的な使用者側と分裂集団との連絡の下に行われることは常識に属するし、また第二組合ができれば使用者が一時的にもせよ第一組合よりはそれを優遇するだろうということも、いまや常識的な事柄である。そしてこのような常識化された事実こ

そ、その個々の立証を必要とすることなしに、第二組合に對して「裏切り」ないし「組合破壊者」の烙印をおしている社会一般の理由であるとすると、そこにはすでに第二組合に對する何らかの価値規範が与えられているとみてよい。ただそれがどのように論理的にもはつきりした根拠をもつものであるかが、意識されていないというだけである。

たしかに、労組法では、第二組合が結成されてしまふと、これを「自主的・民主的組合」として、第一組合と差別していかない。第二組合も労組法第二条本文のいう「労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体」に該当することになり、その組織の形態や構成においては全く「第一」と「第二」は瓜二つであり、いずれも従業員団だということになつている。だとすると、社会的には明かに常識化されているほど反価値的な意味をもたしめられている第二組合も、労組法上では第一組合と同じ地位を占めているように見え、そこに、常識は間違いだといわなければかりに、公然とスト中の「脱藩分裂」が行われ、社会的には明かに「第二組合」というものが存在することになる。恰も社会的価値規範が法律の次元には全く反映していない如くである。

周知のように憲法第二八条は労働者に団結権と団体行動

権とを保障しているが、その保障する団結権の中にスト破り団体結成権が含まれていないし、またその団体行動権には、たとえ労働者の団体行動であつても集团的スト破りの行動権が含まれていないと解すべきではないか。つまり団結権を保障すること自体、労働者階級によつて尊重されるべき価値をもつとされる団結や団体行動を保障することが、いわば労働者階級のモラルに照して価値ある団結や団体行動が、憲法を貫く基本権保障の法理念にも合致していることを意味しているのではなからうか。またこのことは、労使間の攻防の展開せられるスト中といえども、使用者が組合の自治を侵害したり、労働力統制体としての組合を無視して組合員と個別的交渉をやつたり、「批判勢力」を育成したり、争議団をアカ呼ばわりしたり、分裂分子を買収するなど不当労働行為とされる戦術をとることを禁止されていることに鑑みても、第二組合への分裂と結集—とくにスト中において—は、労働者の自主性を契機としてであれ、一種の違法性を含むものと認めらるべきではなからうか。

ただ、戦後における日本の労働組合の特質、その一夜作りの、しかも雇用従業員の一括加入という企業別組合において、右のような法理念への正しい認識や、労働者階級としてのモラルが、労使の両当事者によつて、いわば健全な慣行ないしルールにまで昇華されるに至っていないということのゆえに、これまでの「第二組合」の多くに対して、

いささかの弁明が許容されねばならないということであろう。

それにしても最近における一連の組織分裂、とくにスト中における第二組合結成現象のひん発は、その理由や原因がどのようなものであれ、労働者同士を医やすことのできない反目におとしられ、独占資本の不正な高利潤取取に對する労働者階級の発言力を弱めたことにおいて、そして何よりも立ちおくれたわが国の労働関係の近代化を逆行せしめたことにおいて、すべての組合幹部の負うべき責任は重大である。いまこそ日本の労働運動は、労働者階級の労働条件の維持向上など経済的要求の貫徹のために統一と団結を確保せねばならず、そのための自らの組織の内部矛盾の克服を通しての質的転換をはかる好機であるといえるのであるが、それは同時に、上述のような労働者モラルの確立を閑却しては成功しがたいということであろう。

第一篇 労働経済

一 労働経済概観

(一) 日本経済分析の盲点

今年の経済白書(三十五年七月十九日発表)で、もつとも一般の注意をひいたのは、日本経済がこれから「先行き、高成長期の一つの踊り場をむかえることになつた」という表現である。現状分析をこえて一般の国民がこの白書に期待しているのは、何といつてもこれからの見通しであるから、この表現に注意が集中するのは、必ずしもジャーナリズム的な興味とだけはいい切れない。経済白書の分析の対象となつた経済状態は、もちろん昭和三十四年度であつて、今三十五年の四月以降ではない、といつても、これはいいわけにはならない。対象はそうであつても、実際の作業はこの七月のぎりぎりまで続けられたのであるから、その結論は、まさに現在に立脚したものとみてよいからである。

事実、日本経済の「白書」以降の動きは、まさにこの表現の指向する方向をたどつていかに見える。現在がすでにいわゆる「踊り場」であるかどうかについては、あるいは異論もあるかも知れないが、物価は横ばいで、生産は依然として伸びているという状態は、経済の成長にとつて一つの飽和を意味するものといつてよいようである。昨三十四年度の物価は四%の騰貴であつた。これが昨年末から今年六月までをみると二%下がつている。そして七月に入つてからの四週間ではほとんど完全に横ばいの状態に入つている。こうした状態は、少なくとも神武景気の場合には見られなかつたものである。

他方、生産は通産省や経済企画庁の予想を超えて大幅に上昇している。鉱工業の生産指数では、今年三月と四月の二ヶ月にわたつて若干の減少があつた。しかし五月には一・七%、六月にはさらに一・七%と大きな上昇をつづけている。一般の予想では今三十五年度の生産増加は年間およそ一五%で、前年度の二九・三%の半分であらうということであつた。それは月平均の増加率が二・七%から〇・

五%に低下することを意味したが、しかし四、五、六月の実績は一・二%と予想の二倍になつてゐる。

見方によつては、これは経済の理想的状态であるかもしれない。近着のOEEC(欧州経済協力機構)の第十一回報告書は、欧州について、昨年(一九五九年)の経済が均衡成長のモデルケースであるといつてゐる。物価が安定して、生産と貿易とが順調にのびてゐる。これ以上の状態を期待することは出来まいというのである。この同じ状態が日本にも来たのだとすれば、均衡成長を理想とする点からでは、文句のつけようがないということになるであろう。一面ではたしかにそうである。しかし日本の場合、他面では必ずしもそうはいつてゐない。

まず第一に、日銀券の発行高が前例のない高水準に達し、それと同時に貸出高も千億をこえる数字に達していることに注目しなければならない。単に高水準に達したというだけならば、それは経済の質的な規模の拡大に應ずるものとして理解することもできよう。しかし毎月の増加率が五月、六月を通じて一五%以上となると、これは単にその要因だけで樂觀することは許されない。第二に、国際収支の問題である。これは、今三十五年に入つてからも引きつづいて黒字を記録している。それ故にこそ、六月末の外貨の蓄積が十四億五千万ドルにまでなつた。しかしそれは、資本取引をも含めた勘定の総結果であつて、商品貿易

の輸出入勘定だけをとつてみると、このところ赤字つづきである(八月上旬現在)。つまり国際収支全体としては異状はないが、その実質的な内容に問題があるのである。

物価の安定と生産の増加という、一面均衡成長そのものを表示するような最近における日本経済の動きは、他面右のような内容をもつてゐる。それ故にこそ、前掲のような「踊り場」を迎えるという表現が出てくるのである。もし右のような反対内容が何も無いということであれば、高原景気はそのまま続くという結論になるべきであつて、突如として「踊り場」にゆくというのはおかしいことになる。或いはそれは、一年間に一六%というような高い成長率はとも長つづきがしないだろうという常識の表現なのである。或いは、それともこの高い成長率の裏に現われつつあるいろいろな矛盾をつきつめていつての論断であるのか。いずれにしても、この表現では日本経済の現状を十分にかむことはできない。事実を報告しても、その事実を説明してゐないところに、まさにこれまでと変りない官庁的な「白書」の問題がある。

そこで、今後の景気の動向について、強弱相対立する見解が並列的に出てくることになる。こうした見解の相違は、一部は強気とか弱気とかいうような元来判断者の主観の相違からくるもので、どんな場合でも避けがたいものであるが、何よりも重要なことは、事実認識の点での不十分

さということ、共通的にいえることは、日本経済のもつ「弾力性」の程度への認識が足りないといわれていることである。つまり、日本経済の中の物価と生産の動きには、公式的だけでは解釈しがたい要因が入りこんでゐるのではないかということである。

ケインズをもち出すまでもなく、有効需要の増加は、経済が完全雇用に到達するまでの間は、生産の増加と物価の騰貴との二つの作用に分かれて現われる。これは近代的な工業国家に一応共通の原則である。この公式をいま日本経済の現状にあてはめてみると、生産が上がつて、しかも物価が安定しているという現状は、完全雇用にはほど遠い余力ある経済と一応規定せざるを得ないであろう。しかし事実はどうであろうか。もちろん完全雇用が現実にかたなる状態であるかは、かなり認定の困難な問題であるが、過去の状態との相対的な意味において、日本経済の現状が、不完全雇用よりもむしろ、かつてない完全雇用に近いことは明白である。労働力だけについてみれば、なお不完全就業者の多数をもつてゐるが、生産の全体だけをみれば、設備の実動、原料の利用度など、ともに完全雇用である。このような状態の下で有効需要の増加、それも相当に大きな増加があるとすれば、その一部は物価騰貴として現われざるをえないはずである、現にそれが現われてゐないのは、日本経済の中にこの公式的な適用を拒否する要因があるとい

うことにならざるを得ないのである。まさに「弾力性」というのは、この要因である。日本経済の中には、有効需要と物価と生産との三つを連結する動きを、何か公式どおりに動かさない要因がある。時の遅れ(タイム・ラグ)ということもあるが、それだけではない。市場の不完全性とも相まつて、好況の時にはその好況に輪をかけ、不況の時にはその不況の程度を必要以上に深刻にする要因がある。或いは言葉をかえていえば、好況の時には際立つて儲ける者があり、不況の時には不測の災いを受ける者が多いということにもなる。このような「弾力性」は、果たして日本経済にとつて好ましいものであろうか。端的にいつて、巨大企業にとつてだけクツシヨンの役割をするこのような弾力性は、本来的に国民経済の強さを意味するものではないはずであるのに、何かこの要因を神秘化して、日本経済には好況のときだけ表面に出てくる一種の潜在能力があると過信してゐる者が、官庁や学者の中には少なくないようである。

すでにこの両三年来、単に学界だけでなく、官庁や実業界でもよく使われるに至つてゐる、日本経済独特の「二重構造」という言葉は、右のような問題に対する一つの解答を示唆するものであつたし、不況期の三十二年度経済分析を行つた一昨年の経済白書でもこれにふれて「産業構造の近代化」を日本経済の課題として打出したのであつたが、

「速やかな景気回復」によつて、いわゆる「二重構造」の問題は、その追求を断ち切れ、昨年の経済白書ではもつぱら技術革新の影響による「経済構造の近代化」への指向を捉え、その波及の範囲ないしは進度のみを問題とするにとどまつたが、さらに今年の経済白書では、とくに「貿易・為替の自由化」との関連において、経済の高成長力を維持し、輸出増進への国際競争力を強化するためには、「産業構造の高度化」をはかることが重要であると述べ、前掲の「二重構造」問題は、いまや完全に巨大企業本位の、産業構造の再編成の問題にすりかえられた観がある。恐らく日本経済のこれからの動きを最終的に決定するものは、結局はさきに「弾力性」として捉えられた産業構造上の要因であらうが、一見して表面に問題のないときに、むしろこの盲点への注目が要請されねばならない。

(二) 二重構造の実態

—「資本構造と企業間較差」—

技術革新の影響による産業構造の近代化的指向と、その労働者階級への影響の問題については、すでに昨年度の本年鑑(五六頁以下参照)において取上げたところであり、またそこで昨年の経済白書がこの問題についてとつた観点については、「…産業構造を、技術革新(近代化)が行われているか否かによつて截然と二つに区分し、近代化の行

われている産業部門での労働者状態の改善を安易に断定するとともに、他方労働者、農民の生活状態の悪化している部門に対しては、その原因を、一様に近代化の立ちおくれに帰着させている。たしかに、近代化の立ちおくれた産業部門での労働者状態の二重構造の矛盾は蔽うべくもないとしても、果たして技術革新の滲透している部門での労働者状態が、真に改善されているかどうかは、十分に検討の余地の存するところでないならば」と論じたのであるが、事実、技術革新や産業構造の近代化を、言葉において高く評価しながら、それらを具体的な事例の分析を通して何ほども立入った説明を示していないのが、経済白書のこれまでの「官庁的」方法であつたし、いわゆる「二重構造」問題の取扱についても、これが例外ではなかつたのである。

すでに経済学界では周知のことであるが、ここに二重構造とは、一口にいえば、近代的前近代との同居状態のことであつて、それも単なる同居ではない。二つの異質の分野がそれぞれ不可分の構成分子になつて、一つの日本社会をつくつていている。たとえば最近、重化学工業化とか技術革新とか日本産業の「近代化」は一見めざましいが、しかし日の当たる頂点でははなやかな近代化が進んでも、他方では暗く冷たい底辺に沈黙する部分がある。日なたと日かげの分極化がはげしければ、頂点でどんなに近代化があ

つても、日本経済全体の構造が近代化したとはいえない。これを企業の規模によつて、経営内容や給与その他の労働条件の格差が、日本ではいかに急傾斜であるかを統計数字で示したのが中小企業総合基本調査(三十二年)であつた。日本経済の基本構造ないし根本問題を「二重構造」と呼んだのは、戦前のわが国マルクス経済学者の日本資本主義分析の成果を受けついで有沢広巳氏で、同氏によれば(同氏他編「現代の日本資本主義」参照)、日本資本主義は明治以来二重構造である。農村では大地主の支配と、前近代的な零細農民、農業以外では君臨する財閥企業と、それに隷属する膨大な中小企業群との断層。この二重構造を支える軍国主義的天皇制の支配。地主と財閥と天皇制は、この広大な底辺を踏み台にし、再生産しながら、その支配力を強めてきた。戦後、いくたの改革や経済発展によつて、この構造も形はたしかに変つた。だが構造の骨組みは根本的には同一だ。「近代的」独占的分野」と「前近代的」非独占的分野」という異質物の二重構造は変つていない。近代化分野には少数の巨大な企業がそびえたち、支配力を集中させている。非近代化分野では、おびたしい零細企業が群生し、劣悪な条件のもとで、大企業にしばられながら、共倒れの競争をやつてゐる。そして日本経済の量的変化は、すべてこの二重構造を濾過して現われる。雇用増大は中小企業労働者の増大であり、賃金水準上昇は賃金

格差の拡大であり、高い経済成長と資本蓄積は、企業間格差の強化であり、国民所得の増加は、所得分布の不平等化である。拡大再生産は二重構造の拡大再生産となる。日本経済の量的発展と外見上の「近代化」にもかかわらず、経済構造全体としては、このように一向に「近代化」や「体質改善」が進まないのは、一体なぜなのか。以上が有沢氏の解明と設問であつた。

ところで、右のような有沢氏の言葉を借用して「二重構造」ということが一般に使われるようになったのは三十二年「経済白書」以来であるが、そこにおのずから二つの見方が生れてきた。一つの見方は「経済白書」(三十二年度及び三十四年度)に代表されるもので、これは二重構造を、頂点と底辺との同じ発展方向でのテンポの差と見る。つまり日本経済は全体としては一様に近代化しているのだが、歩みの速い部分とおそい部分とがある。だから二重構造の問題とは、同一方向で発展する諸分野のうち、たまたま歩みのおそい底辺部分だけの問題だと考える。他の一つの見方はこれと異なり、底辺のおくれと頂点の発展との間には不可分の構造的連関があるとし、頂点が進むことは底辺を踏み台にしてはじめて可能だし、それが底辺をつくり出し、存続させていると考える。つまり両者は表裏一体の関係なのだから、問題は底辺だけをみても分からない。むしろ本質的な問題は、頂点の急速な発展の仕方自体の内部

に見出さなければならぬと考えるのである。

この二つの見方の相違はかなり重要である。二重構造という事実の認識は同じでも、なぜ二重構造になるのか、どうすればそれを解消できるかについて、考え方が根本的に違ってくるからである。前者の考え方をとる経済企画庁が、二重構造の問題について、いかに楽観的ないし安易な展望をもっているかを裏書きする二つの資料が最近発表された。一つは経済企画庁経済研究所がまとめた「資本構造と企業間較差」に関する調査結果（三十五年三月九日発表）であり、他の一つは経済企画庁経済審議会（会長、石川一郎氏）の長期展望部会（部長、東畑精一氏）でまとめた「日本経済の長期展望」の大綱（二十年後の日本経済）（三十五年五月十六日発表）である。

前者の「資本構造と企業間較差」は、従来実証的な分析の乏しかつた資本面からみた日本経済の二重構造の姿を、国富調査や中小企業総合基本調査、法人企業統計などの既成資料に基いて、製造業を中心に捉えようとしたもので、とくに資本の規模別較差、これと関連する生産性や賃金の較差、およびこれらの較差を支える金融面の分析などを三十年ないし三十二年の数値をもとに分析している。その内容を要約すると次の如くである。

(イ)大企業に高い生産性 資本面における大企業と中小企業の較差はきわめて著しく、大企業はその進んだ技術と銀

も相対的に少ない労働者で操業しているため資産規模で分けた場合と開き方が必ずしも見合わないことによるが、この場合でも資本面の較差は生産性や賃金の開きよりも大きい。なお、生産額一単位当たりの有形固定資産額を示す固定資本係数も最低の〇・一一に対し最高は〇・六〇前後まで上がっている。

(ロ)資本集約度が上昇 右のような資本装備に示される大きな較差がそのまま生産性の規模別較差に反映しているが、とくに技術水準は企業の規模が大きくなるにつれて急上昇し、それに応じて生産性も上がっている。ただその上昇度合いは、資本の集約度の増加割合よりは低い。資産の規模の増大につれて生産性が上がるには、規模の増大による資本集約度の上昇率が資本係数の上昇率より大きくなる必要があるが、調査の結果もこの傾向をはつきり裏付けている。したがって大企業は生産額（または付加価値額）一単位当たりの資産額の上昇を相殺してもなお余りのあるほど高い資本の集約度を維持し、これによつて高い生産性の較差を保っていることになる。つまり企業が大規模になるほど、労働に対する資本の代替や集中が活発になるわけである。

(ハ)賃金差の裏に技術差 賃金較差の分析は単に労働の供給面の事情や制度面からとらえるだけでは不十分で、生産性の規模別の開き、その背後にある技術の優劣を考慮せね

行信用を背景にした強い資本の支配力によつて高い生産性を実現しているのに対して、中小企業は資本支配力が弱いために低い生産を低賃金でやつと補っている。これは労働の供給過剰の圧力と資本支配力の集中とを柱にする労働・資本市場の制度的な特殊性によるものであるが、同時にそこには過去の日本経済の発展をささえた構造的な特徴があつたのだと同研究所は一応みている。ただ、こうした特殊な条件は将来変化していくものと考えられるので、今後の経済発展にどう影響を与えるかは即断できないとしており、またこうした資本構造のゆがみは、「所得倍増」計画の作成や自由化政策の検討に当たつて、多くの政策的な課題を投ずるのではないかとみている。

(ニ)人員差より資産の差 三十年の国富調査やその付帯調査を再集計したものとすると、大企業と中小企業の資本規模の開きは予想以上に大きく、生産性や賃金の較差などに比べて資本の集約度、つまり従業員一人当たりの有形固定資産額の開きははるかに大きい。資産額二百万円以下の最低規模の企業では従業員一人当たりの資本装備はわずか七万円なのに対し、資産額二百億円をこえる最大規模の企業ではこれが百万円以上となり、最高と最低の開きは十三倍以上に達している。ただ従業員の規模別に大小を区分けしたものとみると、最高規模と最低規模との間の開きは十倍弱である。これはオートメーションなどの採用で大企業で

ばならない。中小企業総合基本調査（三十二年）を再集計したものとすると、一人当たりの平均賃金は従業員九人以下の最低規模の企業で年間十万円なのに対し、一万人以上の最高規模の企業は三十万円と約三倍である。付加価値の生産性は最低規模が十九万円、最高規模が百八万円と六倍弱、さらにこれをささえている資本の集約度は最低の七万円に対し最高六十九万円と約十倍に較差が広がっている。

(ホ)労働過剰が低賃金を 資本の集約度と賃金較差の関係を見ると、資本集約度が十万円開けば、賃金は二万八千円ほど開くという対応関係にある。こうした資本集約度の開きは、資本の支配力の面で大企業の力が大きく、中小企業はそれがいちじるしく弱いため、技術水準の低い労働集約的な生産方式をとらざるを得ないからで、また労働の供給過剰が低賃金を生み、それがこの方式の採用を可能にしているともみている。つまりわが国の賃金、生産性、資本集約度のそれぞれの較差は、労働過剰の圧力と資本支配力の集中という二つの支柱によつてもたらされているといつてよいのである。

(ヘ)大企業に融資が断然集中 資本支配力を示す指標として自己資本に対する長期借入金比率を規模別に検討すると、自己資本が大きくなるほど資金の借入力が強い。三十二年の資料によると、長期借入金と自己資本を加えた長期資金と自己資本との関係は、自己資本が一割開くと長期資

金は一・〇六八%開くという傾向にある。次に諸金融機関の全貸出額の約五割は都市銀行からの貸出しで占められているが、そのうちの七割近くは従業員千人以上の企業に集中している。全貸出額の二割三分を占める長銀、信託銀行の貸出しをみても千人以上の企業に八割が集中し、全貸出額の一割八分弱を占める地方銀行だけが、各規模ごとにほぼ均等な貸出し分布をみせているに過ぎない。なお、中小企業ではその資金不足を各種の中小金融機関からの借入で補っているが、特に小企業は資金の限界供給者としての貸金業者や親類知人からの借入れに多く依存しており、大企業が銀行を通じて日銀の資金の限界供給者としての機能に依存しているのに比べてまことに対照的である。また三百人以上の大企業では総借入額の五・六割を都市銀行に依存し、これに長銀、信託銀行を合わせると全資金の六一八割に達する。逆に中小企業では都市銀行への依存率は三―四割で規模が小さくなるにつれてその比重も下がり、零細企業では一割以下にまで低下している。

(H)高い重化学の集約度 資本の集約度は軽工業部門に比べ、重化学工業部門の方が企業規模の増加に伴う上昇の度合いが急であり、重化学工業のうちでは、機械工業などの加工産業よりも、鉄鋼業、化学工業、窯業などの産業において企業間の較差がいちじるしい。資本係数もほぼ同じ傾向である。

以上が企画庁経済研究所の「資本構造と企業間較差」に関する調査結果の概要である。さきにふれた二重構造問題に対する「経済白書」の観点が、大体において貫かれていることが看取されよう。

(三) 二重構造解消へのプロセス

―二十年後の日本経済―

経済審議会が中間報告としてとりまとめた「日本経済の長期展望」は、昭和五十五年、即ち二十年後の日本経済の姿を展望したものであるが、その中で最も注目すべき問題の発見は、今後二十年間に二重構造が解消し、西欧的な完全雇用が達成されるという点であろう。もしこれが事実とすれば、長い間二重構造と過剰労働力がかかえてきた日本経済にとつては、まさに画期的な基調の変化であるといわねばならないからである。

これまでの長期経済計画は五年を単位にしたものが多かったが、これでは十年、二十年にわたる産業構造のあり方などといった基本的な問題と取り組めない。そこで経済企画庁はカナダ、オランダが実施した超長期経済計画を模倣して二十年後の経済展望作業を行なったわけであるが、この作業は四十五人の専門家に部門別に二十年後の姿を予想させ、これを事務局がまとめるという方法をとった。それにして二十年という期限はいつたいう意味をもつ

のであろうか。戦後十五年たつて経済が「平常化」し、これから新らしく長期波動を含む将来を考えるには二十年ぐらゐの期間が一応適当だというのが理由であるけれども、それは平均約五十年周期のコンドラチエフの波から示唆を得ているのか、或いは実質所得の成長率に約二十年の周期をみるクズネツツの波がわが国にも見いだされるといふのか、はつきりしない。ともあれ前掲の、二重構造の解消と完全雇用の達成という二つの点に注目しつつ、「日本経済の長期展望」の内容を要約すると次の通りである。

(I) 二十年後の経済規模と構造

(1) 作業の前提と考え方
―作業を進めるに当つては①戦争は起らない、②世界の生産、貿易は漸増する。③政治経済体制に基本的変化は生じない、④大不況は発生しない、という四点を一般的前提とした。(2)二十年後の姿 ①経済の規模 国民総生産は今後十年間、即ち昭和四十五年度までは平均七%、それ以後五十五年度までの十年間は平均五% (通算六・一%) の成長率によつて、四十五年度には二十三兆円、五十五年度には三十八兆円に達し、基準年次(三十一―三三年度平均)の水準に比べて約三・九倍となる。二十年後の一人当たりの国民所得は七百九十四ドル(二十八万五千八百四十円)と三十二年(二百四十九ドル)の約三倍強となる。これは現在の米国にはとうてい及ばないが、フランスや西独の水準になる。②成長のプロセス 第一次産業は需要の伸びが相対

的に低いため後退するが、第二次産業は内外需要にささえられて続伸、第三次産業もこれらとの関連で成長し構成比も高まる。資金需給の長期バランスからみると成長率を七―八%にささえる資本の供給には特に問題はなく、また第二次産業の労働生産性は年率四・一%前後上昇しよう。このため第二次産業で年に三・一%程度の新しい雇用増加を期待できる。それは新規労働力の吸収と第一次産業からの雇用吸収の形をとる。第一次は需要の伸びを年率二・四%程度とすれば、第二次への雇用流出と生産性向上によつて雇用の減少率は年率二・六%となるが、生産性は年率五%上がることになろう。第三次は年率六%程度所得の伸びが期待される、新規労働力と第二次雇用需要の強さからみれば、生産性の上昇は年率四―五%程度、雇用の増加率は一・六%程度になろう。こうした関係から二重構造の特徴である産業別の生産性較差も大きく変化する。前半は人口圧力や貿易面でお中小企業に依存する面が大きく、所得上昇による較差の縮小は比較的ゆるやかなテンポで進むが、後半になると人口圧力の減少は労働力不足傾向をもたらす、産業構造も高度化し、規模別、産業別の二重構造は急速な解消に向かうであろう。③経済の構造 ①生産構造 ―農林水産業など第一次産業の二十年後における産業に占める割合は基準年次の一八・八%から八・五%に低下する。鉱工業など第二次産業は成長率が最も高く、二十年後

の五十五年度における構成比は四二・五%（基準年次三三・三%）にまで高まろう。鉱工業生産水準は二十年後に基準年度の六・五倍になる。とくに機械工業の伸びが十一倍と最高で、次いで鉄鋼、石油、石炭製品、化学工業の順になる。②支出構造―総投資率は四十五年度二七%、五十五年度二六%と依然欧米水準より高い。これに見合う貯蓄は可処分所得に対する個人貯蓄の割合が四十五年度に一三・二%、五十五年度に一一・四%で、一方法人留保も大体投資に見合う程度の貯蓄は得られそうだが、ただ資本減耗への引き当てがふえて企業の資金繰りもゆるむので後半は中小企業への金融条件も整ってくる。国民所得に対する租税負担率は大体二〇―二二%程度とみられる。一人当たり個人消費支出の水準は基準年次に五万五千円だったが、二十年後は二十三万円と約三・五倍になり、消費内容も大幅に変わる。③資本構造―直接生産力として寄与する企業の固定資産額は基準年次の八兆七千億円に対し五十五年度は約四倍の三十四兆五千億円になる（五十五年度の資本係数は一・一とみたが、米国の二・七、西独の二・二よりはなお低い）。また社会資本のうち現在あい路である鉄道については東海、山陽全線に新たに幹線が貫通し五千キロの電化、幹線の複々線化が行なわれる（二十年間の投資六一兆八兆円）。道路については自動車の保有台数、輸送量ともに六・六倍となり、仙台―福岡間、東京、大阪周辺に二千五百

料の高速道路が建設される（投資十一―十二兆円）。港湾も貨物取扱量が約四倍となるので整備が進められ（投資一―一兆五千億円）、外航海運は二十年後に一四五〇万トン保有となる。電話は二十年後に二戸に一台程度までもつていくことが望まれる（投資最小限四兆九千億円）。④貿易構造―世界貿易の伸びは前半三・七%後半は三%弱とみられる。わが国の輸出は四十五年度に通関ベースで八十三億ドル、五十五年度に百十五億ドルになる。一方輸入は四十五年度に八十六億ドル、五十五年度に百二十七億ドルと推定した。⑤雇用構造―二十年後の十五才以上の生産年令人口は八千三百九十四万人とみられ、現在の有業率は六七%だが、これが六二・三%程度となり、就業者は約五千二百万人となろう。第一次産業の就業者が半減する一方、第二次産業の就業者はふえる。第一次の構成比は現在の西独以下になるが、英米水準までにはならない。いづれにしても産業間、規模間の較差は縮小し、労働時間も短縮する。労働力の移動性が高まる一方、技術革新に対応する研究者、技術者の養成が必要となり、職場内訓練や学校教育が一層盛んになる。高専卒以上のなかで理工科系の割合が現在の二一・九%から四〇%強と現在の英米水準に達しよう。こうして低賃金から高能率、高賃金へと労働力は移っていく。産業別の一人当たり生産所得の較差は基準年次の一次三六・七（二次一一〇〇）、三次九〇・九（同）が、一次

は五〇%、三次は二次とほぼ同程度になり、西独と似た姿になつてほぼ完全雇用状態になるわけだ。有業率を六〇%以下とみると、生産性がよほど向上しない限り、後半には労働力不足が成長を制約することにさえる。なお製造業の規模別就業者構成をみると、百人以上の規模での増加が目立ち、現在の西独型に近いものになる。⑥生活構造―消費生活の内容も現在より高度化し、飲食費は二・五倍、被服費は四倍、住居費（耐久消費財を含む）は五倍、雑費は四・五倍程伸び、現在の西欧水準に近い生活になる。生活環境施設も改善され、上水道は総人口の九五%に、下水道の設備も都市人口の約九〇%以上に普及する。このほか各種の医療、社会福祉施設も漸次充実され、二十年後には病床が現在の二倍程度にふえる。

(四) 日本経済の長期的課題 II 以上のような二十年後の姿は、量的な拡大だけでなく質的、構造的な変化を伴なつて到達すべきであり、特に西欧的な完全雇用の達成、西欧的な生活内容の享受、二重構造の解消、国際経済の変化への適応などはいずれも全体としての課題となるが、とくに取り上げねばならない長期課題は次の諸点である。即ち①経済成長に備えた道路、港湾など公共基礎施設の充実、②労働力不足に対応する労働力の質的向上と適正な配置、③産業構造の高度化を円滑に進めるために農業の近代化、中小企業

の生産性向上、過当競争の排除、国際競争力の強化、④経済成長に必ずしも伴わないエネルギーの安定的確保、⑤国土の効率的利用、⑥生活環境の改善と社会保障の充実、などこれである。以上が「日本経済の長期展望」の概要である。新安保条約の期間十年が問題となつた時代に、二十年後の日本経済を描くことは、皮肉にいへば夢物語りであるかもしれない。だがこれは明らかにまじめな話である。すぐれた学者、専門家たちの衆知を集め、可能なかぎりの科学的な方法と確実な資料をもとに推定した結果なのである。それだけに、できあがつた二十年後の日本経済の姿が、ようやく現在の西、欧なみの生活を日本人に許容する程度に過ぎないということ、現在の資本主義経済体制に基本的変化がないという前提と相俟つて、それほど心楽しい夢を約束するものではないのみでなく、いわゆる二重構造の解消が余りにも安易に結論づけられていることに、何か不安な影を残しているようである。たしかに第一次と第三次の近代化によつて、二重構造は解消し、経済は均質化するように見える。しかし、問題は新たに第二次産業の中に芽ばえている。技術革新による重化学工業化への要請と二重構造の解消傾向との間に日本経済の進路がかかつていくといつてよい。因みに「日本経済の長期展望」が推定する主要経済指標は次の如くである。

第一表 日本の主要経済指標

項目	基 準 (三十一三三年度平均)			四 五 年 度	五 五 年 度
	三十一三三年度平均	四 五 年 度	五 五 年 度		
国民総生産 (億円)	九七、三四七	二三四、八〇八 (年成長率七%)	三八二、四七八 (年成長率五%)		
国民所得 (億円)	八〇、〇〇七	一九二、五四三	三一三、六三二		
鉱工業生産水準 (%)	一〇〇	三三七	六五〇		
農林水産生産水準 (%)	一〇〇	一四九	一九五		
総エネルギー需要 (石炭換算) (一〇〇〇トン)	一一一、〇七九	二六三、四二五	四一九、九六〇		
総人口 (万人)	八、九二八 (三〇年)	一〇、二二二	一二、四〇九		
生産年齢人口 (%)	五、九二八	七、八九四	一〇、九三三		
労働力人口 (%)	三、九九一	四、九七七	五、〇〇七		
労働力率 (%)	六七・三	六三・〇	五九・七		
国際収支受取 (百万ドル)	三、四〇〇 (三三年)	八、六〇一	一二、四〇九		
輸出 (百万ドル)	二、七二八	七、九二二	一〇、九三三		
国際収支支出 (百万ドル)	二、八七七	八、三三九	一一、五〇八		
同通関ベイス	二、九二二	八、二二八	一三、三八五		
国際収支入 (百万ドル)	二、四六八	六、八四六	一一、一五一 (上限)		
同通関ベイス	三、〇三三	八、五五七	一三、九三九 (上限)		
経常収支バランス (百万ドル)	四七八	三三三	△ 九七七 (上限)		

(注) △印は赤字

(四) 三十四年労働経済の諸特徴

「二十年後の日本経済」というような長期展望を、単にジャーナリスティックな意味においてでなく、政府自ら真面目な態度で打出したということは、当面させまつて施策を必要としないほどに、経済の大勢がこれまでにない好況を持続していることへの何らか楽観的な気持ちの反映ともいえるのであるが、去る六月三十日労働省が発表した三十

合は周知のように、人員整理に反対して激しい斗争を続けてきた。しかし労働省では「これら一部の悪化は日本経済全体からみると特殊な現象であり、白書では無視した」と言い、労働経済面の好転を強調している。今年の白書のはしがきの「三十四年の労働経済は雇用、労働市場、賃金などの各面にわたって最近にない改善を示した」という表現は、白書のいたるところにみられ、しかも雇用、賃金の改善を促したわが国の予想以上の高い成長率が今後も続くかぎり、労働経済はさらに好転するだろうとしているのである。以下三十四年の労働経済の改善の内容について、若干の特徴点を摘記することにして、

(4) 常用雇用の大幅な増加 技術革新の導入は雇用労働者を減らすのではないかとみられていた。三十一年よりいっそうオートメーション化の進んだ三十四年にはかなり雇用に減少するのではないかとの見方もあった。ところが現実には逆の現象があらわれている。即ち三十四年における常用雇用の増加は、過去二回の好況期(三十一年および二十八)を上回る大幅なものであった。統計表は後掲でふれることにして、調査産業総数の三十四年の年間雇用の増加率は一〇・一%で、二十八(六・五%)、三十一年(九・一%)の年間の増加率を上回っている。これを産業別にみて特徴的なのは、製造業の雇用増加の幅が三十四年には著しく大きいことで、その他の産業、とくに鉱業、卸売

五年版「労働白書」にも、政府のこの気持ちが見われていることは、今年の白書が、三十三年度を対象とした昨年の白書と違つて全般的に明るい調子で終始していることでも分かる。これは白書の対象となつた三十四年が空前の好況に恵まれ、雇用、賃金などがかなりふえたことによるが、果たして手離して楽観してよいものかどうか、もつと立入つた徹底的な考察を必要とするのではないかと思われる。たしかに、三十三年後半から好転の傾向を示しはじめた労働経済は、三十四年に入るとともに改善のテンポを速め、雇用、労働市場、賃金等の各面にわたつて本格的な改善の動きを示した。しかも、この改善の基調はほぼ年間を通じて持続され、その結果常用雇用の増加の程度、労働市場の改善の程度、賃金の上昇の幅等の点からみて、三十四年の労働経済の改善の規模は、三十一年、三十二年のいわゆる神武景気の時期を上回つたと推定されるのみでなく、この労働経済の改善は単に量的な面だけでなく、構造的質的面においてもかなり顕著であつたと考えられる。尤も岩戸景気のかげにかくれた斜陽産業もないではない。石炭産業は石炭から石油へのエネルギー転換もあつて不況に見舞われ、昨三十四年暮れには北九州一帯で多くの失業者が続出し、政府はそのため「炭鉱離職者臨時措置法」をつくつて炭鉱離職者の救済に乗り出さなければならなかつたし、総評のなかの最強組合といわれた三井鉱山三池労働組

合は周知のように、人員整理に反対して激しい斗争を続けてきた。しかし労働省では「これら一部の悪化は日本経済全体からみると特殊な現象であり、白書では無視した」と言い、労働経済面の好転を強調している。今年の白書のはしがきの「三十四年の労働経済は雇用、労働市場、賃金などの各面にわたって最近にない改善を示した」という表現は、白書のいたるところにみられ、しかも雇用、賃金の改善を促したわが国の予想以上の高い成長率が今後も続くかぎり、労働経済はさらに好転するだろうとしているのである。以下三十四年の労働経済の改善の内容について、若干の特徴点を摘記することにして、

小売業等では、三十四年の雇用増加の幅は三十一年及び二十八八年をかなり下回っており、また三十四年において増加率の高い建設業、金融保険業についても二十八八年に比べればその増加率は低い。したがって三十四年の大幅な雇用増加の中心は製造業にあつたといつてよい。好況期に製造業を中心として雇用が大幅に増加するのは二十八八年、三十一年にもみられた現象であるが、とくに三十四年に過去の好況期よりも製造業の大幅な雇用増加がみられた要因としては、第一に三十四年における製造業の生産の大幅な増加である。つまり三十四年の生産と雇用の弾力性係数（生産の増加率に対する雇用の増加率の比）をみると、三十一年、三十二年より低下しているが、生産の上昇率がより大きかつたために雇用の増加の程度は三十一年の場合を上回わつてゐる。その意味で生産の大幅な上昇こそ雇用増加の第一の要因であつたといえよう。しかし、三十四年の生産に対する雇用の弾力性は、三十一年よりは低い、二十八八年と比較すると高い水準にあることも看過できない。生産増加の雇用吸収力が三十四年により大幅に低下して、いれば、三十四年の雇用増加の幅はより小さくなつていたであろう。即ち、一企業、一産業をとつてみれば、生産増加単位の雇用の雇用吸収力は、長期的に低下の傾向にあるといえる。その基本的要因としては三十年前後から急速に進んでいる企業の合理化、技術革新の雇用節約的効果があげら

れるが、三十四年の特殊事情としては、三十三年の景気後退期に企業のなかに一時的に生じていた余剰労働力の影響も考えられる。三十四年においてはこの二つの要因が重複して作用してゐたと考えられるので、企業や産業単位では、生産増加による雇用吸収力は恐らくかなり減退してゐたと推定してよいはずなのである。それにもかかわらず三十四年の製造業全体としての雇用吸収力がそれほど大幅に低下してゐないことの原因としては、製造業内部では相対的に雇用吸収力の高い産業部門である金属・機械工業関係の生産の大幅な上昇とそこでの雇用の増加が著しく目立っていることが挙げられるのである。これが三十四年における製造業の大幅な雇用増加の第二の要因といつてよい。つまり、技術革新にも拘らず雇用は減少しなかつた、といふべきではなくて、オートメーション化の進行につれて個々の産業の雇用量は減つてゐるが、その反面機械、金属工業の雇用が急激に伸びてきたため、全体として製造業の雇用量が大幅に増加したということなのである。たとえば出荷額が百万円ふえることに雇わなければならない労働者数（限界雇用係数という）をみると、製造業の平均〇・三人（これを一〇〇とする、以下カッコ内は指数）に対して食料品製造業では〇・三二人（一〇七）、繊維工業〇・一七（五七）、衣服その他の身回り品業〇・九人（三〇〇）、化学工業〇・一人（三三）、石油、石炭製品製造業〇・〇五

人（一七）、機械工業〇・四六人（一五三）、電気機器〇・四九人（一六三）、金属製品〇・九人（三〇〇）となつており、オートメーション化しやすい「装置産業」の化学や石油、石炭製品製造業の雇用量はかなり低いのに対し、金属製品、機械、電気などの労働集約産業では高くなつてゐる。それ以上に雇用吸収量の多いのは家具（一・〇四人）や衣服その他身回り品製造業などだが、製造業全体に占める割合は少なく、それほど大きい影響はない。これに対し、機械産業の製造業全体の雇用増加のなかで占める割合は三十一年、三十四年両年とも約四割に達し、なかならず電気機器の生産上昇に伴う雇用増加への影響が著しかつたわけである。したがつて、この産業の貿易依存度の高さを考える場合には、労働白書のいうような楽観は、必ずしも安易に許されるものではない。

(四)労働市場の改善と変化 前掲機械産業の大幅な生産増加の影響は、労働市場の需給関係にも大きな影響を与えた。それはまず第一に、求人的大幅な増加、労働力需給バランスの改善となつてあらわれた。三十四年には金属機械産業部門からの求人の増加は全体の求人増加の約半数を占め、絶対数でも三十一年の増加数を約十万人も上回わつてゐる。このような求人の大幅な増加を主因として、求人総数が著しく増加したために公共職業安定所の求人求職のバランスはかなり改善された。即ち、三十四年には景気

の好転に伴う失業保険受給者の減少（年間で約一五%）があり、学卒求職は前年より増加したが、学卒及び失業保険受給者以外の新規求職者にはほとんど増加がみられなかつたため、新規求職者は全体として前年より約四%減少し、この面からも求人、求職バランスの改善が促進された。三十四年平均の殺到率は戦後最低の二・〇倍に低下し、とくに大都市では労働力不足の現象が部分的にあらわれるに至つてゐる。かくて三十四年における機械産業を中心とした求人の大幅な増加は、従来から存在していた労働力需給バランスの地域的な不均衡を一層激化させ、大都市における求人難を発生させる大きな要因となつたといえるのである。さらに機械産業の急速な拡大が、労働市場における不均衡を拡大させた第二の要因としては職種別、年令別の問題がある。機械産業は労働力需要の性格として二つの側面をもつてゐる。第一は熟練労働力の必要性が他の産業に比べてかなり高いという面であり、第二は最近における若年未熟練労働力、とくに新規学卒労働力に対する需要増大の面である。とくにこの二つの側面は、全体として中小企業の比重の高い機械産業において深刻にあらわれてゐる。かくて三十四年における機械産業を中心とする求人の大幅な増加は労働市場の改善を促進したが、同時に他方ではその内部における不均衡的要素を拡大させ、産業構造の变革過程でのわが国労働市場の構造的な不均衡を白日のもと

にさらすに至つたといえるのである。

(イ)賃金上昇の性格 雇用や労働市場の改善に比較すると、賃金面の改善は表面的にはそれほど著しくはなかつた。三十四年における賃金の年平均の上昇率は、製造業の現金給与総額で八・四％で、三十一年の九・三％をやや下回わり、定期給与では三十一年の六・四％に対し三十四年には六・八％でほぼ同程度であつた。しかし、これは岩戸景気を見込んで生産をふやそうとする企業が、労働者をどしどし採用した結果、初任給クラスの若年労働者が急激にふえ、このため平均賃金は低い方にならされ、全体の上昇率を押し下げることになつたことによるものとみられる。これをもつと正確にみるために労働者の構成を三十三年と同じ状態に修正し、三十四年の新規採用者数を三十三年と同数にして賃金上昇率をみると、最も高いのは電気機器で、対前年比一・五％(修正前の上昇率三・五％増)アツプ、その他機械、第一次金属、ゴム、金属製品などの製造業も修正しない前の上昇率より高くなつて九％以上の上昇率を示している。これについて大宮労働省統計調査部長は「技術革新が進むにつれて労働生産性が向上し、それに伴つて雇用、賃金がふえるという傾向は歴史的にもみられ、諸外国でも実証されているが、わが国もその例外でないことがこれではつきり分かつてもらえらると思ふ」と説明しているが、右の諸産業で若年低賃金労働者数のふえたこ

とは事実であり、しかもそれが一時的なものでないかぎり、このような断定が果たして当を得たものであるか否かは、かなり疑問の余地の多いものであるが、これまで技術革新と雇用、賃金との関係について、理論的にはいろいろいわれながら、実際の統計調査にもとづくものはこれが初めてであり、とくにこの方面の資料は不十分で、毎年労働省が重要産業を対象に行なつてゐる労働生産性調査では間に合はず、今年二月頃から統計調査部の分析調査官を各地に出して資料を集めさせたものだけに、一応注目するにとどめたい。ところで、右のように賃金は上昇したとして、これと関連する生活水準はどうだろうか。三十年から三十四年の間に消費水準は二四％上がり、黒字率は三十年の八・二％から三十四年には一二・九％と好転した。しかしこれを所得世帯別にみると、低所得世帯(月収一万六千円以下)では三十年ごろ二六・五％だつた赤字が一七・七％の赤字に減つた程度で相変わらず赤字状態であるのに対し、高所得世帯(七万円以上)では一五・七％だつた黒字が二一・九％とふえたため、平均では黒字の上昇となつてゐる(八・二％から一二・九％へ)。白書では、今後低所得世帯対策が必要であると強調してはいるが、しかも高所得世帯の黒字のふえた原因が、低所得層には縁の薄い電気冷蔵庫、テレビなど耐久消費財の値下がりや減税などが強く影響していることに求められるのは皮肉とも言えよう。なお

賃金変化の好況期における特徴の一つとして超過勤務給の増加があげられる。これは主として好況期における機械産業を中心とする所定外労働時間の増加を意味するもので、わが国の大企業では、好況に臨時工を増加させると同時に、所定外労働時間の増加によつて仕事量の増加を消化しようとする傾向が強く、とくに三十四年には前掲電気機器、機械など若年低賃金労働者数の増加している業種で、所定外労働時間の延長による超過勤務給の増加がかなり大きかつたことは、技術革新が必ずしも賃金、労働条件に好影響をもたらすとはいえないことを、むしろ実証しているとも見られるのである。

(ロ)労働経済の質的变化 三十四年の労働経済の変化の若干の特徴は以上の如くであるが、このほかに注意すべきことは、労働経済の構造的変化の傾向が三十四年にはかなり明瞭になつたということである。それは昨年の本年鑑にも指摘したところであるが、二十九年ないし三十年以降に労働経済の内部でみられた、それ以前と異なつたいくつかの変化の徴候として、中小企業のなかでも比較的規模の大きい中規模事業所の雇用の増大と零細小規模事業の雇用の相対的縮小、小企業の若年労働者の賃金のかなり顕著な上昇傾向等で、要するにわが国の労働者構成の後進性や中小企業の低賃金がある程度改善される徴候が示されつつあつたということである。三十四年労働経済では、このような傾

向が一層促進され明確化されたように見える。即ち、三十四年の常用雇用の規模別の増加の程度を常用雇用全体の増加に対する寄与率というかたちで試算してみると、三十四年々間の製造業の雇用増加率一三％のなかで、五百人以上の大規模事業所が約六％を占め、中規模の四％、小規模の三％をはるかに凌いでいる。三十一年と比較すると大規模のみで寄与率が顕著に上昇しており(三十一年の大規模は四・五％)、三十四年には大規模事業所の雇用増加がかなり著しかつたことをあらわしている。また規模別賃金格差についても、長期的に拡大傾向を続けてきた平均賃金での格差が、三十四年には拡大を停止し、部分的には縮小する現象さえみせている。これらの現象は、主として三十一年、三十二年の神武景気過程で現われはじめた傾向が、三十四年の好況過程で一層明かな形をとりはじめたことを意味しているようである。即ち、神武景気と今回の好況の過程を通じて、①大企業分野においては金属・機械産業を中心として生産能力が大幅に増加し、それが技術革新の雇用節約的効果を相殺して大企業の雇用をある程度増加させる傾向を生み出していること、②中小企業の経営規模の拡大、その合理化、生産性の向上などが、市場の拡大に伴なつて進みつつあること、③労働需要の大幅な拡大が労働市場の需給関係を改善し、その面から中小企業の賃金その他の労働条件が改善される機運を高めつつあること、等の諸

傾向が、大企業の雇用のある程度の増加、中小企業の賃金の改善傾向等の変化をおし進めている基本的条件であるといえるのである。もちろん、これらの諸傾向のなかには、好況過程における一時的現象と思われる面、たとえば大企業の雇用増加には臨時工の比重が大きく、雇用増加の内容にはなお不安定な性格が強いと思われること、或いは中小企業の賃金上昇には急速な生産の拡大に伴う残業時間の増加の影響が少なくないと思われることなど、が残されているし、また改善そのものの内容についても不均等な面、たとえば労働市場の改善が地域や職種、年令等によつて程度がかなり異なり、労働市場の改善が必ずしも全産業、全労働者、全地域に及んでいないこと、中小企業の近代化、合理化といつても大企業との資本その他経営面での格差は依然大きいし、近代化から取残された産業や小零細企

業もなお多いと思われること、等が存在しているものであつて、これをもつて、直ちにわが国労働経済の問題点の解消の可能性がかなり明確になつたとは、必ずしも断じ難いであらう。

以上が、三十四年々間と三十五年にかけての労働経済をめぐる諸問題の概観である。それらはいずれも多分に要約に過ぎ、またかなり部分的な問題の指摘にとどまつた。全体としての労働経済のなかで、それらが果たしてどれだけの問題性をもちうるものであるかは、偏見に以下の労働経済の各部門についての分析や統計によつて、始めて明らかになり得るものであることはいうまでもない。因みに昭和三十三年三月から改訂された昭和三十年平均基準による三十四年度主要労働経済指標を示すと、次の第二表の如くである。

第二表 昭和三十年基準労働経済指標

指標	昭和三十年平均				三十四年		三十五年		対前年比
	三十四年平均	三十五年平均	三十四年1-3月平均	三十四年4-6月平均	三十四年7-9月平均	三十四年10-12月平均	三十五年1-3月平均		
生産指数 (製造業)	100.0	133.5	146.4	147.0	145.3	167.5	179.5	1.6	
雇用指数 (製造業)	100.0	109.5	133.7	125.4	125.3	176.6	171.5	1.0	
生産性指数 (製造業)	100.0	122.8	129.3	127.2	125.9	133.3	135.5	1.6	
賃金指数 (製造業)	100.0	109.3	123.1	126.2	126.0	131.5	137.8	1.8	
家計費指数 (全都市)	100.0	105.5	114.3	111.4	111.0	115.9	124.7	1.2	
消費者物価指数 (全都市)	100.0	100.4	103.5	102.0	102.1	105.1	105.4	1.0	

実質賃金指数 (製造業)	100.0	121.9	129.3	122.6	122.0	139.4	146.0	1.5
実質家計費指数 (全都市)	100.0	105.1	110.3	107.9	107.9	112.5	117.3	1.2
労働時間指数 (製造業)	100.0	101.9	101.1	100.4	101.0	107.7	103.9	1.0
労務費比率指数 (製造業)	100.0	91.1	87.4	89.0	91.4	87.6	89.0	0.9

(注)

1. 生産指数は通産省算定指数
2. 雇用指数は常用労働者三〇人以上を雇用する毎月勤労統計対象事業所の常用労働者の指数
3. 生産性指数は生産指数÷雇用指数
4. 賃金指数は毎月勤労統計の常用労働者一人平均現金給与総額を指数化したもの
5. 家計費指数は総理府統計局の家計調査の全都市勤労者世帯の一月平均消費支出金額をマルティプル方式で五人三〇・四日に換算して指数化したもの
6. 消費者物価指数は総理府統計局算定指数
7. 実質賃金指数、実質家計費指数は賃金指数、家計費指数をそれぞれ消費者物価指数で除したものである
8. 労働時間指数は毎月勤労統計の常用労働者の総実労働時間を指数化したもの
9. 労務費比率指数は $\frac{\text{賃金指数} \times \text{雇用指数}}{\text{生産指数} \times \text{消費者物価指数}} \times 100$ (標準食品を基へ平均)

二 雇用・失業

(一) 概況―明暗両面の雇用失業情勢

最近の雇用指数は経済諸指標の「随行指数」だといわれる。それは、これまで雇用指数が、鉱工業生産指数などの経済指数にタイム・ラグをみせていたのが、このところ敏感に経済の動きを伝えるようになり、雇用指数の好転ぶりも景気の急上昇を反映して、かつてないほどの好転ぶり

だからである。すでに前掲「概観」にもふれたように、三十三年後半以降景気が回復上昇の一途をたどりはじめたのに伴ない、雇用失業情勢は悪化の底を脱したとは云え、なお三十三年中には本格的改善をみるに至らず先行き不安を拭いえなかつたが、三十四年に入るとともに、「岩戸景気」といわれる一般経済界の活況を背景として、常用雇用は停滞から大幅な増勢に転じ、労働市場にもかなり顕著な好転傾向があらわれはじめ、この基調は三十四年々間を通じて持続され、雇用および労働市場の動向はまさに画期的

な本格的改善を顯示したまま三十五年に推移し、依然堅調を続けて現在に至っており、かの景気後退下の三十二・三年の状況と全く対照的な様相を呈している。今年の労働白書では、この改善の足どりを三十三年下期〜三十四年上期と、三十四年下期以降との二期に分けて分析しているが、経済成長の背景や基調に何らか大きい変化があつたわけがないので、右の二期を一括して、三十四年の年間を中心に雇用失業情勢改善のいわば「明るい姿」を要約すると、①鉱業を除きいずれの大分類産業も三十四年年間を通じて常用雇用の増加を示し、とくに大幅な増勢に転じたのは製造業（年間労働者増加数で調査産業総数を一〇〇として六九％）と建設業（同一三％）であること、②製造業の主要中分類産業別で入職超過率（入・離職率の差）の高いのは電気機器（二一・六％）、ゴム（一七・八％）、鉄鋼（一二・〇％）、一般機械（一一・〇％）などで、いずれも生産増加率に対応していること、③規模別では鉱業を除きいずれの大分類産業でも雇用増加の主軸となつたのは五〇〇人以上の大規模事業所であること、④機械関連諸産業を中心に製造業において女子労働力に対する需要が増加し、女子の就業機会が大幅に拡大したこと（三十四年年間、製造業平均で男の一・六％増に対し女が一・五・八％増）、⑤一般労働市場における有効求人数が年平均六八〇千人（対前年比二四・三％増）と戦後最高水準を記録したのに対

し、有効求職件数は対前年四・六％減の一・三四一千人とどまつた結果、殺到率（求人一件に対する求職者の倍率）は三十三年の二・六倍から二・〇倍へ低下し労働市場での需給バランスが好転したこと⑥とくに職安を経由する中学、高校とも新規学卒者の就職が増加したこと、⑦企業整備の実施件数、整理人員ともに大幅に減少し（対前年五一・六％減および四九・二％減）、一般失業保険の離職票受付件数および受給者実人員もかなりの減少を示し失業情勢の好転を明らかにしたこと、などがこれである。

しかし、右のような雇用失業情勢の「明るい姿」にもかかわらず、労働白書といえども手放しの楽観論でつらぬかわれているわけではない。たとえば、オートメーション化の進展にともなつて、古い熟練工は不用となり、若い未熟練工が大幅に増加する傾向があるが、これは同時に、臨時工の増加でカバーするという安易な傾向をまはらんでいると白書は指摘しているし、産業の大都市集中が高まつた結果、部分的な労働力不足の現象があらわれ、中小企業では求人難が強まつたこと、つまり労働力需給の不均衡にも警告が発せられているのである。これらについては、後掲でさらに分析するとして、もつとも「暗い姿」は、全産業大分類で軒並みに雇用情勢の好転した中において独り例外的に悪化の一途をたどっている鉱業、とくに石炭鉱業の問題であらう。いわば構造的な不況から企業の合理化を逼られた石

炭鉱業では三十四年度だけで、全国的に四万四千人の整理が行なわれた。このうち実際に政府などが策を講じなければならぬ要緊急対策者は、帰農したり、結婚したり、自力で転職した者を除き約二万一千人といわれているが、わずかに一年間に、それも炭鉱地帯という局地域に二万一千人、今後五年間に約十万人の大量失業者を発生させることは深刻な社会問題とならう。しかも、この種の問題は、石炭鉱業が単に斜陽産業だからというのではなく、企業の合理化傾向の一環として捉えられるものだけに、今後も他産業で次々と発生する可能性をもち、とくに貿易の自由化趨勢はこの期間を短縮して発生させることにならうが、今年の経済白書も、何故かこの問題には論及していない。

ところで、上述のような雇用失業についての、近來これにみる明るい動向の先行きについて「一時的な雇用の好転に気をよくしてはいけない」という警戒論が最近、財界などに高まつている。その論拠は、一九六〇年代の後半になると労働力人口が急激にふくれて雇用面が圧迫され、深刻な社会問題を起しかねないというにあるが、「すし詰め教室」問題でもはつきり読みとれるように、終戦直後の異常な出生ブームが年を逐つて、こんどは雇用の面から日本経済の繁栄途上に一つの問題を投げかけようとしており、これを打開するため政府の長期的な対策も望まれている。「出生ブーム」とか「ベビー・インフレーション」といわれたのは

昭和二十二年から二十四年までの三カ年で、この期間に出生児数は約八百万人に達している。厚生省の調べによると、二十二年が二百六十七万九千人、二十三年は二百六十八万人、さらに二十四年は二百六十九万七千人で、最近の出生数からみると五年かかる分が三年間に濃縮されて現われた勘定になる。戦前に出生率の高かつた昭和八〜十二年頃に比べると当時が人口千人当たり三十・八人の割だつたが、二十二〜二十四年は千人当たり三十三・八人という急ピッチであり、さらに出生率が低くなつた三十三年の十七・九人と比べるとまさに二倍に近い。このような出生率の高かつた理由としては、厚生省人口問題研究所は①戦争が終わり結婚適令期の青年がどつと海外から引揚げてきた。（この帰国者数は二十五年末までに当時の人口の一割相当の六百四・五十万人といわれる。）②家族計画がいまのように普及せず、産児制限も十分ではなかつた、③死亡者が戦後急速に減つた、などをあげている。この人口の急増が、ここ十年以内にこんどは「労働力ブーム」、つまり過剰労働力となつて就職の面に影を投げ、ひいては日本経済の繁栄を阻む一つの圧力になりそうだというのである。

では、それはどんな形で現われるだろうか。文部、労働両省の計算によると、ベビー・ブームの初期、つまり二十二年に生まれた子供はいま中学の一年生で、その数は三十五年五月現在でざつと二百五十万人、学年別の児童として

みると戦前戦後を通じて最高である。これに次いで多いのが小学校六年生で約二百四十五万人、次が同五年生の二百三十八万人の順である。これらの児童が義務教育の中学を終えて就職に取りかかる三十八年頃には深刻な就職難がやつてきそうだというわけである。もちろんこの中学卒業者のうち就職を希望する者は進学組や家事手助け組を除いて三―四割、即ち約八十乃至百万人となるが、これまで就職難を云々された時の数が六十万ということからみると、まさに破格の数で、このようなズバ抜けた過剰労働力人口の圧力がかなり強い影響力をもつことは十分に予想される

ところであろう。しかも一九六〇年代の雇用問題を深刻にする要因は、このベビー・インフレーションによる人口圧力だけではない。たとえば、この頃に労働市場に現われてくると予想される就職希望者の中には、技術革新の効果として節約された高・壮年令の失業者もあり、そのうえ不完全就業者の存在も見のがせないとすれば、今後十数年間、長い目でみても国の雇用失業情勢は、かなり困難な問題を抱えているといえる。因みに三十四年における雇用失業関係指標およびその対前年同期比増減は次の第三表の如くである。

第三表 雇用失業関係指標(三〇年基準)

年次	常用雇用指数	臨時日雇指数	殺到率(有効有効求人)	企業整備		失業保険受給者(千人)
				件数	人員(千人)	
三四年 一―三月平均	一二・六	一二・八	一九	一五(△二)	五〇(△五)	
四―六月	一二・〇	一二・五	一九	一三(△一)	四四(△五)	
七―九月	一二・五	一二・〇	二一	八(△九)	三五(△九)	
一〇―十二月	一二・七	一二・四	二一	二(△四)	三九(△四)	
三四年 平均	一二・二	一二・二	二〇	二〇	四〇(△五)	
三五年 一―三月平均	一二・九	一二・一	二一	二(△四)	四七(△五)	

(注) 常用及び臨時日雇雇用指数は労働省「毎月勤労統計」殺到率(有効求人に対する有効求職の倍率)は労働省「職業安定業務統計」企業整備は労働省「企業整備状況報告」失業保険受給者実人員は労働省「失業保険事業月報」()内は対前年同期比増減(△は減)

(二) 労働力状態と就業の動向

右のような当面の雇用失業情勢の問題点を、さらに立入って検討するために、まずその基盤としての労働力状態の概況を見よう。総理府統計局の「労働力調査」によると、次の第四表にみるように、三十四年平均の総人口は前年に対し九七万の増加で、三十三年の対前年増加八九万に比べると僅かにふえてはいるが、三十一年の対前年増加九九万

に比べるとなお下回っており、総人口の増加は依然鈍化の傾向にある。これに対しここ数年来大幅な増加を続けてきた生産年令人口(満十五才以上)は、三十四年もこの傾向を持続し、年平均では前年に対し一五〇万の増加となつた。これは三十三年の対前年増が一三二万に対し、さらに一八万も上回る増加である。これを労働力人口と非労働力人口とに分けてみると、前者が六〇万増(三十三年は三二万増)にとどまったのに対し、後者は八九万増(同九九

第四表 労働力状態別人口の推移(単位万人)

年次	総人口(A)	生産年令人口(B)	労働力人口		生産年令人口比率(B/A)	有業率(C/A)	労働力率(C/B)	失業率(D/C)
			総数(C)	就業者(D)				
昭和二九年平均	八、八〇三	五、七九四	四、〇一〇	三、九六三	五五・八%	四七・七%	六九・三%	一・五%
三〇年	八、九〇七	五、九六六	四、一五八	四、〇六八	六六・三%	四六・七%	七〇・三%	一・六%
三一年	九、〇〇六	六、〇〇〇	四、三三三	四、二二二	六六・七%	四六・一%	七〇・一%	一・五%
三二年	九、〇九一	六、一七五	四、三三六	四、二四四	六七・九%	四七・七%	七〇・二%	一・三%
三三年	九、二八〇	六、三〇七	四、三六六	四、三三二	六八・七%	四七・六%	六九・五%	一・三%
三四年	九、三二七	六、四七〇	四、四三六	四、三〇〇	六九・六%	四七・七%	六九・六%	一・三%
三五年	九、三三三	六、五五五	四、四七二	四、三二一	七〇・〇%	四七・七%	六九・三%	一・四%
三月平均	九、三三四	六、五五五	四、四七二	四、三二一	七〇・〇%	四七・七%	六九・三%	一・四%

(注) 総理府統計局「労働力調査」より作成

万増)と若干上回わり、このため労働力率は前年とほぼ同じ六八・六%の低位にとどまつた。また四、四二八万の労働

力人口のうち就業者は四、三七〇万人で対前年増加五八万(三十三年の対前年増が二八万)と大幅にふえたが、完全

失業者も前年を若干上回つて五八万にふえているのは、前記労働力人口の増加が前年の増加より大幅に上回つたからである。即ち労働力人口がふえただけ就業者の数もふえたというにとどまり、前項の「概況」でふれた失業情勢好転の諸指標にもかかわらず、完全失業者の減少までにはいまだ至らないのであろうか。今年の労働白書には何故か労働力状態についての分析を欠き、「完全失業者」という文字は本文中にも、付属統計表にも完全に抹殺されている（労働省編集の労働統計調査月報の労働統計表には依然として収録しているが）。

もともと完全失業者（総理府統計局の「労働力調査」で使用）については、その定義自体に問題があり、また昨年度本年鑑でもふれたように、生産、雇用の動きと明らかな逆サイクルをみせ、しばしば生産、雇用と対蹠的な波動となつてはいるが、別にこれは一つの法則を示しているわけではなかつた。したがつて、わが国の失業率（労働力人口に対する完全失業者の割合）は、過去五カ年のうちで最高の三十四年一—三月平均でもわずか一・八%という低率で、まさに文字通り完全雇用の状態に匹敵するものであるが、これは失業の実態を何とも示すものでなく、むしろ事実を無視した統計であることは、すでに雇用審議会の答申にも明示されたところであつた。

それ故に、ここで問題とするのは、悪名の高い「完全失

け、前者をさらに「就業者」と「休業者」に分ける。したがつて、この場合の「就業者」は、「労働力調査」での「従業者」に大体当たり、「仕事がおもなものと」「仕事に従業するもの」に二分され、この後者には「家事がおもなものと」「通学がおもなものと」および「その他がおもなものと」の三つが含まれる。またこの場合の「休業者」は「労働力調査」でのそれと異なり、「季節的休業者」と「非季節的休業者」の両者を含む。次に「無業者」は「失業している者」、「家事をしているもの」、「その他のもの」などを含み、大体「労働力調査」での「完全失業者」と「非労働力人口」の総数（非求職の就業希望者を含む）および「追加就業希望者」の三者を一括しているものようである。

このように、同じ総理府統計局の調べでも、概念の違つた暫定的な調査資料を引用して、何らか決定的な結論を出そうとしているところに、きわめて政治的な独善性が看取される。折角これまでかなりの信憑性を得てきた労働省資料の権威にも係るところでなければならぬ。それはともあれ、三十四年の労働力状態は、前記のように、一方における生産年令人口の大幅な増大傾向の持続と、他方これに照応するかの如き就業者の近来にない増勢の二点によつて特徴づけられるのであるが、前者の生産年令人口の急増については、すでに三十三年度の厚生白書において人口の老令化問題と並んで強調されたところであるが、

業者」を抹殺したことそのことにあるのではなく、むしろ何らの弁明や注解なしに、これまで数多く引用してきた総理府統計局の「労働力調査」（ここでは「完全失業者」を毎月集計している）を一切シャットアウトして、それに代つて同じ総理府統計局で、三十一年と三十四年の二回にわたつてサンプリング調査を行なつた「就業構造基本調査」の結果を基礎として、これまでと全く概念の違つた「就業者」の過去三カ年間の変化を抽出し、いわゆる「就業構造の近代化」を安易に結論づけている今年の労働白書の、いわば独善的な態度についてである。いま読者のために若干の注釈を加えるならば、「労働力調査」での「完全失業者」とは「就業者以外の者のうち、就業が可能でこれを希望しかつ求職活動をなした者」であり、「労働力人口」から「この完全失業者」を差引いた「就業者」とは「従業者」と「休業者」を加えたものであり、「従業者」とは「調査期間中収入を伴なう仕事に一時間以上従事したもの（家族従業者の従業を含む）」である。さらに「休業者」とは「仕事をもちながら、その仕事を休んでいる者のうち、雇用者で給料賃金の支払いをうけている者、および自営業主でその家族従業者または雇用者が調査期間中に働いていた者（したがつて、家族従業者に休業者はいない）」である。ところが前記「就業構造基本調査」では、十五才以上人口（生産年令人口）をすべて「有業者」と「無業者」に分

三十四年度の厚生白書（三十四年十二月十日発表）、においても「生産年令人口は三十年から三十五年までの期間においては、総人口の増加が年平均八二万人であるのに対し年平均一〇〇万人程度の増加をきたし、さらに三十五年から四十年までの時期に至ると、その傾向は一段と高まり、年平均一三〇万人ほどの増加をきたすこととなり、四十五年に至つてやつと戦前水準を下回ることになる」と述べ、今後十カ年は人口過剰といわれる現象が主として生産年令人口の増加によつて生ずるものとみて、これを産業に吸収するための雇用対策の樹立が必要であると強調している。ただ最近におけるわが国経済の成長率をみると、次の第五表の如く、人口増加率や生産年令人口の増加率を大きく上回つており、人口増加の負担をまかなつて、なおかつ、戦前をしのぐ生活水準の上昇を続けてきているのであるから、この傾向が将来においても引続き維持されるものとして楽観する向きもあるが、労働力に対する需要は、今後必ずしも生産量の増大に比例して増加するわけのものでなく、とくに最近めざましい技術革新の波により、新しい設備は相対的に雇用労働力を減少させる傾向にあるとすれば、今後なお持続する生産年令人口の大幅な増加が、労働市場を著しく圧迫し、きわめて困難な、状態を招来するという想定も十分に成立つわけである。

次に就業者の三十四年における近来にない増勢について

十五才以上の男女別人口に対してはそれぞれ八三・一%、四六%だが、うち男子では就業者の九八・七%が「仕事をおもにしている者」の対し、女子ではこれが七一・一%である。(3)無業者の活動状態は無業者の五七・六%、千三百二十四万人は家事に従事しているが、そのほか通学が四百五十万人、失業が七十四万人で、残りの四百五十一万人は老令とか病気のため働けない者、働く必要のない者である。(4)有業者の構成は有業者四千三百三十三万人のうち千七百七十七人(二六%)が自営業主、千三十八万人(二五・一%)が家族従業者で、雇用者は二千七十七万人(四八・八%)である。産業別にみると農林漁業などの第一次産業の有業者が千五百五十一万人で三七・五%を占め、鉱業、建設業、製造業などの第二次産業は千七十八万人で二六・一%、商業、金融、サービス業などの第三次産業が千五百三十三万人で三六・四%である。(5)就業希望は有業者のうち九二・七%までは現在の仕事をそのまま続けたいと望んでいるが、二・二%に当たる九十万人は現在の仕事のほかに別な仕事をしたと希望し、また転職希望は四%、百六十四万人、仕事をすつかりやめてしまいたいと思つてゐる者が一・一%、四十四万人もある。無業者の七七・六%、千七百八十五万人は今後も仕事をしたいと思わない者であるが、二二・三%、五百十三万人は就業を希望している。実際に仕事を捜している求職者は追加就業希望者のうち三十

八万人、転職者のうち八十一万人、就業希望者のうち二百六十万人で、求職者総数は三百七十九万人となつており、また就業希望者のうち本業としての仕事を捜している者は百三十二万人ある。(6)地域別の結果は十五才以上人口のうち有業者の割合は、宮崎県の七二・四%を最高に、福井、鹿児島、島根、茨城の各県など農業人口の多い県ほど高く、神奈川県、大阪府、福岡県など工業地帯は低く、最低は東京都の五六・五%となつてゐる。無業者のうち失業者は十五才以上人口に対して全国平均で一・一%だが、福岡県は二・五%、長崎県は一・一%と高い。なお京浜、中京、京阪神、北九州の工業地帯の十五才以上人口は二千三百三十四万人で、全国の十五才以上人口の三三・二%だが、このうち有業者は千二百三十一万人で、全国の有業者の二九・五%にあつてゐる。十五才以上人口のうち有業者の占める割合は中京工業地帯の六五・三%を除き、いずれも六〇%以下で、全国平均の六四・三%を下回つてゐるが、これは農業人口が少ないためである。無業者のうち失業中の者は四地帯合わせて二十九万人で、全国合計の三九・九%を占めてゐる。この割合の特に高いのは北九州鉱工業地帯の二・九%で、他は京浜、京阪神がともに一・三%、中京は〇・七%となつてゐる。(7)前回調査との比較は三十一年度の調査に比べると、就業者は百五十四万人ふえ、休業者は一万人減、「仕事がおもな者」の二百五十三万人の増加に

対し「仕事に従な者」は百万人減つており、減少のうち九十二万人は女子である。また有業者のうち自営業主が二十三万人ふえ、家族従業者が百二十五万人減り、雇用者が二百四十六万人ふえてゐる。第一次産業は百二十二万人減つたが、第二次、第三次はそれぞれ百二十七万人、百四十五万人ふえてゐる。また追加就業、転職希望者の総数で百三十三万人、求職者総数で六十三万人減つてゐる。かくて経済の構造的な変化につれて雇用状態は概してよくなり、同時に近代化しつつある傾向がみられる、といふのである。右のような「就業構造基本調査」の結果そのものについては、ここで問題とするわけでない。ただ、これを採り上げる経済企画庁や労働省が、いわゆる雇用近代化策なるものを雇用政策と受けとつてゐる場合、この調査の結果を、実質的に政策または将来あるべき姿を描くことに用ゐるか、或いは「見通し」作業として現状の把握に重点をおいたのが、明らかでない場合が多いといふことである。計画ないし政策が、「見通し」または現状の把握と分析の上になされなければならないことはもちろんのことであり、「雇用の近代化」あるいは「就業構造の近代化」が「雇用」または「就業構造」の現状の把握と分析の上に一つの計画ないし政策として打出されなければならないことも当然の手續きなのである。さきに経済企画庁の「新長期経済計画」(三十二年十二月)の作業において「将来の

雇用についての展望」がなされてゐるが、それによると、生産年令人口の増加速度は、昭和三十七―四十一年において最大に達し(年平均一三〇万)、以後速度は半減するといふ。したがつて、労働力率がそれほど動かないとすれば、この十年間における「前期」に「重要な問題がある」が、それ以後は、総合計画局の言葉によれば、これまでの趨勢から判断しても、条件が不変である限り、就業構造の近代が急速に進むといふ。一つは農業就業者が激減しそれが被用者化し、第二に鉱工業での経済成長率のひきつづく増大がそれを吸収し、第三にその産業部門の中規模企業を中心とする生産性の増大が、雇用条件の向上と所得の増大の可能性をもたらす、それが、労働力から非労働力への離退と進学率を高め、このような状態の中で生産年令人口の増加速度の大幅な縮小はむしろ労働力不足の現象(超完全雇用)をいつそう強めるだらうといふことであつた。ここで労働力不足の現象については、今年の労働白書も指摘しているのだが、いかに楽観的な「見通し」作業者といえども、右のようにはきれいにゆくとは思わなうし、すでに現状分析にいくつかのくいちがあることは、ここでくりかえすまでもない。そこで次に現在就業者の増加が集中的にあらわれている非農林業の、地位別には雇用人の動向の検討に移らう。

(三) 雇用労働力の動向

三十四年労働経済の特徴の一つは、すでに前掲「概観」でふれたように、雇用労働力の大幅な増加ということであつた。それは過去二回の好況期(三十一年および二十八年)をさらに上回る大幅なものであつたからである。それはさきに触れた「労働力調査」によつても、産業別には非農林業の三十四年平均に対する増加が、就業者総数で六八万人に対し、雇用者はこれを上回る七九万人という多数を示し、また全産業では就業者総数の増加五八万に對し、雇用者の増加がこれを上回る八八万人となつて、結局比較的不安定な自営業主や家族従業者がいまや絶対数でも減少ないし停滞し、比較的安定的な雇用労働者への集中ないし転換が前年に引続き進展していることを示すものであるが、これをさらに立入つて分析するため、最近の雇用労働力の推移を、労働省の「毎月勤労統計甲調査」(規模三〇人以上、以下「毎勤」と略称)によつてみると、次の第七表にみるように、非農林業の常用雇用指数は、景気後退の過程で三十三年までは減少から停滞を続けてきたが、三十四年に入つて、鉱業を除く全産業が上昇に転じ、とくに三、四月頃から好調に推移し、年間における伸び(一月から十二月までの平均)は三十四年には、前年に対し調査産業総数で六・八%増、製造業で八・一%増を示した。これは三十三年(調査産業総数三・五%増、製造業

二・二%増)を大きく上回つた。この雇用増加の程度を前回の好況期と対比するために、次の第八表によつて季節変動を除いた常用雇用指数の半期間の増加率をみると、三十四年は調査産業総数、製造業ともに上・下両期を通じて雇用が大幅に拡大し、神武景気下の最後の入職期であつた三十二年上期をやや下回るとはいへ、概ね三十一年上・下両期における伸びを超えている。また「毎勤」から算出した入・離職率の差(入職超過率)の年間累計を、同じく季節変動を除いて比較すると、三十四年は調査産業総数(六・二%)、製造業(八・六%)ともに三十一年(四・六%、六・四%)三十二年(三・八%、四・四%)の各年計をかなり上回つている。以上のような諸点から、三十四年における常用雇用増勢はほぼ前回の好況期である三十一年の伸びをも超えるものであつたと考えられる。なお、今年の労働白書では、三十四年における常用雇用の大幅な増勢をさらに誇張するためか、従来の年平均比較であつた年間の増減比較を、対前年末比較(前年十二月と当年十二月との比較)に改めた結果、三十四年の常用雇用の対前年比は、調査産業総数で一〇・一%増、製造業で一三・〇%増という前掲よりもさらに大幅な数字となり、三十二年六月(雇用の対前年増加の幅が過去においてほぼ最高であつた時期)よりははやや下回れるが、過去二回の好況期を明瞭に上回るものとして顯示されている。この方法

第七表 常用雇用指数 (昭和三〇年一〇〇)

Table with 12 columns (Year/Month) and 2 rows (Average 1933, Average 1934). Rows include '調査産業総数' and '製造業' with values for each month and year averages.

(注) 労働省「毎月勤労統計甲調査」より。

第八表 常用雇用指数の半期間増加率(%)

Table with 4 columns (Year/Period) and 2 rows (調査産業総数, 製造業). Rows show percentage increases for '三一年上期', '三一年下期', '三二年上期', and '三二年下期'.

(注) 「毎勤」より作成、季節変動除去。

で産業大分類別に常用雇用の増加比較表を作成すると第九表の如くであるが、このような特定の時期(月)を限つての年間比較が、果たして適当であるかどうかは、今後に残された問題であらう。

ところで、右のような三十四年における雇用増加が、産業別にみて主としてどの産業で達成されたかについては、

第九表 産業大分類別常用雇用の増加比較(対前年同月増減率)

Table with 12 columns (Year/Month) and 10 rows (産業大分類). Rows include '産 業 総 数', '産 業', '製造', '建設', '卸 小 売', '金 融 保 險', '運 輸 通 信', and '電 気 ガ ス 水 道 業'.

(注) 労働省「毎勤」より作成、△印は減

これが一資料として、「毎勤」による雇用労働者数の年間

(三十三年末と三十四年末) 増加分の構成比(いわゆる雇
用増加寄与率)を産業大分類別にみると、さきに「概観」
にも一部ふれたように、調査産業総数を100として、製
造業(六九%)、建設業(一三%)、運輸通信業(九%)、
卸売小売業(八%)、金融保険業(五%)、電気ガス水道
業(〇・二%)の順で、鉱業はマイナス三%となつてい
る、つまり規模三〇人以上の事業所で増加した常用労働者
のうちの約七割が製造業、一割強が建設業における増加で
あり、この二産業をあわせると、実に増加数の八割強が鉱
業を除く第二次産業部におけるものであつたことを物語つ
ている。しかもこのような結果が、製造業を中心とする画
期的な生産増加にもとづく旺盛な労働力需要を基軸として
いたことは周知の如くである。即ち三十四年上期には在庫
投資の活発化を基軸とし、下期には堅調を消費・設備投
資・輸出の伸びに支えられて、製造業における生産は二
五・九%増と、二十六年以降最大の対前年増加率を記録
した。この画期的な生産拡大が、好況下における土木建設
の盛行、それらに伴う運輸・流通活動の活況と相俟つ
て、技術革新の労働節約的效果を相殺しつつ旺盛な労働力
需要を喚起したといえるのである。そこで、この生産増と
雇用増との関係に着目しつつ、製造業の中でさらにどの産
業で雇用増が達成されたかを、製造業の主要中分類別にみ
ると、次の第十表の如くである。

第十表 製造業中分類別生産・雇用の増加状況(三十四年)

産業	生産増加率(1)	入職超過率(2)	雇用増寄与率(3)
製造業平均	二五・九	八六(△〇・二)	一〇〇・〇
食料	四・八	五八(△五・五)	七・五
繊維	二七・四	三六(△八・二)	七・七
紙	二六・一	五七(△二・〇)	二・四
化学	一五・五	四五(△一・三)	三・七
ゴム	三〇・三	一七八(△三・〇)	三・〇
窯業	一六・九	六二(△〇・七)	三・九
鉄鋼	三三・〇	二二〇(△一・四)	八・二
非鉄金属	三〇・九	一〇四(△〇・五)	二・三
鉄	—	九八(△四・五)	五・三
金	—	一三〇(△一・五)	九・五
金属製品	二四・二	二二六(△六・九)	三・九
一般機械	二五・五	二七六(△一・一)	九・〇
電気機器	二五・八	二七六(△一・一)	九・〇
輸送用機器	二七・二	二七六(△一・一)	九・〇
精密機器	二七・二	二七六(△一・一)	九・〇

(注) 生産は通産省、雇用関係は毎月勤労統計
(1)は対三三年、(2)は年間累計、()内は三三年、(3)
は三三年末と三十四年末における推計労働者数増加分の
構成比、△印は離職超過を示す

即ち、これによると、三十四年には電気機器を筆頭とす
る機械関係および鉄鋼などの金属関係諸産業の生産増が
著しく、いずれの産業においても大幅の入職超過を記録
し、年間における製造業増加労働者の五八・四%が金属機

械関連部門で占められている。とくに活発な耐久消費財需
要に支えられて景気後退下の三十三年にも高率の入職超過
をみせた電気機器が、三十四年には飛躍的な生産拡大(対
前年七二・五%増)にともない、中分類諸産業中最高の雇
用増を示し、製造増加労働者全体の二割強を吸収しえたこ
とは注目に値しよう。また鉄鋼、非鉄金属、一般機械、輸
送用機器の四産業では、三十三年の離職超過が三十四年に
は大幅な入職超過に転じている。このうち同じく一二・〇
ポイントの入職超過率を示してともに製造業増加労働者中
の一割近くを占めた鉄鋼と一般機械を比較すると、前者の
生産の伸びは後者のそれよりも大きい。ここから、鉄鋼で
は設備合理化にもとづく労働生産性の向上が顕著で、労働
節約的效果もかなり大きいのに対し、一般機械の労働集約
的な性格が依然として強いことが窺われるようである。ま
た三十三年の景気後退下に石炭、海運、鉄鋼、造船などと
ならんで、いわゆる不況産業に数えられ、離職者の発生が
目立つた繊維、化学の二産業の雇用吸収力もかなりの回復
をみせ、それ以外の軽工業ないし非耐久消費財生産部門や
装置産業の雇用も、程度の差はあれ例外なく増加してお
り、製造業平均では八・六ポイントの入職超過(三十三年
は〇・一ポイントの離職超過)を実現した。

ただ、ここで看過しえないのは、以上のような雇面
の好転傾向の背後に残された産業での動向である。いわゆ

る不況産業のうち、化学産業のうちでも肥料関係には雇用
吸収力の回復はみられず、りん酸肥料、硫酸の二品目製造
部門の三十四年における従業者数は、三十三年に対し前者
で〇・九%減、後者では一六・二%となつている(生産動
態統計)。また運輸省の造船船務統計によつて、造船業
労働者の動きをみると、三十四年一十月平均は三十三年
同期平均に対し、常用工〇・三%増、臨時工一六・二%減
と停滞傾向を続けている。とくに構造的な不況に悩む石炭産
業の三十四年における従業者は、三十三年に比べ、常用労
務者で六・六%減、臨時夫で一三・二%減(生産動態統
計)と減少の一途をたどつており、今後の見通しも依然と
して暗いといつてよい。

次に、右のような三十四年における雇用増加の動きを規
模別にみると、すでに「概観」でもふれたように、雇用増
加がとくに大規模事業所において顕著であつたという特徴
があげられる。即ち、まずこれが一資料として、労働省の
「失業保険事業統計」により、三十四年一月から三十五
年一月にかけて増加した失業保険被保険者数の動きを、
産業大分類別、事業所規模別にみると次の第十一表の如く
で、建設業、製造業、金融保険不動産業、運輸通信業のい
ずれも、五〇〇人以上の大規模、一〇〇〇~四九九人の中規
模、三三~九九人の小規模の順で増加しており、程度の差
はあれ大規模事業所における雇用増加率が、中小規模事業

所のそれを上回っている。電気ガス水道業では大規模の増加を示し、卸売小売業、サービス業では中規模の増加率が小規模のそれより高い。またこれを前年同期（三十三年一月から三十四年一月にかけて）の場合と対比すると、三十四年間に於ける雇用増加が、主として大規模事業所を中心に行なわれたことが明らかであり、とくに製造業の大規模事業における三十三年の停滞傾向が、三十四年に大幅な増勢に転じたことが注目されるのである。

そこで、三十四年に於ける雇用増加の主軸となつた製造業の入職超過率を、労働省の「毎勤」によつて規模別にみると次の第十二表の如くで、各規模とも高率の入職超過をみせ、とくに大規模事業所における入職超過の程度が年計ではほぼ中規模に匹敵し、下期には後者を上回つて最高値を示している。これは、中小規模における入職超過率がきわめて低く、大規模では離職超過さえみられた三十三年の傾向とまさに対照的である。なお三十四年下期に大規模事業所における雇用の増勢が中規模を超えるに至つたのは、繊維、一般機械、電気機器など労働集約的産業の大規模事業所で引続く生産拡大の要請により、入職期を過ぎてもかなりの労働力需要がみられたことを反映したものと考えられる。そしてこの間の事情を示すものが、製造業の主要分類別、規模別の入職超過率（今年の「労働白書」本文中第五十一表参照）で、とくにこのことは一般機械の大規模

第十一表 失業保険被保険者数の規模別増減率（%）

業種	三十四年一月		三十五年一月	
	人数	増減率	人数	増減率
五〇〇人以上	一〇〇人	三〇・九九	四九九人	三〇・九九
一〇〇人	△八・四	〇・六	△三・八	△七・二
五〇人	△七・七	一・三	△三・七	五・〇
三〇人	△八・五	〇・五	△三・九	五・二
一〇人	△二・九	一・四	△一・五	一・五
卸売小売業	△二・九	一・四	△一・五	一・五
金融保険不動産業	△四・五	△四・六	△九・〇	一・三
運輸通信業	△四・一	△五・四	△八・六	五・〇
電気ガス水道業	△三・三	△二・五	△二・五	△三・〇
サービス業	△〇・九	△二・〇	△一九・九	△一・八

（注）失業保険事業統計
三十四年一月と三十五年一月
（ ）内は三十四年一月と三十五年一月
△印は減少

第十二表 製造業規模別入職超過率

業種	三十四年		三十五年	
	人数	超過率	人数	超過率
五〇〇人以上	一〇〇人	四九九人	三〇・九九	三〇・九九
三一年計	六・七	七・九	五・四	五・四
三二年計	四・六	六・四	二・四	二・四
三三年計	△一・六	〇・七	〇・五	〇・五
三四年計	八・六	九・二	七・六	七・六
上期	五・六	七・九	七・三	七・三
下期	三・〇	一・三	〇・七	〇・七

（注）毎月勤労統計
△印は離職超過を示す

事業所における入職超過率が、三十四年下期に入職期を含む上期のそれを上回つたこと、これに対し中小規模のそれが下期に大幅に下回つたことに最もよくあらわれているといえる。

次に三十四年における雇用増加の特徴の一つにあげられるものは、さきに「概観」でもふれたように、主として製造業における女子労働力の大幅な増加傾向である。「毎勤」による製造業推計労働者数の増加率を性別にみると、三十三年一月から三十四年一月にかけては、製造業平均で女子の停滞傾向が目立つたが、三十四年一月から十二月にかけては男の一・二・六％増に対し女が一・五・三％増と、女子の伸びが男子のそれを超えており、とくに電気機器では男の二・六・七％増に対し女四・七・八％、一般機械では男一・二・八％増に対し女二・八・三％増と、女子労働者の増加率が男子のそれを大きく上回つてゐる。また三十一年一月から十二月にかけて一般機械で増加した常用労働者のうち、一七・九％を女子が占めていたが、三十四年一月から十二月にかけては二四・八％を占めるに至り、今次の景気上昇期にはこの産業の若年女子労働力に対する需要が、前回の好況期（三十一年）に比べ一段と活発化していることを示している。近年における生産設備の合理化、事務の機械化の進展に伴ない、生産工程における基幹労働力としての男子熟練労働者に対する需要が、かなりの程度に女子単純労働力に

よつて代替されつつあるが、次の第十三表は電気機器のうちとくに女子労働者の増勢のいちじるしいラジオ製造業および有線通信機器製造業の特定事業所における労働者構成の推移を性別に示したもので、近年この両業種で女子労働者の比重が急速に高まつてきている傾向が明らかである。なおこの同じ資料によると、この両業種では三十年末から三十四年末までの四年間に、ラジオ製造業で男の一・六〇・八％増に対し女が二・七五・五％増、有線通信機器製造業では男六・八・八％増に対し女は一・八四・四％増と、いずれも女子労働者が飛躍的に増加しており、この傾向はさらに今後ともいつそう高まるものとみられている。

第十三表 電機産業における労働者性別構成の推移

業種	三〇年末		三二年末		三四年末	
	男	女	男	女	男	女
ラジオ製造業	六三・一	三六・九	五九・四	四〇・六	五三・六	四六・四
有線通信機器製造業	七一・一	二八・九	六六・〇	三四・〇	五九・五	四〇・五

（注）労働省労働統計調査部「技術革新の雇用におよぼす影響に関する実態研究」より。
男女計一〇〇

以上は、大体常用雇用の動向についてであるが、最後

次に同じ「毎勤」によつて製造業の「臨時工」の動きを性別にみると、男子で三五・六%増加したのに対して、女子では四三・三%増加し、ここでも女子の増勢の大きいことを示している。また規模別にみると、前年は大、中規模ともに約一〇%減少し、小規模で約八%の増加を示したものが、三十四年には大規模で五〇%増、中小規模でそれぞれ二六%増、一五%増と大規模事業所での増勢が著しく、窯業、非鉄金属、機械関連部門などの大規模事業所での活発な臨時工需要を反映している。

もともと、臨時雇用は産業活動の繁閑に対応する景気調節的な役割とともに、すぐれて低賃金の効用をもつものとされている。したがつて、上述のような三十四年の「臨時工」の大幅な増勢、とくに大規模事業所での増加傾向は、今次景気上昇期における巨大な投機的生産拡大に対する景気調節的な配慮によつてもたらされたものであるとともに、過当競争や自由化傾向に対するコスト引下げの効用をもつものであることはいうまでもない。かくて製造業「常用労働者」全体に占める「臨時工」の比重は、次の第十六表にみるように、三十四年には、三十一年の七・四%から七・七%に上昇した。これはとくに大規模事業所での高まりによるもので(八・四%から一一・九%に上昇)、大企業でのこれら不安定労働層の比重の増大は、いわゆる「雇用構造の近代化」とはまさに逆行するものといえるの

である。

第十六表 製造業規模別常用労働者のうち臨時・日雇名義の者がしめる割合(%)

規模計	三一年二月(a)		三三年二月(b)		三四年二月(c)	
	(a)	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)
五〇人以上	七・四	八・四	六・〇	八・七	七・七	八・四
四九人	七・四	六・四	七・七	六・四	七・四	六・四
三〇人	七・四	四・七	七・七	二・九	七・七	二・五
以上	(十・三)	(十・三)	(十・三)	(十・三)	(十・三)	(十・三)
(b)-(c)	(十・三)	(十・三)	(十・三)	(十・三)	(十・三)	(十・三)
(c)-(a)	(十・三)	(十・三)	(十・三)	(十・三)	(十・三)	(十・三)

(注) 労働省「労働異動調査」

(a)は三一年調査
(b)は三三年調査による
(c)は三四年調査による

(四) 失業の動向

最近における雇用情勢の好転は、いわゆる「失業問題」をしていちじるしく後退せしめたかに見える。今年の「労働白書」においても、失業については「失業情勢の好転」と題して、僅か一頁足らずの小項目を当てているに過ぎない。まことに結構な状態というよりほかなさそうである。しかし、事實は果たしてそのように楽観してよいものであ

ろうか。

周知のように、英・仏・西ドイツなどにおける戦後の「完全雇用」の実現は、失業問題から人々の関心を奪い去つた感がないでもない。さらにケインズの「雇用・利子・および貨幣の一般理論」(一九三六年刊)が、非自発的失業の存在を、有効需要の不足から説明し、完全雇用を実現するために、有効需要を拡大し創造するための国家統制を主張して以来、失業問題は雇用問題に転換し、失業問題自体のもつ重大な意義を看過せしめてきた感がないでもない。しかしながら、わが国における一千万をこえるといわれる潜在的半失業者の存在をまつまでもなく、繁栄下のアメリカにおける三百万の完全失業者や、西欧やアメリカにおける産業の急速なオートメーション化がもたらしつつある失業の潜在的脅威の増大は、失業問題理解の重要性をわれわれに痛感させずにはおかないのである。また現代の文明社会に無意味なピラミッドを建設したり、全面戦争を惹起するような形での有効需要の創出は、たとえそれが失業を一掃し、超完全雇用を実現するとしても、われわれはそれに賛成することができないのであり、安易に失業問題を雇用問題に解消してしまふことはできないのである。

もちろん、最近失業問題それ自体が発展ないし変化の様相を呈していることを看過するものではない。従来わが国では、失業の動向を示す最も主要な指標は、総理府統計局

の「労働力調査」による「完全失業者」の数であるとされてきた。一昨三十二年三月の完全失業者数が前月より一挙に二八万人もふえて八五万人と発表されたとき、これは三十二年三月の一〇六万人に次ぐ大量の失業として、「深刻化した失業問題」が論議され、同年七月発表された労働白書では、その「むすび」において「失業の規模は大きくなるし、労働市場の需給関係は一層悪化するであろう」と述べ、積極的な総合施策の必要を強調した頃には、失業の問題は、完全失業者数をいわずに「かなめ」として「時の問題」の焦点をなしていたのである。しかしこの完全失業者数が四月以降再び減少して三十三年平均五六万を数えたに過ぎなかつたとしても、それで失業問題が緩和されたと思われたわけでもなく、また三十四年に入つて三月に九二万と、前年同期の八五万をさらに上回つたにもかかわらず、もはやこの問題は前年ほどの論議が聞かれなかつたし、また三十四年平均五八万と再び三十一年平均六四万にせまる上昇を示し、三十五年に入つて三月に七二万になつても同様であつただけでなく、さきにもふれたように、今三十五年の労働白書では、「完全失業者」という言葉すら完全に抹殺されるに至つたのである。恰かも完全失業者数の増減が問題となるのは一昨三十三年上期のような景気後退ないし不況期においてのみであるかの如くである。しかし、過去の経験に徴しても、完全失業者数の増減波動の方

向とは必ずしも一致せず、むしろ景気が急速に止向きに転じた三十一年の初めに完全失業者数が最高であったことは、前記三十四年三月のそれとともに、決して異例のことではない。それと同様に、完全失業者数の多いときに雇用の吸収が減少したわけでもない。雇用と失業とは、一般の通念のように必ずしも相表裏してはいないのである。それは、とくに就業や雇用の構造が均質でないわが国では、不況下雇用の減少が、そのまま完全失業者の増加にはならず、むしろ半失業者ないし不完全失業者の人員増加の形になる場合が多いと考えられるからである。

いずれにせよ、完全失業者数それ自身が問題でないということは、「労働力調査」の完全失業者数が、必ずしも失業者数全体の動きを示すものでなく、またそれが雇用の増減とも結びつかないからというだけでなく、むしろ失業問題の所在自体が、いまや半失業者ないし不完全失業者（潜在失業者）の動向の問題に転移しつつあることを示唆しているようである。三十四年五月の雇用審議会の「完全雇用に関する答申」にも「不完全失業者は、自営業主や家族従業員ばかりでなく、雇用のうちにも少なからず存在し、しかも雇用人において増大する傾きがあることはみのがせない」と注意を喚起しており、「答申参考資料」の中で、所得を指標とする一つの推計によれば、「仕事を主とする者」で、その所得が最低生活すらも賄いえないような、そ

の意味で不完全失業者とよばれていい人々の大半、即ち約七〇%が雇用人に属することを指摘している、こういう事態が、差し当たり不完全失業者の単なる転移であり、相対的過剰人口の単なる衣替えにすぎなかつたとしても、しかしそれはそれだけのことにとどまりえない問題なのである。というのは、もともと資本関係つまり労働力の売買関係をもたぬ農業経営や自営業ないし家族労働における不完全就業や失業と、そういう関係をもつ雇用人における不完全就業なり失業とは、その性格において根本的に違うものがあるからである。前者にあつては自分でどうしようもないが、後者にあつては自分で解決への接近を企てる条件ないし可能性がある。失業とか半失業とかいっても、それが実際にそういうものとしてありうるのは、資本関係に直接包摂された雇用人においてである。したがって失業問題がそういう失業ないし半失業の問題に転移しつつあるということには、今年の労働白書が不完全失業者の問題をかなり重点的に取扱っている底意はどうあれ、これこそむしろいわゆる「就業構造の近代化」への正しい道に通ずるものといえるようである。

そこで、まず一応「労働力調査」によつて、次の第十七表で最近五年間の完全失業者の月別推移をみよう。

即ち、この表によれば完全失業者の三十四年の平均水準は五八万で前年（五六万）を二万上回つた。しかもこの

第十七表 完全失業者の推移（単位万人）

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
三〇年	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三一年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三二年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三三年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三四年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

(注) 総理府統計局「労働力調査」改算数字による。

悪化傾向があらわれているのは、製造業の常用雇用の増加率が最も高かつた三十四年上期のこと（前掲第八表参照）で、下期以降はむしろ各月とも前年より下回つていのである。そこには、すでにふれたように、生産、雇用の動きと逆サイクルをみせ、「労働力調査」の完全失業者なるものは、その定義からみて一週間に一時間も働かなくて生活できる「恵まれた失業者」以外のものは含まれていないことを明かに示すものといつてよい。ところが本来的には完全失業者の範囲に入らなければならない低所得階層は、好不況にかかわらず、その日の生活に追われて短時間かつ不満足な条件でも働かなければならず、それが日雇や臨時雇用に就くため、統計上では就業者と看做される。したがつて、この完全失業者の数字からは、何とも失業の発生状況や半失業ないし不完全失業者の状態をつかみ出すこと

のできないことは、ここにもはや繰返えし述べるまでもない。そこで、失業の動向を示す他の、比較的適当な指標と従来みられてきたのが、次の一般失業保険受給状況と企業整備状況である。まず失業保険の動向をみると、もちろんこの統計も対象が従業員五人以上の事業所だし、失業者のすべてが失業保険の適用を受けるとは限らないので、全体の姿を正確に示すものではないが、次の第十八表にみるように、三十三年の下期以降は、経済の基調の変化を反映して大きく転換し、とくに三十四年下期以降は従来の水準を一変するほどの失業者の減少を物語っているようである。

即ち、本表によれば、三十四年の失業状況は、年平均では前年に比べかなりの好転を明らかにしている。まず離職票受付件数は九三万件から八〇万件に、保険金の受給実人

(五) 近代化する労働市場状況

前述のような雇用労働力の動向と失業の動向との、すぐれて現実的な対応関係を表現するものが、労働力の需要(求人)と供給(求職)の関係、即ち本来の労働市場状況であるが、さきに見たように、わが国では雇用と失業のそれぞれに、何らか特殊の矛盾といわなければならない。両者の対応関係は、先進諸国のように必ずしも明確な形で把握されず、またわが国では労働組合その他による統一的な集团的労働市場が未生成のために、全体としての日本の労働市場状況を適確に捉えることは、実際問題としてはこれまでほとんど不可能に近いといつてよかつた。このことは労働問題の学界にも反映して、「労働市場論」はいわば未開の分野として久しく放置されてきたが、これまでの労働問題での主要テーマを形づくつてきた賃金論にせよ、労働組合論にせよ、最近に至つてそれらの基礎的領域としての労働市場問題の重要性が指摘されるに及んで、日本社会政策学会が今三十五年四月下旬での全国大会で、労働市場論を共通テーマとして取上げ論議したのも画期的なことであつたし、また今年の「労働白書」が、本文の約五分の一に当たる五〇頁余の「雇用および失業」(第二部各論の一)のほとんど全篇と総論の中での約一五頁を割いて労働力需給の問題の分析に充てているのも従来に見ない異例のことであつた。もちろん学会での主要論議は、労働市場の原理論と独占段階における労働市場の諸特徴との関連ということ

であつたし、また労働白書での分析の主要な焦点は、今次好況下での労働力需給関係の内部における若干の不均衡の拡大、とくに技能および若年の「労働力不足」現象の実態ということであつた。したがつてその間に何ら直接的な関連がなかつたにせよ、理論としても、また実際問題としても、労働市場の問題が前面に押し出されたということは、次のようないくつかの問題点よりみて、決して偶然の所産ではなかつたといえるのである。

まず第一の問題点としては、最近わが国の労働市場が大きく変わり、欧米並みの組織化された近代的な構造に近づいているということである。この傾向はたしかに、本年(三十五年)春現われた新規学卒者に対する深刻な求人難、不足する技術労働者に対する需給の不均衡などの要因によつて促進され、今後は同質の労働力には同一の賃金の法則が働く近代的な労働市場の実現が大いに期待されている、というのである。さきにふれたように、労働市場とは労働力を売買する場、つまり一定の賃金(おもに初任給)によつて労働者が雇われたいと思ひ、経営者がこれを雇う場所を指しているとするれば、公共職業安定所や毎年春になると活発になる各学校の学生課や就職課の業務などがおもな労働市場ということになる。ところで、従来のわが国の労働市場といへば、大企業と中小企業の「規模別」に、或いは大学、高専と中卒などの「学歴別」にそれぞれいくつかに分かれ、封鎖的な労働市場をつくつていた。これが延

いては二重の就業構造や賃金構造などをつくり、さらに大企業と中小企業とがあらゆる面で大きく開き、いわゆる日本経済の二重構造となつてあらわれていた。ところが、このようなわが国特有の労働市場の後進性が、最近の労働力の需給の好転を転機に次第に薄れてきたというのである。その変化の一つは、企業に雇われる労働者のなかに占める新規学卒者の割合が高まつてきたということである。これはさきにもふれた総理府統計局の「就業構造基本調査」や、文部省の「学校基本調査」、「産業教育調査」などの報告結果を見てもわかるように、昭和二十六年以降、新制中学や新制高校卒業生で雇用労働者になることを希望する者の割合が年々高まり、加えて卒業と同時に職を求めて一斉に労働市場に登場するようになった。たとえば、三十四年七月の総理府の「就業構造基本調査」から、同年春第二次、第三次産業に雇われた百四十九万五千人の労働者の一年前の職業をみると、「自営業主だつた」のがわずか三・三%、「家で働いていた」が五%で、残りの九一・七%が無職だつた。この無職グループが全員そのころ学校に通つていたことにはならないが、大部分の者が「学生」という名の無業者だつた。しかもこれら雇用労働者の多くが製造業に吸収され、第一次産業に就業する者は減つてきた。これについて新制中学卒業生の動きをみると、戦後の新制中学に当たる戦前の小学、高等小学卒で就職を希望した者のうち

、第一次産業、とりわけ農業に従事した者は、昭和四、五年ごろで五〇%以上、また十一年ごろでも四五%だつたが、戦後ではこれが次のように変わつていく。

	男子	女子
二十八年	三七・三%	三四・五%
三十一年	二七・八%	二五・二%
三十四年	一八・三%	一五・五%

労働省調べによると、この割合が三十五年春には一〇%程度に下がり、その反面、他の多くの者が近代産業に採用されて行つた。新制高校卒業生についても同じことがいえる。労働省では「これらのことから判断して新規供給労働力としての労働市場にでてくる学卒者の八・九割の者が第二、第三次産業へ吸収されるようになったことがわかる」といつている。いわゆる就業構造の近代化が促進されてきたといわれる所以でもある。

この傾向は、需要側である企業の立場からみても同様である。即ち新規学卒者に対する企業の求人状況をみるための労働省の今三十五年春の殺到率(就職希望者に対する求人割合)調査をみると、七大都市県(東京、大阪、愛知、福岡、兵庫、神奈川、京都)では三十五年一月で二三%(前年同月六三・四%)、二月で一六%(六〇・四%)三月で一〇八%(五五・九%)と、求人数が求職数をそれ

それ上回った。新規卒者が市場から姿を消す四、五月頃を過ぎると、この殺到率はまた落ち着いてきているが、あり余る労働人口をかかえてきたわが国では、求人側が多いということは全く珍しい現象で、このため新規卒者に対する企業の争奪戦は激しく、労働条件が劣り競争力の弱い中小企業ではきびしい求人難に見舞われている。このことが中小企業を刺激して、中小企業が最低賃金を採用したり、初任給を大企業なみに引上げたり、週休制を実施したりするようになったのは、正しく右のような求人難がその直接の動機であるが、これと同時にいわゆる「一物一価」の近代的労働市場へ移行する起動力にもなつてきたといわれるわけである。

次に、このような労働市場の需給状況がわが国の雇用労働者の比重を高め、自営業主や家族従業者の比重を低めることになれば、結局近代的な雇用構造をおし進めることになり、それが逆にまた労働市場に好影響を与えることになるといわれている。つまり、①新規卒者の就業が大きくなる比重を占めるようになった結果、労働力の需要供給がバラバラの市場で行なわれるのではなくて、次第に統一的、一元的な動きをとるようになったこと、②職業安定所や学校が組織的な労働市場として大きな役割を果たすようになったこと、③労働市場で労働力の需要者と供給者が自由な形で競争するようになり、労働力が有利な労働条件を求めて

右の数字からみると、三十五才以上の労働者に対する求人は非常に少くなつていくことがわかる。この需給をどう結びつけるかが、今後の雇用対策の課題の一つでもある。その他の問題としては、①まだ不完全就業者や潜在失業者が相変わらずひしめており労働市場の近代化を阻んでいること、②大企業を中心とする封鎖的労働市場がまだ根深く存在していることなどがある。この②の問題については、今年の労働白書では、最近のオートメーション化とともにオープン化する兆候が見えてきたと主張しているが、その理由としては、さきにもふれたように、封鎖的労働市場を支えてきた年功序列型賃金体系が技術革新によつてくずれはじめたこと、経済の二重構造が解消しはじめ、永年雇用制のタガがゆるみ始めたことなどをあげている。しかし、これらの理由も、最近一部の大企業が不足した技能者や技術者を補充するために高賃金で他の大企業から引抜きをはじめたことなどの、一時的と思われる現象に捉われすぎている感があり、経済の二重構造の解消といひ、年功制賃金型や永年雇用制の崩壊といひ、いずれもしく簡単 realistically 実現の所期されうるものでないことは、すでに多くの所説によつて明らかにされている。

むしろ当面の労働市場上の重大問題としては、一般労働市場における労働力需給状況が、一方における需給バランスの好転にもかかわらず、他方における需給の不結合と

全国的に移動するようになったこと、④この結果、良質労働力を採用するには中小企業でも大企業並みの労働条件にし、賃金も市場価格を下回らないように引上げるようになったこと、などが最近の労働市場の特徴としてあげられているのである。

このような最近の労働市場の特徴が、単に今好況下での一時的ないし希望的な観測に基くにすぎないものであるかどうかの批判はしばらく別としても、前述のように新規卒者からみる限り、わが国の労働市場が好転しつつあることは事実であるが、それにしてもなお多くの問題が残っている。その一つは老令労働者が労働市場から次第に影をひそめてきたことである。即ち、このほど労働省がまとめた職種別、年齢階層別求人構成によると次の通りである。

第二十一表 職種別年齢別求人割合 (単位%)

年 齢	事務員		中		電気機器製造業のうち加工メーカーの求人	
	男	女	要経 験	不要 経 験	男	女
六十才未満	44.5	37.0	23.3	21.1	78	38
六十才	34.3	25.0	17.0	15.1	64	31
六十才以上	25.2	18.0	10.7	8.8	37	12
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

いうことである。これは、たとえば、労働白書によれば、職安を経由する三十四年の就職件数は対前年八・一%増とさほどの伸びを示さず、就職率も一七・一%にとどまり、充足率が三三・五%と二十六年以降の最低値を記録し、有効求人量の三分の一が充足されたにすぎなかつた理由としてあげられている「求人求職相互の条件の不一致」という問題もあるが、ここでは労働力の不足、とりわけ最も重要な技能労働力の不足に基く需給の不結合ということである。労働省の「技能労働力需給状況調査」(三十五年二月一日現在)によると、鉱業、建設、運輸通信、電気・ガス・水道、修理、製造業(軽、重化学工業部門のみ)の六産業だけで、今後六カ月以内に補充し、確保しなければならぬ技能労働者は約八十一万人に達している。その内わけは鉱業で一万五百人(不足率二・七%、同産業に現在従事する技能工総数に対する不足率)、建設業九万人(二一・五%)、製造業六十六万五千人(一六・三%)、運輸通信業三万四千人(七・三%)、電気・ガス・水道業千六百人(一・九%)、修理業九千七百人(一六・二%)である。この数には同じ期間に定年退職していく技能工七万二千人の交代要員も含んでいるが、完全雇用状態(従業員総数に占める完全失業者の割合が五%以下の状態)に近い英国や西独ならともかく、一千万人近いといわれる不完全就業者をかかえたわが国で、この雇用労働力の不足の現象は、一見奇妙な感じさえ与える。しかも一昨三十二年十二月の調査

時に比べると、この不足数は三倍近いふえ方であるが、今後自由化の実施につれて、いよいよ促進される傾向にある産業構造の高度化によつて、不足はさらに増大することが予想されている。というのは、生産技術の進歩で生産工程が単純化し、従来職場で重視されてきた長年動続の経験工に代つて、若年技術工の比重が高まつているからである。

ところで、この技能労働者の不足という事情から最も深刻な求人難に見舞われている事業所はどこかというところ、規模別にみると最も不足率の高いのが、従業員「一五〇九九九人」の一九・七％、次が「一〇〇〇二九九九人」の一四・五％、「三〇〇〇四九九九人」の一〇・九％、「五〇〇〇人以上」の八・六％で、各規模を通じていずれも製造業、なかでも金属機器関係の不足が目立っている。しかも、この数字からみる限り、規模の小さい事業所ほど技能工が払底しているが、最近の特徴として小規模ほど初任給の上昇率が高い（二十九年から三十四年の六年間に最も高い上昇率をみせたのは「一〇〇九九九人」で、「一〇〇〇〇人以上」の十八才未満の初任給上昇率が一七・九％だったのに比べ三〇・六％）のは、大企業なみに賃金を近づけて技能工を吸引しようとする意欲の現われともみられる。また最低賃金制の実施に踏み切る団体が、昨三十四年八、九、十、十一、本年一、二月はいずれも十件以下だったのに対し、昨

年十二月二十二件、本年三月二十一件と労働力の需要期に倍増しているのも同じ理由によるものと思われる。ところで、わが国の第二次産業の全雇用者に占める技能労働者数は四八・一％で、米国の六〇・五％、フランスの五九・四％、英国の五八・一％に比べてかなり低いのであるが、その理由について労働省では、第二次産業自体の比重がこれまで低かつたことのほか、わが国の職業訓練施設の不足をあげている。たしかに欧米諸国では、職業訓練制度が中世ギルドの自立の基盤となつた徒弟制度以来の伝統のうえに早くから発達し、現在では学校における職業教育と直結した職業訓練が実施され、技能労働者の量、質の両面で成果をあげているという。わが国でもようやく技能工の養成が緊急の問題となり、職業訓練制度や技能検定制が重視されてきているが、労働省では、これら技能労働者の不足を訓練によつてアナ埋めすることにより、産業構造の変化によつてあらわれる新産業の発達、それによる雇用の増大、衰退産業や停滞産業の出現とそれからの離職者救済策を講じ、産業間の労働力需給の円滑化を促進する意向のことであるが、果たしてこのようなことが、単に行政官庁の机上の計画だけでスムーズに実現しうるものかどうかは、国鉄の志免鉱業所や三井三池の問題に顧みても、おのずから消極的ないし否定的な展望に陥らざるをえないことは自明のようである。

(ウ) けわしい完全雇用への道（むすび）

池田内閣は「完全雇用の達成」を目標に、いまやすこぶる意欲的な雇用政策を手がけようとしている。このため労働省は、雇用増大策を今後の労政の重点施策としてその具体化を検討し、職業訓練の強化、拡大や雇用促進公団（仮称）の新設などの新構想を明らかにした。しかし、つけ焼刃の対策では一つとして解決できないほど数多くの難関が横たわり、「完全雇用への道」は聊かも坦々たるものではないようである。

107 労働経済（雇用・失業）

たしかにこれまで雇用、失業問題は、すでに上述したように、手放しの楽観はできないまでも、かなり明るくなつていた。とくに今三十五年春の中小企業が深刻な求人難に見舞われたという事態は、あり余る労働力をかかえてきたわが国としては、戦前戦後を通して見られなかつた奇現象で、新規労働力の「売込み」に毎年腐心してきた労働省をいたく喜ばせた。しかも、これが雇用面の近代化も促進したからである。同省が最近まとめた三十五年一―五月初平均の就業状況を見ると、全産業就業者は四千三百四十七万人で、前年同期に比べ八十七万人ふえた。その内わけは農林業が千四百三十二万人でわずか十六万人ふえた程度であるのにひきかえ、非農林業では二千九百十五万人で七十一万人の増となつた。しかも、この非農林業の増加分の六四％

（四十六万人）が雇用労働者である。このように雇用がふえた理由は、今年の労働白書も指摘しているように、日本経済の高い成長率にもとづくもので、高い成長率をみせた三十年以降の雇用増加率が、その間ナベ底景気を迎えたにもかかわらず、年率九・一―一〇・一％（三十年まで過去四年間の年増加率は六・一％）という高いものだったことからみても明らかである。

しかしながら、これらはいまままでのような高い増加率を期待できないとする見方が、ようやく各方面で強まってきた。その根拠の一つは「日本経済の高い成長率の一つの『踊り場』にさしかかつたため」（今年の経済白書）というものである。なかでも家庭電気器具、テレビなどの耐久消費財の普及は最近一巡したためか、売れ行きは伸び悩みになり、最近滞貨も出はじめ、臨時工の解雇なども現われたので、今後雇用面にも影響してくるといふ見方がそのおもなものである。ところで、わが国では雇用問題を取扱う場合見落としてはならないのは、完全失業者のほかに数多くの不完全就業者が存在することである。これは諸外国には全く見られない特殊なもので、統計表に現われる完全失業者は五、六十万程度で、数字から見ると、わが国は欧米先進国なみの完全雇用の状態にあるといえるのであるが、それ以外に、調査期間中たまたま短時間働いたために統計上「失業者」とはならず、就業者として扱われた

が、定職はなく、次から次へと職を捜し、職を変えている労働者がいるし、また農家の二、三男や零細自営業主、家族従業者などのように、表面では働いているように見えてその実、景気がよくなり、仕事が増えたと労働市場に出てくる労働者もいる。さらに学校を出たが、思わしい職場がなく、当分家の手伝いをしながら機会をまつ新規学卒者もいる。これらはいずれも不完全就業者と呼ばれる一群で、その数は一千万人とか、六百万とかいわれているが、雇用審議会では「完全雇用を達成するにはまずこれらの不完全就業者を顕在化し、一掃する必要がある」といつているものの、性質上その実体がかみず、関係者が手を焼いていることは、さきにもふれたところである。

もともと不完全就業者は、社会保障制度の未発達や、賃金が低いことも、その存在の原因となつて居るとすれば、この面の整備も必要なわけで、従来からすでにわが国の雇用政策上の難問となつていたところであるが、そのうえ労働力人口がこの三、四年後にはさらにふえてくるのが確実で、今後の雇用問題の解決をますます困難にする恐れがある。たとえば「若年労働力提供者」として労働市場に進出してくる新規学卒者の数（卒業者のうち上級の学校へ進む者を除いた数）は昭和三十六年では百五十一万人程度に過ぎないが、ピーク時の三十八年（二百万人）と四十年（二百万人）、四十一年（二百二十万人）、四十二年（二百九

人）頃には就職希望者が現在より五十万人から七十万人ふえることが予想されており、これは何よりも労働市場を圧迫する要因に違いないが、そのうえ若くて元気のいい労働者がふえると、高年ないし老年の労働者は敬遠されがちになる。なかでもフードバック・オートメーションが導入されている化学、鉄鋼など装置産業では、工場が無人状態になる反面、労働者は監視労働になるため、新技術に適応しやすい労働者が必要となり、この傾向はいつそう促進されることになる。三十四年に就職した労働者の年齢構成をみると、この傾向がすでに現われていることが、次のように三十二年との比較ではつきりしている。

第二十二表 就職者年齢別割合（単位%）

（年 令 層）	三 十 一 年	三 十 四 年
総 数	一〇〇	一〇〇
	（実数百四十八万人）	
一四〜一九才	五四・〇	五九・一
二〇〜二九才	二五・六	二三・六
三〇〜三九才	一〇・一	八・四
四〇〜四九才	五・八	五・〇
五〇〜六四才	四・〇	三・五
六五才以上	〇・五	〇・四

この表で明らかのように、新規就職者の過半数は、若年労働者によつて占められている。逆にいうと、若年労働者は就職できるが、老令労働者の再就職は非常にむずかしいことを示すわけである。これをさらにはつきりさせたのが、労働省が行なつている定年退職者の三十四年度の帰趨調査である。これをみると、就職できずブラブラしている定年退職者は全体の四八・三%、全く働けなくなつた「非労働力」化したもの一六・三%で、残りの三五・四%が就職したが、このうち常用労働者として採用されたのは、わずかに二割程度で、他の者は臨時雇、日雇、自営業主、家内労働などの不安定な職業に就いたに過ぎない。これがすべて前記の不完全就業者に加わつていくわけである。

つまり本年春の労働力不足の現象は、若年労働者不足ということで、今後オートメが職場に入り込んでくれば、若年労働者ほど、高年令層の労働者は不必要となり、逆に低年令労働者の必要度が増してきて、年令別労働力の需給の不均衡は、今後一層深刻な問題となろう。すでに装置産業では老令者の取り扱いを検討しはじめたといわれている。いまのところは配置転換によつて処理し、まだ人員整理するまでには至っていないが、早晚必要な労働力の処置が、労務管理の主要な問題になつてきそうだからである。「産業界の檣山節」がこれから話題になりそうだといいことで、これらの会社では「うば捨て山」として消費組合とか社宅な

どの管理に吸収することにならうとみている。

さらに労働力需給の不均衡は、前記の年令別だけでなく、地域間にも、また技能の有無にもある。たとえば大都市では需要が多くて供給が少ないのに、地方ではその逆といった現象がそれである。また技能者が現在八十一万人も足りないというのもその一例である。この点を、或る労働評論家は「ここ数年の経済の活況によつて雇用はいちじく改善された。しかしこの間労働力需給の内部に不均衡を生じ、暗い谷間」が目立つてきた。政府の雇用増大策はまずこの谷間を解消することから始めねばならない」といつているが、これまでこの方面への政府の無関心を衝くものといつてよい。

次に、今後問題になる自由化による影響について、反面注目されているのは化繊である。化繊では労働者中男子の占める比率が高く、中高年令の過剰労働力が一〇%、約一万二千人もいるといわれている。自由競争のもとで化繊各社の合理化が始まると、人員整理という事態が必至であることが予想され、自由化と失業問題のモデルと看做されている。しかしこうした見通しにもかかわらず、雇用を節約するための技術革新は止まるところなく進んでいる。たとえば自動車産業のトランスファ・マシンを採用した効果をみると次の通りである。

	旧方式	新方式
使用機械台数	四四台	一九台
人員	三四人	一人
生産量	七〇〇台	一、三〇〇台

つまり、三分の一の労働者が少ない機械で以前の倍近い生産をあげることになっている。今年の労働白書では、技術革新の導入の結果、機械工業で雇用が大幅にふえたと指摘しているが、それは「過渡期の現象だ。いまのうちからそれらの対策を含めた抜本的な雇用対策をはかるべきだ」というのが、関係者の雇用問題を取上げた政府への要望である。

三 賃 金

(一) 概況—賃金構造は改善されたか

最近の日本経済の逞しい成長、岩戸景気と呼ばれている昨三十四年来の好況の影響などで、わが国の賃金構造のゆがみ、とくに低賃金や賃金格差がしだいに改善の気配をみせていると、今年の労働白書は伝えている。即ち、すでに大企業と中小企業との賃金格差は三十四年に入つて縮小の方向に向い、年令別、産業別の賃金の開きも同様に縮小傾向にある。今後さらに自由化が進み産業構造が再編・高度

化され、それに伴なつて経済の二重構造の解消、年功序列型賃金体系の崩壊という過程をたどるとすれば、賃金構造も大きく近代化するだろうといふのである。

すでに昨年度の本年鑑でも立入つて触れたように、この三三年来、学界のみでなく労働界や経営者陣営において、賃金問題についての議論が、きわめて活発化していたが、それは恰も日本経済が、三十一年から三十二年にかけての好況期をスプリング・ボードにして、近來にない大きい成長を誇示しはじめた背景や基盤にまさに対応するかの如くであつた。というのは、最近日本の輸出が非常な勢いで伸びはじめるとつれて（昭和二十五年頃からの輸出の伸びが年平均二〇%以上というのは世界一の拡大である）、日本商品の低価格とその基盤になつて低賃金に対する非難が、諸外国から澎湃として起つてきているという外部的契機が、すでにそれまでいろいろの形で労働組合などから提起されてきた低賃金は正の要求を、その都度小出しに出し吞んできただけの経営者側にも、何らかわが国の賃金の在り方に矛盾のあることを反省させ、漸くこれが是正の機運を促すがすに至つたともいえるからである。

もちろん、日本が発達した資本主義でありながら、国際的にみて甚だしい低賃国であるのは戦前から周知の事であつたし、「日本の賃金は何故低いのか」の問題は、日本の労働問題研究者に与えられたいわば基本的な課題でもあつ

学た。これは問的には当然に、日本資本主義の構造や発展段階との密接な関連において捉えられる性質の問題であるが、学界における日本資本主義論の混乱を反映して、右の課題への解答の方向もおのずからいくつかの潮流に岐れざるをえなかつた。そのうちの代表的な潮流としては、一つは労働市場での労働力供給側に関心の重点をおく、具体的には日本農業の特殊構造に寄生地主制及びそれに規定される「出稼型」賃労働流出の特殊形態に着目する方向であり、いま一つは、右の傾向に対する反省として、労働市場での労働力需要側資本に全機構的な規定の論理を担わせる、具体的には後進資本主義日本の資本蓄積急迫のため、有機的構成の高い技術体系に見合うエンプロイメントの狭さに着目する方向である。前者は戦前の資本主義論争における「講座派」がそうであつたし、大河内一男「貧乏物語」(三十四年十月刊)はこの見解に立つて日本の貧乏、低賃金を説明している。そこでは、日本の賃金は「近代の資本主義社会の賃金とは著しく違つたものだ」(同書七九頁)とされ、資本のメカニズムでは基本的に規定しつぐせない特殊な型を強調することによつて後者の見解と対立している。たしかに、戦前には、農業における寄生地主制が、日本の低賃金を支えうる第一の条件であつた。即ち、寄生地主制のもとでの高率現物小作料が、農民とくに零細小作農の生活を極度に貧困なままにとどめた結果、か

れらやその家族が家計補助のため極端な低賃金で労働力を売らうになつた、という意味においてである。しかし低賃金実態を生み出す条件は、戦前においても、これ以外にあげられなければならない。というのは、そのように捉えられていたかぎり、戦後のように農地改革によつて寄生地主制が基本的に解消されれば、日本の低賃金実態は解消してしまはずだからである。しかも戦後においても、依然として日本の低賃金が抹消されず、これに対する労働者の斗争が、むしろより烈にもりあがつてきたのは、いままでもなく、農村のみでなく都市にも広汎に堆積されていつた相対的過剰人口の圧力を背景に、本質において戦前と変りない資本の低賃金政策が意識的・体系的におしすすめられてきていたからである。そこに日本資本主義と構造的に結びつく日本の低賃金実態が、戦前の寄生地主制という条件を捨象した場合にも、なお看過しえない重要な問題として浮びあがらざるをえない。さきの第二の見解が、日本の低賃金を、資本主義の一つの構造として、即ち賃金構造の微細なメカニズム把握に研究の重点を移行するに至つた所以でもあろう。

ところで、日本の賃金は単に量的に低いだけでなく、その支払形態についても特殊な構造をもつてゐる。即ち西欧諸国と異なつて、従来は基本給について職種別に明示的に画定された賃率が社会的にも企業内にも存在しなかつた

し、また賃金の中に基本給以外の種々の手当部分を含み、したがって賃金の支払形態の研究は、形態論(時間給、出来高給の諸形態を論ずるもの)に加えて体系論(基本給、家族手当、勤務地手当などの賃金の諸項目の組合せを論ずるもの)を必要とするという二重構造をとり、さらにこれに加えて、企業によつて異なる年功序列的な昇給制度の解明が問題となる。そしてこれらの賃金形態ないし体系が、いずれも資本の賃金管理政策の合理化の理論として意識的に打出されているかぎり、これに対決する労働組合の賃金斗争の理論がいわゆる「賃金綱領」として登場してくるのも当然の成行であつた。すでに昭和二十七年総評が賃金綱領をつくり、最低賃金全国一律八千円の方向を打出したが、最近になつて総評内の各単産別に賃金綱領作成の動きが活発に現われ、いわゆる「賃金綱領ブーム」を展開するに至つてゐるのも、またすでに三年前から、総評、日経連の両極が毎年春斗前にそれぞれの賃金白書を発表して論争をくりかえすに至つてゐるのも、いずれも当面の賃金問題の前述のような特質を反映しているといえるわけである。これら賃金綱領や賃金論争の内容や最近の状況については後で触れるとして、日本の低賃金構造について、痛く日本政府及び経営者陣営を狼狽させたのは、昨三十四年十月東京で開かれた第十五回ガット総会であつた(これについて、本年鑑特集「貿易自由化と労働問題」参照)。この会

比べて安いからである(日本の食料・サービス価格はアメリカの二分の一である)。②日本の企業では現物給与、厚生福祉施設、退職金制度など現金給与以外の間接的な報酬が大きく、これを考慮すれば日本の賃金は決して低くはない。③商品の輸出価格を決定するものは労賃だけではない。④生産設備の優劣が大きな影響を与える。日本の紡績業のように世界でも最新鋭の設備が整つた企業の製品コストが安いのは当然である。というような諸点に要約されるものであつた。これらの諸点の当否については、すでに総評その他からの批判も出てゐるが、何よりもガット総会の出席者によつて、このパンフレットが、ほとんど一顧も与えられずに黙殺されたことによつても、かなり疑義の多いものであつたことがわかる。しかも、今年に入つても依然アメリカその他海外諸国からの、日本の低賃金への非難や抗議は続いてゐるとすれば、日本の通産省や財界はいや応なしにこれを重視せざるをえない。今年の労働白書は、まさにこのための格好のPRとならうと見えてゐる。果たして、冒頭に述べたような賃金構造の改善という言葉の実態はどうであらうか。

まず三十四年の賃金水準は、統計表による分析は後でふれるとして、調査産業総数の年間平均給与月額は二二、六〇八円であり、前年に比べて六・九%の上昇を示した。これは三十三年の対前年増率(三・五%増)からみて大幅

議では低賃金国からの低廉な商品流入の阻止の問題が取上げられ、この問題を検討するための専門委員会設置の提案が行なわれた。これに対して、日本の政府と経営者陣営は、異常と思われるほどの熱心さで総会に対する働きかけを行ない、英、仏はじめ一四ヶ国による日本の低価格を理由とする貿易上の差別待遇(ガット三十五条の適用)の撤廃を求めた。しかし、当初、この低賃金という非難に対する積極的反論の材料を欠き、せいぜい「賃金は世界各国の経済力の相違から異なるのが当然であり、低賃金を理由に輸入を規制することはガットの精神にも反する」(日本貿易会声明、十月二十四日)とか、「賃金水準は単なる表面上あるいは名目上の比較だけでは無意味であるばかりでなく、一国の賃金水準は経済・社会・労働・技術その他あらゆる面から影響されるのであつて、それらを無視して賃金が不当に低すぎるかどうかを判定することはできない」(日本経済新聞十一月十八日)という消極的反論にとどまつた。そこで外務省は急遽、労働省・経済企画庁の協力を得て「日本の労働条件」と題するパンフレットをまとめ、十一月十七日、総会に出席してゐる各国代表に配布した。その内容は、①為替レートで換算した日本の名目賃金はたしかに先進諸外国に比べて低位にあるが、単に為替レート換算比較でみることは過小評価の誤りをおかすことにならぬ。なぜなら、日本の消費財、サービスの価格は諸外国に

な改善といえよう。とくに製造業についてみると、その改善は著しく、三十三年の対前年増率二・七%に比べ、三十四年は八・四%と大幅な伸びを示している。ただし、これを雇用や労働市場の改善に比較すると、それほど著しい改善とは思われない。右の製造業の八・四%の上昇は三十一年の九・三%をやや下回り、定期給与では三十一年の六・四%に對し、三十四年には六・八%ではほぼ同程度であつたからである。これは雇用増加が三十四年にとくに大きかつたことによる平均賃金への影響もあるが、それよりも三十四年の賃金上昇の性格が前回の好況期と比べてかなり違つてゐることによるものと思われる。即ち三十四年の賃金動向の、三十一と比較しての特徴としてあげられることは、①企業収益との配分の面で賃金が相対的に低いということが、売上高中に占める人件費の割合ないし付加価値中にしめる人件費の割合が低下の傾向を示していることである。②定期給与よりも臨時的な特別給与が大幅に増加していること、③定期給与の増加のなかで占める超過勤務給の割合が、いちじるしく高まつてゐることの三点である。これらはいずれも大なり小なり「好況型の賃金」といわれてきたものであるが、その賃金実態としてこの性格において、何れも「改善」といえるものでないことは自明であらう。次に低賃金構造に含まれる代表的なゆがみとしての賃金格差については、すでに労働省は三十三年四月以来「賃金

構造基本調査」の名称で実態を調査してきたが、その最新のものとして本年(三十五年)五月発表した「三十四年四月の賃金構造基本調査結果」をもとに、定期給与(毎月きまつて支給される給与で超過勤務手当を含む)の面においての産業間(産業大分類別)の賃金格差をみると、三十四年四月前年同期に比べわずかながら小さくなっている。つまり賃金水準の最も高い産業は全産業平均(一〇〇)を四四・一%も上回っている「電気・ガス・水道業」で、反対に最も低い産業は全産業平均より一七・四%も低い「卸・小売業」だが、両者の賃金水準の開きは指数で六一・五と前年同期の開き(六四・一)より縮まっている。この傾向は本年に入つてさらに強まってきたと労働省当局はみている。というのは、最近の産業別の賃金水準の動きをみると低賃金産業の建設業や製造業の賃金上昇率が高くなつていくからである。しかしこの二つの産業とも、三十四年はとくに雇用増加のいちじるしい産業であり、しかも前述のように賃金上昇率は三十一年の好況期より下回つていたので、三十三年との比較だけで産業間の格差が縮まつたとはいえないのではあるまいか。次に「毎勤」から規模別格差をみると、三十年以降大企業と中小企業の賃金の開きは年を逐つて広がつていったが、この傾向は三十四年になつてわずかながら反転した。労働省ではこれが要因として、①若年労働者を中心とする労働力不足で、中小企業では求人難に

見舞われ、これが対策として相次いで初任給を引き上げたこと、②最低賃金制度が普及し始め小企業や零細企業の賃金ベースを押し上げる作用をしたこと、③中小企業の経営がいちじるしく改善されたこと、などをあげているが、これらはいずれも一時的ないし相対的な現象を捉えて安易に根拠づけているように思われる。

さらに賃金構造のなかで見逃がしてはならないのは年令別の賃金格差の問題である。これがとくに目立つのはわが国特有の賃金体系である「年功序列型賃金体系」によるものであるが、周知のようにその特徴は年をとればとるほど、また勤続年数が増せば増すほど賃金が上がっていくのと、初任給が非常に低いことの二点にある。これは若い独身時代の低かつた賃金を中年以降からぼつぼつとり戻していくといった仕組であるが、同時に労働者を職場に定着させておこうとする労務管理政策として、明治以来採用されてきたいわば「日本型」賃金体系でもある。もちろんこの年令別格差は諸外国にもあるが、ただわが国の場合は、それが余りに開きすぎている点が問題なのである。たとえば製造業の職員を例にとつて日本(三十四年四月の基本調査)と西独(三十二年十月の調査)の格差を比べてみると、二十五才未満の賃金を一〇〇とした場合、わが国では「二十五才以上―三十五才未満」一八一・二(西独一七八)、「三十五才以上―四十五才未満」二六〇・六(同二二〇・一)、

「四十五才以上―五十五才未満」三〇七・六(同二二五・九)、「五十五才以上」二七二・一(同二二〇・九)と、「四十五才以上―五十五才未満」のクラスはわが国では賃金が三倍以上になつていのに対し、西独では二倍強である。もつともわが国が現在の二十五才未満の賃金を基準として西独なみの格差にするとなると、問題が大きくなる。というのは、わが国では賃金ベースが西独よりも低いからである。最近、わが国でも、後述のように職務給へ移行しようという動きが日経連を中心に盛んであるが、それが労働組合の強い抵抗にあつているのは、ほかならぬわが国の賃金水準が低いという理由からで、総評や全労はこのためまず低賃金層である若年労働者の賃金を大幅に引上げるやり方で斗争を進めている。しかし、このような年令別格差をも含めた賃金構造のゆがみは、最近の労働市場の近代化やオートメーションの進行などの要因によつて改善される方向に向かつているとはいふものの、それは資本の側の自発的な政策によるといふよりは、むしろいわば社会の発展に強制されているとみるべきで、三十六年に予定される「賃金センサス」の結果が期待される所以である。

(二) 名目賃金水準の動向

前項に述べたような低賃金といい、賃金格差といい、労働者にとつてその上昇と公正な支払いの望まれる賃金は普

通、名目賃金を意味し、消費者物価との相関において示される実質賃金とは区別して、一国の賃金水準、A職種の賃金水準というような表現をとる。しかもそのみでなく個々の企業や産業では、個々の労働者に支払う賃金額を規定し、企業や産業の存立のための労務費を規定する。このような意味において賃金水準の動向は、一方において労働者の生活向上にとつて不可欠の条件であるとともに、他方において企業や産業の発展の程度や内容を測る主要な尺度でもある。

三十四年の賃金上昇については、前項で要約したように若干の特徴点が数えられるが、何よりもそこで注目すべきことは、雇用や労働市場の改善に比較すると、賃金面での改善は表面的にはそれほどいちじるしいものでなかつたことと理由として、企業収益との配分の面での賃金の相対的地位の低下ということであつた。過去にもみられたように、好況期には企業の売上げや純益の増加に対して、賃金の動向は若干の遅れをもつのが通常とされているが、大蔵省の「法人企業統計速報」からの試算によると、次の第二十三表にみるように、三十四年においても売上高中にされる人件費の割合ないし付加価値中にしめる人件費の割合は低下の傾向をみせ、いわゆる好況型の特徴を示すとともに、分配率は、三十三年から三十四年にかけて、大幅に低下しており、三十年以降では最も低い水準に落ちているこ

第二十三表 製造業における分配率の推移（各年七月九月期）

	三〇年	三一年	三二年	三三年	三四年
一人当り付加価値	千円 一五五	千円 一八五	千円 一九九	千円 一八五	千円 二二九
一人当り人件費	七六・六	(+) 八七・八	(+) 九五・二	(-) 七〇・〇	(+) 一〇四・七
分配率	四九・四%	(+) 四七・三%	八四・四%	(+) 五二・二%	(+) 四三・九%

(注) 大蔵省「法人企業統計速報」各年七月九月期
 1. 付加価値に支払利子割引料+営業純益+人件費
 人件費に給与総額+福利費
 2. ()内は対前年増減率

とがわかる。

もちろんこの場合考慮すべきことは、最近における企業の総資産、とくに固定資産の大幅な増加の傾向であつて、企業の旺盛な設備投資と企業規模の拡大の影響により、資本の回転率が三十四年においては三十一年よりなお低い水準にあり、資本の投資効率（総資本に対する付加価値の割合）も好況過程であり上昇をみせていないことは、次の第二十四表にみる如くである。つまり企業にとつては、一定額の売上高、付加価値額を生産するためにより多くの資本が必要となる傾向が強まつており、このため三十四年には分配率の低下がいちじるしかつたにもかかわらず、総資

第二十四表 資本の収益率関係諸指標の推移（製造業）
（各年七月九月期）

	三〇年	三一年	三二年	三三年	三四年
総資本営業利益率	一〇・七%	一四・〇%	一四・二%	七・四%	一・二%
総資本回転率	〇・九	一・〇	一・一	〇・九	一・〇
資本の投資効率	二八・六	三三・九	二七・六	二二・八	二七・七

(注) 大蔵省「法人企業統計速報」
 資本の投資効率に付加価値/総資本

本の収益率は、三十四年の好況下においても、三十一年よりはやや低い程度にとどまつたといえるわけであろう。

しかし、ともあれ三十四年における分配率の低下は、十一年の好況期をさらに下回る程度であり、今後これが上昇は必ずしも保障されないとすれば、賃金上昇の相対的な遅れに対する労働者側からの批判や要求も、当然予想されることにならう。これらのことを考慮に入れながら、以下に三十四年の各種賃金水準について、その動向をみることにする。

(イ)賃金水準の一般的動向にまず「毎勤」により、常用労働者一人月間の現金給与総額の動きを調査産業総数についてみると、次の第二十五表の如くで、三十四年々間平均は二二・六〇八円で、前年比で六・九%増と三十三年の対前年増加率三・五%を大幅に上回つた。しかし、これを前回の好況期（三十一年）の対前年七・五%の増加率に比べると、なおやや下回つてゐる。

第二十五表 常用労働者の賃金の推移（調査産業総数 規模三〇人以上）

年	現金給与総額		定期給与		臨時給与	
	実額(円)	指数(三〇年=100)	実額(円)	指数(三〇年=100)	実額(円)	対前年増減率(%)
三〇年平均	一八、三三三	100.0	一五、七四一	100.0	二、〇六三	—
三一年	一九、九七七	107.5	一六、七三三	105.1	三、二四四	一五・五
三二年	二一、三三四	116.5	一七、五五八	108.3	三、八〇六	一七・七
三三年	二二、三三三	121.5	一七、五五八	108.3	三、八〇六	一七・七
三四年	二二、六六六	123.4	一七、五五八	108.3	三、八〇六	一七・七
七月九月	二二、〇一三	120.9	一八、五五八	111.8	四、〇七三	二〇・五
七月三月	二二、〇一三	120.9	一八、五五八	111.8	四、〇七三	二〇・五

(注) 労働省「毎月勤労統計」
 昭和三十三年一月に毎月勤労統計のサンプル更新が行われた結果、新旧両調査結果の賃金差を二七年までさかのぼつて指数を改訂した。したがつて平均賃金の実額とその指数とは必ずしも同じ傾向は示さない。

さらに右の現金給与総額を「きまつて支給する給与（定期給与）」と「特別に支払われた給与（臨時給与）」に分け

てみると、前者（定期給与）の対前年上昇率は、調査産業総数で五・五%の増加で三十年以降最大の上昇率を示し、

とくに三十四年上半期では前年同期比五・六%増であつた。これを前回の好況期に比較すると、年平均では三十一年の対前年増加率が五・一%の増加であるが、時期的には三十年後半から三十一年前半にかけての増加率が最も高く、そのピークは三十一年一～三月の六・〇%である。しかし三十四年四月～六月は六・四%で、これを上回つていゝる。このような定期給与改善の理由については、「労働白書」は、事業所より申告された定期給与の変動理由の内容からみて、生産が上昇に転じた三十三年四月以降所定外労働時間増に伴う超勤手当および能率給・奨励給の増、さらに同時期における昇給ならびにベースアップの実施などによるものと述べている。なお、同様の理由を推定しているものとして、人事院の「職種別民間給与実態調査」(三十三年度分は、三十三年四月から三十四年三月までの期間について調査したもので、同年四月以降の動きについては明かでない)の結果があげられる。

次に三十四年の臨時給与は、企業経営の一般的好転を反映して顕著に増加し、名目賃金上昇の大きな役割を果たし、定期給与に対する比率も、三十三年平均の二〇・五%より二二・〇%に上昇した。これを支給月数でみると調査産業総数で二・六四カ月分で戦後最高を記録した。実額の対前年増加率をみると(第二十五表では省略)、調査産業総数で一三・二%の増加で、三十三年の前年に対する伸び

が一・七%の減少であつたのに比べて大幅に増加している。しかしこの伸びは、三十一年の二四・二%増、三十二年の一四・五%増にくらべると、かなり下回つていゝる。また、現金給与総額の増加額中にしめる臨時給与増加額の割合を、前回の好況期と比較すると、製造業で三十一年には四一・八%であるに對し、三十四年は三二・八%とかなり下回つていゝる(二十八年の好況期には一九・六%)。もともと、同じ好況期といつても、臨時給与が大幅に増加したのは三十一年以降のことで、それまでは賃金の上昇はその大部分が定期給与の増加によつてひき起されたのであるが、三十一年以降は賃金上昇に対するベースアップの役割が相対的に低下しつゝあつたといえる。それにしても三十一年に比べ三十四年における臨時給与の伸びがかなり低下していゝることについては、労働省では、主として臨時給与の増加のタイムラグを反映するもので、本質的な変化をあらわすものではないとみていゝる。もしそうだとすれば、臨時給与の本格的増加は三十五年に持ち越されていゝるともいえるであろう。(たしかに「毎勤」により試算すると、三十五年六月は前年同月に比べ、調査産業総数で、現金給与総額は九・四%増、定期給与は四・七%増に對し、臨時給与は一九・八%増と戦後最高である)。ただ問題は、そもそも定期給与に対する臨時給与の割合はどうあるべきか、という臨時給与そのものの性格が依然として残されて

いゝることである。周知のように、終戦後における臨時給与は、その多くは賃金引上げに伴う追加払とか生活補給金としての性格のものが大部分であつたが、経済の回復が進み、労働者の生活も安定しはじめた二十六、七年頃からは賞与的な色彩が強くなり、その内容も景気の動向と密接な関連をもつた利益分配的なものへと移行してきていゝる。そしてこのことの画期的な表現が、三十一年の好況期における賃金水準の大幅な改善といわれるものの内容において示されたのであつた。しかし、このような現金給与総額における臨時給与の割合の相対的な増大は定期給与の相対的な低下といふことは、恰かも後述の給与構成における基本給の割合の低下と同様に、あくまで一時的にとどめらるべきものであつて、経済の成長、国民生活の向上という長期的

第二十六表 産業別賃金指数の推移(昭和三〇年=一〇〇、規模三〇人以上)

	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業	金融・保険業	運輸・通信業	電気・ガス・水道業
三〇年平均	100.0(六五)	100.0(五八)	100.0(三六)	100.0(〇一)	100.0(五五)	100.0(六四)	100.0(四七)
三一年	109.3(九三)	109.6(九六)	109.3(九三)	109.8(五八)	108.3(三三)	108.3(三三)	101.6(二六)
三二年	126.5(一〇七)	128.1(一〇七)	123.1(一〇五)	121.0(四九)	122.6(六三)	123.1(六四)	107.0(四三)
三三年	130.1(一一〇)	135.3(一一〇)	126.3(一一〇)	125.3(五八)	126.5(七〇)	128.1(七〇)	116.3(五八)
三四年	133.9(一一二)	134.6(一一二)	126.0(一一二)	123.8(五六)	133.5(七六)	134.6(七六)	123.4(五七)
一、六月	127.5(一〇〇)	133.6(一〇七)	110.3(六三)	121.4(四八)	125.4(五七)	123.2(五五)	115.9(五七)
七、十二月	125.4(九九)	132.6(一〇六)	118.1(七〇)	120.5(五七)	123.6(六三)	126.4(五八)	119.0(五〇)

(注) 労働省「毎月勤労統計」()内は対前年増加率

な観点では、定期給与がつねにその割合を漸次的に高めるべき方向にあることの望まじきはいうを俟たない。決算期その他の関係から若干のタイムラグは免れえないとしても、景気の如何によつて変動する臨時給与の増減に、一定の限度を設けることは、何よりも労使関係の安定のために必要なのである。

(四)産業別賃金水準の動向 以上は、主として調査産業総数について賃金水準がどのような動きをしたかを見たのであるが、その具体的な背景や要因に立入ることができなかった。そこで、それへの第一歩として、賃金水準の動きを産業別にみよう。まず「毎勤」によつて産業大分類別現金給与総額の推移をみると、次の第二十六表の如くで、三十四年は鉱業の伸び悩みを除いて、全般的に上昇し、と

くに著しい変化をみせたのは製造業であつた。即ち、鉱業は三十三年からの不況を反映して、賃金は二年間にわたる停滞を続けている。もちろん定期給与の面では年々のペースアップの実施に加えて、多数の離職者を出したことに伴う雇用の減少傾向が影響して、三十三年の対前年上昇率は四・五%、三十四年は五・一%と堅調な推移をたどつていよう。現金給与総額ではそれぞれ二・八%、二・九%という微増にとどまつている。三十二年の好況期では前年の水準を五割以上も上回る臨時給与が支給され、他の産業とかけ離れた高い上昇率を示したが、三十三年以降は減少となり、三十四年は対前年比八・四%の減少である。臨時給与の減少によつて現金給与総額の減少をみた産業は独り鉱業(うち石炭鉱業)のみであり、深刻な賃金問題が、雇用問題と相互規定的に、この産業にあらわれている。次に建設業は不況下にあつても、設備投資や公共事業などの官公需に支えられて比較的堅調に推移した産業であるが、賃金面についても、三十三年及び三十四年の推移はかなり好調であつた。定期給与についてはこの兩年の対前年上昇率は七・九%、六・五%とやや鈍化の傾向がみられたが、三十四年には臨時給与が大幅な伸びを示したため、現金給与総額の対前年上昇率は三十三年六・〇%、三十四年七・五%と着実な上昇を示している。卸売・小売業および金融・保険業は、消費部門に直接的関連をもつてい

るので、岩戸景気の恩恵をかなり受け、雇用と同様に賃金面でも伸びはかなり大きい。しかし定期給与面ではそれぞれ三・六%、四・二%の増加にすぎず、三十三年の対前年上昇率(それぞれ五・〇%)より下回つてはいるが、臨時給与が大幅に増加しているため、現金給与総額ではそれぞれ六・六%、六・〇%の増加となり、製造業とともに前年より大きく伸びた産業となつていよう。運輸通信業と電気・ガス・水道業はいずれも、その事業の性格を反映して、賃金はかなり安定的な上昇カーブをたどつていよう。ただ両者は臨時給与の増減によつて若干その様相を異にしてはいるが、定期給与はいずれもここ数年間横ばいの増勢(四・五%)を示し、三十四年は現金給与総額でそれぞれ五・七%、五・三%と比較的景気の変動を受けない安定的増勢を示しているのは、偏にその独占性によるものと思われ。次に最も著しい改善を示した製造業についてみると、現金給与総額で三十三年の対前年上昇率が二・七%にとどまつたのに比べ、三十四年は八・四%と大幅な伸びを示している。これは、三十二年五月の金融引締にはじまつた景気後退が、いわゆるインフレーション・リセッションとして、製造業にとくに大きい打撃を与え、賃金面での停滞も特にいちじるしかっただけに、その回復、上昇段階においては、著しい賃金の改善となつて現われたものとみられている。しかし、その内部の業種について賃金上昇の状況をみる

と、各産業とも軒なみにかなりの増加を示しているが、前年における賃金の伸びが業種によつて減少したものとや上昇の幅も不均一で、明暗種々の様相を呈していたため、三十四年における上昇傾向にもおのずから若干異なる様相が示され、製造業全体としての伸びも、三十一年の対前年比九・三%に及ばなかつた。即ち、「毎勤」により産業中分類別賃金水準の推移をみると、次の第二十七表の如くで、生産や雇用の増加率との相関で、いくつかのグループに分けて考えられるようである。

まず生産と賃金との関係から見ると、一般に賃金上昇の実勢は生産増加の実勢にそのまま対応しているといえるのであるが、三十四年における生産の動きを業種別にみると、前年の様相を一変して、ほとんど軒なみに前年水準を上回つただけでなく、その大半は従来の最高水準を記録している。とくに大幅に増加したものは機械、鉄鋼、石油石炭製品であり、ゴム、パルプ・紙などもこれに次いでいよう。機械関係では電気機器や輸送用機器も大きかつた。これらの産業ではいずれも生産の増大に対応して賃金の上昇が大きく前年を上回つていよう。次に雇用と賃金との関係をみると、前年雇用が停滞したが、三十四年に増加に転じた業種として繊維、皮革、化学、石油石炭などがあるが、これらいわば雇用回復産業グループは賃金面の上昇も回復している。これに対し食料品、パルプ・紙など前年も雇用

面でもかなり堅調な増勢にありながら賃金面で停滞していた業種は、三十四年に至つて賃金面の遅れを取戻しており、いわば賃金回復産業グループと称することができる。これに対し繊維や石油石炭など平均賃金上昇率の高い業種でも、雇用の増加を考慮に入れると、他の産業とほぼ接近を示すかそれ以下となる。その他、衣服、木材、出版印刷などは極めて接近した動きを示しているが、これらの産業はいずれも堅調な賃金グループとでもいふべき代表的なものである。といふのは、これらの産業では雇用の変動を除いた純賃金上昇率を計数化することは困難で、いずれをとつてみても賃金上昇の実勢に大差はないとみられるからである。

なお以上は、産業別中分類の各業種を、現金給与総額についてみたものであるが、これを定期給与についてみると、各業種とも一層接近した動向を示したものと推定される。たとえば、三十三年七月から三十四年六月までの、中労委の「賃金事情調査」の結果によると、次の第二十八表にみるように、製造業の基準内賃金の増加率は、一部極端な産業を除いてはほぼ同率であることから、この点は推察できよう。もちろん、みかけ上の平均賃金上昇率は、雇用増加の影響が業種別に様々であり、必ずしも厳密な賃金上昇率の比較はできるものではない。たとえば、電気機器では年間約二割にのぼる雇用の増加がみられたが、繊維で

第二十七表 産業中分類別賃金水準の推移(対前年増減率)

産業	三一年		三二年		三三年		三四年	
	増加分	増減率	増加分	増減率	増加分	増減率	増加分	増減率
食料	三・五	(三・七)%	五・〇	(三・三)%	△一・一	(一・三)%	一〇・一	(七・六)%
繊維	二・八	(三・九)	七・八	(五・一)	七・八	(九・九)	九・九	(七・九)
衣類	二・三	(一・〇)	六・三	(五・三)	一・五	(三・〇)	八・一	(六・九)
木材	九・八	(七・七)	六・四	(四・一)	二・一	(四・五)	九・四	(七・三)
家具	六・一	(四・七)	六・三	(四・一)	六・〇	(五・三)	五・八	(四・四)
印刷	四・六	(三・〇)	一・九	(一・四)	△五・八	(△〇・〇)	七・七	(五・三)
出版	八・三	(六・二)	二・八	(四・三)	六・三	(四・四)	七・八	(八・六)
化学	九・八	(六・七)	二・八	(四・三)	△一・五	(五・八)	一・四	(六・一)
石油	五・三	(五・〇)	八・二	(四・八)	一・九	(三・二)	六・〇	(四・六)
ゴム	三・三	(一・三)	△三・三	(△三・八)	三・九	(三・三)	八・六	(七・〇)
皮革	一・七	(六・四)	三・一	(三・五)	二・一	(三・二)	八・五	(八・一)
窯業	四・四	(三・六)	一・一	(〇・九)	四・七	(三・五)	八・一	(七・四)
第一次金属	一・三	(七・五)	一・六	(二・〇)	△一・三	(〇・四)	八・三	(七・二)
金属	五・二	(一・〇)	二・二	(〇・一)	四・三	(三・五)	八・三	(七・二)
機械	一・五	(一・一)	六・〇	(三・八)	四・三	(三・五)	八・四	(七・九)
電気	六・四	(四・七)	〇・二	(△三・四)	三・七	(△〇・九)	五・〇	(三・五)
送電	一・四	(〇・四)	六・四	(三・三)	一・五	(△〇・五)	七・九	(六・八)
精密	六・二	(七・四)	二・二	(〇・九)	一・〇	(△〇・八)	四・七	(三・三)

(注) 労働省「毎月勤労統計」
 () 外の数値は現金給与総額 () 内の数値は定期給与
 △印は減少

はきわめて増加の幅は小さい。みかけ上の定期給与の対前年上昇率は、すでに第二十七表にみたように、電気機器三・五%、繊維六・九%であるが、これを仮りに新規雇用者の賃金を除いた労働者の賃金上昇を試算してみると(但し労働時間数その他について変動がなかったものと仮定し、雇用の増加分を新規入職者とし、その賃金格差を二十九年の「個人別賃金調査」から算出する)、それぞれ約一四%、約七%の上昇で、その間かなり反対の差異が出るが、大半の産業ではほぼ接近しているものと考えられる。

一方臨時給与については、「毎勤」により、その定期給与に対する支給月数をみると、次の第二十九表の如くで、石油石炭の三・五三カ月分を筆頭に、化学、たばこ、食料品、輸送用機器、電気機器、第一次金属などで大きく、いわゆる好況産業グループに属するものに多い。また前年の支給月数と三十四年の支給月数の差でみると、食料品、繊維、石油石炭などの回復産業グループでの増加の幅が大きい。以上製造業内部の産業の賃金水準の推移を、生産や雇用との関連の下に見たのであるが、大勢としては前年みられた賃金上昇における顕著な産業別跋行性が、三十四年においては或る程度解消されつつあるといえよう。

なお、製造業の現金給与総額を一〇〇として、産業別の賃金格差の推移をみると、次の第三十表の如くで、製造業の上昇が高かつたにもかかわらず、鉱業を除き各産業とも

第二十八表 基準内賃金の増額状況(製造業)

産業	年間増加分		昇給率	
	増加分	増減率	増加分	増減率
製造業	六・八	(六・九)%	六・八	(四・七)%
食品	五・一	(五・一)	五・一	(四・三)
綿糸	一・二	(一・二)	一・二	(一・二)
製毛	五・一	(五・一)	五・一	(五・一)
羊毛	六・三	(六・三)	六・三	(六・三)
パルプ	六・五	(六・五)	六・五	(六・五)
肥料	七・七	(七・七)	七・七	(七・七)
その他	七・七	(七・七)	七・七	(七・七)
石油	五・五	(五・五)	五・五	(五・五)
化学	五・五	(五・五)	五・五	(五・五)
窯業	五・五	(五・五)	五・五	(五・五)
鉄鋼	一・四	(一・四)	一・四	(一・四)
鉄製	四・四	(四・四)	四・四	(四・四)
非鉄	五・一	(五・一)	五・一	(五・一)
機械	六・八	(六・八)	六・八	(六・八)
電気	八・五	(八・五)	八・五	(八・五)
自動車	五・一	(五・一)	五・一	(五・一)
造船	七・八	(七・八)	七・八	(七・八)

(注) 中労委「賃金事情調査」
 上昇が大きかつた結果、格差はそれほど縮小をみせなかつた。

第二十九表 産業中分類臨時給与の定期給与に対する比率

産業	比率			
	三二年	三三年	三四年	三四年/三三年
食料	二八三	二八三	三〇二	一三三・一
繊維	三〇六	二八三	三〇三	一八七
衣類	二二六	一八三	二二五	一七〇
木材	一〇六	一〇六	一〇六	一〇〇
家具	一〇六	一〇六	一〇六	一〇〇
出版	三〇四	二七三	二七三	一〇〇
化学	三〇三	二八三	二八三	一〇〇
石油	三〇三	二八三	二八三	一〇〇
皮革	二二七	二二七	二二七	一〇〇
窯業	二二六	二二六	二二六	一〇〇
第一次金属	二二六	二二六	二二六	一〇〇
鉄鋼	二二六	二二六	二二六	一〇〇
非鉄金属	二二六	二二六	二二六	一〇〇
機械	二二六	二二六	二二六	一〇〇
電気	二二六	二二六	二二六	一〇〇
輸送	二二六	二二六	二二六	一〇〇
精密機器	二二六	二二六	二二六	一〇〇

(注) 労働省「毎月勤労統計」

第三十表 産業別賃金格差の推移(現金給与総額、製造業100)

産業	三二年	三三年	三四年	三四年/三三年
製造業	100.0	100.0	100.0	100.0
鉱業	107.5	107.5	107.5	100.0
卸売・小売業	101.9	101.9	101.9	100.0
金融・保険業	145.3	145.3	145.3	100.0
建設業	86.7	86.7	86.7	100.0
運輸・通信業	134.7	134.7	134.7	100.0
電気・ガス・水道業	115.6	115.6	115.6	100.0

(注) 労働省「毎月勤労統計」

(A) 規模別賃金水準の動向 右のような産業別賃金格差の推移を一瞥して分かるように、卸売・小売業と鉱業の一部を除いて、むしろ格差が拡大の傾向を示している要因としては、賃金水準の高くしかも上昇が急であるような産業が、いずれも大企業性の産業であることが示唆されており、結局は規模別賃金格差の問題が依然として大きい問題であることを物語っているようである。

大企業と中小企業の賃金格差問題の解決は、賃金政策上からも重要な課題であるが、すでに前掲「概況」でもふれたように、規模別のこの賃金格差を圧縮する動きが目立つ

てきたといわれてきた。周知のように、経済の二重構造による中小企業の低い生産性、低い利潤に起因する低賃金は、低賃労働力の雇用、不完全就業者を生むことで悪循環をたどり、大企業との賃金格差を拡大してきた。毎月支給される現金給与額からみても、中小企業は大企業の五、六割程度の水準で、これに退職金や福利厚生施設を加えると、両者のシエールはこの数字以上に開いていたことが十分想像されるところであった。ところが、好況を取り戻した三十四年に入ってから、右のような傾向に著しい転換

が訪れたというのである。即ち、「毎勤」により昨三十四年までの事業所規模別の賃金格差の動向を製造業についてみると次の第三十一表の如くで、最近数年間一貫して拡大傾向を示してきたが、三十四年は中小企業の比重の高い消費財産業の好況に支えられてか、従来の賃金格差拡大の傾向が鈍化し、とくに小規模では縮小傾向さえ現われている。即ち、五〇〇人以上を一〇〇として、現金給与総額では一〇〇〇四九人は六九・六、三〇〇九人は五六・一、五〇二九人は四四・三となり、一〇〇人未満規模では格差

第三十一表 製造業規模別賃金格差の推移(規模五〇〇人以上100)

規模	現金給与総額		定期給与		臨時給与	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
三四年平均	七四・三	74.3%	七六・六	76.6%	六〇・八	60.8%
三三年	七三・一	73.1%	七四・七	74.7%	六〇・〇	60.0%
三二年	七〇・八	70.8%	七二・五	72.5%	五九・三	59.3%
三一年	六九・七	69.7%	七〇・六	70.6%	五八・七	58.7%
三〇年	六九・六	69.6%	七〇・〇	70.0%	五八・三	58.3%

(注)

労働省「毎月勤労統計」常用労働者男女計
規模五〇〇人以上の()内は七、一二月平均
規模五〇〇人以上の三四年平均の賃金は、現金給与総額二六、九〇七円、定期給与二一、三二二円、臨時給与五、五八五円である。

の縮小を示している。しかし、三十四年々間を四半期に分けて、その推移をみると、次の通りで（カッコ内は前年同期）。

日	「100」(元人)	「30」(元人)	「5」(元人)
三十四年一三月	三・五(七・八)	三・三(五・三)	五・五(六・六)
四一六月	六・七(七・三)	五・五(五・四)	三・三(四・四)
七一月	六・四(六・〇)	五・〇(五・六)	四・七(四・五)
十十月	六・〇(六・三)	五・五(五・〇)	四・〇(四・四)

これによると、一―三月では前年同期に比べて大企業との開きはかなり縮小したが、四―六月になると開きは逆転、拡大に向い、七―九月には再び縮小に向ったが、十一月―十二月になると、四―六月よりもさらに大きく開きを拡げている。つまり、年初は中小企業の賃金が業者間協定で突き上げられることで規模別格差はかなり縮小したが、年末には再び逆行して、年間平均で若干縮小した数字となつているに過ぎないことを示している。四―六月の逆行の要因として労働省が指摘している点は、①景気の上昇によつて六月支給された臨時給与が規模別に差があり、売り上げ好調の家庭電機メーカーや自動車、土建業界の大手筋ではボーナスを前年夏より一割以上ふやした。②中小企業では、業者間協定中心といわれながらも最低賃金法施行のテコ入れがあつたうえ、上向き景気で初任給を改定し、給与の改善を相次いで行なつたことは見落とせないが、それ以上に

好況に立ち向かうための増産体制整備の必要から低賃金の年少労働者をふやし、全体としての賃金水準はそれほど上昇しなかつたことなどである。事実、四―六月（平均）の現金給与総額は「五百人以上」が二万五千五百四十円で、前年同期よりも八・七%増になつてゐる。しかし「百―四百九十九人」「三十一―九十九人」のいわゆる中小企業の増率は大企業に比べて低く、前者が一万七千五百四十三円で六・四%、後者が一万三千九百二十二円で六・九%それぞれふえただけである。

しかし一方このシェーレを狭はめるための動きが活発になつてゐることも見逃がしえない。それは、最近大企業が系列企業を一丸とする生産、販売体制の整備に踏み切つたことである。たとえば、東洋レーヨンが昨秋北陸地域の同社の系列下の機屋、商社、染色工業者一体の東洋レーヨン・プロダクシヨンチーム（生産共同体）を組織した。組織した動機や原因はもちろん規模別賃金格差を解消するためではないが、労働関係者間では格差を狭はめる有力な作用をするものと注目している。というのは、生産共同体がもたらす影響として予想されることは、①従来臨時工的存在とみられていた系列の中小企業が、親会社と同等の立場で結束するため「下請け」というコンプレックスが薄れる。②したがつて好、不況による「緩衝装置」的存在だつた従来の系列の関係は清算され、中小企業も長期計画経営

が成り立ち、昇給制度採用に踏み切れる。③系列各企業の横や親会社との縦の関係が強化されるため賃金水準は高い水準へならされる傾向になる、などの諸点である。日本経済新聞福井、石川両支局の調べによると、すでに親会社である東洋レーヨンは、福井地帯の系列機屋の工賃を二割二分―二割五分引き上げたほか、労務対策の指導が行なわれるようになったし、また組合側でも東洋レーヨン労組の呼びかけもあつて、組合のない機屋では組合の組織化が目立ち、組合間の関係も密接になつてゐるという。今後共同体内の労使はそれぞれ結合し、賃上げや労働条件の改善の要求などすべて中央交渉一本でとり決められていく方向にあるとすれば、これは従来余りにも低すぎた中小企業の賃金を大企業の賃金水準に近づける作用があることで、その効果はきわめて大きいとみられてゐる。同じような動きはトヨタ自動車のスーパー・マーケット・システムにもみられるほか、これらの生産共同体の結束が生産性の向上による成果を高め、他企業に対する脅威となつた場合、このシステム採用の企業が統出することになり、ひいては中小企業に低賃金を押しつけていた要因―過当競争による「原料高、製品安」、設備の老朽化などが取り除かれることとなる。東洋レーヨンの陣容整備に刺激された日本レーヨンや帝人などでは、最近機屋の強い要求も手伝つて共同体結成に向かつてゐると伝えられるのも当然の成行であらう。

とはいえ、大企業と中小企業との賃金格差は、なお依然として大きいのが現実の姿である。そこで、このような規模別賃金格差について、いま少しく実態の分析を附け加えよう。まず、さきに第三十一表でみた製造業での三十四年現金給与総額の規模別格差の保合ないし縮小において、定期給与と臨時給与のそれぞれがどの程度の役割を果たしたかを推定すると、次の第三十二表にみるように、一〇〇人―四九九人の規模での〇・一ポイントの格差拡大の内訳は、定期給与が拡大の方に一・〇ポイント、臨時給与が縮小の方に〇・九ポイントとそれぞれ寄与している計算になる。同様に三〇人―九九人の規模では、一・四ポイントの格差縮小の内訳は、定期給与〇・五ポイント、臨時給与〇・九ポイントとそれぞれ縮小の方向に働いたこととなる。このことから、三十三年から三十四年にかけての現金給与総額の規模別格差が縮小傾向を示したことは、すでにふれたように臨時給与の果たした役割が大きかつたといえるが、しかも小規模では定期給与も格差縮小に働きを示したことが見逃がせない事実である。これは何よりも中小企業経営の好転―その賃金の上昇を示すものといわれているのであるが、その第一の要因として労働省などが指摘しているのは、さきにもふれたように、最近における「若年労働力の不足」ということであつた。

第三十二表 製造業規模別賃金格差（三四年現金給与総額）対前年増減差の定期・臨時給与別内訳（単位、ポイント）

現金給与総額	一〇〇人〜四九九人	三〇人〜九九人
うち定期給与分	(一) 〇・一	(十) 一・四
うち臨時給与分	(一) 一・〇	(十) 〇・五
うち臨時給与分	(十) 〇・九	(十) 〇・九

(注) 労働省「毎月勤労統計調査」

(1) マイナスは格差拡大分、プラスは格差縮小分

$$\text{算式 } \gamma = \frac{a\alpha + \beta(W - \omega)}{W} = \frac{aPW + \beta(1-P)W}{W}$$

$$= aP + \beta(1-P)$$

$$\therefore \gamma_1 - \gamma_0 = (\beta_1 - \beta_0) - (\beta_1 P_1 - \beta_0 P_0)$$

$$+ (\alpha_1 P_1 - \alpha_0 P_0)$$

$$W$$

$$5000人以上の現金給与総額$$

$$5000人以上の臨時給与$$

$$\omega$$

$$\gamma$$

$$\beta$$

$$\alpha$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

$$P$$

第三十四表 製造業若年層の定期給与の上昇率（三四年四月／二九年四月）（単位%）

規模	労働者男子		労働者女子	
	一才未満	二才以上	一才未満	二才以上
1000人以上	二七・九	一〇・一	一〇・八	一〇・五
100〜999人	(七、四六)	(一〇、六六)	(六、四九)	(七、七〇)
10〜99人	(六、三三)	(九、五五)	(五、七三)	(六、七六)
10〜9人	(六、七〇)	(九、八五)	(五、五五)	(六、六二)

(注) 労働省「個人別賃金調査」二九年四月

「賃金構造基本調査」三四年四月

() 内は三四年の定期給与（単位円）

未満の者の上昇率は、男子、女子ともに他の年令層に比べて大きく、しかも大企業に比べて中小企業の方が遙かに大きい。このことは、長期的にみて、中小企業では若年層における求人難がとくに強くあらわれ、その低い労働条件を引上げるといふ作用が強く働いたことを示しているといえるであろう。とくに、すでにみた通り、生産は全体的に急速な上昇を示し、大企業と中小企業、電気機器関係と繊維関係、都会地区と地方との若年層に対する求人競争は、極めて逼迫した状況を展開し、最低賃金制が後でもふれるように、法の施行（三十四年七月）以来急速な普及をみて三十五年三月までに八四件に達したことは、このような

本調査」によつて三十四年における一時間当たり賃金の対前年増加率をみると、次の第三十三表の如くで、男子では十八才未満の者の増加率は各規模ともに他の年令層に比べて高く、また女子でも、一〇〇人〜九九九人、一〇人〜九人の両規模では、平均賃金の増加率をやや上回る上昇を示している。また、三十四年の定期給与を、二十九年に比べると、第三十四表にみるように、中小企業では十八才

第三十三表 製造業規模別年令別一時間当り賃金の増加率（三三年四月、三四年四月比較）（単位%）

年令	労働者男子		労働者女子	
	1000人以上	100〜999人	1000人以上	100〜999人
計	六・〇	三・四	三・九	六・〇
一才未満	八・六	六・七	五・八	六・二
一才〜二才未満	二・九	一・五	二・六	五・六
二才〜三才	六・〇	四・七	四・八	六・八
三才〜四才	四・二	三・五	四・八	五・八
四才〜五才	六・三	三・六	四・六	六・五
五才〜六才	五・四	三・三	三・九	四・九
六才〜七才	六・四	四・六	五・四	四・九
七才以上	七・三	三・四	三・九	三・四

(注) 労働省「賃金構造基本調査」三三年四月、三四年四月。

求人難が大きく作用した結果と思われる。即ち、この最低賃金が初任給をかなり引上げる働きをしていることは、労働基準局の資料によつても、全適用対象労働者のうち最低賃金未満の者が約二五%を占め、その賃金増加率が一五〜一六%といわれることよりして明かである。また繊維関係では周知のように三十四年夏頃から加工賃ブームが到来したが、必要とする女子若年労働者が発展産業である電気機器関係の大企業に吸収されたため、労働力の不足はとくに著しかった。繊維工業の最低賃金制度が一九件と全体の二割以上を占めているのも、このような事情を反映するものである。このようにして若年層の賃金がかんりの上昇を示したことは疑いない。しかもこのような若年層が、中小企業の労働者の中に占める比重が増大してきているために、平均賃金の上昇に与えた影響は大きかったと思われる。そこで各規模の三十四年の平均賃金（定期給与）の対前年増加率に占める各年令層の寄与率を推定してみると、次の第三十五表の如くで、二十才未満の者の占める比重は一〇人〜九九人の小規模では、男四一・九%、女五一・二%で、一、〇〇〇人以上の大規模の男二・六%、女四〇・六%に比べて、いずれもはるかに大きなウェイトを示しているのである。

だが問題は、右のような事実が、果たして今後の規模別賃金格差の縮小傾向をも予想せしめるに足るものであろう

第三十五表 規模別平均賃金増加率(三十四年四月/三十四年四月)の年令別寄与率(製造業労働者)(単位%)

性	規模	平均賃金の増加率	二〇才未満	二〇才以上三〇才未満	三〇才以上四〇才未満	四〇才以上
男	一〇〇人以上	100.0(七・一)	二・六	七・六	三・六	五・一
	一〇〇~九九九人	100.0(四・八)	三・三	三・六	三・三	三・九
女	一〇〇人以上	100.0(五・三)	四・九	三・七	六・五	四・〇
	一〇〇~九九九人	100.0(四・〇)	三・三	三・〇	三・〇	三・七
	一〇~九人	100.0(五・〇)	三・三(一)三・一	三・四	三・四	三・五

(注) 労働省「賃金構造基本調査」三十四年四月、三十四年四月
()内は増加率

$$\text{算式 } \frac{W_1 - W_0}{W_0} = \frac{\sum \alpha_1 n_1 - \sum \alpha_0 n_0}{N_1} - \frac{\sum \alpha_0 n_0}{N_0}$$

$$= \frac{\sum \alpha_1 \alpha_1 - \sum \alpha_0 \alpha_0}{W_0} = \frac{\sum \beta_0 \alpha_1 - \sum \alpha_0 \alpha_0}{W_0}$$

$$= \sum \beta_0 \alpha_1 - \sum \gamma_0 \beta_0 = \sum \gamma_0 (\beta_0 \alpha_1 - \alpha_0)$$

- NW 平均賃金
- 全労働者数
- 各年令の賃金
- 各年令の労働者数
- 平均賃金に対する各年令別賃金格差
- その年令の労働者構成比率
- その年令の賃金上昇率
- 添字は三十四年四月、1は三十四年四月

か、ということである。そこで次に、「毎勤」の特別集計によつて、小規模事業所における賃金の現状を知るために、次のように定期給与の規模別格差を産業大分類別に表示してみよう。

即ち、第三十六表の一にみるように、五〇〇人以上の規模の事業所における定期給与(三十四年三月、六月、九月、十二月の四ヵ月平均で、以下に用いる数値は特に断わりのない限り同様である)を基準に考えて何びとも気付く大きな特徴は、三〇人を境として、それ以下の規模における賃金との間に著しい断層が生じているということである。即ち調査産業総数における一〇〇~四九九人では八二・二、三〇人~九九人では七二・八にとどまっている格差は、五人~二九人の規模をさらに細別してみると、二〇人~二九人が六〇・三、一〇人~一九人が五七・八、五人~九人が五三・三で、一人~四人では三六・二(三十四年七月実施の毎勤臨時調査における雇用労働者の平均で、サービス業を含む)となつている。このように定期給与において、五人~九人および一〇人~一九人の二〇人未満の規模では、いずれも五割台、一人~四人では更に格差が大きく三割台となつているが、これをそのまま賃金格差とみることはもちろん正しくない。即ち、これらの小規模事業所においては住込労働者が多く、一人~四人では半数近い四八・

第三十六表の一定期給与の規模別格差

規模	調査業	飲食業	建設業	製造業	卸売業・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸通信業	電気・ガス・水道業
五〇〇人以上	三、〇四五	三、六七六	一、九一五	三、四三六	一、九八八	三、三三五	三、七〇四	三、四四五	三、九七〇
一〇〇~四九九人	一、八二四	一、七七一	一、六三六	一、五七五	一、七〇七	三、八四四	三、二四〇	三、九七〇	三、八八九
一〇~九人	一、六〇五	一、五六一	一、五七九	一、三六九	一、六〇九	三、九三四	一、八〇六	一、九六七	三、七七一
五~九人	一、三〇三	一、二九四	一、二六九	一、一四〇	一、三〇二	一、六〇七	一、六五九	一、七三三	三、三三三
三~九人	一、三〇三	一、二九四	一、二六九	一、一四〇	一、三〇二	一、六〇七	一、六五九	一、七三三	三、三三三
二~九人	一、三〇三	一、二九四	一、二六九	一、一四〇	一、三〇二	一、六〇七	一、六五九	一、七三三	三、三三三
一~九人	一、三〇三	一、二九四	一、二六九	一、一四〇	一、三〇二	一、六〇七	一、六五九	一、七三三	三、三三三
一~四人	七、九七七	一〇、六六〇	一〇、〇九三	八、七七四	七、七〇三	一、四〇五	一、三六九	一、五〇五	三、三〇〇

(注) 1. 数値は一~四人を除きいずれも三十四年三月、六月、九月、一二月の平均である。
2. 一~四人は三十四年七月実施の毎勤臨時調査による雇用労働者の平均で調査産業総数はサービス業を含んだものである。

〇%、五人~二九人においても一八・三%(いずれも三十四年七月)が住込労働者となつており、これらの住込労働者に実物給与としての食事が支給されていることから、この食事評価額を考慮する必要がある、五人~二九人の規模における三月、六月、九月、十二月平均の全労働者一人一月当り食事評価額三〇八円を「きまつて支給する給与」

(定期給与)に加えて格差をみると五八・六と若干ではあるが格差は縮小し、同様に一人~四人の規模において食事評価額一、五七九円を加えて格差をみると四三・四となり、格差は相当程度縮小されているが、まだまだその開きは大きいといわざるをえない。なお、実物給与としての食事の支給に関連して、これらの小規模事業所において特に

住込労働者の賃金が低く、試みに一人一人の規模における賃金を通動、住込別にみると、通動労働者の一〇、三〇八円に対して住込労働者は五、一五〇円、これに食事評価額三、〇二六円を加えても通動労働者の七九・三%にすぎず、年令が若く労働力の質も低い徒弟的な住込労働者の比重の大きいことが、規模別賃金格差を生ずる大きな要因となつているといえる。

次に、右の表により定期給与を産業別にみて気付くことは、最も格差の開いているのが製造業であつて、五人一人の規模の定期給与は、五〇〇人以上の規模のそれに対して五二・五と最も低位にあるだけでなく、他の産業に比べて五〇〇人以上と五〇〇人未満の格差の大きいことが特色となつていゝことである。製造業に次いで建設業の格差が大きくなつていゝが、電気・ガス・水道業や運輸通信業は小規模事業所の大部分が大企業の出先機関によつて占められていゝ関係上、比較的格差が小さく、また金融・保険業と卸売・小売業においては三〇人以上と三〇人未満で一線が画されていゝのが目立つており、これは三〇人未満の金融・保険業においては信用金庫、信用組合等いわゆる中小商工、庶民、住宅金融業に属する事業所が多く、三〇人以上の規模における事業所との質的な相違が、そのまま賃金格差となつて現われていゝものと考えられ、卸売・小売業における断層も、百貨店或いはデパートなど

の近代的な経営と旧態依然たる個人商店などの経営の基本的な相違等が反映してゐるものと思われる。尤も、前にもふれたように一般的に小規模事業所の多い産業として卸売・小売業やサービス業があげられ、これらの産業は右の産業別にみても概して賃金水準が低いこと、またこれらの産業に属する事業所は比較的独立して事業が営まれていゝが、卸売・小売業やサービス業に次いで大きな比重を占めていゝ製造業においては、大企業に隷属した形での経営(下請)が多く、これらの事情が産業全体からみた規模別賃金格差を生ずる決定的な要因となつていゝことはいうまでもない。なお右の表の五人一人と二人の規模を、さらに細別して格差をみると、次の第三十六表の二の如くで、他の規模と比較するほどの格差はなく、調査産業総数では二〇人一人と二人の規模を一〇〇とする、一〇人一人と九人が九六・〇、五人一人と九人が八八・四とわずかな格差にとどまつており、産業別にみても、若干の例外を除きいずれの産業においても、規模が小さいほど賃金水準が低く、それも一〇%程度の格差にとどまつていゝ。

第三十六表の二 定期給与の規模別格差

産 業	二〇人一人	一〇人一人	五人一人
調査産業総数	一〇〇	九六・〇	八八・四
業	一〇〇	一一〇・一	九七・四

建設業	製造業	卸売業・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸通信業	電気・ガス・水道業
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
九一・九	九七・二	九五・六	八三・二	九六・五	九七・九	九五・三
八六・四	八九・一	八八・六	八七・八	九五・六	九〇・六	八九・八

(二)企業内賃金格差の動向 以上の産業別および規模別の賃金水準がいゝば企業間の賃金格差として総括されるのに対し、最近労使間に同一労働同一賃金の原則を建前として多くの問題を投じつつある職種別、学歴別、年令別、勤続年数別、経験年数別、労働別、男女別など一連の賃金水準の問題は、これらを企業内賃金格差の問題として総括することができよう。即ち、前者がいゝば企業間賃金構造として主として企業外的要因に規定されるのに対し、後者は右のような諸種の企業内労働者構成要因の相違にもとづく賃金格差がそれぞれの企業内賃金構造を反映しているからである。とくに最近、わが国の賃金構造の特徴として、年令に伴つて上昇する技能、責任、地位などを前提とした年功序列型賃金体系の色彩の濃いことがあげられており、さらにそれが前掲の規模別賃金格差の問題や、後掲の企業別組合の問題など、わが国の脱皮すべき当面の

労働問題の核心とも関連してますます重大視されるに至つていゝとすれば、後述の「給与構成」の問題の基礎資料としてだけでなく、さきにもふれた最近の労働組合の「賃金綱領ブーム」の起点としても、企業内賃金格差のあり方をどのように考えるかが、労使関係の近代化の重要課題としてクローズ・アップされてきた十分の理由があつたのである。ではその実情はどうか。ここではまず労働省が最近(三十五年五月)発表した三十四年四月現在の「賃金構造基本調査結果概要」(労働統計調査月報、十二巻六号参照)によつて、企業内賃金構造の各種の実態を検討してみよう。

(1) 職種別賃金 最近における技術革新の進展は、新しい機械設備の導入や生産方式の近代化に伴つて、職種によつては従来の労働の性格を全面的に更改しつつあるが、そのようななかにおいて従来の職種の構成、延いては賃金構造面に及ぼす影響はかなり大きいものと思われる。ここでは単に調査結果にあらわれた職種別賃金をみるにとどめるが、これらを詳細に考察することは当面の大きな課題である。調査職種の賃金についてみると、次の第三十七表の通り、高いところで男子では、電車運転手(公鉄)、セメント粉砕工、助役(国鉄)、助役(民鉄)、操炉工の順にいずれも三〇、〇〇〇円台があり、一方女子では保険外務員、装置工、巻上工、電話交換職、紙検査員数工の順で

第三十七表 職種別賃金、年令、経験年数および労働時間

職 種	定期給与 円	年 令 才	経験年数 (勤続) 年	労働時 間数	時間
(男子職種)					
電車運転手(公営)	三〇、四六	三才	(二・〇)	二二	二二
セメント粉砕工	三〇、七三	三才	九五	一九	一九
助 役 (国 鉄)	三〇、八四	三才	(二・四)	二〇	二〇
助 役 (民 鉄)	三〇、五九	三才	(三・〇)	二三	二三
操 炉 工 (鉄 鋼)	三〇、七七	三才	一〇四	三二	三二
紡績機械保全工(棉紡)	二四、五七	三才	一九二	三三	三三
洋干菓子製造工	二二、七六	三才	五六	三七	三七
製 材 工	二二、〇三	三才	一〇四	三〇	三〇
(女子職種)					
保 險 外 交 員	一八、五三	三才	(二・七)	二二	二二
装置工(たばこ)	一七、〇四	三才	(二・〇)	二四	二四
巻上工(たばこ)	一五、八七	三才	(九・五)	一八	一八
電 話 交 換 職	一四、五五	三才	(七・〇)	二四	二四
紙 検 査 員 数 工	一一、〇七	三才	六六	一九	一九
菓 子 包 装 工	七、四三	三才	三六	二七	二七
織 布 工	七、四三	三才	五〇	二四	二四
手 選 炭 婦 工	七、三六	三才	六三	一八	一八
生 糸 繰 糸 工	五、九三	三才	五〇	一六	一六

(注) 労働省「賃金基本構造調査」三四年四月

一〇、〇〇〇円台がある。これら職種の賃金の高いものは比較的大企業に属するものであつて、職種別の平均年令を

みると、男子では三五才以上、女子では二五才以上であり、また平均経験年数または平均勤続年数は男子で九年以上、女子で六年以上(保険外務員を除いて)となつてい

第三十八表 主要職種別賃金と変動

職 種	三 四 年	34対前年比	
		29年比	33年比
化学電気炉工(化肥)	二、二二	133.6%	107.8%
化学織糸工(化織)	一五、八八	130.4%	109.9%
石油ポンプ工	一六、七七	147.7%	105.1%
セメント粉砕工	三三、〇七	133.9%	111.9%
製 鉄 工	二七、五〇	150.3%	118.4%
製 鋼 工	三〇、〇〇	161.8%	105.1%
操 炉 工	三〇、〇七	133.4%	110.7%
重電機組立工	二七、七二	111.0%	103.2%
造船工(鋼船)	二四、八元	116.6%	101.3%

(注) 同上

より年令別賃金の動きと格差を表にしたものであるが、こ

第三十九表 年令階級別賃金上昇率及び格差 (産業計・企業規模計)

年令階級	三三、三四年の		格 差	
	均比	対前年比	二九年	三三年
(男子)				
計	104.0%	104.4%	111.3	133.5
八才未満	103.3	104.4%	103.4	125.7
八才~十才未満	103.7	105.1	100.0	100.0
十才~十二才	103.0	105.6	104.5	119.1
十二才~十四才	103.5	104.3	119.0	127.6
十四才~十六才	104.4	104.3	135.6	158.0
十六才~十八才	105.2	104.5	145.0	189.8
十八才~二十才	105.7	104.7	191.3	233.7
二十才以上	106.6	104.1	231.1	292.3
(女子)				
計	103.8	104.5	116.5	134.9
八才未満	103.8	103.9	107.9	108.2
八才~十才未満	101.8	104.8	100.0	100.0
十才~十二才	101.8	104.0	113.8	113.7
十二才~十四才	104.9	103.0	136.6	120.5
十四才~十六才	106.5	103.0	137.7	127.7
十六才~十八才	107.7	104.1	157.3	157.6
十八才以上	107.7	104.4	170.0	177.7

(注) 同上

はさらに製鉄工の五〇・三%増を最高にして、その上昇率は著しいものがある。また共通職について対前年上昇率をみると、管理職員で高いものは石油精製業の一七・七%、絹・人絹織物業の一・二%、鉄鉄の一・九%といずれも一〇%以上も上昇し、一般職員ではたばこ製造業、石油精製業が一・二~一・四%台の上昇を示している。

しかし、右のような職種別賃金は、それ自体何らか独自の体系として存在しているわけではなく、同一職種でも企業別ないし規模別に格差があり、同一労働同一賃金の原則にはなおほど遠い状況である。ただ最近における賃金体系の合理化機運に依りて、後述のように職務給への前進が大企業に現われ、職種別賃金の平準化が漸次行なわれる傾向が見込まれている。

(2) 年令別賃金

最近における賃金構造の推移をみると、終戦直後の生活給的なものから職務給的なものへと、漸次合理的な賃金体系の確立に努力が払われているが、なおそれは大企業での部分的な試行の域を出でず、いまだにいわゆる年功序列型賃金が大部分を占めている。今年の労働白書では、例年になく、この「年功賃金の現状と問題点」について十数頁におよぶ分析を示し、給与構成の問題にも言及して、これが脱却の必然性を指向しているが、ここでは年令別賃金に関する限りにおいて、その実態をみるにとどめよう。次の第三十九表は、前掲「賃金基本構造調査」に

れによると、男子では二十九年から三十三年にかけては年令別格差が著しく拡大したが、三十四年になつて縮小していることがわかる。

これは、三十三年までにおいては高年令層の賃金上昇率が高くなつていたのが、三十四年には反対に若年令層、とくに一八才未満が最も高く八・四%増となつているためである。一方女子では三十三年同様に高年令層の三〇%四〇才において五・九%、四〇才以上で六・四%と上昇している。このような傾向から、年令別賃金格差は女子においては拡大傾向にあり、男子においては従来拡大傾向にあつたものが、三十四年には若干縮小していることになる。ところが、これら年令別賃金を、製造業労働者(男)について、賃金の分布の特性値をみると、企業規模一、〇〇〇人以上の大企業では高賃金層の動きが大きく、年令の増加にしたがつて賃金の上昇率も高くなつており、低賃金層は年令の増加に伴ない緩慢な上昇を示しながらも四〇%四五才層までは年令とともに賃金の上昇率が高くなつている。また企業規模一〇人~二九人の小企業では、高賃金層において低年令層から三五%四〇才まで上昇線をたどり、高年令になるとかえつて賃金下降がみられる。即ち年令別賃金格差においては、大企業の拡大傾向と、小企業の縮小傾向がみられるわけである。さらにこの賃金分布を分散度によつて検討してみると、まず第四十表では、大規模の低年令層

において二十九年から三十三年にかけて分散度は五・六ポイントの縮小をみせており、三十四年には〇・八ポイントと僅かな拡大であつてあまり変つていない。これに対して、小規模の低年令層では二十九年から三十三年には三一・七ポイントと大幅に縮小しているが、三十四年には逆に一七・五ポイントとかなりの拡大をみせている。

第四十表 年令階級別賃金の分散度、製造業労働者(男)

年令階級	企業規模一、〇〇〇人以上				企業規模一〇人~九九人			
	二九年	三三年	三四年	三九年	三三年	三四年	三九年	三四年
六才未満	七・三	六・六	六・四	七・七	六・〇	六・五	六・三	六・三
六才~七才未満	八・三	八・一	八・一	九・三	八・五	八・三	八・三	八・三
七才~八才	七・三	七・四	七・四	七・六	七・八	七・八	七・八	七・八
八才~九才	八・二	八・三	八・三	八・五	八・三	八・三	八・三	八・三
九才以上	九・五	九・〇	九・七	九・三	九・三	九・三	九・三	九・三

(注) 分散度は第9・十分位階級一第1・十分位階級によつて算出したものである。

なお、これを高年令層(五〇才以上)についてみると、大規模では二十九年から三十三年にかけて二・五ポイントの縮小から、三十四年には四・七ポイントと拡大しているのに対し、小規模では二十九年から三十三年の九・一ポイ

ント縮小から、三十四年にはそのまま保合状態となつて

(3) 学歴別賃金 前記の年令別賃金を、さらに学歴を加味して検討してみると、たとえば次の第四十一表のように製造業職員(男)については、各年令層の小学・新中卒を一〇〇とした格差では、企業規模一、〇〇〇人以上においては同一年令層でありながら、学歴によつてかなりの格差があり、他面企業規模一〇人~九九人では大規模に比べその格差が小さい。即ち、二〇%二五才の年令層において、大規模では旧中・新高卒で一〇・一・六、旧大・新大卒で一八・六も格差があるのに対し、小規模では旧中・新高卒は八九・九、旧大・新大卒で僅かながら一〇・六・九となつ

ている。さらに最高年令層(五〇才以上)についてみると、大規模で旧中・新高卒が一二〇・四、旧大・新大卒で一七六・七と著しく高くなつてているのに対し、小規模では旧大・新大卒で僅かに大企業の旧中・新高卒を多少上回つて

ている程度であることがわかる。また各学歴の最低年令階層と最高年令階層とを比べてみると、大規模の小学・新中卒で五・五倍、旧中・新高卒で四・六倍、旧大・新大卒で四・三倍となつており、低学歴の方が賃金昇給率が高い。この傾向は小規模にもみられるが、大規模の約二分の一の倍率である。なお、女子については、その差があまり認められない。

また労働省職業安定局の「新規学校卒業者の初任給調

第四十一表 学歴別賃金格差(製造業・職員・男)

規 模	学 歴	賃 金 格 差 (製造業・職員・男)					最高年令 階級賃金 最低年令 階級賃金
		一才~三才	三才~五才	五才~七才	七才~九才	九才以上	
企業規模 一、〇〇〇人以上	小学・新中卒	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	五・五
	旧中・新高卒	七六・六	101.6	101.6	101.6	101.6	四・六
企業規模 一〇人~九人	小学・新中卒	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	三・八
	旧中・新高卒	八九・九	105.9	105.9	105.9	105.9	二・八
	旧大・新大卒	一〇六・九	106.9	106.9	106.9	106.9	二・三

(注) 同上

年	現金給与総額		定期給与	
	職員	労務者	男子	女子
昭和六年平均	四・三%	四・四%	六・六%	六・六%
元年	四・一%	四・二%	六・八%	四・四%
二年	四・二%	四・三%	六・九%	四・三%
三年	四・一%	四・四%	六・八%	四・三%
四年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
五年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
六年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
七年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
八年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
九年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
十年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
十一年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
十二年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
十三年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
十四年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
十五年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
十六年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
十七年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
十八年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
十九年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%
二十年	四・一%	四・四%	六・七%	四・三%

(注) 「毎勤」による。

第四十三表 労働男女別賃金格差の推移(製造業)

は六二・四%であり、前年の六一・九%に比べて僅かに縮小をみせている。また女子についても六五・四%から六六・三%へ縮小をみている。定期給与でも同様に縮小をみているが、生産活動の活発化とともに労務者の労働時間が増加したことが考えられるほかは、中学卒その他の低学歴者の初任給を中心とする賃金の相対的増加がその原因となっているのではないかと考えられる。即ち、労務者の賃金は、前年に比べて男子は八・六%、女子は八・九%の上昇であつたのに対し、職員の男子および女子はそれぞれ七・八%、七・四%の上昇にとどまつた。次に男女間格差(男子

に対する女子の賃金の割合)をみると、職員は三七・八%、労務者は四〇・二%であり、前年の三八・〇%、四〇・一%と比べてほとんど変動がみられない。定期給与についてみてもほぼ同様である。ただ、現金給与総額については女子労務者の賃金上昇が男子労務者のそれより高かつたのは、女子労務者の臨時給与が二七・四%増と大幅に上昇したことによるもので、これは従来臨時給与の低かつた繊維、衣服、木材、ゴム、皮革などの産業で改善の幅が大きかつたことによるものである。ともあれ、労働間の賃金格差が男女ともに縮小していることは、前回の好況期に比べ

「査」によつて、三十三年と三十四年の製造業における学歴別初任給額をみると、次の第四十二表の如くで、規模計では大学卒一・〇%、高校卒一・九%、中学卒六・四%の上昇であり、低学歴ほど上昇率が高くなつていく。しかし、これを五〇人以上の規模についてみると、大学卒二・四%、高校卒三・六%、中学卒二・三%の上昇であり、各学歴ともその上昇率はほぼ同率である。これに対して一五人(九九人の規模では大学卒二・二%、高校卒四・八%、中学卒六・九%の上昇であり、各学歴とも大規模の上昇率を上回つていくが、とくに中学卒の上昇率は、他を大きく凌駕している。このように学歴別にみた初任給の格差が、規模別に大きく喰ひ違つていくことは、当面の若年労働力の不足が、大企業と中小企業とで、その意味を若干異にしていることを示すものであるが、生産技術の高度化に伴ない、専門的職業教育の素養がいよいよ必要とされるすう勢において、必然的に学歴による潜在的労働能力の価値判断の尺度の意義を大ならしめつつあるものと考えられるとすれば、むしろ学歴間の賃金格差は、規模の大小を問わず今後さらに大きくなることも予想されるのである。ただ現在、中小企業性の産業においては、中学卒の新規学卒者を必要とし、とくに筋肉労働力の必要性が強いといわれるだけに、労働市場における中学卒に対する求人難がその初任給上昇をかなり大幅に支えているわけであるが、大企業に

第四十二表 学歴別初任給(製造業通勤男子労働者)

規模計	大学卒	高校卒	中学卒
規模一五〇人以上	三、三〇〇円	七、二〇〇円	四、八七〇円
規模一〇〇人以上	三、二〇〇円	七、一〇〇円	四、八〇〇円
規模五〇人以上	三、一〇〇円	七、〇〇〇円	四、七〇〇円
規模一五〜九九人	三、〇〇〇円	六、九〇〇円	四、六〇〇円
規模一〇〜四九人	二、九〇〇円	六、八〇〇円	四、五〇〇円
規模五〜九人	二、八〇〇円	六、七〇〇円	四、四〇〇円
規模一〜四人	二、七〇〇円	六、六〇〇円	四、三〇〇円
規模一〜四人	二、六〇〇円	六、五〇〇円	四、二〇〇円
規模一〜四人	二、五〇〇円	六、四〇〇円	四、一〇〇円
規模一〜四人	二、四〇〇円	六、三〇〇円	四、〇〇〇円
規模一〜四人	二、三〇〇円	六、二〇〇円	三、九〇〇円
規模一〜四人	二、二〇〇円	六、一〇〇円	三、八〇〇円
規模一〜四人	二、一〇〇円	六、〇〇〇円	三、七〇〇円
規模一〜四人	二、〇〇〇円	五、九〇〇円	三、六〇〇円
規模一〜四人	一、九〇〇円	五、八〇〇円	三、五〇〇円
規模一〜四人	一、八〇〇円	五、七〇〇円	三、四〇〇円
規模一〜四人	一、七〇〇円	五、六〇〇円	三、三〇〇円
規模一〜四人	一、六〇〇円	五、五〇〇円	三、二〇〇円
規模一〜四人	一、五〇〇円	五、四〇〇円	三、一〇〇円
規模一〜四人	一、四〇〇円	五、三〇〇円	三、〇〇〇円
規模一〜四人	一、三〇〇円	五、二〇〇円	二、九〇〇円
規模一〜四人	一、二〇〇円	五、一〇〇円	二、八〇〇円
規模一〜四人	一、一〇〇円	五、〇〇〇円	二、七〇〇円
規模一〜四人	一、〇〇〇円	四、九〇〇円	二、六〇〇円
規模一〜四人	九〇〇円	四、八〇〇円	二、五〇〇円
規模一〜四人	八〇〇円	四、七〇〇円	二、四〇〇円
規模一〜四人	七〇〇円	四、六〇〇円	二、三〇〇円
規模一〜四人	六〇〇円	四、五〇〇円	二、二〇〇円
規模一〜四人	五〇〇円	四、四〇〇円	二、一〇〇円
規模一〜四人	四〇〇円	四、三〇〇円	二、〇〇〇円
規模一〜四人	三〇〇円	四、二〇〇円	一、九〇〇円
規模一〜四人	二〇〇円	四、一〇〇円	一、八〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	四、〇〇〇円	一、七〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	三、九〇〇円	一、六〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	三、八〇〇円	一、五〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	三、七〇〇円	一、四〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	三、六〇〇円	一、三〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	三、五〇〇円	一、二〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	三、四〇〇円	一、一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	三、三〇〇円	一、〇〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	三、二〇〇円	九〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	三、一〇〇円	八〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	三、〇〇〇円	七〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	二、九〇〇円	六〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	二、八〇〇円	五〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	二、七〇〇円	四〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	二、六〇〇円	三〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	二、五〇〇円	二〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	二、四〇〇円	一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	二、三〇〇円	一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	二、二〇〇円	一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	二、一〇〇円	一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	二、〇〇〇円	一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	一、九〇〇円	一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	一、八〇〇円	一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	一、七〇〇円	一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	一、六〇〇円	一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	一、五〇〇円	一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	一、四〇〇円	一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	一、三〇〇円	一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	一、二〇〇円	一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	一、一〇〇円	一〇〇円
規模一〜四人	一〇〇円	一、〇〇〇円	一〇〇円

(注) 労働省職業安定局「新規学卒者の初任給調査」
 数値はいずれも中位数である。

(4) 労働男女別賃金Ⅱ次に「毎勤」により賃金上昇の内容を労働男女別にみると、労務者の給与改善が職員のそれを上回つていくのが目立っている。即ち、次の第四十三表にみるように、製造業の現金給与総額では、三十四年の労働間格差(労務者賃金の職員に対する割合)は、男子で

て特徴的傾向の一つである。
 (5) 常用・臨時雇用別賃金Ⅱ「毎勤」により臨時及び日

雇労働者の賃金水準の推移をみると、次の第四十四表の如くである。

第四十四表 常用労働者と臨時・日雇労働者の賃金(日額) (調査産業総数、規模三〇人以上)

労働者	日 額				上 昇 率
	三 年 平 均	三 年 平 均	三 年 平 均	三 年 平 均	
常用労働者	六九元 (100.0)	六九元 (100.0)	七三元 (100.0)	七三元 (100.0)	五.五%
臨時・日雇	五七元 (100.0)	五七元 (100.0)	四九元 (100.0)	四三元 (100.0)	三.二%

(注) 労働省「毎月勤労統計」
 常用労働者は「定期給与」を出勤日数で除したもの、なお三十三年一月以降調査方法改正のため、それ以前の実額と直接比較することはできない。

これによると、常用労働者の日額七七元(定期給与を出勤日数で除したもの)に対して臨時・日雇労働者の賃金は五六・〇%の四三二元に過ぎない。年々上昇はしているが、常用労働者に比較するときわめて低く、両者の格差は一〇〇対五六と拡大している。しかも、これを現金給与総額と比較し、或いは退職金や福利厚生施設の享受を勘案した場合には、この開差はさらに拡大しているものと考えるべきであろう。たとえば製造業について、事業所規模別に常用労働者一日当り現金総額を一〇〇とした臨時・日雇労働者の賃金指数を、「毎勤」によつて作成すると、次の第

第四十五表 事業所規模別常用・臨時日雇別賃金格差の推移 (製造業) (それぞれの規模の規模の常用労働者一日当り現金給与総額Ⅱ一〇〇)

年	規模計	格 差		上 昇 率
		三 年 平 均	三 年 平 均	
三 三 年	五〇人以上	四九.一	五三.三	六.六
三 三 年	三〇人以上	四七.二	五二.八	五.九
三 三 年	一〇人以上	四七.一	五二.四	六.四
三 三 年	五人以上	四七.一	五二.三	六.五
三 三 年	三人以上	四七.一	五二.三	六.五

(注) 労働省「毎勤」より作成。

四十五表の如くで、大中企業ほどその格差は拡大の一途をたどつており、小企業も三十二、三の両年は縮小の傾向をみせたが、三十四年には再び拡大の方向に逆転するに至つた。

(三) 給与構成の動向

前述のような名目賃金水準の動向は、労働者の労働の報酬としての賃金額を、その絶対数の名目的な変化について、専ら産業別、規模別ないし労働男女別などの指標において評価し特徴づけてきたに過ぎないのであつて、賃金構造としての、その内実における構成的変化については、せいぜいこれをきまつて支給する「定期給与」と、特別に支払われた「臨時給与」とに分けて、いわば平常的なものと、一時的なもの、という程度の区別を設けて分析した以外は、ほとんど触れないで来たといつていい。それはまた、労働者の獲得する現金給与総額の高低に作用する程度の差異といつた以外の意味をもつものでなかつたし、それでよかつたのである。しかし、最近のように、産業界のなかに賃金体系を合理化しようとする動きが活発化し、生活給より職務給への移行が進展して、能率や業績が大きく給与総額に影響してくる場合、単に「食える賃金」としての

総額の高低だけでなく、その水準を内部的に規定する給与体系ないし給与構成上の諸要因について、立入つて分析を行なうことが、労使双方にとつても、きわめて重要な課題とならざるをえない。労働省ではすでに昭和二十三年以来毎年一回、主要産業における各種給与の支給額、支給事業所数、支給労働者数、及び給与支払に関する諸制度の実情を調査し、とくに二十七年八月以降は毎年九月定期的に給与制度全般についての統計調査を行ない、「給与構成調査」として発表してきたのであるが、最近の三十四年九月分の給与構成調査においては、基本給の大部分を占める総合決定給の解明を行なうため、とくに総合決定給を四区分して調査を実施した。ここでは主として、この結果に基づいて、最近の給与構成の動向を分析することにした。

(1) 給与構成比率の推移 Ⅱ 岩戸景気と呼ばれる経済回復期に行われた三十四年給与構成調査の結果にあらわれた一人平均月間給与額の対前年上昇率を、三十三年九月のそれと比較すると、その上昇の幅は三十三年をかなり上回つている。即ち、次の第四十六表によつて基本給、奨励給、生活補助給の合計額(以下基準内給与という)を一〇〇として、それぞれの給与構成比率の推移を調査産業総数について考察すると、逐年増大傾向を続けてきた基本給比

第四十六表 給与構成比率の推移(調査産業総数1)(規模計、労働計)

年 月	基準内給 ²⁾ 与額合計	基本給	奨 励 給			生活補助給		超過勤務給	その他 ⁴⁾
			計	精皆勤	能率給	家族給	地域給		
昭和六年十月	10,119	7,101	1,779	※	1,238	※	1,000	一八	
六年九月	12,744	9,444	1,940	※	1,360	※	1,512	一八	
三年九月	13,799	10,600	1,833	一五	1,097	七三	1,733	一八	
三年九月	14,477	11,959	1,900	一五	1,094	六二	1,733	一八	
三年九月	15,336	12,446	1,833	一六	1,047	六二	1,900	一八	
三年九月	15,990	13,461	1,940	一六	1,021	※	2,337	一八	
昭和六年十月	100.0	70.5	17.8	※	13.0	※	100.0	1.8	
六年九月	100.0	75.5	15.5	※	14.0	※	100.0	1.8	
三年九月	100.0	79.5	14.5	一五	11.1	五.六	100.0	1.8	
三年九月	100.0	79.8	13.9	一五	10.8	四.四	100.0	1.8	
三年九月	100.0	81.3	12.9	一五	10.8	四.四	100.0	1.8	
三年九月	100.0	81.3	12.9	一五	10.8	四.四	100.0	1.8	
三年九月	100.0	81.3	12.9	一五	10.8	四.四	100.0	1.8	

(注) 1) 三三年以降は建設業を含め集計されているので、二八年より三二年までは建設業を含め加重平均により集計しなおした。二六年には建設業は調査されていない。
 2) 基本給、奨励給、生活補助給の計である。
 3) 家族給、地域給以外の生活補助給も含む。また三二年以降には通勤定期乗車券の実物給与も含まれている。
 4) 臨時作業給、不就業給、その他の給与のことである。

率は、三十四年においては八一・一%と、その絶対額の増大傾向にもかかわらず、能率給比率の増加によつて相対的に押し下げられ、三十三年の八一・三%に比して僅か〇・二%ではあるが減少した。奨励給は、過去において景気循環に対応して増減をくりかえしてきているが、奨励給比率は三十四年は一二・三%と三十三年に比して〇・四%増加している(奨励給比率のうち精皆勤給比率は前年と同率であり、奨励給比率の増加は能率給比率の増加によるものである)。これは三十三年九月が景気後退期を未だ十分に脱却していなかったのに対して、三十四年九月は景気の上昇期にあり、生産の増大による生産奨励金等業績給の増加を反映するものとみられる。このことは、さきにふれた基本給比率を押し下げた結果になつていゝ。生活補助給は逐年減少傾向を続けてきているが、三十四年においては、三十三年に比して絶対額では僅かながら増加を示したとはいへ、給与構成比率では六・六%と三十三年の六・八%に比べて〇・二%減小し、数年来の減少傾向を依然持続している。超過勤務給はその多寡が経済の好況・不況と密接な関連をもち、景気変動の一つの指標ともみられるが、三十四年においては好況による労働時間の増大を反映してかなり増加をみせており、基準内給与に対する比率では三十三年に比して二%の増加であつた。そこで、右のような給与構成

比率の推移がどのような賃金実態の特徴を反映し、どのような問題を包摂しているかを抽出するために、さらに立入つて右の諸給与の内容を分析してみよう。
 (a) 各種給与採用状況の推移 Ⅱ まず次の第四十七表によつて、各種給与支給事業所数の総事業所数に対する割合の年次別推移を調査産業総数についてみると、基本給では年令給、勤続および経験給、一定額給が減少ないし停滞傾向をみせているのに対し、学歴給及び能力給は従来減少傾向を示してきたのが、三十三年以降は増勢に転じている。これは最近の技術革新の進展に伴ないオートメーションの採用等設備の近代化が促進されるにつれて、質的により高度の労働が要求される傾向から、賃金の決定に当たつて学歴・能力等を主要な要素として重視する傾向にある事情を反映するものと思われる。役付給、特殊作業給は従来とも増大する傾向を持続してきたが、これは給与の決定に当たつて、対組合関係その他職位との結びつきを考慮する事業所が増加している事情を示すものであろう。職務給は二十八年以降三十三年までは一貫して減少傾向をたどつてきたが、三十四年には僅かながら増大の方向に転じている。これは後述のように、産業界の一部に合理的な賃金体系として、職務給問題が労使間の新しい問題として取上げられてきた事情を反映するものであろう。
 ところで、基本給の中で最も採用事業所数の多い給与は

第四十七表 各種給与支給事業所数の総事業所数に対する割合(調査産業総数)(単位%)

給与の種類	各種給与支給事業所数の総事業所数に対する割合(調査産業総数)(単位%)					
	元年(2)月	元年九月	三年九月	三年九月	三年九月	四年九月
総事業所数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基本給	140.0	82.0	70.0	44.4	46.6	47.7
年令給	36.6	1.8	1.1	0.5	0.8	1.2
学歴給	33.7	18.4	15.6	11.0	13.8	13.0
勤続及経験給	13.7	8.4	3.8	1.1	1.7	3.6
役付給	5.8	5.5	5.2	8.8	7.5	6.9
職務給	※	8.8	4.5	2.3	1.6	2.1
特殊作業給	4.1	3.4	3.3	4.8	5.0	4.2
一定額給	17.0	16.3	19.7	18.7	15.8	14.2
総合決定給	92.6	99.9	92.3	99.2	99.8	91.0
奨励給	40.2	37.2	39.6	47.7	39.1	40.8
精進給	40.2	40.1	37.8	37.7	39.1	39.9
生活補助給	83.3	75.9	67.3	64.4	63.8	64.0
家族補助給	69.9	75.5	72.3	65.5	55.5	53.3
単身者・世帯主別給	33.3	27.1	26.7	50.6	51.1	55.3
通勤給	8.8	8.0	6.1	6.5	5.9	6.1
住宅給	30.4	14.0	11.1	10.1	8.4	7.6
地域給	7.4	6.6	6.9	6.1	5.3	5.1
税・保険料事業主負担給						

(注) その他の生活補助給
労働省「給与構成調査」

いわゆる総合決定給である。これは年令、学歴、勤続、経験、能力、地位、職種、勤務成績等の要素を総合的に考慮して個人別に決定される給与であつて、これを「年令給」などの各給与にわけてその金額を算出することが出来ない包括的な方式であり、従来一貫してこれが採用事業所数比率は増大傾向を続けている。三十三年九月の状況をみると製造業労働者の九四・五%、製造業事業所の九九・六%(調査産業総数では総事業所の九八・九%)で採用されている。そこで、三十四年九月の調査では、総合決定給の内訳を、属人給の性格の比較的強い「総合決定給I」、職務給の性格の比較的強い「総合決定給II」、右のIとIIの要素を総合して決定する「総合決定給III」、右のI、II、III以外の「総合決定給IV」の四つに区分して調査されたが、その結果によると、総合決定給Iの比率が最も大きく、七八・四%を占めており、次いで総合決定給IIIが二六・五%、総合決定給IIはわずかに五・八%を占めるにとどまつている。なお右の表での奨励給のうち精進給の支給事業所数比率は、二十六年以降停滞的な傾向にあり、能率給は減少傾向を示している。また生活補助給では家族給、単身者・世帯主別給、住宅給、地域給の支給事業所数はいずれも減少な

いし停滞的傾向を示しているが、通勤給のみは二十八年以降一貫して増大傾向を持続している。右のように、いわゆる総合決定給Iの支給事業所数が圧倒的に多いこと、また生活補助給の支給事業所数がかなり多いということは、わが国の企業では、年功序列型賃金体系がかなり支配的に行なわれていることを意味するものにはかならない。欧米の諸先進国では賃金が主として職務ないし職能を決定要素として決定されているのに対し、わが国で年功賃金が普遍的に行われている理由として一般にあげられているところを要約すると、①わが国の企業では一般に生産技術構造が高度化されていないため、熟練による技能に対する依存度が高く、また労働市場が横断的な職種別労働市場として形成されていないため、各企業は必要な熟練労働力を企業の内部で養成しなければならず、そのために勤続による企業内熟練が尊重され、永年勤続が奨励される。しかもその企業内熟練は個々の企業に特有の極めて主観的な熟練であるために、他企業に移つても必ずしもその企業に適応できず、労働者にとつても同一の企業に永年勤続することが重要な意味をもつ結果となつている。②前述のような封鎖的雇用制度に加えて、過剰労働人口の重圧

が労働者の定着欲を助長し、終身雇用制を普遍化し、それが年功序列、年令序列、性別序列を形成して、おのずからそのような属人的要素を重視する経営秩序が、賃金決定の上で強く影響している。③賃金水準が先進国に比べて低位にあるために、賃金の配分に当っては、どうしても労働者の生活の維持に主眼がおかれ、職務の外に年令、勤続（経験）年数、扶養家族数等の生活費に直接関係ある属人的要素を配慮しなければならなくなる、ということである。このような理由からの年功序列型の賃金体系が、労働者の企業への緊縛を強め、企業別組合からの脱却を困難にするという意味において、企業にとつても年功賃金をむしろ存続することに關心を示すことになる。

(ハ) 決定要素別給与構成比率 Ⅱ次に三十四年の調査結果により、調査産業総数について、基準内給与を構成するそれぞれの給与を決定要素別にみると、次の第四十八表の如くで、基準内給与総額の八一・一%を占める基本給の内

第四十八表 基準内給与総額に対する各種給与の比率（調査産業総数）（単位%）

基準内給与総額	基 本 給				奨 励 給			生 活 補 助 給
	計	年令給、学歴給、勤続給、職務給、特殊作業給	一定額給	総合決定給Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	
100.0	81.1	5.0	5.4	1.3	5.1	1.5	1.7	0.1
					精皆勤給	能力給		
					1.3	1.1	1.3	
					1.1	1.3		
								0.6

訳としては年令、学歴、勤続（経験）、能力給等労働者の個人的属性を単一要素として決定される給与は、基準内給与の四・〇%、役付、職務、特殊作業給等仕事に属する要素によつて決定される給与は五・四%、事業所の全労働者に対して一定額で支給される一定額給は一・三%を占めている。基本給のなかで最も大きな比重を占めるのは総合決定給で、そのうち学歴、勤続、経験、能力、勤務成績等労働者の個人的属性を総合して決定する総合決定給Ⅰが最も比重が大きく、基準内給与の五一・一%と半ば以上を占めている。また前掲の地位、職務、職種、作業条件等仕事に属する諸要素を総合して決定する総合決定給Ⅱは、わずかに一・五%に過ぎない。次に属人的諸要素と仕事に属する諸要素等を総合して決定する総合決定給Ⅲは一七・六%を占めている。さらに前記のⅠ、Ⅱ、Ⅲ以外の総合決定給として総合決定給Ⅳがあるが、これは〇・二%にすぎない。右の基本給以外では、奨励給のうち出勤奨励の目的で支給

される精皆勤給が一・一%、個人又は団体の生産能率、勤務成績によつて算定される能率給は一・二%を占めている。また家族給、通勤給、地域給等労働者の生活補助の目的で支給される生活補助給は六・六%を占めている。

以上の諸給与を、観点を交えて属人的性格の給与（年令、学歴、勤続及び経験、能力等の諸給与、並に総合決定給Ⅰ、生活補助給など、以下属人給と呼ぶ）、仕事給的性格の給与（役付、職務、特殊作業、能率等の諸給与並に総合決定給Ⅱ、以下仕事給と呼ぶ）、両者の混合的性格の給与（総合決定給Ⅲ、以下混合給と呼ぶ）、その他の給与（一定額給、総合決定給Ⅳ、精皆勤給）の四区分にくくりなおしてみると、調査産業総数では次の第四十九表の通り、属人給六一・七%、仕事給一八・一%、混合給一七・六%、その他二・六%となる。

第四十九表 決定要素別基準内給与構成比率（調査産業総数）（単位%）

基準内給与	属人給	仕事給	混合給	その他
100.0	61.7	18.1	17.6	2.6

以上の数字から、わが国の企業では賃金の極めて多くの部分が、労働の質量とは直接的な関連をもたない年令、勤続等の労働者の個人的属性を要素として決定されており、

相対的に低い初任給時点から、相対的に高い停年給時点へ向かつて、年々昇給額が積み重ねられながら決定されてゆく所謂年功序列型賃金体系が、前掲の事業所数においてだけでなく、企業内での各種給与の比重としてもかなり高いものであることが看取される。しかし、仕事給と混合給の占める比重も決して低くはなく漸次増大傾向にあることも見逃がしえない。

次に上記の方法で決定要素別の給与構成を産業別にみると、パルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業、卸売・小売業、金融・保険業においては属人給の占めるウェイトが大きく、鉱業、鉄鋼業においては能率給の占める比重が極めて高く、また電気・ガス・水道業（このうち特に電気）においては職務給の普及度が高いので、仕事給の占めるウェイトが大となっている。また職種と職務遂行能力の指標とみられる年令や勤続（経験）年数と賃金の結びつきが比較的強いとみられる建設業、電気機械器具製造業、電気・ガス・水道業においては、混合給の占める比率の大きいのが特徴的である。

(ニ) 労働別給与構成Ⅱ次に三十四年の調査結果によつて、労働者と職員の給与構成の比較を試みると、第五十表の通り、基本給比率および生活補助給比率はいずれも職員の方が労働者よりも九・六%、〇・四%それぞれ大となっており、奨励給比率では労働者の方が職員よりも一〇・〇

第五十表 労働別基準内給与総額に対する各種給与の比率（製造業）（規模計）（単位%）

労働者	基準内給与総額	基本給				本給				奨励給				生活補助給
		計	年令給、学歴給、勤続給、経験給、能力給	役付給、職務給、特殊作業給	額一定給	総合決定給I	II	III	IV	計	精皆勤給	能率給	その他	
職員	(三、八五円) 100.0	八・六	四・〇	六・五	一・二	五・二	一・四	一九・三	〇・三	五・一	〇・九	四・二	六・一	
労務者	(二、八五円) 100.0	九・三	五・三	三・六	一・四	五・一	〇・八	一六・九	〇・三	一五・一	一・八	一三・三	五・七	

%大となつてゐる。このことは、基準内給与のうちの固定給部分の比率では職員の方が労務者よりも高く、変動給部分の比率では労務者の方が職員よりも高いことを意味し、職員の給与がより安定的であることを示すものといえる。

しかも、基本給を構成する給与の種類別にみると、属人給の基準内給与に対する比率は職員が六〇%で、労務者の五六・三%より高く、また仕事給の比率は職員の七・九%に比して労務者は四・四%で、やはり職員の方が大となつてゐる。しかし、基準内給与総額を、前掲の方法により属人給、仕事給、混合給、その他の四区分にくくりなおしてみると、第五十一表の如くなり、属人給では職員の方が構成比率が大きく、仕事給では労務者の方が構成比率が大となつてゐるが、これは能率給比率において労務者が職員の約

三倍を占めてゐることによるものであり、労務者の給与の方が職員の給与に比べて、仕事との結びつきが強いといえるようである。

第五十一表 労働及び決定要素別基準内給与構成比率（製造業）（単位%）（規模計）

労働者	計	属人給		仕事給		混合給		その他	
		年令給、学歴給、勤続給、経験給、能力給、総合決定給I、生活補助給	総合決定給II、特殊作業給、能率給	総合決定給III	総合決定給IV	一定額給	皆勤給	その他	
職員	100.0	六・四	三・〇	一七・七	一六・九	一九・三	二・二	三・四	
労務者	100.0	三・〇	一七・七	一六・九	三・四	二・二	三・四	二・二	

（内）規模別給与構成に次に三十四年の調査結果によつて、調査産業総数について事業所規模別に給与構成の比較を試みると、第五十二表の如くで、基本給比率では、労働者数五〇人以上の大規模で七七・一%、一〇〇人〜四九九人の中規模では八二・五%、三〇人〜九九人の小規模では八四・三%と、小規模ほど基本給比率は大となつてゐる。これに対して奨励給比率では大規模一五・二%、中規模一〇・六%、小規模一〇・二%と、大規模事業所ほど奨励給比率は大となつてゐる。奨励給を構成する精皆勤給では小規模事業所ほど構成比率が大であり、能率給では逆に大規模事業所ほど構成比率が大となつてゐる。また生活補助給比率は大規模七・七%、中規模六・九%、小規模五・

第五十二表 規模別基準内給与総額に対する各種給与の比率（調査産業総数）（単位%）

規模	基準内給与総額	基本給				本給				奨励給				生活補助給
		計	年令給、学歴給、勤続給、経験給、能力給	役付給、職務給、特殊作業給	額一定給	総合決定給I	II	III	IV	計	精皆勤給	能率給	その他	
五〇人以上	(一、七三円) 100.0	七・一	四・三	六・五	一・三	四・二	二・〇	一八・八	〇・一	一五・三	〇・八	一四・四	七・七	
一〇〇〜四九人	(一、五、七三円) 100.0	八・二	三・五	五・五	一・六	五・〇	一・三	一七・四	〇・三	一〇・六	一・三	九・三	六・九	
三〇〜九人	(一、三、六三円) 100.0	八・八	四・〇	三・九	一・三	五・四	一・〇	一六・〇	〇・二	一〇・三	一・四	八・八	五・〇	

一七・四%、小規模一六・〇%で規模の大きなものほど構成比率は大となつてゐる。さらに前掲の方法により、基準内給与を構成する諸給与を、決定要素別に属人給、仕事給、混合給、その他に四区分して考察すると、第五十三表の通り属人給は大規模五六・二%、中規模六三・四%、小規模六七・四%で規模の小さいものほど構成比率が大となつてゐる。これに対して仕事給では大規模二二・九%、中規模一六・一%、小規模一三・七%を占めており、混合給では大規模一八・八%、中規模一七・四%、小規模一六・〇%となつており、いずれも規模の大なるものほど構成比率が大となつてゐる。このことから、規模の大きい事業所ほど給与の決定にあつて、給与と労働の質量の結びつきに対する考慮が多く払われているといえるようである。

第五十三表 規模及び決定要素別基準内給与構成比率 (調査産業総数) (単位%)

規模	基準内給与総額	属人給	仕事給	混合給	その他
50人以上	100.0	56.2	33.9	6.8	2.1
100~499人	100.0	44.4	26.2	17.4	3.1
500~999人	100.0	37.4	13.7	26.0	2.9

以上は、三十四年における給与構成調査の結果の概要に

ついての考察であるが、そこから窺われることは、わが国では年功序列型賃金体系がなおかなり支配的に行なわれているということである。しかし戦後における労働組合の広汎な結成、民主主義的諸立法を基底とする労働者の近代的権利意識の成長は、年功的、家族主義的労務政策に対する労働者の不満を増大せしめており、同一労働同一賃金の要求の基礎となつてゐる。また技術革新の進展している部門では、労働者が技能の習熟に要する期間はかなり短縮されて、旧来の熟練が分解し年功労働者層と若年労働者層との熟練面での平準化が進んだ結果、従来の年功序列型賃金は熟練に対応しないものとなり、労働者に公平感を与えないものとなつてきており、企業の賃金管理上も妥当性を喪失しつつある。ここに経営社会に旧来の年功序列と異なる新しい職務序列、職能序列が形成されつつあり、年功賃金を職務、職能序列に対応する賃金の体系に移行させようとする動きが活発化しつつある所以であろう。

(N)職務給化への動向 最近、わが国の産業界で賃金体系を合理化しようとする動きが活発になつてゐるが、この動きは技術革新の進行のめざましい鉄鋼、化学、自動車などいわゆる装置産業で目立ち、これらの意向を汲んだ日経連賃金専門委員会(委員長、日通専務入江庸男氏)は、合理的な賃金体系へ容易に移行できるようにするための具体策を検討しはじめており、その合理的な賃金体系として

職務給問題が労使間の新しい問題としてクローズアップされてきた。まず最近の例をみよう。三十五年六月、いすゞ自動車は従来の電産型賃金体系を「職能給」という新しい賃金体系に切り替え、四月に遡つて実施した。同社の新賃金体系の特徴は基本給にある。つまり賃金総額の七割を占める従来の基本給は、学歴、年令構成を給与決定要素とする「本人給」(「生活給」ともいう)と勤続年数によつて決める「勤続給」、それに比重は非常に軽かつたが労働者の能力で決める「技能給」の三本立てになつてゐたが、これを廃止し、基本給は職能給一本で決めることになつた。職能給採用の意義はいろいろあるが、従業員の仕事の質や量とは無関係に従業員の学歴とか性別、年令、勤続年数など人の属性によつて決めていた賃金を、今後は仕事の質と量によつて決める点で、従業員の能力が敏感に賃金に反映することである。このため同社は役付き社員を除く全従業員の職務を四段階に分けて格付けし、その仕事をしている者は賃金はいくらといったぐあいに決めてゐる。ここで職能給とは従業員が従事している職務の性質と、その職務において従業員が発揮する能力に応じて賃金を決める分配体系で、いわば職務給と能率給の「混合給」である。そのうえ、職能給の決定には経験年数を加味できる仕組みになつており、同じ職務についても勤続年数、経験年数が違つると賃金も変わる点は「日本型職務給」である。本来の職

務給は、職務を格付けして一つの賃金を決めてゐるため、その職務に従事する者は老若男女を問わず同じサラリーとなるはずのものである。つまり、いま総評が盛んに主張している「同一労働同一賃金」を実現することになる。しかしわが国の現状では職務分析や職務評価の仕方がむづかしく、そのうえ賃金水準が低いということが本来の職務給への移行を阻んでいるといわれている。労働省が調べた従業員五百人以上の大規模事業所の職務給採用状況をみると、三十四年九月現在、全産業では事業所総数の一四・三%、製造業では一五・九%、製薬業のなかでも化学は二四・三%、金属機械は一〇・一%がそれぞれ職務給を採用しているが、そのいずれもが職務給とはいへ実態は日本型職務給、つまり職能給なのである。

では今後の職務給の普及の見通しはどうか。今年の労働白書はこれについて、「個々の企業で職務分析や職務評価を採用したとしても、従来の賃金水準や年功賃金体系を根本的に変えるには至らない。それは従来の賃金序列に職務給の職給や職務を当てはめた形式的な職務給化に終わる傾向が強いからだ。と同時に個々の労働者の賃金の引下げや頭打ちを避けるために妥協せざるをえないからである」と述べてゐる。結局、本来の職務給を採用するには賃金水準を引上げ、企業のワタを起えた職務の格付け、労働市場の横断化、日本経済の二重構造の解消をまずはからなければ

ならない、という循環論に陥らざるをえないようである。職務給への移行を極力呼びかけている日経連は「本格的な職務給へ移行する前提条件はまだ不十分である」として、過渡的に日本型職務給の採用を主張している。日経連賃金専門委員会の討議の内容は、この日本型職務給へどう移らせるかが焦点になる模様だが、その方法として、三十五年初め発表した「日本経済の安定成長への課題と賃金問題」のなかで日経連があげた移行モデル六型を強く打ち出すものとみられる。日経連としては「職務給」への移行によつて、まず若年層の望む「同一労働同一賃金」への意欲をみせるとともに、「若いとき安い賃金を我慢して働いてきたのは年とつてから高い賃金になるという希望があつたからだ。それを職務給に移ることで頭打ちするのは反対だ」とする老令労働者の不満を抑える両刃の武器に使うとするハラ構えのようである。従来「いまの低賃金水準での職務給化は反対だ」としてきた総評は、経営者側の積極的攻勢に対処してもつばら賃金水準の引上げに努めているが、早晚職務給は労使の団体交渉の問題にされることは必至である。というのは、かつては職務給に気乗り薄だつた鉄鋼大手でさえ、職務給への移行を真剣に検討しはじめており、八幡製鉄や日本鋼管、住友金属ではかなり具体化しているといわれている。また労働組合のなかにも、総同盟のように「総評のように、職能給の採用はヒウマン・リレーション

ンを柱とする労使協調主義だといつて、同一労働同一賃金だけを叫び職能給を否定していたのでは、スローガン倒れに終わつてしまう」として、基本給の職能給化を働きかけるところも現われた。職務給への一步接近を図る動きは今後一段と強まるものとみられ、学者のなかには「技術革新下の賃金体系は職務給である。職務給こそ六〇年代の賃金体系といえよう」と予言する向きもある。しかし依然として、なぜわが国ではその実現が困難であるかと云う問題が残るであろう。

(四) 最低賃金の決定状況

労働省の発表によると、最低賃金法が施行されて満一年の三十五年七月十日現在、業者間協定にもついで最低賃金審議会が決定した最低賃金(最賃法九条方式)は百二十五件、また九条方式の最賃を同一地域内の未適用の事業所に適用するための地域的最低賃金(十条方式)は八件で、合計百三十三件に達する。また両方式の最賃の適用を受ける事業主の数は全国で一萬四千九百六十五で、最賃の適用労働者数は二十四万八千人に達する。これらの最低賃金はいずれも同一地域の業者が協定して決めた金額で、最賃の前段といえるが、今後の最賃のふえぐあいを判断できる業者間協定の締結件数をみると、全国に二百七、八十件、業者間協定をつくらうとして調査中のものも百八十件もある。

り、しかもその適用労働者は四、五十万に達するものとみられている。事実、業者間協定をつくつている業者団体で、最賃決定の申請を出しているところもかなり上つて

いる。最賃の普及状況を産業別にみると、最も多いのが繊維工業で、九条の最賃二十七件、十条三件、食料品製造業(十七件、一件)、機械製造業(十二件、〇件)その他窯業土石製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、家具・装備品製造業などが目立ち、また建設業やサービス業でも件数こそ一―三件と少ないが、今後普及する傾向をみせているという。総評は「現行の最低賃金は業者間の協定をそのまま最賃としたもので、労働者の意見は全然反映されていない点、全くのごまかし最賃である」と強い反対の態度をとつているが、中小企業労働者のなかには「総評の言い分は大企業労働者の意見で、中小企業労働者にとつて金額はともかく最賃の実施は労働条件の向上にはなる」という見方をしているものも少なくない。さきにも触れたように、三十四年における規模別賃金格差の縮小や初任給の引上げの要因の一つとして、労働省では最賃法の施行を挙げているのであるが、事実をむしろ大企業に対抗する中小企業の求人難を、何んとか緩和したいという中小企業者の悲願から、最賃制度が生れた、というケースが大部分のようである。

ところで最賃の金額はどのくらいが多いか、というに、十五才、新制中学卒の本採用後の初任給(入社三―九カ月後の初任給)をみると、全体の三七%が「日給二百円(月換算で五千円)実働日二十五日とする」―二百九円(同五千二百二十五円)「クラスで、最も多い。次が「百九十円(四千七百五十円)」「クラスと「二百三十円(五千七百五十円)―二百三十九円(五千九百八十円)」「クラスがいずれも九%を占めて二倍、「二百四十円(六千円)―二百四十九円(六千二百三十円)」「クラスと「二百二十円(五千五百円)―二百二十九円(五千七百三十円)」「クラスが各六%、また最低額の「百六十円(四千円)―百六十九円(四千二百三十円)」「クラスは四%、最高額の「二百八十円(七千円)」「クラスは一件(〇・八%)である。全労は昨三十四年秋「日給二百円以下のもは最賃として認めてはならない。今後日給二百五十円以上を目標に最賃を決めてほしい」旨労働大臣に申し入れたが、この要求実現のため今後審議会を舞台に強力な斗争を続ける方針と伝えられている。因みに総評の主張している全国一律八千円の最賃制を確立するには、十五才、本採用時の初任給が六千五百円(全職同盟地織部会はこの要求を出して、三十四年八月二十二日妥結した。日給に換算すると二百六十円)でなければならぬ。とすると、現行の最賃の額は十八才、八千円には途中の昇給率にもよるが、まだ及ばないことにな

る。労働者では「金額はますますだ。金額以上に注目しなければならぬのは最賃制を採用した業者の成果だが、数字でははつきり割り出せないが、最賃採用のおかげで最賃なみに賃金を上げられた労働者が適用労働者の四分の一もいたこと、この結果、これら低賃金層のベース・アップ率は一五%以上になり、大企業との賃金格差を縮める作用をした」と説明している。それ以外に、上述のように、初任給を上げた結果、良質労働者の採用が可能になったこと、労働力の移動率が減少する傾向に向かったことなどがあげられているようである。さらに最賃の大きな効果として、自由化で予想される中小企業と大企業、或いは中小企業同士の販売競争の激化に対処する最有効な対策が最賃の採用であるといわれている。というのは、中小企業経営者はこれまで低賃金—低コストで大企業や同業者に対抗してきたが、最賃の適用を受けて賃金を下げることができなくなると、この面の不正競争は一掃され、経営者は経営を合理化し、近代化することにより良質の商品を安く製造する方向で競争を行なうことになる。労働者ではこの点を重視し、今後最賃の普及に力を入れることにより、中小企業の体質改善のテコ入れとしようとするハラ構えと伝えられている。

一方、このような動きと関連して、高度の最賃を決めようという機運が高まっている。その現われの一つが、労働

省で現在取扱いに苦慮している最賃法十一条にもとづく最賃で、それは労働協約で決めた最賃を全国の同業他社にも適用させようというものである。もともと最賃法には最賃の額は決めておらず、その額を決めるために四方式を決めている。前述の①九条方式と②十条方式のほか、③十一条方式（一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者、これを使用する使用者の大部分が賃金の最低額に関する規定のある労働協約の適用を受ける場合、この労働協約の当事者である労働組合または使用者の全部の合意による申請があつたとき、一定の地域の事業場で使われる同種の労働者と使用者の全部に適用する最賃を決められるという規定）、④十六条方式（最賃審議会の職権によつて最賃を決められるという規定）がある。このうち③の十一条方式の最賃を決めるため、全職同盟化繊維部会と中立系の全蚕糸労連は本年（三十五年）三月二十八日、松野首相（当時の）に申請した。全職同盟は「十五才、本採用時六千五百円（日給二百五十円）、適用地域は全国の化繊製造業」、全蚕糸では「群馬県を除く関東一円の各県で日給二百二十円」というものである。これを検討して最賃として決める中央最賃審議会（会長中山伊知郎氏）は早速小委員会（小委員長長沼弘毅氏）で細部にわたつて検討しているが、次のような問題点があるとして難色をみせているという。即ち、①法律上一定の地域とあるが、一定の地域の範囲は何で決めるか、

②労働協約の適用を受ける大部分の使用者と労働者であるが、どの程度を大部分というか（労組法の協約の拡大適用では四分の三以上となつている）、③使用者とは工場単位か会社単位を指すのか（工場単位だと多くの工場をもつ一会社の態度ですべてが決まることになる）、つまり一社一使用者とするか、一工場一使用者とするか、④同種の労働者とは臨時工まで含めるかどうか、などである。しかし、この問題は、条文の解釈如何というよりは、当初からの労使の利害に係わる争点であることは周知の如くである。

(四) 混乱する賃金論争（むすび）

労働界には昨三十四年暮れ以来いわゆる「賃金綱領ブーム」が起きているといわれている。これは総評が二十七年に賃金綱領をつくり、最低賃金全国一律八千円の方角を打ち出したあと、特別の動きはなかつたが、最近になつて総評翼下の各単産別に賃金綱領作成の動きが現われ、炭労、全鉱、合化労連、国鉄、全通、全電通など各労組が賃金綱領の具体案を検討するに至つたためである。また総評以外にも中立系の全蚕糸、全国セメント、全損保、地銀連などの組合が賃金綱領の具体案を発表したからでもある。このため総評では三十四年十二月一、二の両日、静岡県伊東市で第一回賃金綱領研究会を開いたが、この集会には三十一単産代表が集まり、賃金綱領をつくるに当たつての諸問

題を討論した。しかしこの研究会は特に結論を出さず、今後さらに研究会を開いて意見を交換することになつたものであるが、このような賃金綱領が論議されるに至つた最も重要な背景としては、労働運動における賃金斗争の行詰りということにあるとみられている。事実、三十三年以来、私鉄その他でみられるような安定賃金制の導入、また定期昇給制の確立、職階給賃金の採用など、経営者側からの賃金を通じての「反撃」が強まり、いままでのような力による斗争だけでは賃上げがむずかしくなり、賃金に対する組合員の意思統一の必要に迫られているためである。前記の研究会で、まず賃金綱領の必要性について、国鉄、全通、全国セメント、合化労連などから、①総評の賃金綱領は職場に徹底していない。各単産毎にそれぞれの組合の実情に適した賃金綱領をつくつて賃金斗争の打開をはかるべきだ。②昇給制度中心の給与体系に慣れ、過去の斗争でも分配問題をめぐつて組合内が対立する傾向があり、賃金斗争についての明確な方針を打出す必要がある。③賃金斗争を企業別から産業別斗争に発展させるため統一的な賃金綱領をつくるべきだ、というような発言があつたということは、右の事実を裏書きするものといつてよい。だが、しからば賃金綱領の内容はどうあるべきか、ということについては、「全国一律の最低賃金と産業別最低賃金との関係」、「同一労働・同一賃金の原則について」などが問題

となるにとどまり、しかも、これらの抽象的な問題についてもかなりの意見の対立が示されたということは、賃金というもつとも具体的に現実に問題において、労働者側の問題意識がなお確立されておらず、資本側からの攻勢に乗ぜられる多くの弱点の根本的な要因の一つを示唆するものであるが、このことを集約して一般に示すものが、今年度で三年目に入った総評と日経連の賃金論争であろう。

今年も一月二十一日、総評は「賃金白書」およびそれを解説した「当面の賃金問題」を発表し、二三日おいて日経連は「日本経済の安定成長への課題と賃金問題」と題する賃金白書を発表した。春斗を前にして、労使の両団体が、賃金白書の形で当面の賃金問題に対するそれぞれの見解を明らかにするのは、ここ両三年来の慣習であるが、もちろん極めて有意義の傾向といつてよい。

総評の白書は、全文二二、〇〇〇字、「日本の低賃金構造を打破するために」という副題をつけている。日本の低賃金と、それを下から支えている賃金格差の大きさを説明し、これを打破するには、大幅な賃上げと、同時に最低賃金制、労働時間の短縮、社会保障の確立を目標とする統一斗争が必要だと訴えている。これに対し日経連の白書は前掲の表題の二二〇頁の単行本である。国民経済的には安定成長がこれからの課題であり、個別企業の観点からは、長期経営計画とこれに応じる長期労務管理計画が、今後

の問題となる。それには「安定賃金」制度を導入することが必要だし、賃上げ率についても、安定成長という立場から決定しなければならぬ。たまたま利潤が上がったからといって、賃金にばかり振り向けてはならぬ、というのが、全体の要旨である。「大幅賃上げ」か、「安定賃金」かが、今年の春斗をめぐる日経連、総評の対立の焦点であることを、恰かも示唆したかの如くである。

安定賃金という言葉は、すでに昨三十四年の春斗で私鉄総連の東京急行などが使い出してから、各方面で問題になった。日経連は、折から流行の企業の長期計画と結びつけて、安定賃金制度を普及させることにしたらしく、こんどの賃金白書では、この安定賃金のタイプとして長期賃金協定はじめ四つの型をあげている。総評はむろん、安定賃金に反対であり、「資本家の賃金政策は、安定賃金の拡大による斗争力の減少に向けられている。労働組合は、いちは有利な条件の時に、いつでも要求を出し、実力を出して、これを獲得するという権利を放棄すべきでない」といつている。また「労組の行動を、経営者に委ねるような安定賃金には反対だ。もし労組が、労働者に固有の賃金決定の権利を経営者に委任するならば、職場に民主主義はなくなくなり、職制におもねり、自らの生活と健康を無視する長時間労働と低賃金をおしつけられても、これとどう組織力はなくなってしまう」ともいつている。

この総評の主張には、単に低賃金脱出というだけでなく、いわゆる斗争至上主義にもとづく若干の誤解もあるとみられている。安定賃金の特徴の一つは、少なくとも二年以上の長期協定ということだろうが、この二年協定が、組合の権利の放棄になるというなら、賃金協定など、いつになつても結べるはずはない。極端にいえば、一日協定がいちばん理想的だということにもなる。ただ総評として不安を感じているのは、日経連その他の使用者側の多くが、長期協定⇨安定賃金と、定期昇給制⇨使用者の一方的査定による昇給制度を、結びつけてきていることにあるようで、賃金協定の権利を使用者や職制に委ねるといふのは、それを指すのだから、しかしこれは安定賃金とは別の問題であろう。総評はこれまで、定期昇給制度には反対してきたが、今度の賃金白書では賛成している。少なくとも反対していない。現に定期昇給制のあるところでは、年令、経験をもとにした完全自動昇給制に改めるよう努力するといつている。公務員、公社員には定期昇給制がある。定期昇給反対は現実無視という声が公務員からはあげられている。民間企業でも、総評が昨年やつた賃金意識調査で明らかのように、定期昇給希望者が圧倒的に多い。年功序列賃金の現状のもとでは、やむをえないと考えたのであろうが、その代り完全自動昇給を主張している。

論点の第二として、昨年から引き継がれている問題に、

労働分配率の低さがある。総評は、日本の低賃金は、第一に国際的な低賃金であり、第二にテレビ、電気冷蔵庫などの「新生活様式」に追いつけない低賃金であり、第三に資本の高い蓄積と搾取のために、付加価値の労働者分配率が極めて低いのが特徴だ、といつている。この説明は、間違つていとは思われない。新生活賃金は、昨年の欲望賃金論を発展させたものだろうが、いずれにしても今日では、食えない一点張りの生活賃金では、第三者を納得させられないので、新生活様式という考え方をusstしてきた。生活の近代化は一つの社会的強制である。月賦とか税金に追われ、しかも文化生活に遠い今日の生活は「貧乏」にほかならない。貧乏という概念が、今日では変つてきたという。東大の大河内教授は、日本の一〇倍もの高賃金をとるアメリカの労働者にも、相対的貧乏感はあるといい、日本の労働者が生活近代化の要求を掲げてきたことのなかに、貧乏脱出、低賃金克服の一つの契機がある、と教授はその著「貧乏物語」のなかでいつている。総評の新生活賃金論も、その一つであるといつてもよい。第三に、製造工業の付加価値の労働者分配率は、昭和三十年で三八%であつて、アメリカの五五%(三十一年)、スウェーデンの五八%(三十一年)、イギリスの五七%(三十一年)などに比べてはるかに低い。トルコ、ビルマ、ブルガリアと肩をならべるものだ、といつている。この分配率の国際的な低さは、日本の

高蓄積と搾取の大きさを示すものだ、というのが総評の主張である。分配率の低さは、日経連も認めている。その理由として日本の金利が外国より高いこと、付加価値のなかには減価償却費のほかに、税金、輸送費、保険、倉敷料などが入っているが、これらが外国より高いことを、昨年の賃金白書では主張していた。総評のいうように、六割以上が資本の搾取だというのは、減価償却その他が付加価値に含まれているので、心ずしもその通りとはいえないが、いずれにしても国際的にみて、労働者分配率が低いこと、さらに近年低下していることは、事実であろう。結局これは、日本における労働者の地位の低さ、生活水準の低い農村、その他の潜在失業的失業の影響をうけて、労働組合自体としては相当の斗争力をもっているにもかかわらず、賃金が低い水準にしわよせされるということであろうか。いま一つ、日経連の白書によると、実質賃金と生産性との関係では、三十年を一〇〇として、三十一年九六・五、三十二年九一・六、三十三年九六・二と、賃金上昇率が生産性上昇率より低い。コスト・プッシュ・インフレ、つまり生産コストが上がるにより生じるインフレの心配はますますないようだが、この生産性を下回る賃金上昇が、果たして国民経済として適当かどうか、議論は残っているところであろう。蓄積が先きというのが、日経連の主張である。しかしこれに対しては、過小消費による国内市場の狭さを

心配する有力な見解もある。経済企画庁の経済月報にも、そうした見解が出ている。年功序列型賃金体系の打破、同一労働同一賃金が労使双方によつて唱えられていることにも注目してよく、いずれにしても賃金をきめるのは、労使の力を背景とする団体交渉だということは、双方とも一致しているようだが、国民経済的にみて誰がみても妥当だといふ合理的な基準が、一つの社会的慣行としても貫かれなければ、単なる階級的エゴイズムの醜い姿が相互に押し出されるにとどまるであろう。

四 勤労者家計

(一) 概況

「消費の堅調」という言葉は、最近における経済専門家の合言葉となつてきている。各種の経済統計指標は、個人の消費支出が最近一貫して増大しつづけていることを伝えているし、テレビや電気冷蔵庫のような家庭用電気製品の普及が目ざましいことは、ジャーナリズムのくり返し取りあげている話題である。戦後十五年、国民の生活はいくたの曲折をたどりながらも、ようやく豊かな生活への道が開けてきたようである。だが、国民全体、とくに勤労者の生活内容は本当に改善されているのであろうか。多くの働らく

人々が、このような経済専門家やジャーナリズムの宣伝を、真実として受取るだけの生活の向上に浴しているかどうか、がここでの問題である。

国民生活の実態を知らせる定期的な統計資料としては、総理府統計局の「家計調査」、経済企画庁の「消費者動向予測調査」、農林省の「農家経済調査」などが主なものであるが、これらの資料に基いて、最近の国民生活の実態を分析した調査報告書としては経済企画庁の「国民生活白書」(三十四年十一月二十八日発表)、厚生省の「厚生白書」(三十四年十二月十日発表)、経済企画庁の「経済白書」(三十五年七月十九日発表)、労働省の「労働白書」(三十五年六月三十日発表)などがあり、それぞれ所管行政事務の特徴により指向する焦点に若干の相異を示しているが、いずれも最近における個人消費の「堅調」を謳っていることに変わりはない。いま、これらの白書から、三十四年度を中心とする国民生活の特色を、その主要問題点について探ってみよう。

「戦後国民生活の構造的変化」という表題をつけた経済企画庁の「国民生活白書」は、戦前と戦後で、われわれの日常生活がどう変つたかを、克明に分析しているが、前年の白書では所得階層別の分析が主であつたのに対し、今度の白書では、職業別の所得、消費水準にも焦点を向けている。そこに出されている結論は、それほど目新しいもので

なく、戦後の経済の発展、拡大に伴なつて、国民の所得も順調にふえてきた。消費水準も平均して戦前を超えるに至つた。衣と食の生活ははるかに良くなつた。電化生活をはじめ、生活の合理化、近代化も進んでいる。「消費革命」といふべき事態が進行している、と白書はいう。だが、その半面、共同生活の施設が遅れていること、それが、われわれの生活の現実だと指摘する。水道、下水、ガス、電話、公営住宅、さらに通勤電車の混雑ぶり、どれ一つをとつてみても、欧米の先進国にははるかに及ばない。これを充実するのが、今後の政策の焦点でなければならぬ、と結論するのである。もちろん、この結論はもつともである。ただ、すでにこれらは岸前内閣の長期政策にも盛り込まれているところで、別に目新しいものではない。といつて、これを軽視してはならないし、今後の生活行政の重点が、こうした共同的消費施設の充実におかれねばならないことは当然である。

この白書によれば、農業、商業、工業労働者など、職業別の所得水準を、戦前と戦後について、比較しているが、とくに注目を惹くのは新中間層の問題である。農業、商業、一般労働者の所得は、名目的にも、実質的にも、戦前よりはるかに高くなつてはいるが、いわゆるサラリーマン、職員層、管理者層の給料は、戦前より実質的に下つており、戦前の三分の二程度というものが、この白書の分析であ

る。たとえば、大学卒八年の職員の月給は、戦前の大正十二年には月一八七円であつたが、昭和三十三年では三二、七三三円に過ぎない。一七五倍である。大学卒十五年の職員は、戦前同じく三一七円だつたが、いまは五六、四五五円、一八〇倍にすぎない。この間に物価は三一〇倍に上つていくから、生活水準としては戦前に及ばないわけである。一般の雇用労働者が、三九一倍、商業が五六六倍に上つていくのに比べると、これら職員層の相対的下落は大きい。同じ年配の肉体労働者と職員層の賃金は、戦前は三倍から四倍半に開いていた。だが今は、ほとんど同じか、せいぜい一・三倍程度の開きに過ぎぬ、と白書はいうのである。

白書は、この原因を職員層の増加に求めている。高等教育の普及は、たしかに職員層のサラリーマンをふやした。経済の発展は教員、官吏、自由職業の新中間層を増加させることになつた。戦前は、これらの新中間層は就業者総数の五・一％程度にすぎなかつたが、いまでは一一・五％にふえている。稀少価値が減つたために、これら職員層の所得水準が相対的に低下したのだ、といつてゐる。この分析は、或る程度あつてゐるといえるであらう。日本ばかりでなく、ヨーロッパ、アメリカを通じて、共通の現象である。すこし冷静に考えれば、もともと職員と労働者の間に、賃金で数倍という大きな開きがあり、戦前あつたのが常態

ではないのであつて、やはりこの格差は縮まつてゆくのが正常とみるべきだからである。この新中間層の増加は、いふまでもなく経済の発展によるものである。マルクスは、中間階級はなくなつて、資本家とプロレタリアの二つに分かれると予言したが、実際は、第三次産業の発展に伴ない、新しい中間層が増加してきている。白書の分析は、日本でもこれを裏付けるものといつてよい。しかも、イギリスでも、西ドイツでも、これら新中間層の増加とともに、その社会的地位の比重も増高している。これは昨秋のイギリス総選挙や西独の社会民主党の新綱領において示されたところであつた。日本でも、この増大しつつある新中間層に注目して、これをどう育成するか、また労働者階級から中間層への階層変化も、東京や阪神の大企業では明かに現われているが、この変化を国としてどう生かしてゆくかは、福祉国家政策をとる建前からすれば、きわめて重要なことで、昨秋社会党から分離した民主社会党が、立党の基盤として狙つてゐるのが、ほかならぬこの新中間層で、すべての労働者を中産階級へ、といつてゐるのは周知の如くである。

しかし一般の労働者の生活は、右のように戦前と比べて平均して職員層との所得格差を縮めたとしても、果たしてどの程度に改善されているかが問題である。実際の階層別の所得格差は、「賃金」の項でも見たように、決して縮まも喜んでばかりはいられないのである。最近の東京都民生局の調査によると、あとも触れるように、都内四万四千世帯、十七万に上る被保護世帯の生活実態は、一般の好景気をよそに、ますます悪化の傾向にあるといふ。全国的にみて、これと同程度ないしそれ以下の生活水準にある世帯がなお一割も存在しているとすれば、これらの人々には「消費の堅調」は全く無縁のたわ言に過ぎないことはいふまでもないであらう。

では実情は果たしてどうか。以下、三十四年を中心に最近の都市労働者の動向を分析し、若干の問題点をまとめてみよう。

(二) 消費者物価の動向

まず、勤労者の家計に直接響く消費者物価の動向はどうであつたか。次の第五十四表にみるように、消費者物価指数はここ数年間は比較的安定した推移をたどつており、最近の消費水準が比較的順調な伸びを示していることの重要な要因の一つとなつてゐた。三十四年に入つても、年初は好景気にもかかわらず六月までは横ばい状態にあつたが、後半上昇に転じ年末までじり高をみせ、その結果年平均指数では三十三年に比し一・一％の騰貴となつた。これを費目別にみると、食料費は八、十月における台風による一部の季節的な野菜や豚肉の高騰の影響もあつて年央を境に上

つていないのである。これは前年の国民生活白書の分析している通りである。地域別格差も同様である。東京と鹿児島では、三倍の開きがある。この五年間には、都市は二割以上の生活水準の上昇をみているが、農村は一割余にすぎない。こういう不均等は看過されてはならない。また戦後の国民経済は、非常に復活したとか、早い速度で上昇したとかいわれるのだが、しかし日本の国民一人当りの実質国民所得水準を国際的に比較すると、二十八番目に過ぎないのである。セイロン、エジプトよりは僅かに良いが、イタリア、トルコには遙かに劣るといふのが実情である。政府の長期計画によると、われわれの所得水準は今後二十年経つて、西独の現在の所得水準に辛うじて追いつく程度である。しかも日本では、所得のうち貯蓄に回らす割合が外国に比べてかなり大きいので、消費生活に向ける金額は、所得水準の上りかたよりもと低くなる。それに、三十四年には、中・低所得層や農家の内部での所得の伸びについての開きが比較的小さかつた、と経済白書は分析している。いずれの白書も「消費革命」という通り、テレビ、電化生活をはじめ消費生活の近代化の速度は、たしかに早い。もちろんこれは歓迎すべきことには違いない。しかし、その消費革命が、果たして経済のシン底からの発展のうえにもたらされたものであるかどうか、弱い地盤と土壌の上に咲きはこつたアサ花の如きものであるなら、必ずし

昇し、被服物価も前半衣料消費不振によつてここ数年来の最低水準を記録したが、後半に入つて上昇を示し、光熱も八月を境に上昇し、結局前年と比較すると前半と後半の動きが相殺され、食料は〇・六%の微騰、被服・光熱はそれ

ぞれ二・〇%、一・二%下落した。一方住居は主に家賃の引続く値上りで年初来一貫して上昇し三・九%と大巾な騰貴を示し、雑費も年初の新聞、ラジオ或は私鉄運賃など料金関係の値上げで、三・一%の上昇をみた。

第五十四表 消費者物価指数の推移(大都市・昭和三〇年平均=100)

年 月	総 合	食 料	被 服	光 熱	住 居	雑 費
三〇年平均	100.0(△1.1)%	100.0(△3.0)%	100.0(△4.4)%	100.0(△0.8)%	100.0(△1.1)%	100.0(△3.2)%
三年 "	100.4(〇.3)	97.8(△1.1)	97.6(△0.7)	101.7(1.7)	100.4(△0.4)	101.7(1.7)
三年 "	101.5(〇.1)	101.5(〇.3)	100.1(〇.4)	101.7(〇.7)	100.4(△0.4)	101.7(1.7)
三年 "	101.0(△0.5)	101.3(△1.2)	97.2(△3.1)	107.9(△3.5)	100.0(〇.0)	103.3(3.3)
四年 "	104.1(1.1)	101.6(〇.0)	95.3(△2.0)	106.6(△1.1)	101.1(〇.1)	105.3(5.3)
一・六月 "	103.3(〇.0)	100.9(〇.0)	93.9(△3.7)	106.7(△1.1)	101.3(〇.3)	106.0(6.0)
七・三月 "	105.0(1.4)	100.8(〇.0)	94.6(△0.6)	106.5(△0.1)	103.9(2.9)	109.1(9.1)

(注) 総理府統計局「家計調査」、()内は対前年同期増減率、△印は減少。

ところで、このような消費者物価の上昇は、企画庁によると世界的な傾向だという。事実、三十四年までについてみると程度の差はあるが一貫して上がつていく。三十四年第四四半期(九—十二月)の水準は三十年に比べ、フランス二九・八%、英国一三・二%、西独一一・八%、米国九・六%のそれぞれの上昇である。これに対しわが国はわずか五・五%高と上がり方は比較的小さい。三十二年後半か

ら三十三年はじめにかけて景気変動の余波を受けて大きく低落したことと、一応、低物価政策の効果とみていいだろう。ところが、三十四年の上昇はフランスを別にするとわが国は最も高く、三十二年の神武景気当時より大きな上昇率(二・二%)を示している。しかもその後、西独は横ばい、フランスは四月以降下落し、米国は〇・二%程度の小巾上昇であるのに、わが国は英国とともにかなり目立つた

動きをみせている。即ち、総理府調べの大都市の指数(三十年=100)によると、三十四年七月の一〇三・八から三十五年七月には一〇八・三まで上昇し、東京都消費者物価指数も三十四年八月の一〇七・一から三十五年八月は一〇二・二に漸騰した。今三十五年に入つてから各種料金の引上げで目ぼしいものを拾つてみても、ガス料金が一月(東京一・五%、大阪一一・九五%)と七月(名古屋最低料金三一・六%など)、通運料金が二月(五・〇三%)、地下鉄が四月(東京五円)、六月(名古屋五円)と七月(大阪五円)、入浴料(東京)が七月(二円)、牛乳が六月(百八十cc一円)、食パン(東京、千葉、埼玉など)が八月(一斤当たり五円)という調子で、このほか魚貝、鶏卵、野菜などの季節的値上がりや醤油、豚肉の値上がりが続いている。また環境衛生法により中央の自主規制最低料金が理容は昨年十月に大人一回百四十九円九十一銭、クリーミングはワイシャツ一枚三十四円五十九銭、美容業は本年

(三十五年)五月にセット付コールドパーマ四百八十二円四十四銭とそれぞれ決まつたため、地区によつてはかなりの値上がりとなつていく。それにしてもこの八月までの一年間の消費者物価が東京都の指数で四・八%の上昇とは、台所をあずかる主婦の苦情も急に強くなつてきたわけだ。次から次へどこか、いまや一斉の物価の上昇である。恰かも池田政府が新政策を発表して経済成長率九%説を流したために、値上げを狙つていた業者たちが自信をつけ、選挙前という政府の弱味につけこんだ様子も窺えるようである。もはやお座なりの物価対策では切り抜けられない状況である。

そこで右のような物価の上昇が、労働者生活に与える影響の程度を知るために、まず、労働者の「毎勤」により既掲の名目賃金を消費者物価で除して算出した実質賃金指数の動きを調査産業総数についてみると、次の第五十五表の如くで、三十四年は前年水準を大幅に上回つたが、三十

第五十五表 実質賃金(現金給与総額)指数と増減率(調査産業総数、規模三〇人以上)

実質賃金指数三〇年=100	三〇年	三一年	三二年	三三年	三四年
同	100.0	107.1	108.7	113.0	119.9
対前年増減率(%)	六・四	七・一	一・五	四・〇	五・八

(注) 労働省「毎勤」統計の賃金指数と総理府「消費者物価指数」から作成。

一年と比べるとやや伸び悩み、さらに消費者物価の騰貴から名目賃金の上昇には及ばなかつたことが一応看取される。

次に都市勤労者世帯の中分類別消費支出について、その支出弾性値を求め、これによつて各費目の必需程度を分類して物価との関係をやや長期的にみると、次の第五十六表

の如くである。即ち、比較的必需程度の高い費目（支出弾性値〇・七未満）の物価は三十年から三十四年の四年間に全体で五・八%と目立って高い上昇を示し、奢侈的費目（弾性値一以上）の場合に比べてもやや高くなつていゝる点が注目される。これは野菜、家賃等の大幅な上昇によるところが大きく、これらの物価上昇は三十四年の対前年

第五十六表 生活必需程度別物価上昇率

費目	奢侈品目 (弾力性一以上)		中間品目 (一〇・七)		必需品目 (〇・七未満)	
	三四年/三〇年	三四年/三三年	三四年/三〇年	三四年/三三年	三四年/三〇年	三四年/三三年
住宅修繕	六・五%	△〇・一%	四・〇%	二・二%	一五・二%	一一・一%
家具什器	一・五	△一・二	〇・七	〇・二	九・四	〇・六
教育	一九・八	二・九	一・六	〇・九	一九・二	一・一
修養娯楽	一二・七	七・〇	二・七	〇・二	二・四	△二・二
被服	△四・七	△二・〇	一・五	〇・一	△一・〇	〇・八
交通通信	一二・三	二・七	△二・七	〇・四	△三・六	△一・四
計	五・三	一・六	一・三	△〇・五	五・八	一・四
肉類	△〇・一%	△〇・一%	四・〇%	二・二%	一五・二%	一一・一%
飲料	△一・二	△一・二	〇・七	〇・二	九・四	〇・六
乳卵	二・九	二・九	一・六	〇・九	一九・二	一・一
文房具	七・〇	七・〇	二・七	〇・二	二・四	△二・二
保健衛生	△二・〇	△二・〇	一・五	〇・一	△一・〇	〇・八
酒類	△二・七	△二・七	二・七	〇・四	△三・六	△一・四
菓子果物	△五・八	△五・八	六・六	△一・二	△一・六	△〇・七
光熱	△一・六	△一・六	六・六	△一・二	△一・六	△〇・七
計	一・六	一・三	一・三	△〇・五	五・八	一・四

(注) 総理府統計局「小売物価統計調査」

- 1) 弾力性は全都市勤労者世帯の実収入階級別家計収支(一と一二月平均)から求めたもの。
- 2) 各項目別計は三〇年C・P・Iウエイトを用いて加重平均した。
- 3) △印は減少。

比でも際立つて高くなつてゐる。中間的費目では、供給量の増加もあつて飲料、酒、菓子、果物等の嗜好品を中心に物価は下落の方向にあるが、奢侈的費目のうちでは教育費、交通通信費、修養娯楽費等の上昇によるところが大きく、なかでも授業料、運賃等の値上がりについては、一般労働者の生活ともかなり密接な関連をもつてゐることはいうまでもない。なお、修養娯楽費の上昇は新聞料金、ラジオ聴取料の値上がりや映画観覧料の値上りによるところが大きい。また家庭用風呂設備の普及によつて、入浴利用者は減少しているにも拘らず、入浴料金の値上げが租上へのぼつてゐるのは、これらが生活の近代化に伴う物価面への波及として無視できないものがあるからである。

以上のように、費目によつて物価変動の跋行性が目立つてきてゐると同時に、他面一般物価への影響度の大きいと思われる電気料金、運賃等の値上げ、或いは一般労働者にとつて関係の深い入浴料、家賃等の値上げが租上にのぼつてゐることは、今後の消費者物価の動向について、消費者の立場に立つ強力な消費者行政ないし国民生活行政の推進が所期される所以である。

(三) 世帯収入の動向

次に、右のような消費者物価の動向、したがつてまた実質賃金の推移を念頭において、勤労者の家計収支状況を考

えると、かなり複雑な態様が予想されるわけであるが、果たしてどうであつたか。ここにまず全都市勤労者世帯の収入の面についてみると、総理府統計局の「家計調査」によれば次の第五十七表の如くであるが、三十四年の実収入は年初から二、三月まで対前年同月比四%前後の伸び率に止まり、また後半八、十月も同様の停滞を示した。しかし夏季、年末の賞与月を中心に再び大幅な上昇をみたため、年間平均では三六・八七三円と、前年に比べ六・四%という順調な伸びを示した。これは好況に恵まれた三十一年の増加率五・五%(世帯人員修正で七・八%)、三十二年の六・一%に匹敵するもので、最近の家計収入は、好、不況に拘らず着実な上昇を示してゐるようである。しかし、このような実収入の増加の中心である世帯主収入を定期と臨時の各収入に分けてみると、好、不況によつてその様相を異にしており、臨時収入(超勤手当を含む)は好況期を中心に大幅な伸びを示している。これは、好況期には超過労働による収入が増加することもあるが、主として夏季、年末賞与が大幅な増加を示すためである。三十四年には定期収入の四・五%増に対し、臨時収入一四・八%増と臨時収入の伸びが大きく、定期収入はやや伸び悩みをみせてゐる。このため、定期収入が目立つて増加した三十三年とはかなり対照的な動きを示している。

一方、世帯員収入(妻の収入を含む)の動きをみると、

第五十七表 実収入の推移 (全都市勤労者世帯)

年 月	実 収 入	勤 労 世 帯			計	その他の 実収入	可処分所得
		世帯主収入	世帯員収入	内職収入			
三〇年平均	三〇,一九〇(三・〇)円	三三,〇〇五(四・五)円	三〇,二一五(三・五)円	六〇,二二〇(三・〇)円	三七,〇六〇(三・〇)円	一,四九〇(一・五)円	三三,八六〇(三・〇)%
三〇年	三〇,七六六(三・〇)円	三三,五五五(四・五)円	三〇,〇三三(三・〇)円	六三,五八八(三・〇)円	三九,〇三三(三・〇)円	一,五五五(一・五)円	三三,八〇〇(三・〇)%
三一年	三三,六四四(六・一)円	三三,三三一(七・〇)円	三〇,七〇七(三・〇)円	六四,〇三八(三・〇)円	三九,〇七七(三・〇)円	一,五五五(一・五)円	三三,八〇〇(六・一)%
三二年	三三,六三三(六・一)円	三三,八六一(五・六)円	三〇,四〇二(三・〇)円	六四,二〇四(三・〇)円	三九,九二六(三・〇)円	一,五五五(一・五)円	三三,八〇〇(六・一)%
三三年	三三,七九一(六・一)円	三三,八六一(六・一)円	三〇,七〇七(三・〇)円	六四,五一八(三・〇)円	三九,〇〇八(三・〇)円	一,五五五(一・五)円	三三,三三三(六・一)%
三四年	三三,七九一(六・一)円	三三,八六一(六・一)円	三〇,七〇七(三・〇)円	六四,五一八(三・〇)円	三九,〇〇八(三・〇)円	一,五五五(一・五)円	三三,三三三(六・一)%
三五年	三三,七九一(六・一)円	三三,八六一(六・一)円	三〇,七〇七(三・〇)円	六四,五一八(三・〇)円	三九,〇〇八(三・〇)円	一,五五五(一・五)円	三三,三三三(六・一)%
三六年	三三,七九一(六・一)円	三三,八六一(六・一)円	三〇,七〇七(三・〇)円	六四,五一八(三・〇)円	三九,〇〇八(三・〇)円	一,五五五(一・五)円	三三,三三三(六・一)%
三七年	三三,七九一(六・一)円	三三,八六一(六・一)円	三〇,七〇七(三・〇)円	六四,五一八(三・〇)円	三九,〇〇八(三・〇)円	一,五五五(一・五)円	三三,三三三(六・一)%
三八年	三三,七九一(六・一)円	三三,八六一(六・一)円	三〇,七〇七(三・〇)円	六四,五一八(三・〇)円	三九,〇〇八(三・〇)円	一,五五五(一・五)円	三三,三三三(六・一)%
三九年	三三,七九一(六・一)円	三三,八六一(六・一)円	三〇,七〇七(三・〇)円	六四,五一八(三・〇)円	三九,〇〇八(三・〇)円	一,五五五(一・五)円	三三,三三三(六・一)%
四〇年	三三,七九一(六・一)円	三三,八六一(六・一)円	三〇,七〇七(三・〇)円	六四,五一八(三・〇)円	三九,〇〇八(三・〇)円	一,五五五(一・五)円	三三,三三三(六・一)%

(注) 総理府統計局「家計調査」、()内は対前年増減率

三十四年は前年に比べ一〇・九%とかなり大幅な増加を示したことが特徴的である。世帯員収入はこれまで不況期に増加し好況期に停滞するという傾向があり、二十九年、三十三年の不況期にそれぞれ一八・七%、一〇・五%と大きく伸び、三十一年、三十二年の好況期には一%前後の伸び率に過ぎなかつたが、好況下にもかかわらず三十四年の増加額はほぼ二十九年の増加額に匹敵するものであつた。

以上のような家計収入の動きを反映して、実収入構成の面にも次のような変化がみられ、従来の基調に若干の変化が認められる。即ち、①好況下を通じて高まつた世帯主収入比率は三十二年を頂点に三十三年、三十四年と減少に転

じ、反面世帯員収入比率が高まつていること、②世帯主収入の内訳では定期収入比率が三十年を頂点に目立つて低下し、一方賞与などの臨時収入比率が高まつていること、などである。この②については、世帯主の定期収入の低滞がやや目立つている点を除けば、賃金の面に現われた好況下における一般的傾向の反映とみられるのであるが、①つまり世帯員収入の動きについては、かなり特徴的な面をもつている。即ち、少し立入つてその内容を検討すると、まず有業率(世帯員に対する有業者の割合)は、次の第五十八表にみるように、最近年々増加の傾向にあり、三十四年も引続き増加をみせているが、三十年から三十四年にか

伸びを上回わり、七・二%の上昇を示した。

第五十八表 有業率の推移

年	世帯人員	有業人員	有業率
三〇年	三〇,七一一人	一,四四五人	三〇・七九%
三一年	三二,四四七人	一,四四六	三二・六六%
三二年	三二,四四七人	一,四四五	三二・六六%
三三年	三三,四四六	一,四四八	三三・一五%
三四年	三三,四四一	一,五〇〇	三四・〇〇%

(注) 総理府統計局「家計調査」

てやや長期的に有業人員(世帯主を除く)と世帯員収入との関係を階層別にみると、第五十九表の如く、有業人員の増加率は低所得層において高く、世帯員収入もそれに見合つた変化を示している。しかも世帯員一人当たり収入の増加率は階層別にみて大差なく、収入額は依然大きな開きをもつたままである。つまり、その背後には低所得層における多就業化という形態が暗示されるわけであつて、いわば生活の近代化に伴なう生活意識の問題とも考え合わせ注目される点である。なお、実収入から非消費支出(税、社会保険料等)を控除した可処分所得をみると、前掲第五十七表の如く、三十四年は四月からの減税もあつて、実収入の

第五十九表 五分位階層別有業人員および世帯員収入

所得階層	有業人員(世帯主を除く)		世帯員収入		一人当たり収入	
	三〇年	三四年	三〇年	三四年	三〇年	三四年
I	〇・三〇人	〇・三〇人	七三三円	一,〇九〇円	二,五三二円	二,八八三円
II	〇・三〇人	〇・三〇人	一,二七〇円	一,六六七円	三,九三六円	四,〇五五円
III	〇・三〇人	〇・三〇人	一,一五八円	一,五五九円	三,八六一円	四,〇五五円
IV	〇・三〇人	〇・三〇人	一,一五八円	一,五五九円	三,八六一円	四,〇五五円
V	〇・三〇人	〇・三〇人	七三三円	一,〇九〇円	二,五三二円	二,八八三円

(注) 総理府統計局「家計調査」
世帯員収入には事業内職収入は含まれない。

年 月	総 合	食 料				被 服	光 熱	住 居	雑 費
		計	穀 類	そ の 他	被 服				
三〇年平均	二四、三三〇円	一〇、八七〇(四四・五)	四、〇七二	六、八三三	二、九三三	一、三三六	一、四〇〇	七、八〇〇	
三一年	二五、五五五	一一、一五三(四三・九)	三、九九二	七、一六三	三、一七三	一、三三七	一、七九八	八、三九一	
三二年	二七、七六六	一二、八〇〇(四六・〇)	四、一六六	七、六三四	三、四三三	一、四四五	一、九一五	九、一〇〇	
三三年	二九、四四三	一三、三三三(四四・八)	四、一六六	八、一三四	三、四九四	一、三三〇	二、四八〇	九、七五五	
三四年	三〇、六〇〇	一三、六六三(四四・五)	四、一四四	八、五五五	三、六六八	一、三九三	二、八八六	一〇、五七九	

(注) 総府統計局「家計調査」にもとづきマルタイプ方式により算出。
() 内は各費目の合計に対する食料費の割合。

第六十二表 消費支出金額 (五人、三〇・四日換算、全都市勤労者世帯)

年 月	平均消費性向	平均貯蓄性向
三〇年平均	九〇・八%	九・二%
三一年	八八・二	一一・八
三二年	八七・五	一二・五
三三年	八七・四	一二・六
三四年	八六・一	一三・九
一〜六月	八九・六	一〇・四
七〜十二月	八六・三	一三・七

(注) 総府統計局「家計調査」

第六十一表 消費貯蓄の推移 (全都市勤労者世帯)

意欲が前年に引続き著しく増加し、前年比一六・五%の大幅な伸びを示した。光熱費は電気器具の普及により電気ガス代が増加したが、薪炭などが減少し、全体としては三・三%の増加にとどまり、被服費は賞与月の衣料費の伸びで五・六%増、雑費は教育費、交際費などの増加が大きかった。さらに、全都市勤労者世帯の消費支出金額(五人、三〇・四日)を消費者物価指数によつて調整した消費水準をみると、第六十三表の通りで、三十年を一〇〇として三十四年は一二三・九となり、対前年増加率では三十三年よりやや下回るが、勤労者の生活水準が一応向上の一途をたどり、消費構造近代化への動向を示唆している。

(四) 世帯支出 (実支出) の動向

次に前項のような世帯収入の動きに対応する世帯支出 (実支出) の動きをみるに、次の第六十表の如く、三十四年は前掲可処分所得の増加に伴ない消費支出は前年より五・七%増加したが、実収入の増加率を下回つた。
即ち、勤労者世帯の実支出は三十四年平均は三三二、一二六円で対前年比四・九%、また消費支出は二九、三七五円で五・七%と伸びたが、可処分所得の伸び七・二%よりはかなり低く、ために平均消費性向 (可処分所得に対する消費の割合) は、第六十一表の通り三十三年の八七・四%か

第六十表 実支出の推移 (全都市勤労者世帯)

年 月	実 支 出	消 費 支 出					非 消 費 支 出		
		総 額	食 料	被 服	光 熱	住 居	計 租 税	そ の 他	
三〇年平均	三三、六六六(一〇・四)%	三三、五三三(一〇・九)	一〇、四四五	二、八六二	一、二五五	一、四三三	三、三三三	九六	
三一年	三三、五三三(一〇・四)%	三三、三三三(一〇・三)	一〇、三九九	三、〇五〇	一、一七四	一、七四一	三、三三三	九七	
三二年	三三、五三三(一〇・四)%	三三、〇九二(一〇・三)	一〇、三九九	三、〇五〇	一、一七四	一、九三三	三、三三三	九七	
三三年	三三、五三三(一〇・四)%	三三、〇九二(一〇・三)	一〇、三九九	三、〇五〇	一、一七四	二、八五四	三、三三三	九七	
三四年	三三、五三三(一〇・四)%	三三、〇九二(一〇・三)	一〇、三九九	三、〇五〇	一、一七四	二、八五四	三、三三三	九七	
一〜六月	三三、五三三(一〇・四)%	三三、〇九二(一〇・三)	一〇、三九九	三、〇五〇	一、一七四	二、八五四	三、三三三	九七	
七〜十二月	三三、五三三(一〇・四)%	三三、〇九二(一〇・三)	一〇、三九九	三、〇五〇	一、一七四	二、八五四	三、三三三	九七	

(注) 総府統計局「家計調査」、() 内は対前年増減率。

ら八六・一%に下降し、一方停滞気味であつた貯蓄性向は一三・九%と上昇した。また消費支出のうち食料費の伸びが小さく、消費の伸びの鈍化の主因をなしたが、エンゲル係数は三十三年の四一・二%から三十四年は三九・八%に低下し、戦後初めて四〇%を割つた。
次に消費支出(五人、三〇・四日換算)の内容をみると、第六十二表の通りで、三十四年の消費支出金額は総合で三三、二八〇円と六・三%上回つた。その内訳は肉・乳・卵類などの動物性食品、酒・飲料などの嗜好品、外食費は前年を大きく上回つたが、穀類が三十三年に比べて減少した。また住居費は耐久消費財を含む家具什器の購入

第六十三表 消費水準の推移（三〇年＝一〇〇、全都市勤労者世帯）

年 月	総 合	食 料			被 服	光 熱	住 居	雑 費
		計	穀 類	そ の 他				
三〇年平均	100.0(100.0)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
三〇年	105.1(105.1)	103.6(103.6)	103.5(103.5)	103.7(103.7)	107.7(107.7)	99.0(99.0)	103.0(103.0)	
三〇年	110.3(110.3)	105.9(105.9)	103.6(103.6)	107.2(107.2)	117.9(117.9)	99.8(99.8)	103.2(103.2)	
三〇年	117.9(117.9)	111.8(111.8)	100.7(100.7)	118.0(118.0)	133.8(133.8)	101.7(101.7)	109.7(109.7)	
三〇年	133.9(133.9)	123.5(123.5)	100.3(100.3)	133.1(133.1)	153.7(153.7)	107.4(107.4)	124.8(124.8)	

(注) 総理府統計局「家計調査」から全都市勤労者世帯の消費支出金額を五人、三〇・四日にマルタイプ方式によつて換算し、その数値を消費者物価指数(全都市)によつて調整し、更に三〇年基準に指数化したもの。
()内は対前年増減率。

(五) 家計収支の状況

以上のような収入と支出の動向より、勤労世帯の家計収支の状況をみると、次の第六十四表の如く、三十四年の家計収支バランスは着実に向上していることを示している。即ち、実支出は実収入の増加を下回り、その結果黒字額は毎年累増傾向を示しているが、三十四年においては「消費の堅調」といわれるにもかかわらず、可処分所得の伸びに比べて小さく、ために黒字は四、七四七円と前年を一七・九%と大幅に上回つて、一段と改善をみせたことを示唆している。

第六十四表 家計収支の推移(全都市勤労者世帯)

年 月	実収入(A)	実支出(B)	黒字額(C) (A)-(B)	黒字率 (C)/A
三〇年平均	29,169円	27,766円	1,403円	4.8%
三〇年	30,766	27,555	3,211	10.5%
三〇年	33,666	29,966	3,700	11.0%
三〇年	36,666	30,666	6,000	16.4%
三〇年	42,873	33,222	9,651	22.5%
一・六月	33,779	29,623	4,156	12.3%
七・三月	40,666	36,666	4,000	9.8%

(注) 総理府統計局「家計調査」
()内は対前年増減率。

ところで、以上のように都市勤労者世帯の家計収支は、一般的には改善されてきているが、わが国のように所得間格差に大きな開きをもつところでは、低所得層の家計改善の程度、或いはその内容等がかなり重要な意味をもっている。そこで、総理府統計局の「家計調査」から、まず実収入階級によつて全体を五つの層に分けてみた五分位階層別の平均実収入及び消費支出の動きをみると、第六十五表の如く、実収入は戦後一貫して拡大の方向にあつた所

得間格差の基調に若干の変化が認められる。即ち、神武景気下に停滞していた低所得層の実収入の伸び率は、三十四年には不況にもかかわらず比較的順調な伸びを示し、三十四年の好況期にも前年の伸び率を上回る改善をみている。一方高所得層では、神武景気下に大幅な増加を示したこともあつて、その後、伸び率からすればかなりの停滞を示している。このように三十四年に低所得層の伸び率が高所得層のそれを上回つていくことは注目されてよい。も

第六十五表 五分位階層別収入および消費支出

五分階層	三 年			三 年			三 年			平均増加率 への寄与率
	実収入	消費支出	対前年増加率	実収入	消費支出	対前年増加率	実収入	消費支出	対前年増加率	
I	12,553	11,107	4.2%	14,166	12,333	7.4%	15,666	13,666	6.6%	0.6%
II	21,766	20,666	5.1%	24,666	23,333	6.7%	27,666	26,666	7.2%	0.8%
III	26,443	25,555	6.1%	30,666	29,333	6.7%	34,666	33,666	7.2%	0.8%
IV	30,333	29,777	6.6%	35,666	34,333	7.2%	40,666	39,666	7.7%	1.1%
V	36,333	35,999	7.7%	42,666	41,333	8.3%	48,666	47,666	9.3%	1.5%

(注) 総理府統計局「家計調査」

第六十六表 所得階層別耐久消費財普及率(三十五年六月)

品目	平均	三〇年		三五年	
		普及率	普及率	普及率	普及率
ミシン	六二・一%	四二・二%	七三・五%	八四・七%	八六・八%
カメラ	四三・三%	一五・〇%	四七・七%	六三・三%	七三・二%
扇風機	四一・一%	一四・五%	四七・七%	五三・〇%	五八・八%
電気洗濯機	三三・七%	一〇・〇%	三六・五%	四一・四%	四六・六%
テレビ	三三・五%	七・四%	三三・一%	三九・一%	四四・四%
電気ガマ	三三・五%	一〇・〇%	三三・四%	三九・〇%	四三・六%
電気冷蔵庫	九・七%	一・六%	六・〇%	一四・七%	三三・八%
電気ストーブ	七・九%	一・五%	五・九%	一四・七%	一六・八%
オルガン	五・三%	一・〇%	五・三%	一〇・九%	一〇・二%

(注) 経済企画庁「消費者動向予測調査」

つとも、わが国のように所得間格差の大きなところでは、増加額自体に依然大きな差をもっていることは無視しえない点であろう。たとえば実収入の平均増加率への寄与率(第六十五表参照)という形でみると、三十四年においても高所得層が依然大きな比重を占めており、実収入階級別世帯分布の分散度が三十三年より三十四年の方が依然拡大を示していることも見逃がしえない。さらに消費支出の状況を見ると、やはり高所得層(第V)の伸び率停滞がいちじるしい。これは食料費、住居費等の安定化を反映したも

のとみられるが、消費全体とすれば、増加の中心分野は高所得層から中所得層への移行が認められ、第三、第四階層の増加率が高まっている。もつとも、最近増加テンポの大きい家具什器の普及状況を階層別寄与率によつてみると、依然低所得層の寄与率は小さく、第V階層が全体の伸びを支える大きな要素となつている。なお、企画庁の「消費動向予測調査」によつて耐久消費財の所有率(第六十六表)をみても低所得層(とくに二十万円未満)の普及度は圧倒的に低位にある。ただ、テレビ、扇風機、電気洗濯機等家庭用電気器具類の購入実績は、中所得層と高所得層とは大差なく、インテリの多い中所得層が他の支出を節約してまで文化的消費を享受したい欲求の強さを反映しているだけで、それも低所得の労働者世帯の所有率があまりに低いかから目立つのであつて、他の諸階層、個人営業、自由業(所得の高い弁護士、開業医、著述家等の「自由業」と、完全失業者、紙芝居屋、靴みがき等の「無職その他」を一本にして「自由業無職その他」として取扱うのは正しくない)等に比べて低くはあつても決して高いとはいえない。

また同じ資料から「職業別」に貯蓄保有額の分布状況を見ても、そこで目立つのは「労働者」世帯の圧倒的低さ、その対極にある「会社団体などの役員」世帯の高さの

対照である。「労働者」世帯では五〇・六%とその過半のものが貯蓄保有額五万円未満で、三〇万以上保有するものは七・一%にすぎない。これに対して「会社団体などの役員」世帯で五万円未満は八・五%にすぎず、逆に三〇万以上保有するものは五六・九%にのぼつている。なお、この「消費者動向予測調査」(最近のものは三十五年二月に行われたもので、四月十二日発表した)の対象世帯は労働者世帯、職員世帯とも大中都市在住のものに偏在し、しかも五百人以上の大企業にかたよつており、実際よりかなり所得の高い階層が選ばれているという欠陥が広く指摘されているので、次に、さきにもふれた低所得層の底辺部分ともいわれる厚生省の「低消費水準世帯」や東京都の「被保護家庭」などの家計状況に言及しよう。

(内) 低所得層の家計状況

厚生省の「厚生行政基礎調査」によると、わが国の生活保護階層即ちいわゆる被保護世帯は総人口の僅か一・八%にしかならないが、その背後には、生活保護法の適用こそ受けていないが、生活保護階層に近い消費水準にある低所得層、即ち「低消費水準世帯」が依然一六九万世帯(三十三年)という多きにのぼつてると推定され、総理府統計局の「家計調査」による一般勤労世帯とかなりかけ離れた家計状況を示しているところに問題がある。厚生省の

推定する「低消費水準世帯」とは「被保護世帯の平均消費水準とほぼ同程度またはそれ以下の消費水準にある世帯」となつており、厚生省のあげている資料によると、それは耕地面積三反未満の五人世帯(その大部分は都市に居住する勤労者世帯といつてよい)で一カ月当たり約九、九〇〇円以下の生活をしている世帯である。五人家族で一万円足らずの生活がどの程度の内容のものかは、われわれの生活をふり返つてみれば容易に想像がつくであろう。生活保護基準設定のための理論生計費によると、食費の占める割合は六割強に達しており、いわば終戦直後の耐乏生活が生活保護世帯になお強制されているのを知ることができる。しかし、厚生白書(三十四年度版)によると、この低消費水準世帯の割合も、二十八年以降僅かながら漸減傾向にあるという。これは生活水準の改善の恩恵がこれらの低所得層にも僅かながら及んできていることを示すものである。か。必ずしもそうとは考えられない。生活保護層や失対事業の日雇労働者または公務員のような総じて政府が決定権を握つている勤労者層の生活は、つねに低位に据えおかれる傾向があり、したがつて低消費水準世帯の推計が、ときが経つとともに過少になりがちであるからである。

次に東京都民生局は都内四万四千世帯、十七万人にのぼる「被保護家庭」の生活実態調査を行なつていたが、去る六月九日(三十五年)、その結果を発表した。それによる

と、一般の好景気をよそにこれらの世帯の家計は全般に横ばいか悪化の傾向にあり、上向きになつて普通サラリーマン家庭の暮らしとは逆に、その格差がいよいよひどくなつてゐることが明らかになつた。これらの結果から保護基準の大幅な再検討が必要とみられている。この調査は無作為に抽出した三百世帯を対象に生計、就業、健康、住居など六項目について行なつたものであるが、ここで「生計」の項についてみると、収入月一万一千八百九十一円（昨年比五十五円減）、支出一万二千二百二十一円（同八十二円増）、支出のうち食費の占める比率—エンゲル係数五九・四%（同一%増）で、家計収支の赤字は横ばいしないし悪化している。このため収入三万六千七百二十円（昨年比二千四百三十二円増）、支出三万三千五百三十六円（同千七百四十六円増）、エンゲル係数三九・四%（同〇・八%減）と生活水準が明らかに上がった普通のサラリーマン家庭との開きはよいよひどくなつてゐる。なお、この調査が初めて手がけられた昭和二十二年当時の保護世帯の実収入二、四〇二円を一〇〇とすると、こんどの調査の前記実収入一一、八九一元は四九五となる。同じく標準世帯の当時の実収入四、八七五円を一〇〇とすると、こんどの前記三六、七二〇円は七五三となり、格差の著しい拡大は明らかである。

なお、今年の「労働白書」では、低所得層世帯の典型と

して、毎年十一月東京都で実施している「東京都日雇労働者生活実態調査」（三十四年十一月）の結果を引用して、日雇労働者世帯のうち家族二人以上世帯の家計の状況を示している（同書二一九頁参照）が、それによると、日雇労働者世帯の生活は好況の影響も受けず停滞している。即ち実収入は三・二%の伸びを示したが、一方「家計調査」（十一月）の東京都勤労者世帯の実収入の増加率は五・六%であるので、これとの差はますます開いてゐる。また世帯主収入は一万円程度で、家計調査対象の世帯主収入額（東京都分）の五七・三%にすぎない、といつてゐる。

(七) 住宅事情の推移

都市勤労者の生活状況は、一般的には以上のように改善され、いわゆる消費構造の近代化というべき現象もみられているのであるが、住生活については改善が最も遅れ、住宅難の解消はあまり進んでいない。さきに第六十二表でみたように、三十四年の住居費は前年比一六・五%の大巾な伸びを示したのであるが、それは電気器具等家具什器の伸び率が三四・七%増と、前年の大きい伸び率をさらに大巾に上回つたからであつて、前年大きく伸びた住宅修繕費が三十四年はほとんど伸びなかつたことによつて、住居費全体としてみれば、むしろ前年を下回つたのである。戦後十五年を経て約六百三十万戸の住宅が建ち、住宅事情は

一応の落ちつきをとりもどしているように見えるのであるが、大都市の住宅需要の増大、世帯分離の傾向、所得水準の上昇に伴う適正居住の要求、地価の上昇などで、各種の住宅政策の実施や民間自力建設戸数の増加にもかかわらず、大都市での住宅難は深刻であり、収入水準の低い層の多い借家借間世帯等については著しい住宅不足となつて現われ、いまや住宅事情は新段階を迎えるに至つた。

第六十七表 戦後住宅建設数（単位千戸）

年 度	建設省資料による。															
	昭和三年	三年	三年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	九年	九年	九年	九年	計	
民間自力建設	一三	三〇	五二	六四	三九	二七	一〇	一六	一六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三九	四、三七一
政府施策住宅	一〇	一五	二五	二七	五二	二〇	七	一一	一三	一三	一五	一六	一六	一六	三三	二、〇〇六
計	二六	四五	七六	九一	九一	四七	一七	二七	二九	二五	二五	二六	二六	二六	七二	六、三三三

(注) 建設省資料による。

住宅調査」によつてみると、住宅数は六・七%の増加であるが、世帯数も四・五%増加しているため住宅難率（住宅難世帯数を全世帯数で除したもの）は一四・七%から一二・五%と二ポイント強の改善にとどまつてゐるといふ。

最近行なわれた総理府統計局の「住宅調査」は三十三年十月現在のもので、その一部集計が三十四年十月に発表されたが、それによると、わが国の住宅総戸数は一、七四三万戸で、三十年十月調査の一、六三四万に比して一〇九万戸の増、年平均三六万戸増となつてゐる。それでもなお住宅不足戸数は二二七万戸とされ、これが即ち住宅難世帯と呼ばれ、全世帯に対し一二・五%に当るといふわけである。その要因別内訳は第六十八表の通りであるが、こうした要因はいわば客観的なもので、実際は、例えば狭小過密居住（一人当り二・五畳で全体の建物規模が九坪未満）といつても、収入が低いために主観的には一向に住宅難を感

しないという場合もあるし、またこれと反対に一応の条件にあてはまつた家に住んでいても、住宅難を感ずるという場合もある。

第六十八表 住宅難世帯の要因別内訳 (三十年十月現在)

住宅難世帯数	比率
総数	一〇〇・〇%
(1)非住宅居住	四・四
(2)老朽住宅居住	八・三
(3)狭小過密居住	五四・七
(4)同居	一六・八
(5)以上が複合したもの	一五・八

(注) 総理府統計局「住宅調査」による。

そこで、政府の従来の住宅不足数のはじき方では、真の住宅難の状態を反映しえないのではないかと、という批判も出てきている。今日では政府も住宅難の実情を説明するのに、収入階層別のやり方を用い、住宅難は低所得層に偏在しているといわれているが、それならば具体的にどのよう

このため、生活に対する不満は、依然として住宅問題に集中的にあらわれてくる。三十四年八月の内閣官房審議会調査による「国民生活に関する世論調査」の結果によれば、生活不満の内容において住宅問題に対する不満が二五%と最も高いのは、単なる不足戸数の問題でなく、右のような事情によるものと思われる。

なお、今年の経済白書によると、日本の家賃支出がアメリカ、西独等に比べてかなり低いことが目立っている。それは、わが国の住宅の大部分が比較的安価な木造住宅で、しかも居住面積も狭小なことに因る。即ち、一戸当りの住宅面積(市部)は、日本は五三・四平方米で、アメリカ、イギリスの六割程度にすぎない。しかも日本の一世帯当り人員は欧米諸国に比べかなり高いので、一人当り居住面積にすれば、さらに低いことになる。

(八) 今後の家計の問題点(むすび)

以上、住宅問題を含めて概観した三十四年における勤労者家計の状況は、主として総理府統計局「家計調査」の対象となつている全国二大都市の勤労者世帯を中心とした動きであるが、それはその主たる対象の範囲を超えて、国民全体の生活につながる数多くの問題点を示すものであつた。それは何よりも、一般経済の好況に伴なう賃金水準の上昇・雇用機会の増大などによつて、所得・消費の両面に

空家率を云々すると同様で、低所得層はいずれにしても対策において無視されている。三十三年十月の調査結果でいうと、月収一万円未満の世帯(臨時日雇級)では住宅難率は、全国、市部それぞれ三二・四%、三六・四%と圧倒的に高く、職業的に見ても住宅難世帯の六六%は雇用労働者であり、そのうち最も住宅難率の高いのが「臨時日雇」なのである。したがつて住宅難というものは決して解消していかないし、解消したのは高額所得者層であるといえる。だとすれば、住宅不足を単に戸数で表現することも実情に合わないこととなるが、とにかく前記のように建設省では三十五年四月に一六五万戸という数字を出しており、他方三十三年の総理府統計局の調査では二二七万戸とされているから、現在一六五万戸までは六二万戸が解決したという一応の勘定になる。同じ政府機関で数字が開いているのは、推計の前提に差異があるからで、いずれにしても一応の目安に過ぎないようである。

ともあれ、右のような深刻な住宅状況は、勤労者世帯の家計に大きな影響を与えている。即ち、需給関係の逼迫による家賃・間代の急激な上昇のため、実質的改善を伴わない消費支出増加を余儀なくされている。住居の種類別に消費の格差をみると、持家や官公住宅では比較的高所得世帯が多く、借家借間に低所得世帯が多いことになり、家賃間代を除いた両者の消費格差はさらに大きくなつてい

わたり一応順調な改善が示され、都市農村を合わせた全国消費水準が、次の第六十九表にみるように、一二〇・一(三十年一〇〇)と、前年度の水準を四・八%上回り、とくに農村では対前年度比五・〇%増と二十八年以降最高の上昇を示したことも現われている。

第六十九表 国民消費水準(三十年一〇〇)

年度	都市	農村	全国
三年度	(104.3)	(101.8)	(103.2)
三〇	(103.7)	(101.3)	(105.3)
二九	(102.5)	(101.7)	(105.1)
二八	(101.5)	(101.5)	(101.5)
二七	(101.5)	(101.7)	(101.6)
二六	(101.7)	(101.0)	(101.4)
二五	(101.7)	(101.0)	(101.4)
二四	(101.7)	(101.0)	(101.4)
二三	(101.7)	(101.0)	(101.4)
二二	(101.7)	(101.0)	(101.4)
二一	(101.7)	(101.0)	(101.4)
二〇	(101.7)	(101.0)	(101.4)
一九	(101.7)	(101.0)	(101.4)
一八	(101.7)	(101.0)	(101.4)
一七	(101.7)	(101.0)	(101.4)
一六	(101.7)	(101.0)	(101.4)
一五	(101.7)	(101.0)	(101.4)
一四	(101.7)	(101.0)	(101.4)
一三	(101.7)	(101.0)	(101.4)
一二	(101.7)	(101.0)	(101.4)
一一	(101.7)	(101.0)	(101.4)
一〇	(101.7)	(101.0)	(101.4)
〇九	(101.7)	(101.0)	(101.4)
〇八	(101.7)	(101.0)	(101.4)
〇七	(101.7)	(101.0)	(101.4)
〇六	(101.7)	(101.0)	(101.4)
〇五	(101.7)	(101.0)	(101.4)
〇四	(101.7)	(101.0)	(101.4)
〇三	(101.7)	(101.0)	(101.4)
〇二	(101.7)	(101.0)	(101.4)
〇一	(101.7)	(101.0)	(101.4)
〇〇	(101.7)	(101.0)	(101.4)

(注) 1. 経済企画庁統計課調べによる。

2. 全国は都市、農村を各対四〇のウェイトで加重平均したものである。

3. ()内は対前年同期比。

このような消費水準の上昇は、三十四年度の高い経済成長率に比べれば、かなり低いものとみられるが、これは最近の消費支出が、景気変動にはそれほど影響を受けずに、上昇の一途をたどっていることの反映であつて、今後とも持続性のあるものと考えられるが、それだけに消費者物価が、前年とは逆に対前年度比一・六%も騰貴し、さらに三十五年度に入つてもその騰勢が続いていることは、消費生活面への圧迫を加重する重大な要因となるものと見込まれる。とくに年度半ばの九月末(三十五年)の最近、消費者物価の値上がり相次ぎ、その騰貴抑制が大きな問題になつてきたので、池田政府は九月三十日の閣議で「消費者物価対策」を決めたが、企画庁に連絡協議会を設けるということ以外、何らか実効的な対策を生み出すとする服案もないようである。国民の不満は、このようなお座なりの物価対策で選挙前の当面を切り抜けるだけではごまかされないのである。雇用条件の変化や経済成長に伴つて、必然的に生じ易い物価の騰貴にどう対処するか、腰をすえて十分の論議と検討を加えるべきであり、それがまた高度成長政策を考える場合の重大前提だと思われる。

さらに、消費構造の近代化、国民生活の近代化といつても、事態の成行きに放置して所期できることではない。「消費者こそ王様である」と、消費者省の新設を提案したアメリカのキフオーバー上院議員の主張も漸くわが国でも

見直されてきたようであるが、総理府の「家計調査」に

ぼつて来ない少なくとも国民の一割以上を占めると思われる低所得階層の生活を捨象して、総合的な「消費者行政」があるわけではない。なるほど現在でも、国民の生活について多くの官庁がある。食生活については食糧庁をはじめ農林省企業市場課、厚生省の栄養課、食品衛生課、乳肉衛生課。衣生活では通産省繊維局。住生活では建設省住宅局。環境施設では建設省計画局、厚生省公衆衛生局、通産省公益事業局、運輸省自動車局など。教育娯楽は文部省初等中等教育局、大学学術局、社会教育局、通産省商務課など。さらに社会保障、医療は厚生省の各局がいつたぐあいである。しかしこれら官庁の各部署が、これまで国民生活の向上という目標に、総合的な機能をどれだけ發揮できるよう動員されてきたかとなると、肯定的にはなびとからも認めては貰えないであろう。もちろん「国民生活向上」の目標といつても、きわめて相対的なものであり、それぞれの主観もあつて、一概には論じえないことではあるが、さきに「労働経済概観」の項でも触れた経済審議会長期展望部会の「二十年後の日本経済」の中で、「二十年後の生活」に言及しているところによれば、国民総生産が二十年後に現在の四倍になると、個人の消費支出も平均して現在の三倍半にふえるが、特に飲食費は二・五倍しかふえないのに、被服費、住居費、教育娯楽費は四、五倍にふえ、現在

のオランダやノールウエーの生活様式に近い形になつていく。とりわけ住宅様式が変化することによつて家庭電化が進み、壁掛けテレビや冷暖房などの家庭用電気器具の新製品が次々と現われてくるだろうし、量産で値段が下がれば普及度もさらに想像以上に広がるだろう。自動車はいまの千人に二・七台が四十二台に、電話は二軒に一台の割合で備えられよう。食生活も肉や牛乳が米食を押しつけ、住居も畳中心から洋風との折衷型にかわり、上水道も総人口の九五%に普及し、非衛生な川水の飲用もなくなる。また下水も都市の九〇%以上に完備し、テレビを見ながら汲みとり便所の悪臭に悩まされるような半端な生活様式も多少はよくなる。公衆衛生の面でも施設が整えば「貧しさ」に起因する伝染病や寄生虫病も克服できるに違いない。他方、サービスの価格は上昇するが、生産性の向上によつて労働時間は短縮するので仕事の余暇利用、いろいろなレクリエーションが発達して生活内容も多彩になつてくる。羽田空港では国内線が二十分か三十分毎に発着できるようになる計算だから旅行も快適になり、モーターボートやヨットの利用も盛んになり、さらに賃金が高水準になれば教育面でもゆとりができ、人的能力の育成も進んでくる。それに二十年間に国土の保全、災害防除、大都市集中の是正、鉄道輸送の合理化、社会福祉施設の改善などが政策的に進めば、国民生活も質的にかなり向上してくるだろうと。まあこ

ういふのである。

たしかに、二十年もたてば、現在当面している多くの難問もあらかた解決していくことは予想できなくないし、この報告が指摘するような形になるかも知れない。一部には二十年たつてもこの程度にしかならないのかと失望する向きもある反面、いくら遠い将来の夢を描いても現実に国民を苦しめている住宅難とか、ラッシュアワーの混雑をどう解決するのか、はつきり示さなければ無意味だという批判もあるようだ。しかし、既掲の個所でもふれたように、もともとこの報告作成の作業は、まず前提条件として、ここ二十年間、戦争や大不況が起らず、また政治経済体制に大きな変化がないことを前提に、日本経済がもつとも高く成長する場合(前半十年を年七%、後半十年を五%)と、低く成長する場合(前半六%、後半四%)の上限、下限のワクを決めている。この場合、経済の諸要素の相互関係を簡単なモデル体系であらわすことにし、目標として「西欧並みの所得水準」に到達した場合を考えて、ここから成長率を割出し、それを二十年間に実現するために現在の諸要素間の関係がどう変わり、またそのためにどういふ条件がなければならぬかを検討し、そこから再び二十年後にあるべき望ましい姿を捉えるという手法をとっている。こうして出来上がった試算の結果が以上の如き生活内容であつたのである。したがつて、まず前提の「前提条件」が変わつ

てくれば、その見通しは全く違つて来ようし、すでにその「前提条件」そのものが全く不確実な事柄に属する性質のものであるばかりでなく、いわば社会科学のみにて不見識極まるものといつてよい。また二十年後に日本がやつと西欧なみになつても、そのころには西欧はさらに日本を引離して発展しているに違いない。ソ連が「米國に追いつき追い越せ」を目標にしているのと違つて、この発展はつねにあと追いつきどまつていく。この種の長期展望は現在各國の流行現象になつていくが、今後まとめられる池田内閣の「所得倍増」計画の基礎資料として、この報告が意味をもつのだとされているとすれば、國民はむしろ、このような無意味な計画の背後に、現実の國民生活上の諸問題の解決がうやむやにされる恐れのあることを十分に監視する必要がある。

五 労働条件

(一) 概況

労働者の企業内就業条件は、新しい生産設備の導入やオートメーションなどがもたらす労働の強化や作業の濃密化に伴う疲労の累積や、その結果としての災害の増加などに対する対策としても、ここ数年來種々の改善が、企業の

大小を問わず、加えられることによつて、年々向上しているとみられるのであるが、労働者の生活に直接関係ある賃金や福利厚生施設については、それが一般に当然のこととして処理されてきた反面、賃金と並ぶ重要性をもつ労働条件としての時間や安全の問題については、それが生活に間接的な問題であるためか、或は労働組合、というよりは、日本人そのものが昔からそれにルーズな觀念しかもつていないせいにか、かえつて停滞ないし悪化の状況さえみられるという事は、労使ともに、これら労働条件に対するいはば近代的な考え方の未成熟すら感ぜしめるものといつてよい。ここでは既掲の「賃金」を一応別として、主として労働時間、労働日数、労働強度並に種々の労働環境（労働の危険度、作業現場の衛生状況）など、生産の現場における労働条件について、その現状を分析し問題点を捉えることにした。

まず労働時間については、何よりも労働時間短縮問題が、この数年來の論議のいわば決着点ともいふべき段階にいまや到達しつつあることが挙げられねばならない。とくにこの労働時間短縮問題については、去る六月（一九六〇年）上旬開かれたILO第四十四回総会でも議題として取り上げられ、第一次討議を行なつたが、大勢は週四十時間制採用の方向で、來年度にはこれを条約とするか、勧告の形式とするかを決定する段取りになつていくことからし

て、わが國の労働界でもかなり広くとりあげられ、論争も頗る活発化してきた。これまで最もその実施が困難視されている交通運輸機関関係の労組もこの問題を取りあげ、この秋から來春にかけては労使間の本格的な交渉に持ち込む構えを示しているという。ことにここ数年來、時間短縮問題がこじれて公労委の調停段階に持ち込まれている国鉄労組、動力車労組の場合は、関係者代表を外國に派遣して実情調査を行なうということでも新しい段階を迎え、再び注目を集めている。国労、動力車の場合は調停が現在一時的に中断されているが、調停再開を前に外國の情勢を調査して参考にするになつたもので、このため国鉄本社の河村職員局長、公労委の枝広調査官、国労の中川財政部長、動力車労の福本組織部長らは、去る九月二十六日羽田発でヨーロッパに向い、仏、英、西独、伊の各國で労働時間短縮の実施状況、短縮の手段、雇用との関係などについて交通機関を中心として調査して来ることになつており、このように労使が外國に調査団を送るといふことは、他の企業での時間短縮問題の解決についても、何らかの示唆を与えるものと思われる。

一方、総評、全労もともにこの問題を当面の要求として大きく掲げているが、総評は「①合理化、技術革新に対する雇用の確保、②労働強化の排除、③生活上の向上のための余暇の増大、という立場にたつて基本目標を週四十時間五日

労働制におき、全産業的な統一斗争をもつて戦う」との基本方針をとつている。これに対し全労も、この問題は世界的傾向であるとして、すでに三十一年に週四十二時間制の方針を打ち出し、これをさらに発展させて「まず官公庁と銀行を手始めとし、大企業などから一日労働七時間ないし八時間、週休二日の実施を要求する」方針であると伝えていく。すでに全労は去る二月二十九日、週二日休日制について日経連と話し合いを行なつたし、総評はまたすでに今年春に労働時間短縮要求を掲げて斗つた。経営者陣営でも松下電器の松下幸之助社長のように「五年後に週二日休日制を実施する」と約束する人も現われたが、大部分の経営者たちは、異口同音に「時期尚早」を唱えている。最大の理由はもちろん、時短による商品コストの値上がりや恐れるからでもあるが、現状の認識においても労組との間に若干の喰違ひがあるようである。

賃金と並んで最も重要な労働時間の短縮を労働組合が要求するのは当然であるが、最近それが特に強く要求されるようになつたのにも十分の理由があるといわれている。それは第一に、労働組合をして労働時間短縮を大きく取上げさせるところまでに賃金水準が高まつてきたことであり、第二に生産性の向上に伴つて雇用をいかに確保するかが問題になつてきたことである。たしかにこうした意味からすれば、労働時間短縮が問題になつてきたことは好ましい

ことといえよう。しかし実際問題としてみると、時短にはむしろ賃上げ以上にむずかしい問題も横たわっている。もちろん時短を賃上げの手段と考える場合は別である。本来の労働時間短縮は、単に労働協約などで定めた労働時間（いわゆる所定内労働時間）を短縮するのではなくて、文字通り「労働」時間を短縮することであり、賃金の代わりに「余暇」をふやすことでなければならぬ。労働時間短縮を賃上げの手段とするのなら、労働時間の短縮などといわずに、はつきり賃上げを要求した方がよいということになる。現在の日本の賃金水準は、いかに大企業での最近の上昇率が高いといつても、すでにみたように、賃金よりも余暇を希望するほど高くはない。しかも、日本における労働時間短縮は、まだ肉体的な過重労働を減らすという段階にあるのではないか。それは大企業にあつても残業の多いところには当てはまるであろうが、中小企業では明らかに肉体的に過重な長時間労働が行なわれている。週休制が満足に行なわれていないことも周知の通りである。したがつて、まず現在の週四十八時間制を徹底させることこそ重要だということになる。週四十八時間制と週四十時間制とは、同じ労働時間の規制といつても、一方は長時間労働の問題であり、他方は余暇の問題である。すべての労働者が余暇を楽しみたいといつた状態にあるならともかく、まだまだその前の段階にある人々の多いのが、日本の労働者

の実情であるといつてよい。こうした認識から、日本の労働者の時短斗争も、最近では合理化反対斗争の中に組み込まれて登場するようになり、総評でも一九六〇年度運動方針で、前記のように合理化反対斗争として「雇用の確保、労働強化排除、余暇の増大」という立場を打出すに至つたので、日本の時短問題も漸く、その本来の姿で処理される方向に向いつつあるものといつてよい。

ところで三十四年の労働時間の一般的動向はどうか。いま「毎勤」によつて、調査産業総数の月間平均労働時間の推移をみると、次の第七十表の如くである。

第七十表 労働時間の推移（月間平均、調査産業総数）

年	総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
二九年平均	一九三・六	一七七・五	一六・一
三〇年	一九四・八	一七八・四	一六・五
三一年	一九九・三	一八〇・一	一九・二
三二年	一九八・三	一七八・四	一九・九
三三年	一九八・〇	一七九・六	一八・四
三四年	二〇〇・一	一七九・三	二〇・八
三四年上期	一九六・五	一七六・六	一九・九
三四年下期	二〇三・七	一八二・〇	二一・七

（注）労働省「毎勤統計甲調査」より作成。

即ち、三十四年における労働時間は、前年後半以降の生

産の回復を反映して著しい増加を示し、調査産業総数で、労働者一人当たり平均月間総労働時間数は平均二〇〇・一時間となり、二十七年以降の最高である。これを所定内、所定外別にみると、前者の横ばいに対し後者が著しく増加したことを示している。また上下両半期別にみると、三十四年の増加は、もつぱら下期の所定外労働時間の増勢によることを示唆している。

次に労働災害については、それが年々増勢をいささかも弱めていないという点に、何よりも問題がある。今年もまた労働省の主張で七月一日から「全国安全週間」が実施されたが、とくに今三十五年は産業災害防止総合五カ年計画が実施されてから三年目に当たり、七月一日を「国民安全の日」と定めたほど、全国の事業場、業種団体、安全関係団体の自主的な安全活動を促進する一方、安全思想の一般の普及に力こぶを入れている。たしかに産業災害の現状をみると、安全思想の普及につれて事業場などにおける安全活動も活発になり、「死傷年千人率」（労働者千人当たり一年間の死傷者数）は大企業では順調な減少線をたどり、中小企業でも三十三年を峠として最近では減少の兆しが現われているが、しかしその反面、産業災害の件数そのものは年を逐つて増加する傾向にあり、殊に昨三十四年以降は、好況に伴なう雇用の増加もあつて、災害の方も大巾増加の傾向を示しており、一概に喜んでばかりいられない実情に

ある。いまその一般的動向を、労働の危険度をあらわす諸指標の推移についてみると、次の第七十一表の如くである。

第七十一表 労働災害の諸指標（調査産業総数）

年	千人率	度数率	強度率
三〇年	二八・一八	二四・四九	二・五九
三一年	二八・三九	二二・九九	二・三五
三二年	二八・〇七	一九三・九	九〇・七
三三年	二八・四一	二二・三五	二・三八
三四年	二七・三九	一九七・二	二〇・三三
三四年	二六・六九	一九〇・八	二・〇五
三四年	二六・四	一八・七一	八六・一
三四年	二六・四	九二・二	一・九一

（注）千人率は労働省「災害月報」による（全産業）。

度数率及び強度率は労働省「毎月労働災害統計」による（調査産業総数）。

千人率（災害率）は、労働者千人当たり休業八日以上の死傷災害件数。

強度率は、百万労働時間当り休業一日以上の死傷件数。

強度率は、千労働時間当りの労働損失日数。

（一）内はいずれも対前年比。

即ち、これによると、労働災害の発生を雇用量との関係において示す千人率は、三十四年が雇用の伸びの著増のため、災害件数の増加にもかかわらず二六・七と前年より微

減している。また労働時間数との関係でみた度数率も、総実労働時間数が前年より七・六%増加したのに対し、発事件数では逆に〇・七%減少したため、前年より七・八%(三十三年は一〇%減)の低下となった。さらに、労働損失日数によつて災害の重軽度を示す強度率は、主として大規模事業所における安全管理が充実したためか、三十四年も引続き低下をみせたが、労働災害のなかでも損失日数の高い死亡及び永久全労働不能災害(労働災害の結果、永久的に労働が出来なくなったもの)が前年より七三件もふえたため、低下の中は前年の一四%減からほぼ半減して六・八%減となった。

(二) 労働時間の動向

前述のように、当面のわが国の労働時間問題は、労働時間短縮問題に集中されているが、その実情はむしろ、現在の残業を含む長時間労働を合理化の進行過程の中でいかに処理するかという複雑な態様をとっており、とくに中小零細企業における全般的な労働時間の延長という最近の傾向は、わが国の八時間労働制の実施が、今次大戦の遺産として外部から供与されたという主体的条件の未成熟を、なお依然として残存せしめている矛盾の反映にほかならない。このことを一応念頭において、以下の分析に入らう。まず、前掲第七十表にみたように、総実労働時間につい

ていえば、三十四年は三〇人以上の規模の調査産業総数で月間二〇〇・一時間、対前比一・一%増を示したが、これを産業大分類別に見ると(本年鑑資料篇付属統計表第七表参照)、月間二〇〇時間を超える産業は、建設業(二〇七・四時間)、製造業(二〇四・七時間)の二産業で、他の大分類産業はこれを下回り、金融保険業(一七八・四時間)が最も短い。また三十三年に比べて増加した産業は、製造業(一・六%)、運輸通信業(〇・三%)、電気ガス水道業(〇・三%)であり、逆に減少したのは鉱業(一・三%)、卸売小売業(〇・三%)、金融保険業(〇・二%)の三産業であつた。このように、三十四年における労働時間の増加は製造業が中心をなし、かつ産業間にかつ軒なみに増加したのと比べ著しい特徴といえる。さらに総実労働時間数を所定内、所定外に分けてみると、所定内労働時間は、電気ガス水道業を除いて各産業とも微減しているのに対し、所定外労働時間は鉱業、電気ガス水道業が三十三年から引続いて減少したほかは、いずれの産業も著しい増加を示し、とくに製造業における所定外労働時間は、次の第七十二表にみるように、三十三年に比べ年平均で一七・二%増となつている。これを上、下期に分けてみると、上期一四・一%増、下期一九・七%増と下期に著しい増勢を示している。そのほか、卸売小売業、運輸通信業も

第七十二表 労働時間数、日勤日数の対前年同期増減率(%)

調査年	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		日勤日数	
	調査総数	製造業	調査総数	製造業	調査総数	製造業	調査総数	製造業
三一年平均	二〇・一	二・九	一・〇	一・〇	一五・〇	二一・〇	一・三	一・九
三二年	△〇・五	△〇・七	△〇・九	△〇・〇	△三・六	△一・八	△一・二	△一・二
三三年	△一・〇	△一・六	△〇・一	△〇・三	△八・九	△一・七	△〇・〇	△〇・四
三四年	△一・一	△一・六	△〇・二	△〇・一	△三・〇	△一・七	△〇・〇	△〇・四
三三年上期	△一・八	△二・八	△〇・六	△〇・八	△二・一	△一・七	△〇・四	△一・七
三三年下期	△〇・二	△〇・五	△〇・三	△〇・二	△四・六	△五・九	△〇・〇	△〇・四
三四年上期	△一・〇	△一・七	△〇・二	△〇・三	△九・三	△四・一	△〇・〇	△〇・四
三四年下期	△一・一	△一・六	△〇・四	△〇・四	△一・〇	△一・七	△〇・四	△〇・八

(注) 労働省「毎月勤労統計調査」
△印は減少。

上期から下期にかけてそれぞれ三・四%増から四・八%増、五・二%増から一六・七%増へと増勢を強めており、また電気ガス水道業も上期の四・八%減から下期には四・一%増に転じている。なお三十四年には製造業の主要産業をみても所定労働時間にはほとんど変化は認められないので、所定内労働時間の減少は出勤日数の減少に因るものと考えられる。

そこで、次に製造業の三十四年における労働時間の水準に焦点を集中してみよう。まず、製造業合計では、規模別にみて、五〇〇人以上が一九六・四時間、一〇〇〜四九九

人が二〇五・九時間、三〇〜九九人が二一四・三時間、五〜二九人が二一三・四時間となつている。これを製造業中分類別に労働時間の長短を概観すると、五〇〇人以上の規模で月間二〇〇時間を超える産業は、中分類二〇産業中一〇産業であり、木材木製品の二二〇時間が最も長い。また最も労働時間の短い産業は化学の一七八・九時間で、木材木製品との格差は、化学を一〇〇にして一二三・一である。次に一〇〇〜四九九人の規模で二〇〇時間を超える産業は一七産業で、二〇〇時間を下回っているのは僅か三産業である。この規模でも両極端は木材木製品と石油石炭製

品で、格差は一一六・一と、上の規模より減つた。次に三〇〇九人の規模になると、二〇〇時間を下回るのは化学だけで、他はすべてこれを上回り、中でも出版印刷、金属製品、機械、パルプ・紙の四産業は二二〇時間を超えており、出版印刷(二二三・三時間)と化学(一九六・九時間)との格差は一一三・四と四規模中最も格差が小さい。さらに五〇二九人の規模についてみると、二〇〇時間を下回る産業は、木材木製品、化学、石油石炭製品、窯業土石の四産業を数え、最も労働時間の長い産業として繊維、皮革等が挙げられる。長短の格差一一六・三は、一〇〇〇四九九人規模とほぼ同じである。次に製造業の所定外労働時間についてみると、規模による差はほとんどみられないが、産業別にかんがると、月間三六時間の所定外労働時間を記録する出版印刷、次いで三五・二時間の鉄鋼、三三・四時間の輸送用機器、そのほかに機械、非鉄金属、金属製品など、好況を続ける金属機械関連産業の三〇時間を超す所定外労働時間は、他産業を大きく引き離している。

ともあれ、前掲のように三〇人以上の規模の労働時間の増加は、専ら所定外労働時間の大きな増加によるもので、このため所定外労働時間の総実労働時間のうちに占める割合は一一・六%となり、三十一年の九・一%、三十二年の八・九%を上回っている。所定外労働時間はすべての産業

で増加しているが、たばこをはじめ、機械、非鉄金属、鉄鋼、ゴム、皮革、電気機器、金属製品等の産業では、三十年に比べて二〇%を超える大巾な増加で、金属機械関連産業ではとくに下期に増勢が強まっている。なお五〇二九人規模では、所定内、所定外別の労働時間の調査結果がないので、所定外労働時間の増加を確かめることはできないが、出勤日数がほとんどの産業で三十三年と保合か、増加してもせいぜい一%程度なので、前述した金属機械関連産業の総実労働時間数四%〜三%の増加は、所定外労働時間の大きな増加がもたらしたものと推定されるのである。

次に、労働時間の制度面を、三十四年度「労働時間制度調査」(三十四年十月)によって概観してみよう。

(1) 交替制 交替制を実施している事業所は、繊維、化学、非鉄金属では六二・九%と五二・二%と半数以上を占めるが、機械三業種(機械、電気機器、輸送用機器)は一・九%と一七・〇%でかなり低い。これを交替勤務に従事する労働者の割合で見ると、繊維において最も高く五五・四%を占めるが、化学、第一金属ではそれぞれ三六・一%、四一・一%、機械三業種では四・二%と三・四%と少数の労働者にとどまつている。これを三十二年に比べると繊維、電気機器で微減したほかは、いずれも増加している。またこれらの労働者を交替勤務の種類別にみると、繊維及び機械三業種はそのほとんどが二交替勤務である

が、化学、鉄鋼、非鉄金属では三交替勤務の労働者の方が多数を占めている。なお、企業規模別にみると、一般に大企業に交替制を実施している事業所が多く、三〇〇九人の小企業では繊維(三三・〇%)、化学(一七・〇%)を除くと、いずれも七%に満たない。

(2) 所定労働時間制の労働者分布 所定労働時間制の労働者分布をみると、大部分の労働者は七時間または八時間を所定労働時間としている。しかし産業別にはかなりの差がある。化学、鉄鋼、非鉄金属、輸送用機器では、七時間勤務の労働者が六〇%以上を占めており、八時間勤務の労働者は非鉄金属で二〇%、輸送用機器で一三・三%、化学鉄鋼では一〇%以下である。これに対して繊維では七時間三十分と五九分と八時間労働者を合計すると九三・〇%となり、大多数の労働者がこれに含まれる。そのほか機械では、七時間三〇分未満とそれ以上の労働者が半々となっており、電気機器では七時間三〇分と七時間勤務の労働者で全体の六二・七%を占めている。また規模別の所定労働時間を労働者の分布によつてみると、七時間の労働者分布では、各産業大規模ほど高くなり、一、〇〇〇人以上の企業では、鉄鋼、非鉄金属、輸送用機器、化学では八一・九%と六六・〇%となつている。一、〇〇〇人未満の事業所との間には、鉄鋼を例外としてかなり断層がみられ、とくに三〇〇九人の小企業では、化学を除いてその比率は七%に

満たない。これに対して、八時間勤務の労働者の分布は逆に小規模ほど高く、三〇〇九人では各産業とも五割を超えており、中でも繊維、輸送用機器ではそれぞれ九一・七%、八五・九%と著しく高い。なお繊維では大企業においても、七時間四五分が多く、中小企業における八時間とそれほどの差はみられない。

(3) 労働別労働時間 製造業における生産労働者と管理・事務及び技術労働者の総実労働時間数の格差は、前者の生産労働者を一〇〇として後者は九六・八となつている。これを所定内、所定外別にみると、所定内格差はほとんどみられないが、所定外格差は、すでに二十八と三十一年において拡大し、三十一と三十四年には余り変つていない。

(三) 労働災害の動向

労働者の調査による三十四年(一月〜十二月)一カ年の全産業での死傷者数をみると、次の第七十三表の如く、死亡者は五千五百九十五人で前年の五千四百十三人に対し八・八%増、重傷者(休業八日以上)は四十万二千五百二十八人で前年の三十七万三千八百十五人に対し七・七%の大巾増で、従来にみられない激増を示している。これを業種別にみると、死亡者数では建設事業が全体の三六%の二千七十八人を占めて最高で、製造工業がこれにつき、以下鉱業、農林業、運輸事業、貨物取扱事業が続いてい

区分	事業労働者数	延労働時間数	死傷件数		度数率	損失日数	強度率	日数	延休業	
			死亡	休業					日数	対前年度増減率%
三三年度 (三三・四〇・三三・三三)	五三,一八四	一,三三八,〇四四	三七九	四,三〇五	〇・三三	四,六四九	三・五	一,〇七六	三・七六	
三三年度 (三三・四〇・三三・三三)	五〇,七五一	七六,六四六	一七三	二,六三三	三・四五	一,四四六	二・〇二	三,九四一	三・三三	△
三三年度 (三三・四〇・三三・三三)	五〇,七五一	七六,六四六	一七三	二,六三三	三・四五	一,四四六	二・〇二	三,九四一	三・三三	△

(注)労働者調べ。△印は減少。

第七十四表 昭和三四年度上半期高率災害事業管理指導結果

傾向が現われていることは、さきにふれた如くである。この死傷災害の原因を百人以上の規模についてみると、最も多いのが「手動設備物の取り扱いによるもの」で全体の四三%を占めている。この中で目につくのは、落盤、物の飛来、倒壊によるもので一八・一%となっている。これに次いで「動力で運転する機械によるもの」の三四・一%で、この中では自動車など車輛によるものが二四・八%を占め、車輛の増加に伴う交通事故の増加を反映して年々その割合が高まっているのは注目される。一方、重傷災害の原因では「手動設備の取り扱いによるもの」が全体の七一・四%と圧倒的多数を占め、この中でも物品の取り扱い運搬中によるものが三四・五%と多いのが目立ち、死亡

と重傷の原因が異なっていることを示している。また三十四年一カ年間に発生した重大災害(一時に三人以上の死傷者を伴った災害)の件数は三三三件(前年は二二二件)で、前年に比べて一〇六件もふえ、労働者で計画した産業災害半減五カ年計画にむしる逆行した傾向がみられ、災害防止の徹底的な処置が強く望まれている。これら重大災害の事故の種類をみると(三十五年三月一日現在、労働省労働基準局安全課発表)、自動車事故の一〇〇件(昨年五三件)をはじめ、爆発五九件、土砂岩石崩壊三七件などが目立っている。このうち爆発事故では発破、爆発性料品、可燃性ガス等の爆発で重大災害を惹起したものが特に注目された。業種別では、建設業が一九三件(昨年

る。重傷では製造工業が十四万三千九十九人で最高となり、これに建設事業、鉱業、貨物取扱事業、農林業、運輸事業が続いているが、製造工業、建設事業の二業種が全体の過半数を占めている。全体としても鉱業を除く全産業で、死亡、重傷がいずれも年々増加の傾向をたどっていることを示している。鉱業だけは死亡者が三十三年の八百八十一人に対し昨年は七百八十八人、重傷者は三十三年の五万五千

三百三十一人に対し昨年五万二千九百九十五人といずれも減少しているが、これについて労働省では石炭産業の不況が原因であるとみている。これに対して全産業を通じてみた死傷千人率では、既掲千人率では二十九年二九・八、三十年二八・二、三十一年二八・四、三十二年二八・四、三十三年二七・四、三十四年二六・六と減少の傾向を示しており、死傷の件数はふえながらも年千人率ではそれと違つた

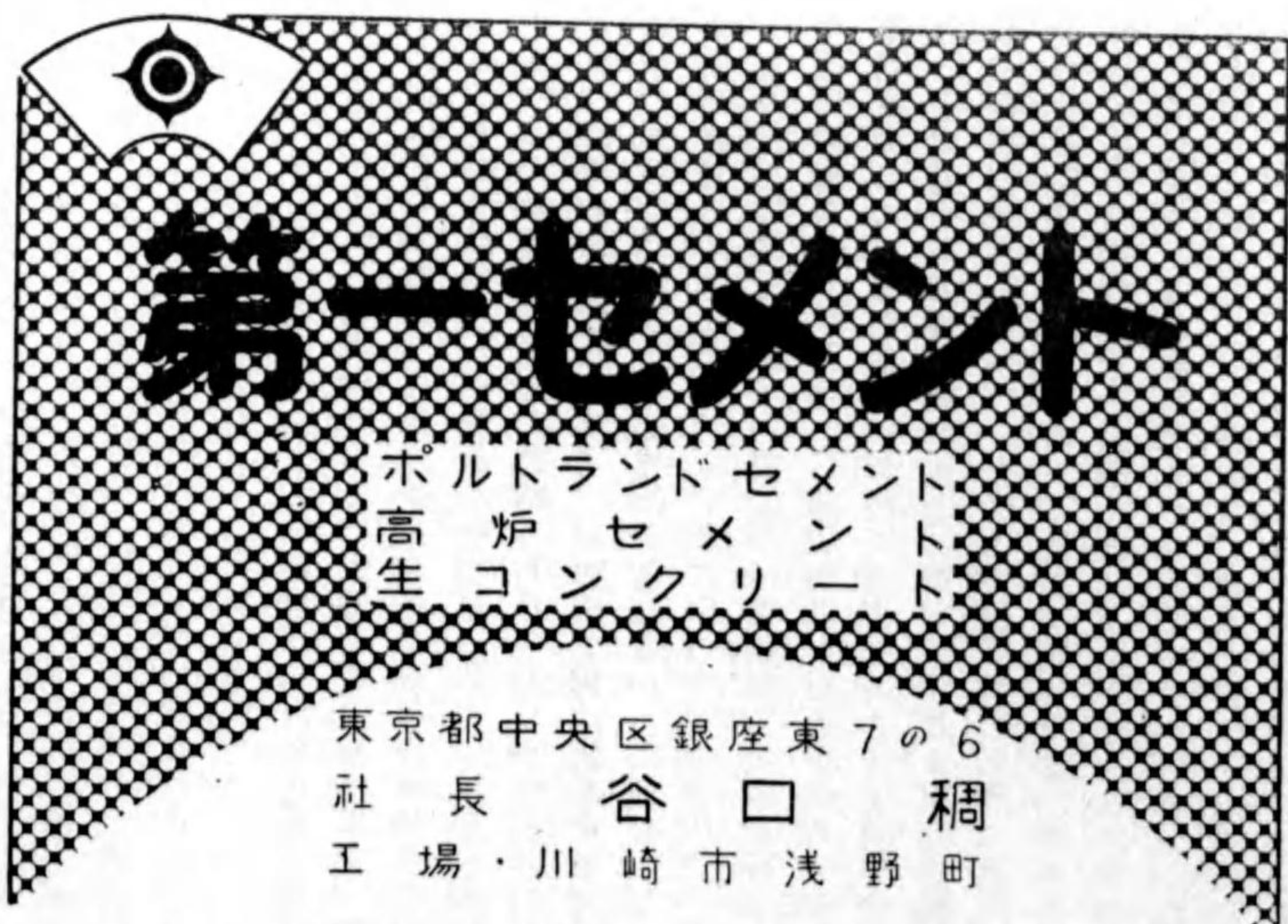
第七十三表 産業別死傷災害件数 労働省労働基準局安全課

産業別	死傷計		死		亡		休業八日以上	
	昭和四年 一二月	昭和三年 一二月	昭和四年 一二月	昭和三年 一二月	昭和四年 一二月	昭和三年 一二月	昭和四年 一二月	昭和三年 一二月
合 計	四八,一三三	三九,九六九	二九,一三三	二〇,八三六	五,一四三	四,八八〇	三三,八五五	二六,七三三
鉱業を除く計	三三,七四〇	三三,七四六	一九,八〇七	一九,八〇七	四,二六三	四,二六三	二八,四八四	二八,〇九九
製造工業	一四,四九九	一三,八八八	一,一〇〇	九八七	一〇三	一〇三	一四,〇三九	一三,四九八
建設事業	五,六三三	五,三三三	八八	八八	△九	△〇六	五,九九五	五,三三三
運輸事業	一五,〇〇〇	一〇,五〇〇	八九	八九	一,七五	一,七五	一三,九三三	九,〇六七
貨物取扱事業	二〇,四七〇	一九,二二八	六五	六五	三六	三六	二〇,一〇三	一八,九〇〇
農林業	三,五二二	三,七六八	二九七	二九七	三三	三三	三,二三四	三,四七九
漁業	七,八〇五	六,五〇四	四九	四九	△二	△二五	七,三三三	六,七七一
その他の事業	五,二九六	四,八七六	四三	四三	三三	三三	五,〇五四	四,六四四
その他の事業	一〇,九七七	九,〇〇二	二〇〇	二九	二六	五七	一〇,四九六	八,七八八

(注) いずれも十二月分までの災害月報を集計したもので、昭和三三、三四年一二月の間に発生した休業八日以上の死傷災害で十二月末日までの未報告分は含まれていない。△印は減少。

炭、皮製はき物などの製造業をみても、各国がいずれも四％以下なのに、わが国だけは二一・一四％である。このように諸外国とは事情が違うわが国の労働時間短縮を実現するには、どうしたらよいかということが今後の課題となる。

また労働時間にゆとりがなければ、事故の発生も必然に避けがたくなり易い。日本の「低賃金」と昔ながらの刻苦精励の倫理が、時間を無視して働くことに、一つの固定的な観念なり思想として結びついてきたとすれば、疲労や災害が労使のいずれからも軽視されてきたのも決して偶然ではない。賃金と同じ基準に、時間や安全が重視され、徹底化される正しい態勢が、まず何よりも打ちたてらるべきであらう。



第一セメント

ポルトランドセメント
高炉セメント
生コンクリート

東京都中央区銀座東7の6
社長 谷口 稗
工場・川崎市浅野町

一〇五件)で、全件数三三八件の大半を占めて最も多く、ついで製造工業六七件(昨年六九件)となつてゐる。製造業が昨年より若干減つたのみで、他はいずれも増加しており、製造業関係の安全対策が進んでいることが一応窺える。建設事業でふえたのは、工事量の増加、電源開発等によるものが多い。全般的にはやはり生産・雇用の伸びによる影響が、以上のような事故量のふえた最大の契機となつてゐるわけだが、その原因はもつと別個に究明されるべきであらう。

労働省では例年全国から高率災害事業場を選定して、これが度数率、強度率、死亡災害件数などの減少を目標として指導を行なつてゐるが、三十四年度上半期(三十四年四月と九月)の指導結果をみると、前の第七十四表の如く、前年度に比べて度数率、強度率ともそれぞれ前年ほど減つていないが、度数率二三％、強度率四三％とかなり減少している。もちろん上半期のみをみた結果で、下半期における一般的災害件数の増加傾向をみると、必ずしも樂觀を許せない。

(四) 時間と安全への正しい態勢へ(むすび)

技術革新や合理化が進むにつれて、しかも経済の好況という明るい見通しの下で、一方に労働時間がいよいよ増大し、労働災害がますますその件数を累増しつつあるという

ことは、何んといつても奇妙な事態でなければならぬ。日経連の調査によると、官庁、銀行、大企業の所定時間は欧米なみである。官庁の一日所定時間は八時間(うち休憩一時間)、土曜半日で、実働週三十八時間、また銀行は開店時間は一日六時間、休憩四十二分で実働週四十二時間、その他電力、鉄鋼、紡績(二交替制)なども週四十二―三時間となつてゐる。ところがそれはあくまで「所定時間」で、実際は所定外時間を積み重ねるために長時間労働になつて見える。しかも「大企業ほど所定外時間は多い。日経連加盟千五十三社の規模別実働時間調査によると従業員百人未満の企業でも所定時間四十八時間以上のところは八・六％しかなく、かつたことでも明らかである」という。つまり所定外労働時間で生活費をふやそうとする結果だというのが日経連の見方である。だから日本労働組合総同盟が翼下の組合員三千五百人を対象に調査した際、残業時間は現在のままか、あるいはそれ以上にふやしてほしいと希望するものが八五・六％あるのも当然だといふのである。事実、わが国の現金総額に占める所定外労働、休日労働手当の割合は、諸外国に比べてケタはずれに多額である。三十二年のILO資料によると、機械器具製造業ではオーストリア、仏、西独などの労務費(外国の場合は福利施設費を含む)に占める割合は二―三％程度だが、日本では一三％弱、また造船では一―四％に対し一五・一％、その他製鉄、石

第二篇 労働行政

一 一般労働行政

(一) 概況

三十五年七月、池田内閣の発足によつてカムバックした石田労相は、その再登場以来、労使両陣営から好感をもつて迎えられているという。さきに第一次岸内閣の労相として、そのけんらんたる打上げ花火にも似た魅力を国民大衆に印象づけたまま、みのり少なく三十三年六月退陣して以来マル二カ年、その間の倉石・松野両労政にかなりの不満と反撥を感じていた国民大衆にとつて、「石田労政」の復活は一つの希望的人事であつたらうし、さらに幸か不幸か、労相に返り咲きの彼を待ち受けていたものが、血の雨降りかねまじき三池争議であつたということ、早速これが流血の不安を解消し、この半年あまり直接・間接に、日本の労使関係全体に微妙な影響を及ぼしてきたこの争議そのものの解決にも、一応のメドを与えた彼の機動的な振舞

いが、ジャーナリズムの上でも好評を博したということからであろう。同じ自民党政府での労働行政である以上、そこに何ほども本質的な差異や変化が起りうるわけではないのに、その間に何らかの動きを感じせしめているように見えるのは、労働大臣その人の個人的な「もち味」といわれるよりは、その背後にかくれて、事態の変化に照応する労働政策の焦点に、何らかの転換がみられるからに他ならないとも考えられるのである。

もともと労働行政は、一方において雇用・失業や賃金その他の労働条件の改善ないし矛盾解消を目的とする労働経済行政として、また他方において「よりよき労使関係の確立」を所期する労働運動行政として、いずれも現行労働法規の条項に依拠しつつ、いわゆる労働問題の処理に遺漏なきよう要請されているものであるが、昭和三十二年の初頭に始まる岸自民党政府の労働行政は、その第一次内閣のとき以来、着々と安保体制深化への布石をうつつきてきた基本政策の一環として、労働組合の懐柔と弾圧を兼ねた政策として現われており、第一次石田労政の場合といえども、

たとえば仲裁裁定は遵守するが、組合も違法行為をやめてくれという、いわば普通の世論に訴えるようなスローガンを掲げて組合の中に一つの釘を指し込んでいく。具体的にはILO八七号条約問題からんで、全通の違法状態が正常化されない限りは批准しないといつて、批准をして貰いたいという空気の中に今度は全通の現状に対して一つの分裂のエサを投げかけてみる。こういった組合の分裂を促進する方向にもつていくと同時に、組合の実力行使に対する検挙数とか起訴数とか、或いは懲戒処分事例というものが、非常に多くなつていたし、そのまま倉石・松野の両労政にも引き継がれていた。ことに岸政府になつてから新しい弾圧の分野を広げたといわれるのは、これまでほとんど使つていなかった刑事責任規定というようなものを労働運動の分野の中にもち込んで行き、その反映として警察の組合運動に対する出方がかなり質的に違つてき、ほとんど完全に使用者と一体化した形で組合運動に臨んでいるという実例がいくつか数えられるまでに、組合運動に対する強硬策が目立つてきていたのである。少なくとも岸政府の下での労働行政は、偏に懐柔と弾圧の労組対策に終始してきただといえるのであり、賃金その他労働条件や中小企業労働者の保護といった労働経済面での政策の貧困は、もはや何んとしても糊塗しえない不満と反撥に直面していたといえる。再任直後の石田労相は、今後の労働行政のあり方として、労働争議や労働運動を対象とする労働組合行政より

も、賃金、雇用などいわゆる労働経済面を重視していきたいといつた意味のことを語っている(七月二十一日付、日本経済新聞)。これは当然そうあるべきで、特に最近の労働経済には、すでに本年鑑第一編でもみたように、従来と違つた構造的な動きも現われている折柄、一般に注目されるところでもあらう。

しかも労働組合行政(いわゆる労政行政)も、三池争議が終つたからといつて、一息入れておられるような労働情勢では決してない。現に石炭経協は、重油の自由化に備えて、三年間に十万人近い炭鉱労働者を整理する考えを明らかにしているし、問題の三井鉱山でも今回の整理は「序の口」だといふ考えをしばしば言明している。総評が三池争議に空前の「物量」を投入して決戦を挑んだということも、一つにはここを将来の首切りに対する防波堤と考えたことにある。たとえ三池争議が一段落しても、石炭産業では随所に同じような紛争が発生する導火線がちらばつている。すでに筑豊の中小炭鉱では、去年の春から数万の坑夫が意思表示の方法もなのまま、ヤミからヤミに職を追われ、そこにも政治への不満がよどんでいるという。だが問題は石炭だけではない。池田政府の手で推進されると思われる貿易・為替の自由化政策は、すでに繊維関係で人員整理や配置転換の紛争を生じており、この傾向は直接国際競争の脅威にさらされるいくつかの産業にもはねかえらうと